第１章　令和６(2024)年財政検証の結果

第１節　財政検証とピアレビュー

１　年金数理部会における財政検証・財政再計算時のピアレビュー[1]

年金数理部会において行われる公的年金制度に係る財政検証・財政再計算のピアレビューは、平成13(2001)年の公的年金一元化に係る閣議決定において、当部会に対し、被用者年金制度の安定性、公平性の確保に関し、財政再計算時に検証を行うことが要請されたことによるものである。平成27（2015）年10月に被用者年金制度が一元化されたことに伴い、公平性の確保は達成されたことから、当部会のピアレビューでは、厚生年金に加え国民年金も対象とし、公的年金制度の安定性の確保に関し検証を行っている[2]。

本報告書にとりまとめた「公的年金制度に係る令和６(2024)年財政検証のピアレビュー」は、「平成 16(2004)年財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」、「平成21(2009)年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証」、「平成26(2014)年財政検証・財政再計算に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー ）」、「令和元(2019)年財政検証に基づく公的年金制度の財政検証（ピアレビュー ）」に続くものである。

今回の令和６(2024)年財政検証のピアレビューは、令和６(2024)年９月に財政検証の概要を聴取し、令和７(2025)年７月に財政検証の担当者からその詳細に関する報告を受け、そこでの提出資料を基に検証・評価を行った。その検証・評価の結果をまとめたものが本報告書である。

---

[1] ピアレビュー（Peer Review）とは同分野の専門家による評価のことである。平成16(2004)年改正財政フレームの導入以来、「財政検証」という言葉は、前述の厚生年金、国民年金の財政検証を指す場合が多くなっているが、元々は、平成13(2001)年の閣議決定により、当部会が行う検証のことを「財政検証」と表してきた経緯があり、この両者を区別するため、当部会における検証を「財政検証（ピアレビュー)」としてきたが、本報告からは「ピアレビュー」と表記することとした。

[2] 厚生年金の財政が、全国民共通の制度である基礎年金制度を通じて、国民年金の財政状況の影響を受けるためである。

２　公的年金制度の概要

（１）公的年金制度の目的と現状

わが国の公的年金は、老齢や障害となった場合の、あるいは死亡した場合の遺族の所得保障を図るものである。

公的年金には、全国民に適用され基礎年金を給付する国民年金[3]と、被用者に適用される厚生年金保険（以下、「厚生年金」という。）がある。

わが国の公的年金は、古くは恩給及び官業共済制度を元とし、いくつかの制度が順次創設され、その後統合・一元化されてきた。平成 27(2015)年 10 月の被用者年金一元化直前は、国民年金と厚生年金のほか、国家公務員共済組合（以下、「国共済」という。）、地方公務員共済組合（以下、「地共済」という。）、私立学校教職員共済制度（以下、「私学共済」という。）があったが、国共済、地共済及び私学共済の厚生年金に相当する部分については、被用者年金一元化により厚生年金に一元化された。

こうして、厚生年金は全ての被用者が加入する制度となったが、被保険者の記録管理、標準報酬の決定・改定、保険料の徴収、保険給付の裁定等については、効率的な事務処理を行う観点から、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団（以下、「共済組合等」という。）を実施機関として活用することとされた。

（２）公的年金の被保険者と年金給付

図表 1-1-1 は、被保険者及び年金給付について、年金制度の体系を図示したものである。

国民年金については、厚生年金の被保険者（65 歳以上の者にあっては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限る。）は国民年金第２号被保険者となり、その被扶養配偶者（20 歳以上 60 歳未満の者に限る。）は国民年金第３号被保険者となる。国民年金第２号被保険者、国民年金第３号被保険者のいずれにも該当しない者（厚生年金適用とならない被用者、自営業者等、無職、学生）で 20 歳以上 60 歳未満の者[4]は国民年金第１号被保険者となる。

厚生年金については、適用事業所に使用される 70 歳未満の者が被保険者となる。厚生年金被保険者のうち、国共済の組合員は第２号厚生年金被保険者、地共済の組合

[3] 以下でみる財政検証における「国民年金」とは国民年金第１号被保険者に係るものであり、基礎年金については「基礎年金」としている。

[4] 60 歳までに老齢基礎年金の受給資格を満たしていない場合や、40 年の納付済期間がないため老齢基礎年金を満額受給できない場合などで年金額の増額を希望するときは、60 歳以降でも国民年金に任意加入することができる。

員は第３号厚生年金被保険者、私学共済の加入者は第４号厚生年金被保険者と呼ばれている。民間被用者など、これらいずれにも該当しない者は第１号厚生年金被保険者である。

以下では、国民年金の被保険者と厚生年金の被保険者を合わせて公的年金被保険者としている[5]。

公的年金の給付については、厚生年金被保険者期間を持つ場合は、基礎年金（１階部分）と厚生年金（報酬比例年金）（２階部分）の２階建ての給付に、厚生年金被保険者期間を持たない場合は、基礎年金のみの給付となっている。また、給付の種類は、老齢給付、障害給付、遺族給付からなる。

老齢給付は、本則としては、65 歳から基礎年金と厚生年金の報酬比例部分等[6]が支給される[7]。なお、厚生年金の支給開始年齢については、現在 65 歳に引き上げている途上にある。

図表 1-1-1　年金制度の体系

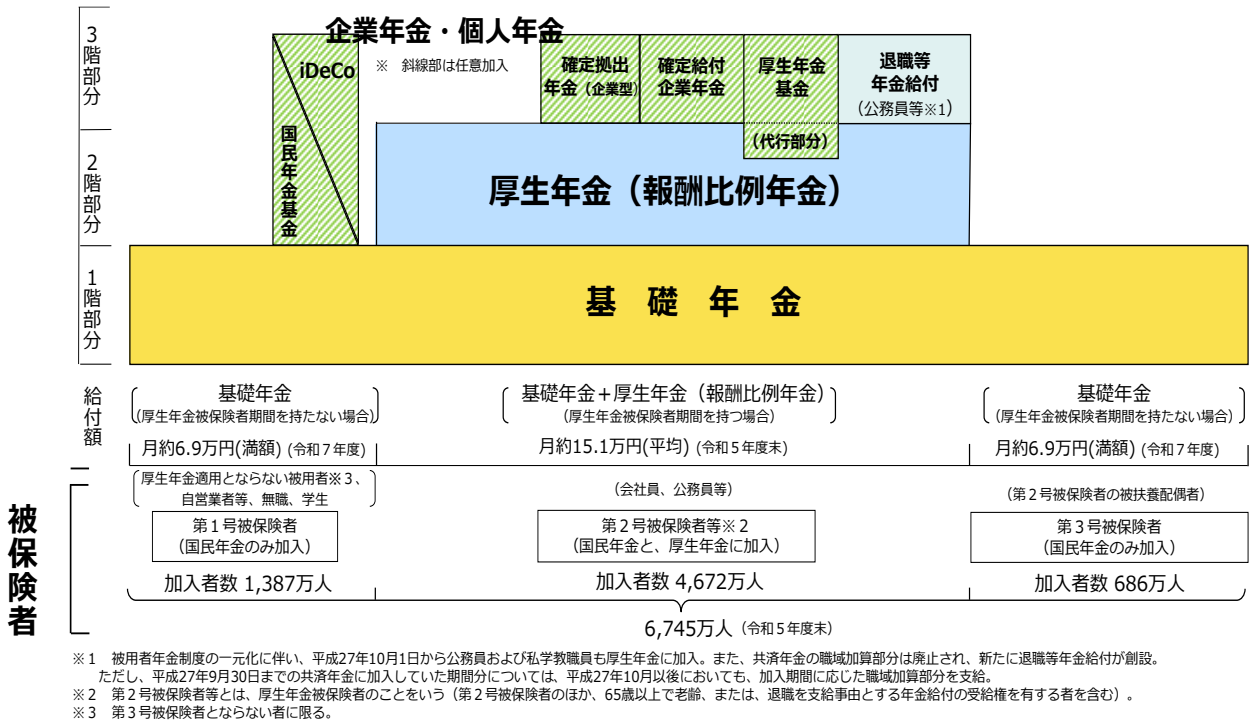

[5] 言い換えると、公的年金の被保険者は国民年金被保険者と国民年金第２号被保険者とならない厚生年金被保険者をあわせたものである。

[6] ２階部分の厚生年金（報酬比例年金）には、報酬比例部分のほか、加給年金等の平均標準報酬額や被保険者期間に応じて計算されない給付があり、以下「厚生年金の報酬比例年金部分等」とする。

[7] 被用者年金一元化前の共済年金には、基礎年金（１階部分）と厚生年金の報酬比例部分等（２階部分）のほかに、職域年金部分（３階部分）があった。なお、基礎年金導入前の共済年金は原則的に最終（若しくはその前数年間の平均など）の給与に比例した給付であったが、基礎年金という公的年金全制度共通の給付が整備された昭和 61(1986)年度以降、共済年金も厚生年金と同様の算定方式となった。その際、共済年金の設立の趣旨や特性等を考慮し、職域年金部分が設けられた。

（３）年金額の計算と改定の原則

老齢給付のうち、基礎年金については、保険料の納付済月数と保険料免除月数に応じて計算され、保険料納付済月数が 480 月の場合、年額 780,900 円（2004 年度価格）に改定率を乗じた額となる。厚生年金の報酬比例部分等のうち報酬比例部分については、平均標準報酬額と被保険者期間に応じて計算される。

老齢基礎年金の年金額
＝ 780,900 円（2004 年度価格）
×（保険料を納めた月数＋［保険料を免除された月数×（1/2～7/8)］[8]）／480 月

老齢厚生年金（報酬比例部分）の年金額
＝ 平均標準報酬月額[9]×（9.5/1000～7.125/1000）[10]×被保険者期間の月数
（平成 15(2003)年３月以前の期間）
＋ 平均標準報酬額[11]×（7.308/1000～5.481/1000）×の被保険者期間の月数
（平成 15(2003)年４月以降の期間）

基礎年金、厚生年金の報酬比例部分等ともに、年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年度改定される。年金額改定の基本的な考え方は、新規裁定年金（67 歳以下）[12]の水準は現役の被保険者の１人当たり賃金（可処分所得）上昇率により改定され、既裁定年金（68 歳以上）の水準は物価水準に応じて改定されることを基本としている（**図表 1-1-2** 参照）。

通常の経済状況では、物価及び賃金はともに上昇し、賃金上昇率は物価上昇率を上回るものと想定し、新規裁定年金は賃金による改定、既裁定年金は物価による改定が基本とされているが、現実の経済は必ずしもこのような状況ばかりとは限らない。

そのため、平成 16(2004)年改正では、賃金上昇率が物価上昇率を下回るような経済状況における年金の改定方法の特例も定められた。この特例により、平成 16(2004)年以降、賃金上昇率及び物価上昇率がどちらもマイナスかつ賃金上昇率が物価上昇率を下回った場合（**図表 1-1-2** の④のケース）は年金の水準は物価で改定され、物価上昇

---

[8] 保険料を免除された期間がある場合は、免除の種類によって計算式が変わる。
[9] 過去の標準報酬（月）額を直近の額に「再評価」した上で算出する。再評価の方法は、被保険者期間ごとの各期間について再評価する率（再評価率）を定め、当該再評価率を乗じて得た額を基に平均標準報酬（月）額を算出することとしており、再評価率は、平成 16 年改正による再評価率を用い、賃金の伸びや物価の変動に応じ毎年度見直しを行っている。
[10] 給付乗率は生年月日によって異なる。
[11] 9 と同様。
[12] 賃金上昇率による年金改定は、３年度前の実質賃金上昇率を用いて行われ、64 歳時点の賃金上昇率が反映されるよう、67 歳に達する年度まで賃金上昇率で改定される。

率がプラスかつ賃金上昇率がマイナスの場合（**図表 1-1-2** の⑤のケース）には名目額が維持されたため、基礎年金額が賃金ほど低下せず、賃金に対する相対的な年金水準（所得代替率）が上昇した。

賃金に対する相対的な年金水準（所得代替率）が上昇すると、将来の年金水準の低下を招くことになるため、平成 28(2016)年の法律改正（以下、平成 28(2016)年改正という。）により、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合に賃金上昇率に合わせて年金額を改定する考え方を徹底している（令和３(2021)年４月施行）。

図表 1-1-2　年金額改定の基本的な仕組み

改定ルールは次の考え方で構成
① 新規裁定者は賃金変動、既裁定者は物価変動をベースに改定
② 物価変動＞賃金変動の場合は既裁定者も賃金変動をベースに改定

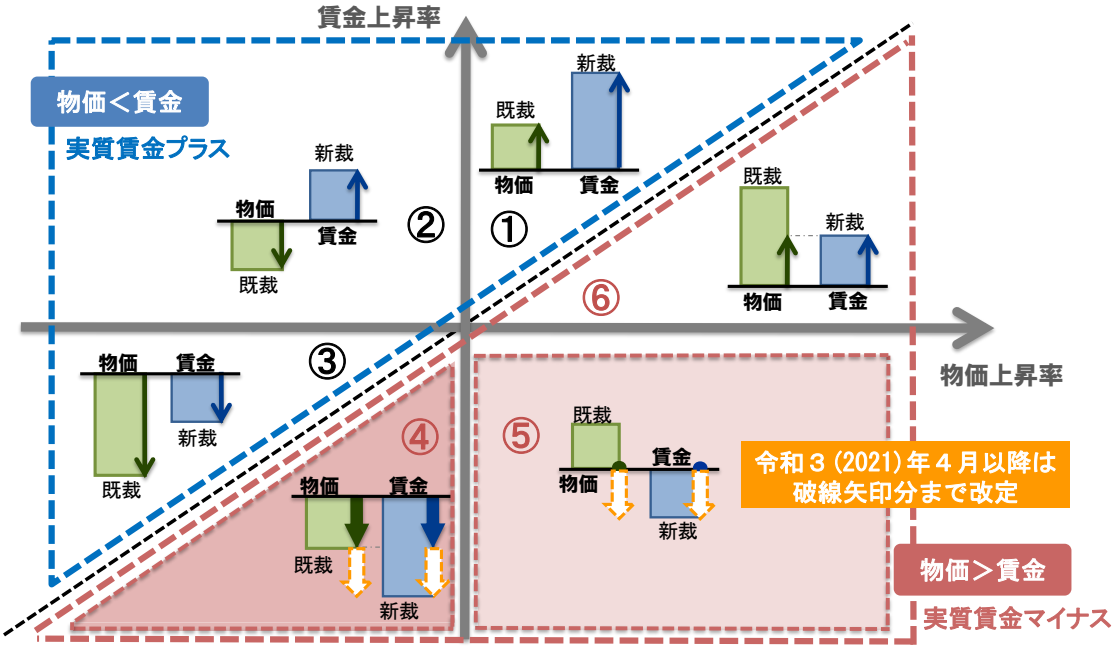

注　賃金スライドをする際の賃金の伸びの実績を3年度平均していることから、年金額改定における新規裁定者とは67歳までの者を、既裁定者とは68歳以降の者を意味する。

(1) 賃金の伸びが物価の伸びより大きい場合、通常の改定（①、②、③）
　→ 新規裁定＝賃金による改定、既裁定＝物価による改定
(2) 賃金の伸びが物価の伸びより低い場合（④、⑤、⑥）
　→ 新規裁定・既裁定とも賃金による改定
　ただし、令和２年度までは、
　(2a) 物価の伸びがマイナスの場合（④）
　　→ 新規裁定・既裁定ともに物価による改定
　(2b) 物価の伸びがプラスで、賃金の伸びがマイナスの場合（⑤）
　　→ 新規裁定・既裁定ともに改定せず

一方、平成 16(2004)年の法律改正（以下、平成 16(2004)年改正という。）では、年金財政の均衡を図る必要がある給付水準調整期間には、マクロ経済スライドによる給付水準調整が行われることとなった。

マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、現役世代の減少と高齢者の年金受給期間の増加の２つの観点から行われるものであり、次の（A）、（B）の率によりスライド調整率を設定し、年金額改定率を抑制する（**図表 1-1-3** 参照）。

（A）被保険者数の減少　　･･･ 現役世代（支え手）の減少

（B）平均余命の伸び　　･･･ 高齢者の年金受給期間の増加

スライド調整率 ＝ 公的年金の全被保険者数の減少率の実績（３年度平均）
＋平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率（0.3%）

給付水準調整期間中の具体的な年金額改定率は、年金を受け取り始める 65 歳時点の新規裁定年金については、本来の賃金による年金額改定率からスライド調整率を減じたものになり、既裁定年金については本来の物価による年金額改定率からスライド調整率を減じたものとなる[13]。

新規裁定年金の年金額改定率　＝　賃金上昇率　－　スライド調整率
既裁定年金の年金額改定率　　＝　物価上昇率　－　スライド調整率

図表 1-1-3　給付水準調整期間中の年金のスライド（マクロ経済スライド）の仕組み

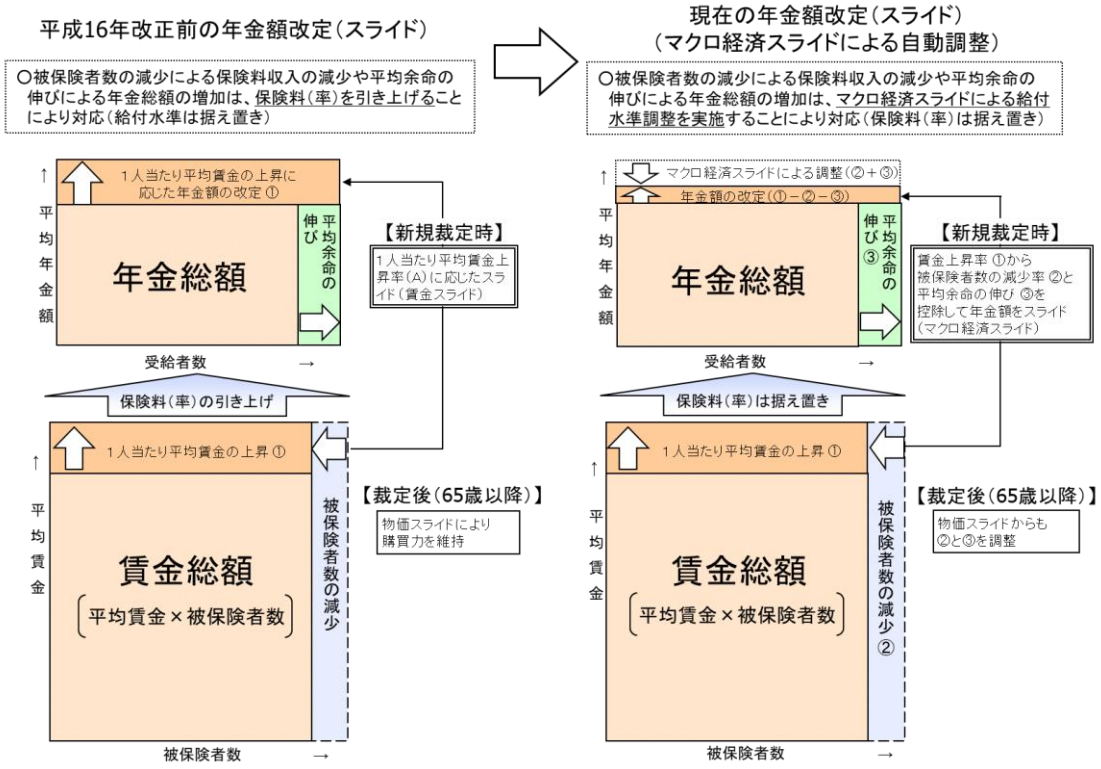

[13] 全被保険者数が増大することによりスライド調整率がマイナスとなる場合は、スライド調整率を 0%とする。

ただし、マクロ経済スライドによる給付水準の調整は、年金額が増額改定されるときに、その改定率を抑制することにより行うこととされた。スライド調整率を減ずると年金の改定率がマイナスとなる場合には、年金の名目額を引き下げないこととされている。また、賃金水準や物価水準が低下し、年金の減額改定が行われる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整は行わないこととされている（**図表 1-1-4** 参照）。

図表 1-1-4　マクロ経済スライドの仕組み

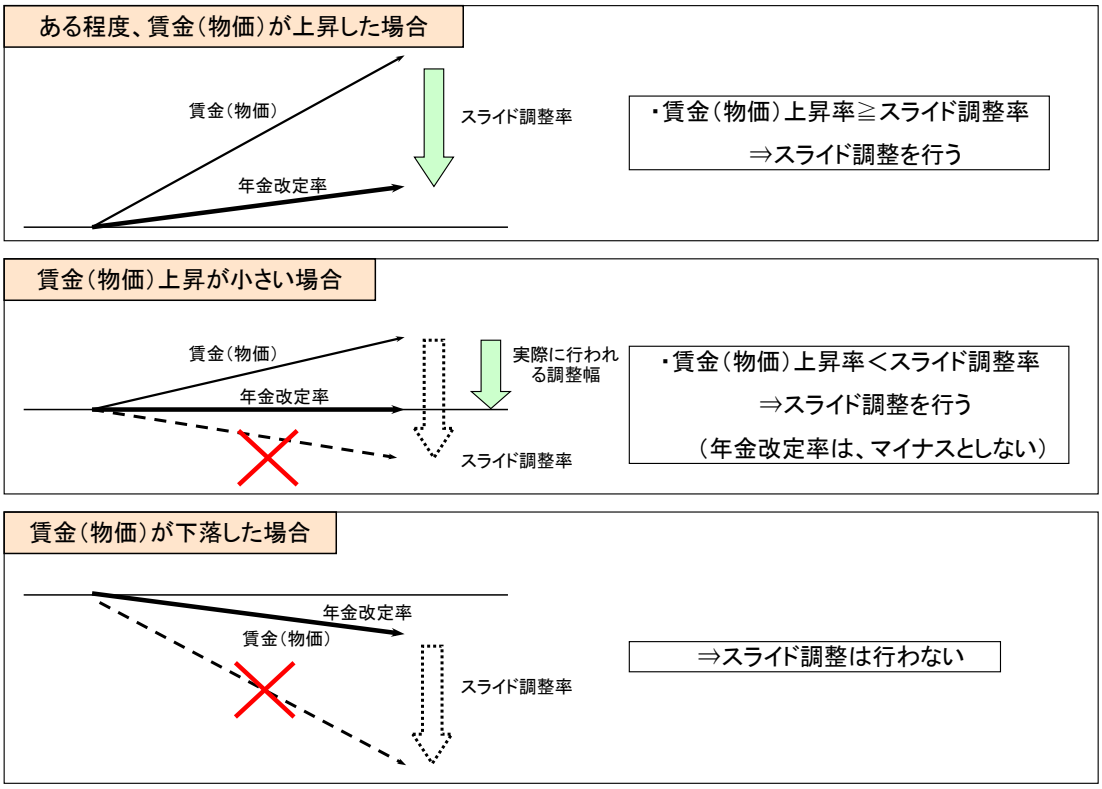

なお、平成 28(2016)年改正により、平成 30(2018)年度以降、この名目下限措置は維持した上で、賃金・物価上昇の範囲内で、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分を調整するしくみが導入されている（**図表 1-1-5** 参照）。

図表 1-1-5　マクロ経済スライドによる調整ルールの見直し

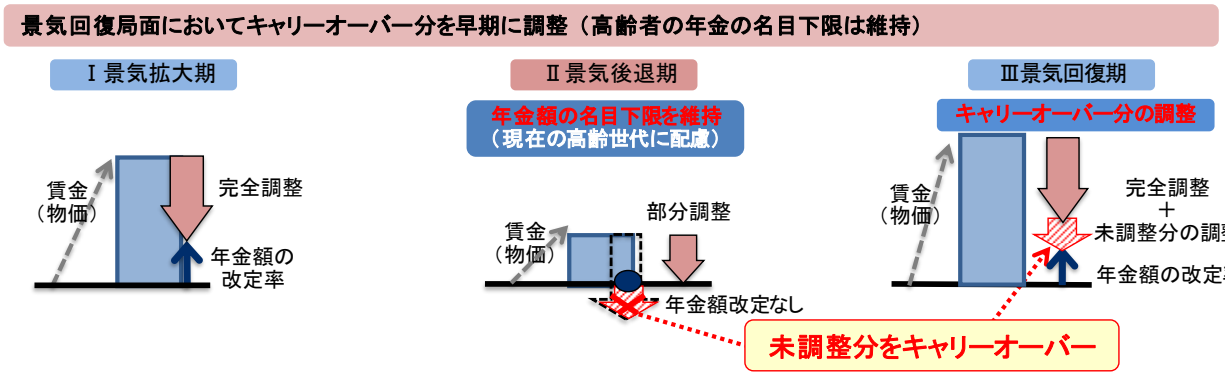

（４）保険料（率）

国民年金の保険料月額は、2004 年度価格で定められた保険料月額を毎年度、賃金変動率により改定した額である。また厚生年金の保険料は、標準報酬月額及び標準賞与額に保険料率を乗じた額として算定される。

ここで保険料（率）は、平成 16(2004)年改正後においては、毎年段階的に引き上げられ、国民年金は平成 29(2017)年４月に 16,900 円（2004 年度価格）、厚生年金は平成 29(2017)年９月に 18.3%となり、平成 16(2004)年改正による上限に到達した。その後、国民年金の第１号被保険者の産前産後期間に保険料を免除する制度が平成 31(2019)年４月に施行されたことに伴い、国民年金の保険料月額は同月から 17,000 円（2004 年度価格）に引き上げられた。

なお、被用者年金一元化前の共済年金の保険料率は厚生年金とは異なっていたが、被用者年金一元化後は、経過措置を経て同一の保険料率に統一されることとなった。国共済と地共済は平成 30(2018)年９月に 18.3%の上限に到達しており、私学共済は令和９(2027)年４月に 18.3%の上限に到達することになる。

図表 1-1-6　厚生年金の保険料率統一のスケジュール

厚生年金の保険料率は、実施機関たる共済組合等の保険料率を年0.354%ずつ引き上げ、公務員は平成30(2018)年、私立学校教職員は令和9(2027)年に、18.3%に統一する。

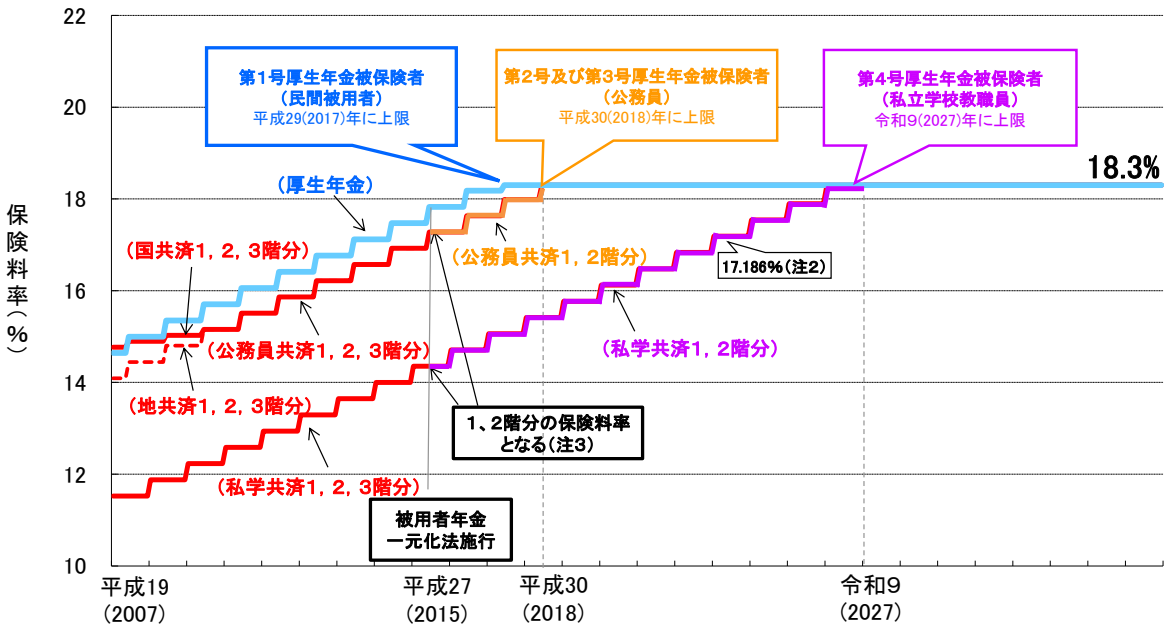

注1　国共済と地共済の保険料率は平成21(2009)年に統一されている。
注2　私学共済については、被用者年金一元化後の厚生年金勘定・職域年金経理の積立金を保険料の軽減に充てることが可能となっている。令和5(2023)年度の軽減後の保険料率は、令和5(2023)年8月までは16.035%、令和5(2023)年9月以降は16.389%となっている。
注3　共済年金にある公的年金としての3階部分を廃止し、一元化法施行時の3階分を含めた保険料率を共済年金の1，2階分の保険料率として、保険料の引き上げを行った。公的年金としての3階部分を廃止した後の新3階部分の保険料は、上記の保険料の他に共済組合等が別途徴収している。

３　公的年金財政の基本的仕組み

（１）公的年金の財政方式

これまでの公的年金各制度の保険料（率）の設定の考え方を見ると、いずれの制度も、当初は平準保険料方式により設定されたが、その後の年金額改定や制度の成熟の結果、徐々に保険料（率）を引き上げる段階保険料方式となり、現在では世代間扶養の仕組みである賦課方式を基本とした方式となっている。

厳密には平成 16(2004)年改正において、概ね 100 年間の財政均衡期間にわたり財政均衡[14]を保つ有限均衡方式が法定されている。

なお、財政方式には、有限均衡方式に対して、将来にわたる全ての期間で財政均衡を図る永久均衡方式があり、この改正前の財政再計算では永久均衡方式が採用されていた。

（２）５年ごとの財政検証

国民年金、厚生年金では、平成 16(2004)年改正前は、概ね５年ごとに財政再計算[15]を実施し、保険料（率）の改定を含む制度改正が行われてきた。公的年金制度の財政運営は超長期にわたる将来見通しに依拠するが、時間の経過とともに見通しと実績の乖離が生じるとともに、社会経済環境の趨勢の見方にも変化が生じてくるため、少なくとも５年ごとに将来見通しを見直すこととされていた。平成 16(2004)年改正以降は、保険料（率）が固定され、財政の均衡を図るよう給付水準調整を行う仕組みが導入されたことから、従来の財政再計算に代えて財政検証を行うこととなり、人口や社会・経済情勢の変化に伴うさまざまな要素を踏まえて、保険料、国庫負担や給付費等、厚生年金及び国民年金の財政に関する収支について、その現況と財政均衡期間における見通しを作成し公表することとされた[16]。

財政検証の結果、財政均衡を保つことができないと見込まれる場合には、マクロ経済スライドによる給付水準調整の開始年度を定め、給付水準調整を行う必要がなくなったと認められる場合には、給付水準調整の終了年度を定めることになる。給付水準調整期間中であれば、給付水準調整の終了年度の見通しを作成することとなる。

---

[14] 正確には、財政均衡期間の最終年度における積立度合（当該年度の支出に対する当該年度始の積立金額の比率）を１とする。

[15] 平成 11(1999)年までは、公的年金制度各法の規定等に基づき、各制度において年金財政の均衡が保たれるようにするため、少なくとも５年に一度財政再計算が行われてきた。この財政再計算とは、年金財政及び計算基礎を再検討することにより財政計画の見直しを行い、保険料（率）の改定を行うことである。

[16] 共済年金は、厚生年金とは異なり、財政再計算の規定は改正されなかったため、従来同様、少なくとも５年に一度、財政再計算が行われ保険料率が決定されていくこととなり、平成 27(2015)年 10 月に被用者年金が一元化されるまで続いた。

このように財政検証は、直近の人口や社会・経済状況を踏まえ、財政の見通しを作成することにより、平成16(2004)年改正法に基づき、長期的な収支の均衡が計られているか（持続可能性）と給付水準調整の終了年度及び将来の給付水準の見通し（給付の十分性）を調べ、年金財政の健全性の検証を行うものである。

また、政府は、財政検証において次の財政検証までに所得代替率が50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされ、その際には併せて、給付と負担の在り方についての検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。

なお、平成27(2015)年10月の被用者年金一元化以降は、財政見通し等の作成に当たっては、一元化後の厚生年金の各実施機関及び各所管省で協力して作業が行われている。

（３）基礎年金財政の仕組み

基礎年金の財政は、全国民共通の１階部分である基礎年金の給付を、その時々の現役世代全体で支えるという考え方がとられており、毎年度の給付に要する費用を、その年度の厚生年金の実施機関及び国民年金からの基礎年金拠出金で賄っている（**図表1-1-7**参照）。

具体的には、基礎年金拠出金は、基礎年金給付に要する費用を、各制度・実施機関の基礎年金拠出金算定対象者数で按分することにより算定する。

ここで、基礎年金拠出金算定対象者数とは、厚生年金の場合は国民年金第２号被保険者（20歳以上60歳未満の者に限る。）と国民年金第３号被保険者の人数の合計、国民年金（国民年金勘定）の場合は国民年金第１号被保険者数について保険料納付済月数を12で割ることで人数換算[17]したものである。

なお、各制度における基礎年金拠出金の財源は、保険料と国庫・公経済負担である。

[17] ただし、半額免除の場合は1/2月、平成18(2006)年７月に導入された多段階免除制度における４分の１免除、４分の３免除の場合はそれぞれ3/4月、1/4月として計上される。例えば、半額免除の者が１年間保険料を納付した場合には1/2人とカウントされる。

図表 1-1-7　基礎年金の収支の構造（金額は令和５(2023)年度の例）

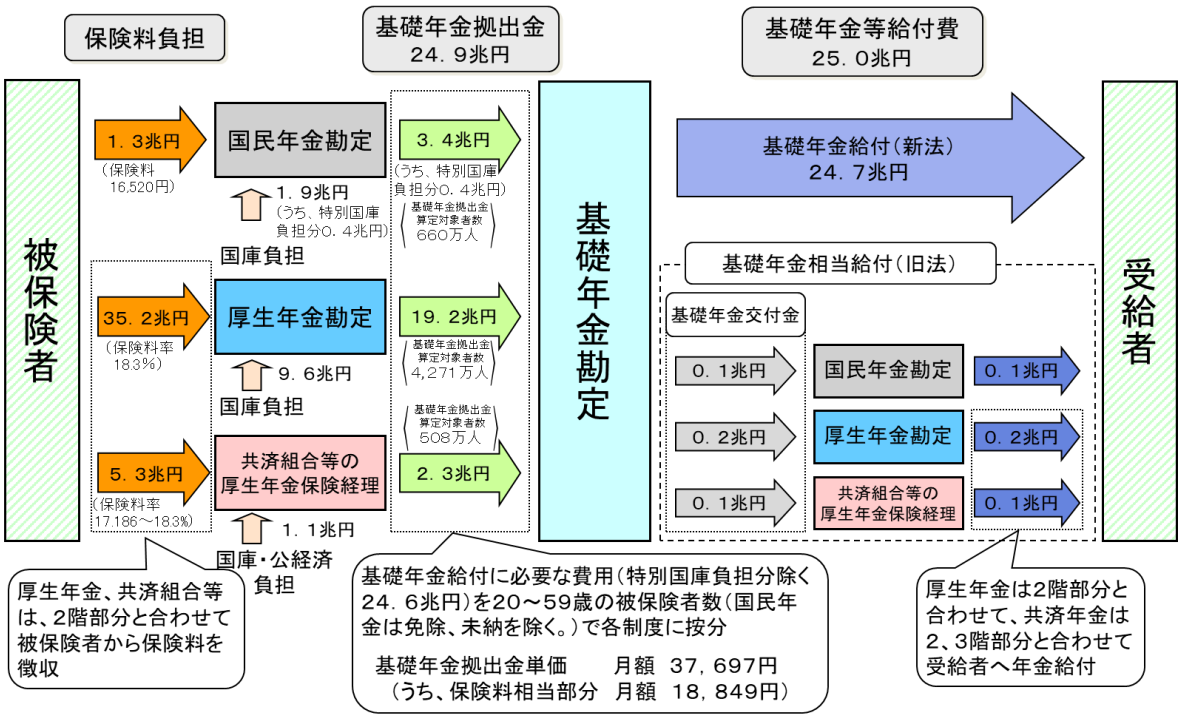

注1　特別国庫負担とは、保険料免除者に対する給付や20歳前障害者に対する給付等に対し、特別に国庫から負担されるものである。
注2　基礎年金拠出金、基礎年金給付（新法）、基礎年金相当給付（旧法）及び基礎年金交付金の額は、令和5(2023)年度における保険料・拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額（確定値ベース）である。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61(1986)年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）による軽減後の額である。令和5(2023)年度の当該軽減額は0.2兆円である。ただし、基礎年金拠出金単価は、軽減前の基礎年金拠出金から計算した値である。
注3　基礎年金拠出金の国庫負担の額は、国民年金勘定については、基礎年金拠出金から特別国庫負担分を控除した額の半分と、特別国庫負担分を合計した値である。厚生年金勘定、及び、共済組合等の厚生年金保険計理については、基礎年金拠出金の額の半分の値である。

（４）特別会計の勘定と厚生年金の実施機関・厚生年金財政の仕組み

被用者年金の一元化後の厚生年金では、保険料については被保険者の区分に応じて各実施機関の収入となり、給付についても各実施機関から支出される。ここで、厚生年金第１号被保険者にかかる収支の管理は年金特別会計厚生年金勘定（以下、「厚生年金勘定」という。）で行われる。

厚生年金の財政は、厚生年金等給付に要する費用（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）の全額を各実施機関で分担するとの考え方に立っており、共済組合等は、その分担すべき額を厚生年金勘定に厚生年金拠出金として納付する。その一方で、共済組合等の厚生年金等給付に要する費用（国庫・公経済負担及び追加費用を除く）については、その全額が厚生年金勘定から共済組合等に厚生年金交付金として交付される（**図表 1-1-8** 参照）。

図表 1-1-8　厚生年金の収支の構造（金額は令和５（2023）年度の例）

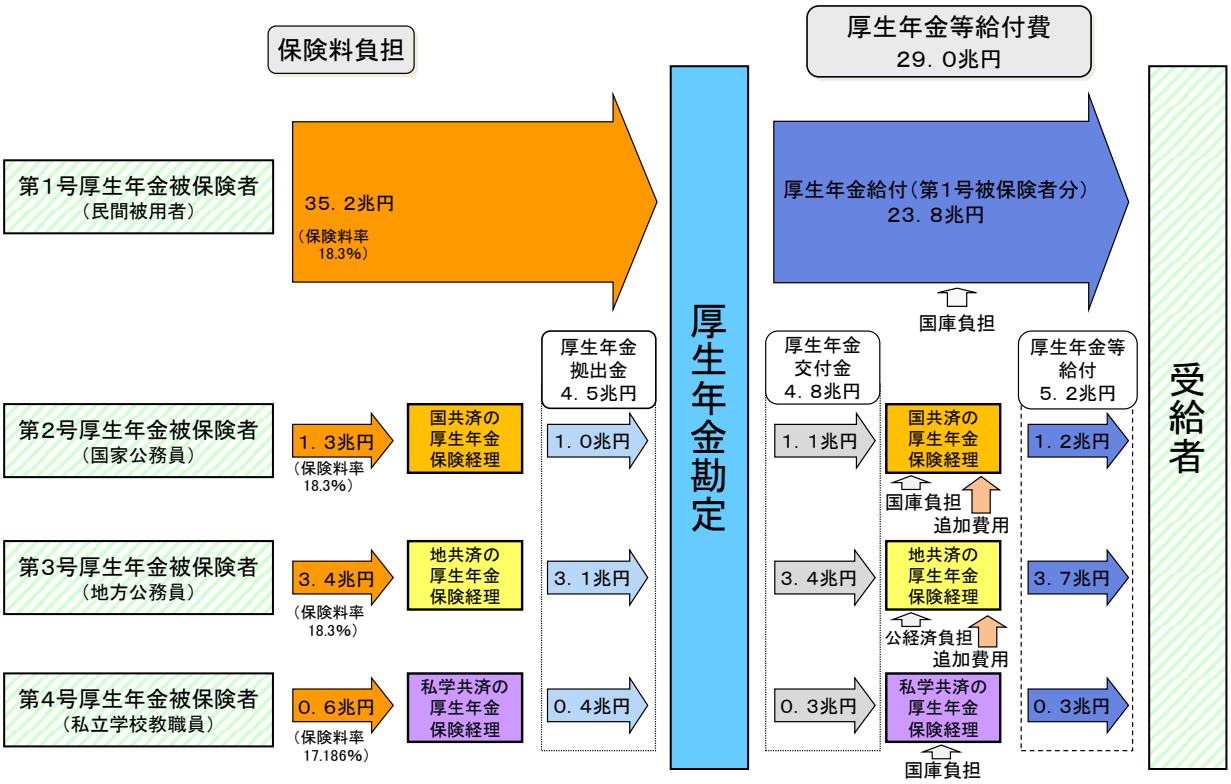

注　厚生年金拠出金及び厚生年金交付金の額は、令和5(2023)年度における厚生年金拠出金算定対象額等の実績の値（確定値）を用いて算出した額（確定値ベース）である。また、厚生年金給付（第1号被保険者分）及び各共済組合等の厚生年金保険経理における厚生年金等給付は、厚生年金勘定／各共済組合等の厚生年金保険経理の給付費の額から基礎年金交付金（確定値ベース）の額を控除することにより算出している。

具体的には、厚生年金拠出金は、厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）の総額に基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）の被用者年金合計額を加えた厚生年金拠出金算定対象額を標準報酬按分率[18]と積立金按分率[19]により各実施機関に割り当て、さらに各実施機関の負担する基礎年金拠出金（国庫・公経済負担を除いたもの）を控除して計算する。ただし、当分の間の激変緩和措置として、厚生年金拠出金算定対象額の半分を標準報酬按分及び積立金按分とし、残り半分は支出費按分により分担することとされている[20]（**図表 1-1-9** 参照）。

[18] 厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率を乗じて得た率。保険料財源比率は財政均衡期間における各年度の拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合を平均したものであり、財政検証毎に見直される。なお、令和元(2019)年財政検証では保険料財源比率は 0.85、令和６(2024)年財政検証では 0.79 となっている。

[19] 厚生年金全体の１階部分及び２階部分の積立金額に対する各共済組合等の１階部分及び２階部分の積立金額の割合に（1－保険料財源比率）を乗じて得た率。

[20] 激変緩和措置期間中の各按分率は、
標準報酬按分率＝厚生年金全体の標準報酬総額に対する各共済組合等の標準報酬総額の割合に保険料財源比率（財政均衡期間における拠出金算定対象額の予想額に占める保険料財源分の割合）を乗じた率に 50/100 を乗じて得た率。

厚生年金交付金は、共済組合等が支給する厚生年金等給付費（国庫・公経済負担及び追加費用を除いたもの）である。

図表 1-1-9　厚生年金拠出金計算のイメージ（当分の間の激変緩和措置期間中）

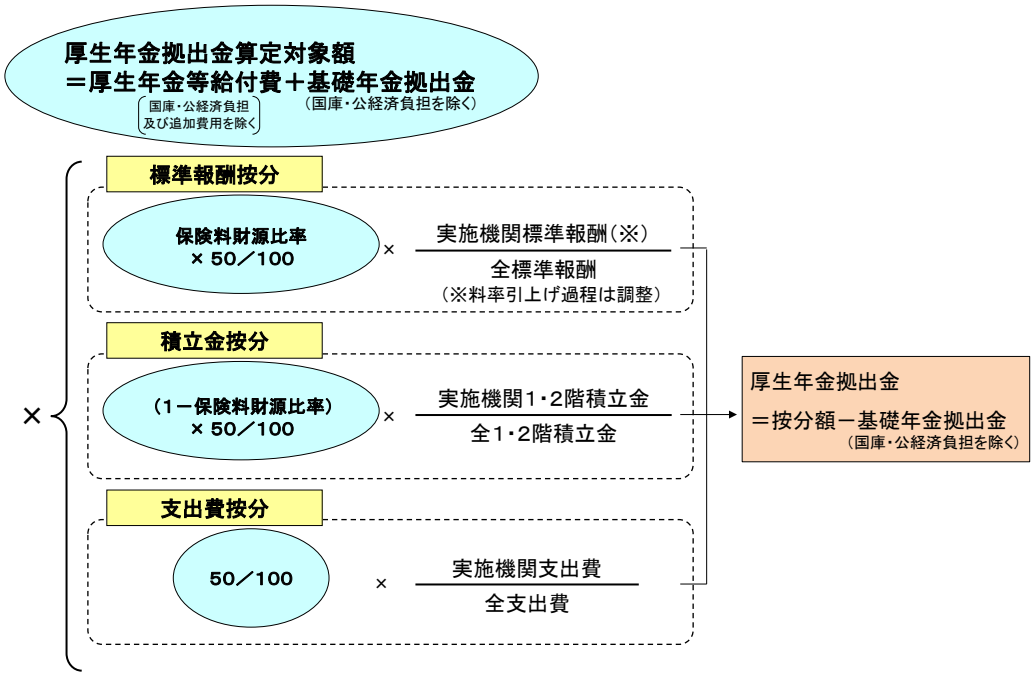

（５）国民年金（国民年金勘定）財政の仕組み

国民年金第１号被保険者については、厚生年金の２階部分相当給付はないが、寡婦年金、付加年金といった国民年金独自の給付がある。基礎年金勘定と基礎年金拠出金や基礎年金交付金のやり取りを行う財政の仕組みは、厚生年金と同じである（**図表 1-1-10** 参照）。

国民年金勘定から受給者への給付には、国民年金の独自給付部分である寡婦年金、付加年金等の給付と基礎年金相当給付がある。昭和 61（1986）年度の基礎年金制度導入前の旧法による給付がなくなり、対応する基礎年金交付金が消滅したときには、国民年金の独自給付部分のみの給付となるが、現在は基礎年金相当給付である定額給付が含まれる。

積立金按分率＝厚生年金全体の１階部分及び２階部分の積立金額に対する各共済組合等の１階部分及び２階部分の積立金額の割合に（1－保険料財源比率）を乗じた率に 50/100 を乗じて得た率。

支出費按分率＝全体の拠出金算定対象額に対する各共済組合等の拠出金算定対象額の割合に 50/100 を乗じて得た率。

また、支出において、基礎年金相当給付に要する費用が、基礎年金拠出金にも重複して含まれることに留意が必要であることは厚生年金勘定等と同様である。

図表 1-1-10　国民年金（国民年金勘定）の収支の構造（金額は令和５（2023）年度の例）

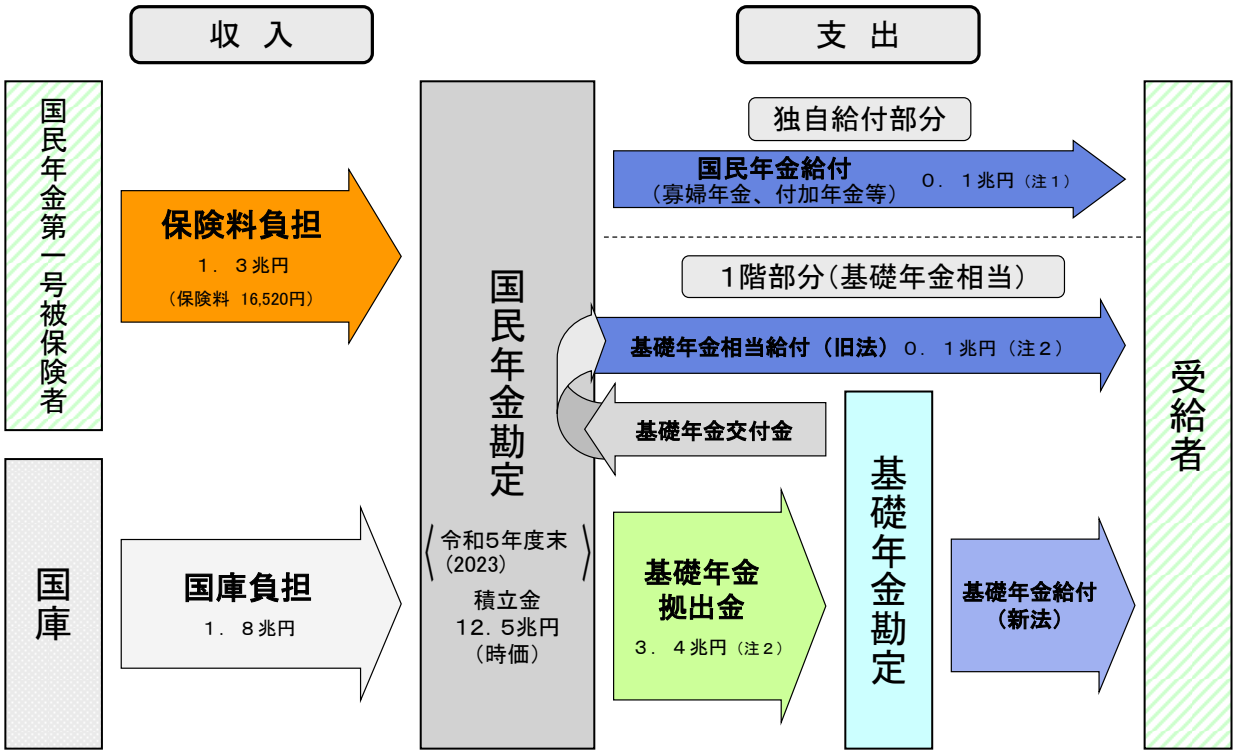

注1　国民年金給付（寡婦年金、付加年金等）の額は、国民年金勘定の決算ベースにおける給付費の額から基礎年金交付金の額（確定値ベース）を控除することにより算出している。
注2　基礎年金拠出金及び基礎年金相当給付（旧法）の額は、確定値ベースである。また、基礎年金拠出金の額は、基礎年金勘定の積立金（昭和61(1986)年4月前に国民年金へ任意加入していた被用者年金の被扶養配偶者が納付した保険料に相当する額の積立金及びその運用収入）による軽減後の額である。

（６）厚生年金の積立金の運用

厚生年金の積立金の運用にあたっては、年金積立金管理運用独立行政法人（以下、「ＧＰＩＦ」という。）や各共済組合等が連携して行うとともに、「積立金の管理及び運用が長期的な観点から安全かつ効率的に行われるようにするための基本的な指針（以下、「積立金基本指針」という。）」の作成や厚生年金全体の運用状況の評価についても、厚生労働大臣が案を作成し、各所管大臣と協議の上、共同して行うこととされている。

積立金基本指針については、財政の現況及び見通し（財政検証）が作成されたときその他必要があると認めるときは、検討を加え、必要に応じこれを変更するものとされており、令和６(2024)年財政検証後に改正され、令和７(2025)年４月から適用されている。

第２節　令和６(2024)年財政検証結果の概要

本節では、令和６(2024)年財政検証の結果について概観する。

１　令和６(2024)年財政検証の前提

財政検証では、収支の将来見通しは社会経済情勢の様々な変化の可能性を織り込んで作成される。令和６(2024)年財政検証の前提のうち、人口及び経済に関する前提をまとめたものが**図表 1-2-1** である。

人口の前提は、国立社会保障・人口問題研究所による令和５(2023)年４月の「日本の将来推計人口」が用いられており、出生と死亡のそれぞれに低位・中位・高位の３通り、外国人の入国超過数に 6.9 万人、16.4 万人、25 万人の３通りの仮定が置かれている。出生、死亡及び外国人の入国超過数の組み合わせは、財政検証では出生・死亡ともに中位で外国人の入国超過数は 16.4 万人としたもののほか、出生は中位で外国人の入国超過数は 16.4 万人とし死亡を高位又は低位としたもの、死亡は中位で外国人の入国超過数は 16.4 万人とし出生を高位又は低位としたもの、出生と死亡は中位とし外国人の入国超過数を 25 万人又は 6.9 万人としたものもあり、合わせて７通りの前提が置かれている。

労働力の前提は、独立行政法人労働政策研究・研修機構による令和６(2024)年３月の「労働力需給の推計」が用いられており、「労働参加進展シナリオ」「労働参加漸進シナリオ」「労働参加現状シナリオ」の３通りの前提が置かれている。

経済の前提は、「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討を踏まえて「高成長実現ケース」「成長型経済移行・継続ケース」「過去 30 年投影ケース」「１人当たりゼロ成長ケース」の４通りの前提が置かれている。これらの前提で想定されている経済環境は、例えば全要素生産性（ＴＦＰ）上昇率は 1.4%から 0.2%を仮定しており、このとき実質経済成長率は 1.6%からマイナス 0.7%を想定していることになる。足下の経済前提は内閣府「中長期の経済財政に関する試算」(令和６(2024)年４月）に準拠しており、「高成長実現ケース」は「成長実現ケース」、「成長型経済移行・継続ケース」は「参考ケース」、「過去 30 年投影ケース」及び「１人当たりゼロ成長ケース」は「ベースラインケース」に接続させている。

図表 1-2-1　令和６(2024)年財政検証における人口及び経済の前提

＜人口の前提＞

「日本の将来推計人口」(2023年4月、国立社会保障・人口問題研究所)

出生率：高位・中位・低位
死亡率：高位・中位・低位
入国超過数：
25万人、16.4万人、6.9万人

合計特殊出生率		平均寿命		入国超過数	
2020年（実績）	2070年	2020年（実績）	2070年	2016～2019年（実績の平均）	～2040年 入国超過数（一定）
1.33 ➡	高位：1.64 中位：1.36 低位：1.13	男性：81.58 女性：87.72 ➡	高位（余命の伸び小）：84.56 / 90.59 中位：85.89 / 91.94 低位（余命の伸び大）：87.22 / 93.27	16.4万人 ➡	25万人 16.4万人 6.9万人 ※2041年以降は2040年の総人口に対する比率を固定

＜労働力の前提＞

「労働力需給の推計」(2024年３月、独立行政法人 労働政策研究・研修機構)

①労働参加進展シナリオ
②労働参加漸進シナリオ
③労働参加現状シナリオ

就業者数		就業率 ※15歳以上人口に占める割合	
2022年（実績）	2040年	2022年（実績）	2040年
6,724万人	労働参加進展：6,734万人 労働参加漸進：6,375万人 労働参加現状：5,768万人	60.9%	労働参加進展：66.4% 労働参加漸進：62.9% 労働参加現状：56.9%

＜経済の前提＞

社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」で設定（2024年4月）

①高成長実現ケース
②成長型経済移行・継続ケース
③過去30年投影ケース
④１人当たりゼロ成長ケース

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考(推計結果)	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り 実質<対物価>	運用利回り スプレッド<対賃金>	実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

（参考）令和元(2019)年財政検証における人口及び経済の前提

人口の前提 ―「日本の将来推計人口」(2017年4月、国立社会保障・人口問題研究所)　**【低位・中位・高位】**

合計特殊出生率		平均寿命	
2015年（実績）	2065年	2015年（実績）	2065年
1．45 →	出生高位 1．65 出生中位 1．44 出生低位 1．25	男 80．75 女 86．99 →	死亡高位（余命の延びが小さい）：男 83．83 / 女 90．21 死亡中位：男 84．95 / 女 91．35 死亡低位（余命の延びが大きい）：男 86．05 / 女 92．48

労働力の前提 ―「労働力需給の推計」(2019年3月、(独)労働政策研究・研修機構)
【経済成長と労働参加が進むケース、経済成長と労働参加が一定程度進むケース、経済成長と労働参加が進まないケース】

経済の前提 ―社会保障審議会年金部会「年金財政における経済前提に関する専門委員会」での検討
⇒ 長期的な経済状況を見通す上で重要な全要素生産性(TFP)上昇率を軸とした**【幅の広い6ケース】**
※ 長期の前提のTFP上昇率は、内閣府試算の設定、過去30年の実績、バブル崩壊後の1990年代後半以降の実績の範囲を踏まえ設定

		将来の経済状況の仮定		経済前提				（参考）
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率(実質<対物価>)	運用利回り 実質<対物価>	運用利回り スプレッド<対賃金>	経済成長率(実質) 2029年度以降 20～30年
ケースⅠ	内閣府試算「成長実現ケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が進むケース	1.3%	2.0%	1.6%	3.0%	1.4%	0.9%
ケースⅡ			1.1%	1.6%	1.4%	2.9%	1.5%	0.6%
ケースⅢ			0.9%	1.2%	1.1%	2.8%	1.7%	0.4%
ケースⅣ	内閣府試算「ベースラインケース」に接続するもの	経済成長と労働参加が一定程度進むケース	0.8%	1.1%	1.0%	2.1%	1.1%	0.2%
ケースⅤ			0.6%	0.8%	0.8%	2.0%	1.2%	0.0%
ケースⅥ		経済成長と労働参加が進まないケース	0.3%	0.5%	0.4%	0.8%	0.4%	▲0.5%

２　令和６(2024)年財政検証結果の概要

（１）国民年金の財政見通し

国民年金の財政見通し（厳密には国民年金勘定の財政見通し）[21]をみたものが**図表 1-2-2** と**図表 1-2-3** である。国民年金については、2004 年度価格の保険料は 17,000 円で一定であるが、賃金上昇に応じて名目の保険料が引き上げられる一方、国民年金第 1 号被保険者は減少する見込みとなっていることから、保険料収入は、当初減少するものの最終的には増加に転じる。支出も大半を占める基礎年金拠出金の増加に応じて増える見込みとなっている。支出総額に対する前年度末積立金額を示す積立度合が財政均衡期間の最終年度の 2120 年度に 1.0 となるよう、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度が決まる。この結果、基礎年金部分のマクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は成長型経済移行・継続ケースでは 2037 年度、過去 30 年投影ケースでは 2057 年度となっている。

図表 1-2-2　国民年金の財政見通し【成長型経済移行・継続ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
○ 経済：成長型経済移行・継続ケース

年度	収入合計				支出合計		収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率		
		保険料収入	運用収入	国庫負担		基礎年金拠出金						基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.1	14.1	3.8	61.2	36.2	25.0
2025	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.5	14.0	3.9	61.1	36.1	25.0
2026	4.0	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	14.8	14.1	4.0	60.9	36.0	25.0
2027	4.0	1.2	0.7	2.0	3.6	3.5	0.4	15.2	14.2	4.1	60.8	35.8	25.0
2028	4.0	1.2	0.7	2.1	3.7	3.5	0.4	15.6	14.3	4.2	60.5	35.5	25.0
2029	4.1	1.2	0.7	2.1	3.7	3.6	0.4	16.0	14.4	4.2	60.3	35.3	25.0
2030	4.1	1.2	0.8	2.1	3.7	3.6	0.4	16.4	14.3	4.3	60.0	35.0	25.0
2035	4.5	1.2	1.0	2.3	3.9	3.8	0.6	18.8	14.2	4.7	58.4	33.4	25.0
2040	5.0	1.2	1.1	2.6	4.3	4.2	0.6	21.8	14.1	4.9	57.6	32.6	25.0
2050	6.9	1.5	1.5	3.9	6.1	6.0	0.8	28.9	13.2	4.6	57.6	32.6	25.0
2060	9.3	2.0	1.9	5.4	8.4	8.3	0.9	37.1	12.0	4.3	57.6	32.6	25.0
2070	12.1	2.5	2.3	7.2	11.2	11.1	0.9	46.1	10.5	4.1	57.6	32.6	25.0
2080	15.2	3.0	2.8	9.3	14.5	14.4	0.8	54.7	8.8	3.7	57.6	32.6	25.0
2090	19.0	3.9	3.1	11.9	18.5	18.4	0.5	61.0	7.0	3.3	57.6	32.6	25.0
2100	23.3	4.9	3.3	14.9	23.3	23.2	−0.0	63.9	5.2	2.7	57.6	32.6	25.0
2110	28.2	6.1	3.0	18.9	29.4	29.3	−1.3	57.7	3.3	2.0	57.6	32.6	25.0
2120	33.7	7.8	1.8	23.9	37.2	37.1	−3.5	33.7	1.4	1.0	57.6	32.6	25.0

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
(注2)「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4)所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率（実質<対物価>）		1.5%
運用利回り	実質<対物価>	3.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率（実質）2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		1.1%（1.8%）

		所得代替率（給付水準の調整終了後）	給付水準の調整終了年度
所得代替率		57.6%	2037
	比例	25.0%	調整なし
	基礎	32.6%	2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

[21] 国民年金の財政見通しでは、基礎年金交付金が収支両面から控除されている（支出では給付費から控除）ことに留意する必要がある。

図表 1-2-3　国民年金の財政見通し【過去 30 年投影ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
○ 経済：過去30年投影ケース

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	3.9	1.3	0.7	2.0	3.6	3.5	0.3	14.0	14.0	3.8	61.2	36.2	25.0
2025	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.2	13.8	3.9	61.0	36.1	24.9
2026	3.8	1.3	0.5	2.0	3.6	3.5	0.2	14.4	13.6	3.9	60.8	36.0	24.9
2027	3.8	1.3	0.4	2.0	3.7	3.5	0.1	14.5	13.6	3.9	60.7	35.8	24.9
2028	3.8	1.3	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.6	13.6	3.9	60.4	35.5	24.9
2029	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.7	13.6	3.9	60.1	35.3	24.9
2030	3.8	1.2	0.4	2.1	3.7	3.6	0.1	14.8	13.5	4.0	59.9	35.0	24.9
2035	3.9	1.2	0.4	2.2	3.9	3.8	0.0	14.9	13.1	3.9	58.3	33.4	24.9
2040	4.0	1.1	0.4	2.4	4.0	3.9	−0.1	14.8	12.2	3.7	56.3	31.4	24.9
2050	4.1	1.1	0.4	2.6	4.2	4.1	−0.1	14.1	10.3	3.4	52.5	27.6	24.9
2060	4.3	1.2	0.4	2.6	4.3	4.2	0.0	14.0	9.0	3.3	50.4	25.5	24.9
2070	4.4	1.2	0.4	2.8	4.4	4.4	−0.0	13.9	7.8	3.1	50.4	25.5	24.9
2080	4.5	1.2	0.4	2.9	4.6	4.5	−0.1	13.4	6.6	2.9	50.4	25.5	24.9
2090	4.6	1.2	0.4	2.9	4.7	4.7	−0.1	12.2	5.3	2.6	50.4	25.5	24.9
2100	4.6	1.3	0.3	3.0	4.8	4.7	−0.2	10.5	4.0	2.2	50.4	25.5	24.9
2110	4.6	1.3	0.2	3.0	4.9	4.8	−0.3	8.1	2.7	1.7	50.4	25.5	24.9
2120	4.6	1.3	0.1	3.1	5.0	4.9	−0.4	4.6	1.3	1.0	50.4	25.5	24.9

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率（実質<対物価>）		0.5%
運用利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率（実質）2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		−0.1%（0.7%）

	所得代替率（給付水準の調整終了後）	給付水準の調整終了年度
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

(注1)実際の保険料の額は、2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであり、2024年度における保険料の額は月額16,980円である。
(注2)「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4)所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

（２）基礎年金の財政見通し

国民年金（勘定）での給付水準調整を踏まえた基礎年金の将来見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通しは**図表 1-2-4** と**図表 1-2-5** のとおりである[22]。これらの基礎年金の将来見通しと基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しに基づいて、厚生年金の負担する基礎年金拠出金を推計することとなる。

基礎年金給付費は、成長型経済移行・継続ケースでは 2037 年度まで給付水準調整が行われるものの、2044 年度まで老齢基礎年金受給者数が増加する見通しであることから、2024 年度以降の全期間にわたり増加を続ける見通しとなっている。また、過去 30 年投影ケースでは2057 年度まで給付水準調整が行われる見通しであるが、同様に、2024 年度以降の全期間にわたり増加を続ける見通しとなっている。

図表 1-2-4　基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し【成長型経済移行・継続ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
○ 経済：成長型経済移行・継続ケース

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）		1.5%
運用利回り	実質〈対物価〉	3.2%
	スプレッド〈対賃金〉	1.7%
経済成長率（実質）2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口１人当たり実質経済成長率		1.1%（1.8%）

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準の調整終了後）	57.6%	32.6%	25.0%
給付水準の調整終了年度	2037	2037	調整なし

年度	① 基礎年金給付費	② 基礎年金国庫負担	③ 拠出金算定対象額（2004年度価格）		④ 拠出金算定対象者数	⑤ 拠出金単価（月額）（③÷④）÷12（2004年度価格）	⑥ 保険料相当額（月額）（⑤×(1−国庫負担割合)）（2004年度価格）
西暦	兆円	兆円	兆円		百万人	円	円
2024	26.0	13.2	25.6	（25.6）	54.2	（39,316）	（19,658）
2025	26.7	13.6	26.2	（25.5）	53.9	（39,384）	（19,692）
2026	27.2	13.8	26.7	（25.4）	53.7	（39,368）	（19,684）
2027	27.7	14.1	27.2	（25.5）	53.3	（39,860）	（19,930）
2028	28.3	14.4	27.8	（25.6）	52.8	（40,387）	（20,193）
2029	28.9	14.7	28.4	（25.5）	52.2	（40,697）	（20,348）
2030	29.6	15.1	29.0	（25.3）	51.6	（40,914）	（20,457）
2035	32.9	16.8	32.1	（24.4）	48.1	（42,241）	（21,120）
2040	38.5	19.8	37.5	（24.2）	45.4	（44,536）	（22,268）
2050	52.6	27.2	51.0	（23.3）	40.9	（47,443）	（23,722）
2060	70.4	36.4	68.0	（22.0）	37.1	（49,324）	（24,662）
2070	93.4	48.3	90.1	（20.6）	33.1	（51,825）	（25,913）
2080	122.7	63.5	118.4	（19.1）	29.1	（54,677）	（27,338）
2090	156.6	81.0	151.3	（17.3）	26.3	（54,593）	（27,297）
2100	198.4	102.5	191.7	（15.5）	23.4	（55,095）	（27,547）
2110	252.1	130.3	243.6	（13.9）	20.6	（56,096）	（28,048）
2120	318.0	164.3	307.3	（12.4）	18.4	（55,944）	（27,972）

年度（西暦）	拠出金算定対象者数							
	計	第1号被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7
2025	53.9	6.1	41.3	6.5	37.1	5.8	4.2	0.6
2026	53.7	6.0	41.4	6.3	37.2	5.7	4.2	0.6
2027	53.3	5.9	41.4	6.1	37.2	5.5	4.2	0.6
2028	52.8	5.7	41.2	5.9	37.1	5.3	4.2	0.6
2029	52.2	5.5	41.1	5.6	36.9	5.1	4.1	0.6
2030	51.6	5.3	40.9	5.4	36.8	4.9	4.1	0.5
2035	48.1	4.5	39.1	4.4	35.1	4.0	4.0	0.5
2040	45.4	3.9	37.8	3.7	34.0	3.3	3.8	0.4
2050	40.9	3.5	34.1	3.4	30.5	3.0	3.5	0.4
2060	37.1	3.2	30.9	3.0	27.6	2.7	3.2	0.3
2070	33.1	2.8	27.5	2.7	24.6	2.4	2.9	0.3
2080	29.1	2.5	24.3	2.4	21.6	2.1	2.6	0.3
2090	26.3	2.3	21.9	2.2	19.6	1.9	2.3	0.2
2100	23.4	2.0	19.5	1.9	17.4	1.7	2.1	0.2
2110	20.6	1.8	17.2	1.7	15.3	1.5	1.9	0.2
2120	18.4	1.6	15.3	1.5	13.7	1.3	1.7	0.2

(注1)②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2)⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。
(注3)国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で（ ）内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。

[22] 高成長実現ケース及び成長型経済移行・継続ケースは労働参加進展シナリオ、過去 30 年投影ケースは労働参加漸進シナリオ、１人当たりゼロ成長ケースは労働参加現状シナリオに該当する。

図表 1-2-5　基礎年金の財政見通し及び基礎年金拠出金算定対象者数の見通し【過去 30 年投影ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
○ 経済：過去30年投影ケース

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.5%
運用利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		−0.1% (0.7%)

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率(給付水準の調整終了後)	50.4%	25.5%	24.9%
給付水準の調整終了年度	2057	2057	2026

年度	① 基礎年金給付費	② 基礎年金国庫負担	③ 拠出金算定対象額		④ 拠出金算定対象者数	⑤ 拠出金単価(月額)(③÷④)÷12		⑥ 保険料相当額(月額)(⑤×(1−国庫負担割合))	
				(2004年度価格)			(2004年度価格)		(2004年度価格)
西暦	兆円	兆円	兆円		百万人	円		円	
2024	26.0	13.2	25.6	(25.6)	54.2	(39,319)		(19,660)	
2025	26.7	13.6	26.2	(25.5)	53.9	(39,399)		(19,699)	
2026	27.1	13.8	26.6	(25.3)	53.6	(39,274)		(19,637)	
2027	27.4	13.9	26.9	(25.3)	53.2	(39,590)		(19,795)	
2028	27.6	14.1	27.1	(25.3)	52.7	(40,052)		(20,026)	
2029	27.9	14.2	27.3	(25.3)	52.1	(40,482)		(20,241)	
2030	28.1	14.3	27.5	(25.3)	51.4	(40,953)		(20,476)	
2035	29.2	14.9	28.5	(25.0)	47.7	(43,656)		(21,828)	
2040	30.9	15.8	30.0	(24.9)	44.9	(46,127)		(23,064)	
2050	31.4	16.2	30.4	(22.1)	40.5	(45,437)		(22,718)	
2060	31.0	16.0	29.9	(19.1)	36.8	(43,296)		(21,648)	
2070	32.0	16.6	30.8	(17.3)	32.8	(43,988)		(21,994)	
2080	33.3	17.2	32.1	(15.8)	28.9	(45,660)		(22,830)	
2090	34.1	17.7	32.9	(14.3)	26.1	(45,509)		(22,754)	
2100	34.7	18.0	33.5	(12.7)	23.2	(45,807)		(22,904)	
2110	35.4	18.3	34.2	(11.4)	20.4	(46,559)		(23,280)	
2120	36.0	18.7	34.7	(10.2)	18.3	(46,522)		(23,261)	

年度(西暦)	拠出金算定対象者数							
	計	第1号被保険者	被用者年金計		厚生年金		共済組合	
			第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2024	54.2	6.4	41.1	6.7	36.9	6.0	4.2	0.7
2025	53.9	6.2	41.2	6.5	37.0	5.9	4.2	0.7
2026	53.6	6.1	41.2	6.4	37.0	5.7	4.2	0.6
2027	53.2	6.0	41.1	6.2	36.9	5.5	4.2	0.6
2028	52.7	5.9	40.8	6.0	36.6	5.4	4.2	0.6
2029	52.1	5.8	40.5	5.7	36.4	5.2	4.1	0.6
2030	51.4	5.7	40.2	5.5	36.1	5.0	4.1	0.6
2035	47.7	5.2	37.8	4.7	33.8	4.3	4.0	0.5
2040	44.9	4.7	36.1	4.2	32.3	3.8	3.8	0.5
2050	40.5	4.2	32.5	3.8	29.0	3.4	3.5	0.4
2060	36.8	3.9	29.4	3.5	26.2	3.1	3.2	0.4
2070	32.8	3.4	26.3	3.1	23.4	2.7	2.9	0.3
2080	28.9	3.0	23.1	2.7	20.5	2.4	2.6	0.3
2090	26.1	2.7	20.9	2.5	18.5	2.2	2.3	0.3
2100	23.2	2.4	18.6	2.2	16.5	1.9	2.1	0.3
2110	20.4	2.1	16.4	1.9	14.5	1.7	1.9	0.2
2120	18.3	1.9	14.6	1.7	13.0	1.5	1.7	0.2

(注1)②の基礎年金国庫負担額には、基礎年金拠出金に係る地方負担分を含む。
(注2)⑥の保険料相当額は、基礎年金給付(国庫負担相当額を除く。)を完全な賦課方式で賄うとした場合に必要な保険料に相当する。
(注3)国民年金は、賦課方式を基本としつつ積立金を保有し活用することにより、保険料水準を2017年度以降16,900円(2004年度価格)に固定し、おおむね100年間の財政の均衡を図っている。このため保険料相当額等は、2004年度価格で( )内に表示している。また、1号被保険者に対して産前産後期間の保険料免除制度が2019年4月より施行されたことに伴い、2019年度以降2004年度価格で100円引き上がる。このため、2024年度において、国民年金法第87条第3項に規定されている国民年金の保険料は2004年度価格で月額17,000円であり、実際の保険料の額は2004年改正後の物価、賃金の伸びに基づき改定されるものであるため月額16,980円となっている。

（３）厚生年金の財政見通し

厚生年金の将来見通し[23]は、基礎年金の将来見通しを踏まえて作成されるが、それらをみたものが**図表 1-2-6** と**図表 1-2-7** である。国民年金と同様、2120 年度の積立度合が 1.0 となるよう、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度が決まる。厚生年金（報酬比例[24]）のマクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は、成長型経済移行・継続ケースでは 2024 年度（調整なし）、過去 30 年投影ケースでは 2026 年度となっている。ただし、成長型経済移行・継続ケースでは給付水準調整の必要がないため、2120 年度の積立度合は 23.2 となっている。

厚生年金の保険料率は 18.3%で一定である[25]が、賃金上昇率が被保険者数の減少率を上回り標準報酬総額が増加する見通しであることから、保険料収入は 2024 年度以降、年々増加している。また、支出も給付水準調整が図られる一方で、その給付水準調整終了後の新規裁定者は賃金上昇に応じて年金改定される影響があり、経済成長型移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースともに給付費、基礎年金拠出金ともに増加する見通しとなっている。

図表 1-2-6　厚生年金の財政見通し【成長型経済移行・継続ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
○ 経済：成長型経済移行・継続ケース

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	報酬比例	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	68.4	41.6	15.2	11.5	52.8	22.5	30.0	15.6	292.5	292.5	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	69.3	42.9	14.5	11.8	54.2	23.3	30.7	15.1	307.5	298.3	5.4	61.1	36.1	25.0
2026	71.3	44.2	15.0	12.1	55.0	23.7	31.0	16.3	323.8	307.1	5.6	60.9	36.0	25.0
2027	73.6	45.6	15.8	12.3	56.3	24.2	31.8	17.4	341.2	319.5	5.8	60.8	35.8	25.0
2028	76.1	46.9	16.6	12.6	57.6	24.8	32.6	18.5	359.7	330.9	5.9	60.5	35.5	25.0
2029	78.7	48.3	17.5	12.8	59.2	25.4	33.5	19.5	379.2	340.6	6.1	60.3	35.3	25.0
2030	81.3	49.7	18.5	13.1	60.7	26.0	34.4	20.6	399.8	349.4	6.2	60.0	35.0	25.0
2035	97.2	56.5	26.1	14.6	69.3	29.1	39.9	27.9	522.5	395.9	7.1	58.4	33.4	25.0
2040	116.2	65.0	34.0	17.2	82.6	34.3	47.9	33.6	680.2	439.4	7.8	57.6	32.6	25.0
2050	159.6	81.9	54.4	23.3	112.9	46.6	65.9	46.7	1083.2	494.6	9.2	57.6	32.6	25.0
2060	220.0	105.5	83.4	31.1	152.3	62.1	89.8	67.7	1660.4	535.9	10.5	57.6	32.6	25.0
2070	300.0	134.1	124.7	41.2	205.2	82.3	122.4	94.8	2479.2	565.6	11.6	57.6	32.6	25.0
2080	404.0	167.6	182.2	54.2	273.4	108.3	164.6	130.6	3617.2	583.4	12.8	57.6	32.6	25.0
2090	544.5	212.2	263.2	69.1	351.6	138.2	212.9	192.9	5227.1	595.9	14.3	57.6	32.6	25.0
2100	743.9	269.2	387.1	87.6	447.1	175.2	271.4	296.8	7694.9	620.1	16.5	57.6	32.6	25.0
2110	1024.7	336.3	577.0	111.4	568.7	222.8	345.3	456.1	11477.2	653.7	19.4	57.6	32.6	25.0
2120	1435.7	422.7	872.6	140.4	716.7	280.9	435.2	719.0	17371.1	699.4	23.2	57.6	32.6	25.0

長期の経済前提		
物価上昇率		2.0%
賃金上昇率（実質〈対物価〉）		1.5%
運用利回り	実質〈対物価〉	3.2%
	スプレッド〈対賃金〉	1.7%
経済成長率（実質）2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		1.1%（1.8%）

		所得代替率（給付水準の調整終了後）	給付水準の調整終了年度
所得代替率		57.6%	2037
	比例	25.0%	調整なし
	基礎	32.6%	2037

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額（2004年度価格）	17,000円

（注1）存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
（注2）「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
（注3）「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
（注4）報酬比例には、厚生年金の独自給付（定額、加給、加算）を含む。
（注5）所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

[23] 厚生年金の財政見通しでも、国民年金と同様、基礎年金交付金が収支両面から控除されていることに留意する必要がある。
[24] いわゆるみなし基礎年金給付費は除いている。
[25] 私学共済は令和９(2027)年４月に 18.3%に到達する。

図表 1-2-7　厚生年金の財政見通し【過去 30 年投影ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人
○ 経済：過去30年投影ケース

年度	収入合計	保険料収入	運用収入	国庫負担	支出合計	基礎年金拠出金	報酬比例	収支差引残	年度末積立金	年度末積立金（2024年度価格）	積立度合	（参考）所得代替率	基礎	比例
西暦	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円	兆円		%	%	%
2024	66.7	41.6	13.5	11.5	52.8	22.5	30.0	13.9	290.7	290.7	5.2	61.2	36.2	25.0
2025	65.9	42.6	11.5	11.8	54.1	23.2	30.6	11.8	302.5	293.4	5.4	61.0	36.1	24.9
2026	65.6	43.2	10.4	12.0	54.7	23.6	30.8	10.9	313.5	297.3	5.5	60.8	36.0	24.9
2027	65.6	43.7	9.8	12.1	55.4	23.8	31.3	10.2	323.6	304.2	5.7	60.7	35.8	24.9
2028	66.0	44.0	9.8	12.2	56.0	24.1	31.7	10.0	333.6	311.2	5.8	60.4	35.5	24.9
2029	66.7	44.3	10.1	12.3	56.8	24.3	32.2	10.0	343.5	317.8	5.9	60.1	35.3	24.9
2030	67.4	44.6	10.4	12.4	57.4	24.5	32.6	10.0	353.5	324.5	6.0	59.9	35.0	24.9
2035	69.8	45.2	11.8	12.8	61.0	25.4	35.3	8.8	400.9	351.0	6.4	58.3	33.4	24.9
2040	72.4	46.0	12.9	13.5	66.0	26.9	38.8	6.4	438.2	362.5	6.5	56.3	31.4	24.9
2050	74.6	46.7	14.3	13.6	71.0	27.2	43.5	3.6	483.6	351.4	6.8	52.5	27.6	24.9
2060	77.1	48.4	15.3	13.4	74.1	26.8	47.1	3.0	517.5	330.3	6.9	50.4	25.5	24.9
2070	79.1	49.5	15.8	13.8	78.8	27.6	51.0	0.3	533.1	298.9	6.8	50.4	25.5	24.9
2080	79.5	49.7	15.4	14.4	83.4	28.8	54.4	−3.9	514.7	253.6	6.2	50.4	25.5	24.9
2090	79.1	50.7	13.6	14.7	86.0	29.5	56.3	−7.0	455.4	197.1	5.4	50.4	25.5	24.9
2100	77.9	51.7	11.2	15.0	87.7	30.0	57.5	−9.8	372.2	141.5	4.4	50.4	25.5	24.9
2110	74.9	52.0	7.6	15.3	89.6	30.6	58.8	−14.7	248.7	83.1	2.9	50.4	25.5	24.9
2120	70.6	52.6	2.4	15.6	91.0	31.1	59.7	−20.4	70.6	20.7	1.0	50.4	25.5	24.9

(注1)存続厚生年金基金の代行部分を含む、厚生年金全体の財政見通しである。
(注2)「2024年度価格」とは、賃金上昇率により、2024年度の価格に換算したものである。
(注3)「積立度合」とは、前年度末積立金の当年度の支出合計に対する倍率である。
(注4)報酬比例には、厚生年金の独自給付(定額、加給、加算)を含む。
(注5)所得代替率の計算に用いる年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

長期の経済前提		
物価上昇率		0.8%
賃金上昇率(実質<対物価>)		0.5%
運用利回り	実質<対物価>	2.2%
	スプレッド<対賃金>	1.7%
経済成長率(実質) 2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率		−0.1% (0.7%)

	所得代替率(給付水準の調整終了後)	給付水準の調整終了年度
所得代替率	50.4%	2057
比例	24.9%	2026
基礎	25.5%	2057

厚生年金の保険料率	18.3%
国民年金の保険料月額(2004年度価格)	17,000円

（４）所得代替率の将来見通し

平成 16(2004)年改正法附則第２条では、財政検証において５年後までの間に所得代替率が 50%を下回る見込みとなった時点において、給付水準調整の終了について検討を行い、その結果に基づいて調整期間の終了その他の措置を講ずることとされている。その際には併せて、給付と負担の在り方について検討を行い、所要の措置を講ずることとされている。ここで所得代替率とは、一つの年金受給世帯を設定し、この世帯における年金（モデル年金[26]）を受給し始める時点（新規裁定時）の年金額の現役男子の手取り賃金に対する比率である（**図表 1-2-8** 参照）。

図表 1-2-8　所得代替率（2024 年度）

令和6(2024)年度

			備　考
①　現役男子の平均的な標準報酬額	:	45.5 万円	2023年度の実績見込み(賞与を含む、月額換算)
②　現役男子の平均的な手取り収入額	:	37.0 万円	:＝①×0.813　(0.813：可処分所得割合)
③　モデル年金額	:	22.6 万円	
うち 報酬比例年金	:	9.2 万円	:＝①×0.926×5.481/1000×40年　(0.926：再評価率)
うち 基礎年金（夫婦2人分）	:	13.4 万円	平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度(2023年度)までの実質賃金上昇率を全て反映したもの
④　所得代替率	:	61.2 %	:＝③÷②

所得代替率の将来見通しをみたものが**図表 1-2-9** である。人口に関する７通りの前提と、経済に関する４通りの前提を組み合わせた 28 通りの前提で将来見通しが示されている。１人当たりゼロ成長ケースでは機械的に給付水準調整を進めると国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行することとなるため、これを除くと、所得代替率の幅は 46.6%（過去 30 年投影ケース、出生中位・死亡低位・入国超過数 16.4 万人）～59.2%（成長型経済移行・継続ケース、出生中位・死亡高位・入国超過数 16.4 万人）となっている。

所得代替率は、モデル年金の年金額について新規裁定時の額を現役世代の賃金との対比でみた指標であるが、この年金額の見通しをみたものが**図表 1-2-10 と図表 1-2-11** である。金額はいずれも物価上昇率で割り戻した実質額での表示である。出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人の場合に成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケースの例を図示したものが**図表 1-2-12** から**図表 1-2-15** であるが、例えば、成長型経済移行・継続ケースでは、1959 年度生まれの場合、2019 年度 65 歳時点において年金月額 22.6 万円で新規裁定され、その後、基本的には物価上昇率で改定されるが、マクロ経済スライドで抑制されることから、実質額では低下していく。他方、1974 年度生まれの場合、新規裁定時点での年金月額がマクロ経済スライドで抑制され

[26] モデル年金とは、厚生年金の標準的な年金（夫婦２人の基礎年金を含む）のことである。

ており、その後はマクロ経済スライドによる給付水準調整が終了し、当面は物価上昇率で改定されるため、実質額では一定となっている。

なお、財政検証では、国会審議における大臣答弁等を踏まえ、既裁定者の年金について、新規裁定者の年金水準との乖離幅が２割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率で改定するように推計されている。そのため、例えば 1974 年度生まれの場合には、2054 年度以降、**図表 1-2-12** の年金額（物価で割り戻した実質額）は上昇し、また**図表 1-2-13** の比率は横ばいとなっている。

図表 1-2-9　所得代替率の将来見通し

（人口）／（経済）	中位推計	出生の前提が変化した場合（死亡中位・入国超過数16万人）		死亡の前提が変化した場合（出生中位・入国超過数16万人）		入国超過数が変化した場合（出生中位・死亡中位）	
		出生高位	出生低位	死亡高位（余命の延びが小さい）	死亡低位（余命の延びが大きい）	入国超過数25万人	入国超過数6.9万人
高成長実現ケース	**56.9%（2039）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.9%（2039）	**58.5%（2035）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：33.5%（2035）	**55.5%（2043）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：30.6%（2043）	**58.5%（2035）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：33.6%（2035）	**55.2%（2043）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：30.3%（2043）	**57.8%（2039）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：32.8%（2039）	**55.9%（2040）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：30.9%（2040）
成長型経済移行・継続ケース	**57.6%（2037）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：32.6%（2037）	**59.0%（2034）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：34.1%（2034）	**56.4%（2041）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.4%（2041）	**59.2%（2033）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：34.2%（2033）	**56.0%（2042）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.0%（2042）	**58.5%（2037）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：33.5%（2037）	**56.6%（2039）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：31.6%（2039）
過去30年投影ケース	**50.4%（2057）** 比例：24.9%（2026） 基礎：25.5%（2057）	**53.0%（2049）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：28.1%（2049）	**(※)46.8%（2065）** 比例：23.9%（2031） 基礎：22.9%（2065） 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。	**53.0%（2049）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：28.1%（2049）	**(※)46.6%（2067）** 比例：24.1%（2030） 基礎：22.4%（2067） 機械的に給付水準の調整を続けると、2056年度に所得代替率50%を下回る。	**52.0%（2053）** 比例：25.0%（調整なし） 基礎：27.0%（2053）	**(※)47.7%（2062）** 比例：24.1%（2030） 基礎：23.6%（2062） 機械的に給付水準の調整を続けると、2055年度に所得代替率50%を下回る。
1人当たりゼロ成長ケース	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2059年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2058年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2063年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2056年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2061年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行	機械的に給付水準調整を続けると、国民年金は2057年度に積立金がなくなり完全な賦課方式に移行

注：給付水準調整終了後の所得代替率であり、（　）内は給付水準の調整終了年度である。
（※）次期財政検証までの間に所得代替率50%を下回ると見込まれる場合には、給付水準調整を終了し、給付及び費用負担の在り方について検討を行うこととされているが、仮に財政のバランスがとれるまで機械的に給付水準調整を進めた場合の数値。

図表 1-2-10　生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額[27]（夫婦２人の基礎年金含む）の見通し【成長経済移行・継続ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人　経済：成長型経済移行・継続ケース

	物価上昇率	賃金上昇率（実質〈対物価〉）	運用利回り		経済成長率（実質）2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口１人当たり実質経済成長率
			実質〈対物価〉	スプレッド〈対賃金〉	
長期の経済前提	2.0%	1.5%	3.2%	1.7%	1.1%（1.8%）

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準の調整終了後）	57.6%	32.6%	25.0%
給付水準の調整終了年度	2037	2037	調整なし

基礎年金の調整終了（2037年度）

生年度（令和6(2024)年度における年齢）	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	37.0	38.2	39.8	42.9	46.2	49.7	53.6	57.7	62.2	67.0	72.2	77.7	83.7
1959年度生　（65歳）［2024年度65歳到達］	22.6 61.2%（65歳）	22.3 〈58.4%〉（70歳）	21.7 〈54.6%〉（75歳）	21.3 〈49.7%〉（80歳）	21.3 〈46.1%〉（85歳）	22.9 〈46.1%〉（90歳）							
1964年度生　（60歳）［2029年度65歳到達］		23.0 60.3%（65歳）	22.4 〈56.4%〉（70歳）	22.0 〈51.3%〉（75歳）	22.0 〈47.6%〉（80歳）	22.9 〈46.1%〉（85歳）	24.7 〈46.1%〉（90歳）						
1969年度生　（55歳）［2034年度65歳到達］			23.4 58.8%（65歳）	22.9 〈53.5%〉（70歳）	22.9 〈49.6%〉（75歳）	22.9 〈46.1%〉（80歳）	24.7 〈46.1%〉（85歳）	26.6 〈46.1%〉（90歳）					
1974年度生　（50歳）［2039年度65歳到達］				24.7 57.6%（65歳）	24.7 〈53.5%〉（70歳）	24.7 〈49.6%〉（75歳）	24.7 〈46.1%〉（80歳）	26.6 〈46.1%〉（85歳）	28.7 〈46.1%〉（90歳）				
1979年度生　（45歳）［2044年度65歳到達］					26.6 57.6%（65歳）	26.6 〈53.5%〉（70歳）	26.6 〈49.6%〉（75歳）	26.6 〈46.1%〉（80歳）	28.7 〈46.1%〉（85歳）	30.9 〈46.1%〉（90歳）			
1984年度生　（40歳）［2049年度65歳到達］						28.7 57.6%（65歳）	28.7 〈53.5%〉（70歳）	28.7 〈49.6%〉（75歳）	28.7 〈46.1%〉（80歳）	30.9 〈46.1%〉（85歳）	33.3 〈46.1%〉（90歳）		
1989年度生　（35歳）［2054年度65歳到達］							30.9 57.6%（65歳）	30.9 〈53.5%〉（70歳）	30.9 〈49.6%〉（75歳）	30.9 〈46.1%〉（80歳）	33.3 〈46.1%〉（85歳）	35.8 〈46.1%〉（90歳）	
1994年度生　（30歳）［2059年度65歳到達］								33.3 57.6%（65歳）	33.3 〈53.5%〉（70歳）	33.3 〈49.6%〉（75歳）	33.3 〈46.1%〉（80歳）	35.8 〈46.1%〉（85歳）	38.6 〈46.1%〉（90歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□ 内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
（注3）〈 〉内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
（注5）年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

[27] 年金額及び平均賃金は図表の注１のとおり、各時点の名目額を物価上昇率で 2024 年度時点に割り戻した実質額となっており、以下のとおり算出している。
なお、年金額の改定に用いられる物価上昇率は、総務省から公表される年平均の全国消費者物価指数（総合指数）が用いられており、割り戻しに用いる物価上昇率もこれを踏まえたものとなっている。
Ｋ年度の額(2024 年度価格)
＝　Ｋ年度の額／｛(1＋2024 年の物価上昇率)×…×(1＋(Ｋ－１)年の物価上昇率)｝

図表 1-2-11　生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦２人の基礎年金含む）の見通し【過去 30 年投影ケース】

○ 人口：出生中位、死亡中位、外国人の入国超過数16.4万人　経済：過去30年投影ケース

	物価上昇率	賃金上昇率（実質〈対物価〉）	運用利回り		経済成長率（実質）2034年度以降20～30年 ※括弧内の数値は人口1人当たり実質経済成長率
			実質〈対物価〉	スプレッド〈対賃金〉	
長期の経済前提	0.8%	0.5%	2.2%	1.7%	−0.1%（0.7%）

	所得代替率		
		基礎	比例
所得代替率（給付水準の調整終了後）	50.4%	25.5%	24.9%
給付水準の調整終了年度	2057	2057	2026

報酬比例の調整終了（2026年度）

基礎年金の調整終了（2057年度）

生年度（令和6（2024）年度における年齢）	2024年度	2029年度	2034年度	2039年度	2044年度	2049年度	2054年度	2059年度	2064年度	2069年度	2074年度	2079年度	2084年度
	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
現役男子の平均賃金（手取り）	37.0	37.0	37.3	38.2	39.2	40.2	41.2	42.2	43.3	44.4	45.5	46.7	47.8
1959年度生　（65歳）［2024年度65歳到達］	22.6 61.2%（65歳）	22.2 〈60.0%〉（70歳）	21.7 〈58.2%〉（75歳）	21.2 〈55.5%〉（80歳）	20.7 〈52.9%〉（85歳）	20.3 〈50.5%〉（90歳）							
1964年度生　（60歳）［2029年度65歳到達］		22.3 60.1%（65歳）	21.8 〈58.3%〉（70歳）	21.3 〈55.6%〉（75歳）	20.8 〈53.1%〉（80歳）	20.3 〈50.6%〉（85歳）	19.9 〈48.3%〉（90歳）						
1969年度生　（55歳）［2034年度65歳到達］			21.8 58.6%（65歳）	21.4 〈55.9%〉（70歳）	20.9 〈53.3%〉（75歳）	20.4 〈50.8%〉（80歳）	20.0 〈48.5%〉（85歳）	19.8 〈46.9%〉（90歳）					
1974年度生　（50歳）［2039年度65歳到達］				21.7 56.7%（65歳）	21.2 〈54.1%〉（70歳）	20.8 〈51.6%〉（75歳）	20.3 〈49.3%〉（80歳）	20.1 〈47.7%〉（85歳）	20.1 〈46.5%〉（90歳）				
1979年度生　（45歳）［2044年度65歳到達］					21.4 54.7%（65歳）	21.0 〈52.2%〉（70歳）	20.6 〈49.9%〉（75歳）	20.4 〈48.2%〉（80歳）	20.4 〈47.0%〉（85歳）	20.4 〈45.9%〉（90歳）			
1984年度生　（40歳）［2049年度65歳到達］						21.2 52.9%（65歳）	20.8 〈50.5%〉（70歳）	20.6 〈48.8%〉（75歳）	20.6 〈47.6%〉（80歳）	20.6 〈46.4%〉（85歳）	20.6 〈45.3%〉（90歳）		
1989年度生　（35歳）［2054年度65歳到達］							21.1 51.1%（65歳）	20.9 〈49.4%〉（70歳）	20.9 〈48.2%〉（75歳）	20.9 〈47.0%〉（80歳）	20.9 〈45.9%〉（85歳）	20.9 〈44.7%〉（90歳）	
1994年度生　（30歳）［2059年度65歳到達］								21.3 50.4%（65歳）	21.3 〈49.2%〉（70歳）	21.3 〈47.9%〉（75歳）	21.3 〈46.8%〉（80歳）	21.3 〈45.6%〉（85歳）	21.3 〈44.5%〉（90歳）

（注1）数値は、各時点の名目額を物価上昇率で2024年度時点に割り戻した実質額を記載した。
（注2）□ 内は、各世代の65歳新規裁定時における所得代替率を記載した。
（注3）〈 〉内は、各時点における年金額と同時点における現役男子の平均賃金（手取り）とを比較した比率を記載した。
（注4）既裁定者の年金は物価上昇率による改定を基準としているが、その時々の新規裁定者の年金水準との乖離幅が2割となった場合は、新規裁定者の年金と同じ賃金上昇率により改定することとし、乖離幅が2割を超えないようにするとの方針が定められており、財政検証はその方針に準拠して行われている。
（注5）年金額は、平成16年改正法附則第2条の規定に基づき前年度までの実質賃金上昇率を全て反映したもの。

図表 1-2-12　生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦２人の基礎年金含む）の見通し（物価上昇率で 2024 年度まで割り戻した実質額）

【出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人、成長型経済移行・継続ケース】

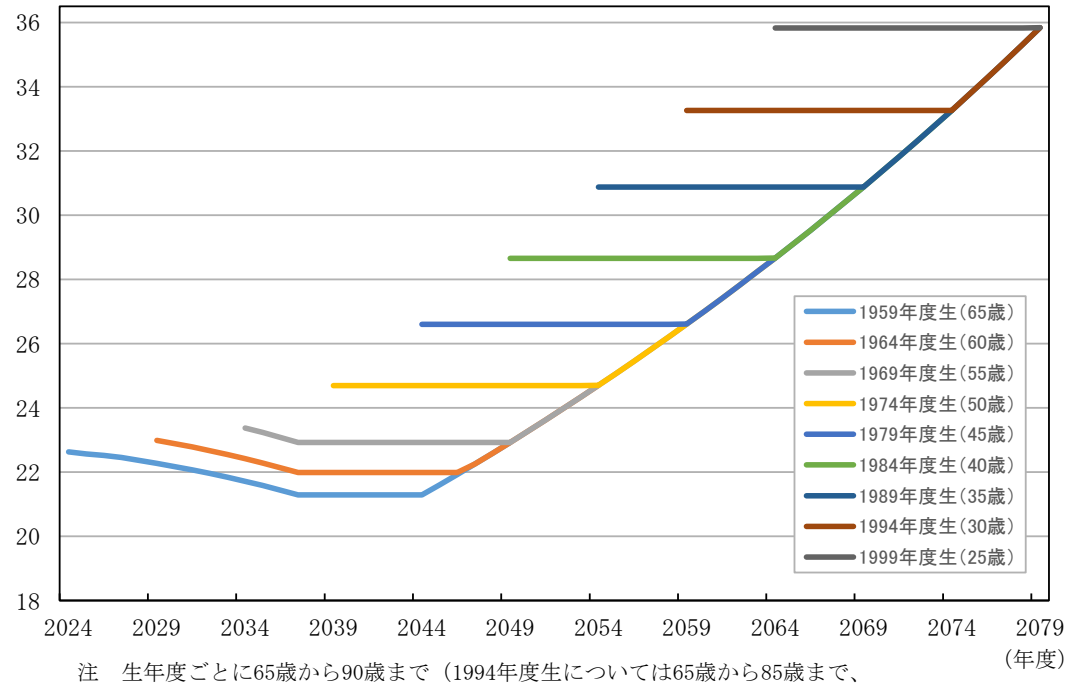

注　生年度ごとに65歳から90歳まで（1994年度生については65歳から85歳まで、1999年度生については65歳未満から80歳まで）の期間を示したものである。

図表 1-2-13　生年度別に見た現役男子の平均賃金に対する年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦２人の基礎年金含む）の比率の見通し

【出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人、成長型経済移行・継続ケース】

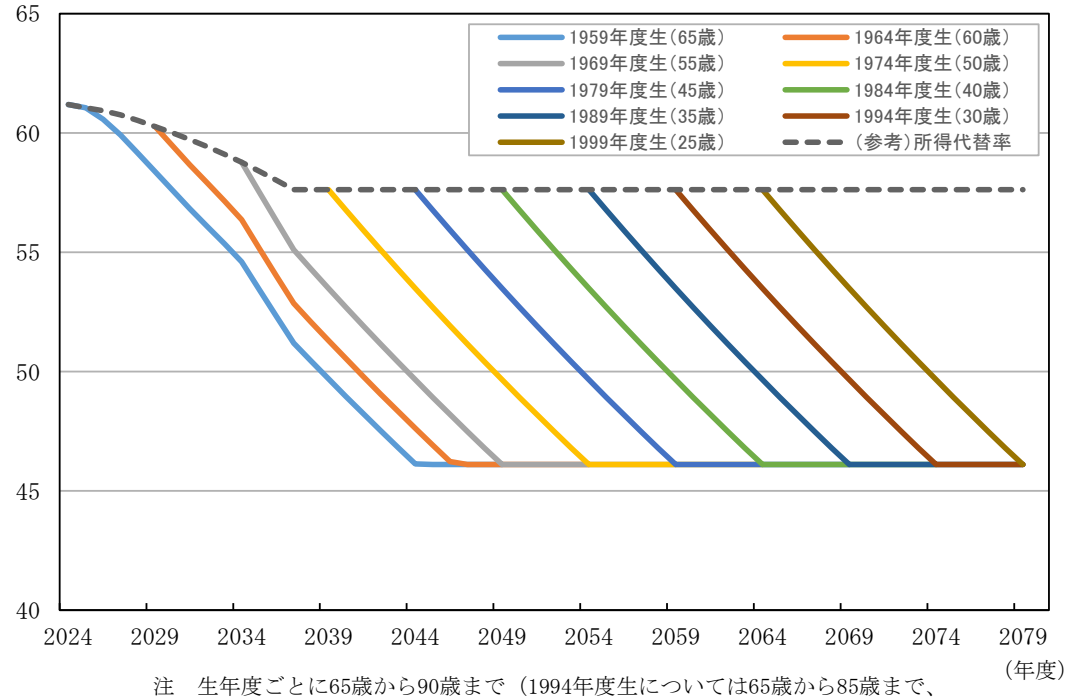

注　生年度ごとに65歳から90歳まで（1994年度生については65歳から85歳まで、1999年度生については65歳未満から80歳まで）の期間を示したものである。

図表 1-2-14　生年度別に見た年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦２人の基礎年金含む）の見通し（物価上昇率で 2024 年度まで割り戻した実質額）

【出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人、過去 30 年投影ケース】

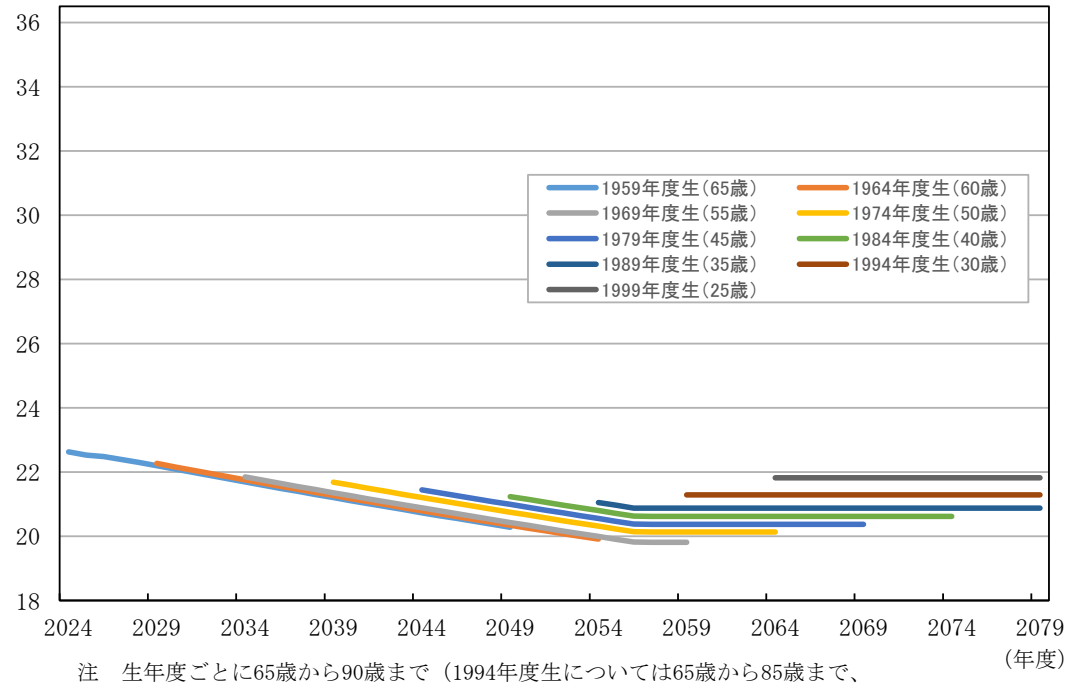

注　生年度ごとに65歳から90歳まで（1994年度生については65歳から85歳まで、1999年度生については65歳未満から80歳まで）の期間を示したものである。

図表 1-2-15　生年度別に見た現役男子の平均賃金に対する年金受給後の厚生年金の標準的な年金額（夫婦２人の基礎年金含む）の比率の見通し

【出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人、過去 30 年投影ケース】

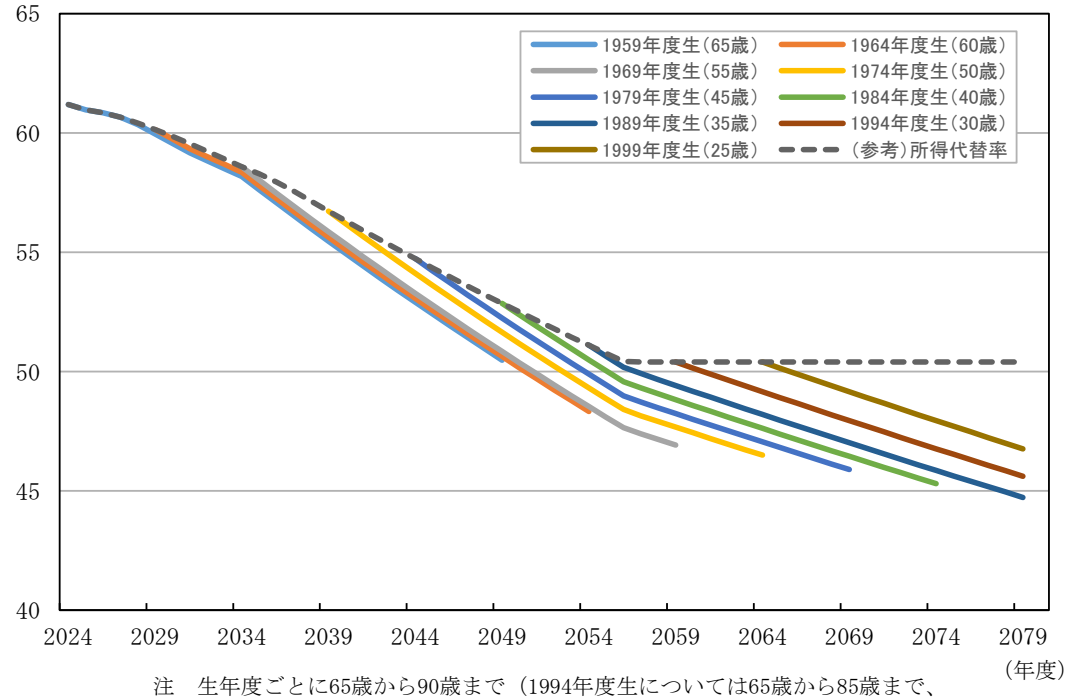

注　生年度ごとに65歳から90歳まで（1994年度生については65歳から85歳まで、1999年度生については65歳未満から80歳まで）の期間を示したものである。

第３節　これまでの財政検証結果との比較

本節では、令和６(2024)年財政検証の結果について、令和元(2019)年財政検証（さらに可能なものについては、平成16(2004)年財政再計算以降）の結果と比較し、分析する。これまでの結果がどのように変化してきたかを比較することにより、公的年金財政に関し近年生じている状況の変化やその特徴を把握する。

なお、それぞれの財政再計算・財政検証の実施にあたっては、実施時点における現行の年金制度及びその時点で施行が確定している改正内容を前提としているが、平成16(2004)年財政再計算以降に行われた主な年金制度改正は**図表 1-3-1** のとおりとなっている。令和６(2024)年財政検証結果を令和元(2019)年財政検証と比較する場合には、令和６(2024)年財政検証結果にのみ 2020 年以降に改正された内容が反映されている点について留意が必要である。

図表 1-3-1　平成 16(2004)年以降の改正事項

改正年	改正項目	施行日	改正内容を反映している財政検証・財政再計算
2004年	厚生年金保険料引上げ	2004年10月	平成16(2004)年財政再計算以降
	基礎年金国庫負担割合引上げ		
	マクロ経済スライド		
	国民年金保険料引上げ	2005年4月	
	次世代育成支援の拡充（養育特例による標報の従前額みなし）		
	低在老の改善（一律２割支給停止の廃止）		
	若年者納付猶予制度の創設		
	多段階免除制度の導入	2006年7月	
	遺族年金の見直し（自らの老齢厚生年金を全額受給した上で、従来の遺族給付との差額を支給する仕組みに変更）	2007年4月	
	子なし30歳未満妻の遺族年金５年有期化		
	70歳以上被用者の老齢厚生年金の給付調整		
2010年	年金額の特例水準（2.5%）の強制解消	2013年10月	平成26(2014)年財政検証以降
	厚生年金、健康保険の産休免除	2014年4月	
	遺族基礎年金の父子家庭への支給		
	被用者年金一元化	2015年10月	
	短時間労働者の適用拡大	2016年10月	
	年金の受給資格期間の短縮（25年から10年に）	2017年8月	
2016年	短時間労働者の適用拡大（企業規模500人以下の労使合意に基づく適用）	2017年4月	令和元(2019)年財政検証以降
	マクロ経済スライドのキャリーオーバーの導入	2018年4月	
	国民年金第１号被保険者の産休免除	2019年4月	
	国民年金保険料の引き上げ（平成16年度価格で16,900円から17,000円へ）		
	年金額改定率の賃金スライド徹底	2021年4月	
2020年	65歳以上の在職定時改定の導入	2022年4月	令和６(2024)年財政検証
	在老支給停止基準額の引き上げ（28万円から47万円へ）		
	短時間労働者の適用拡大（企業規模100人超、士業）	2022年10月	
	短時間労働者の適用拡大（企業規模50人超）	2024年10月	
2024年	国民年金第１号被保険者の育休免除	2026年10月	

（１）人口の前提の比較

人口の前提として、将来推計人口における出生、死亡、国際人口移動に関する前提について比較する。

図表 1-3-2 では、出生に関する前提として、平成 14(2002)年推計以降の合計特殊出生率の仮定値を比較している。合計特殊出生率は、平成 14(2002)年推計から平成 18(2006)年推計に下方シフトした後、平成 24(2012)年推計、平成 29(2017)年推計にかけて上方シフトが続いていたが、直近の令和５(2023)年推計ではふたたび下方シフトしている。

図 1-3-2　人口の前提の比較【合計特殊出生率】

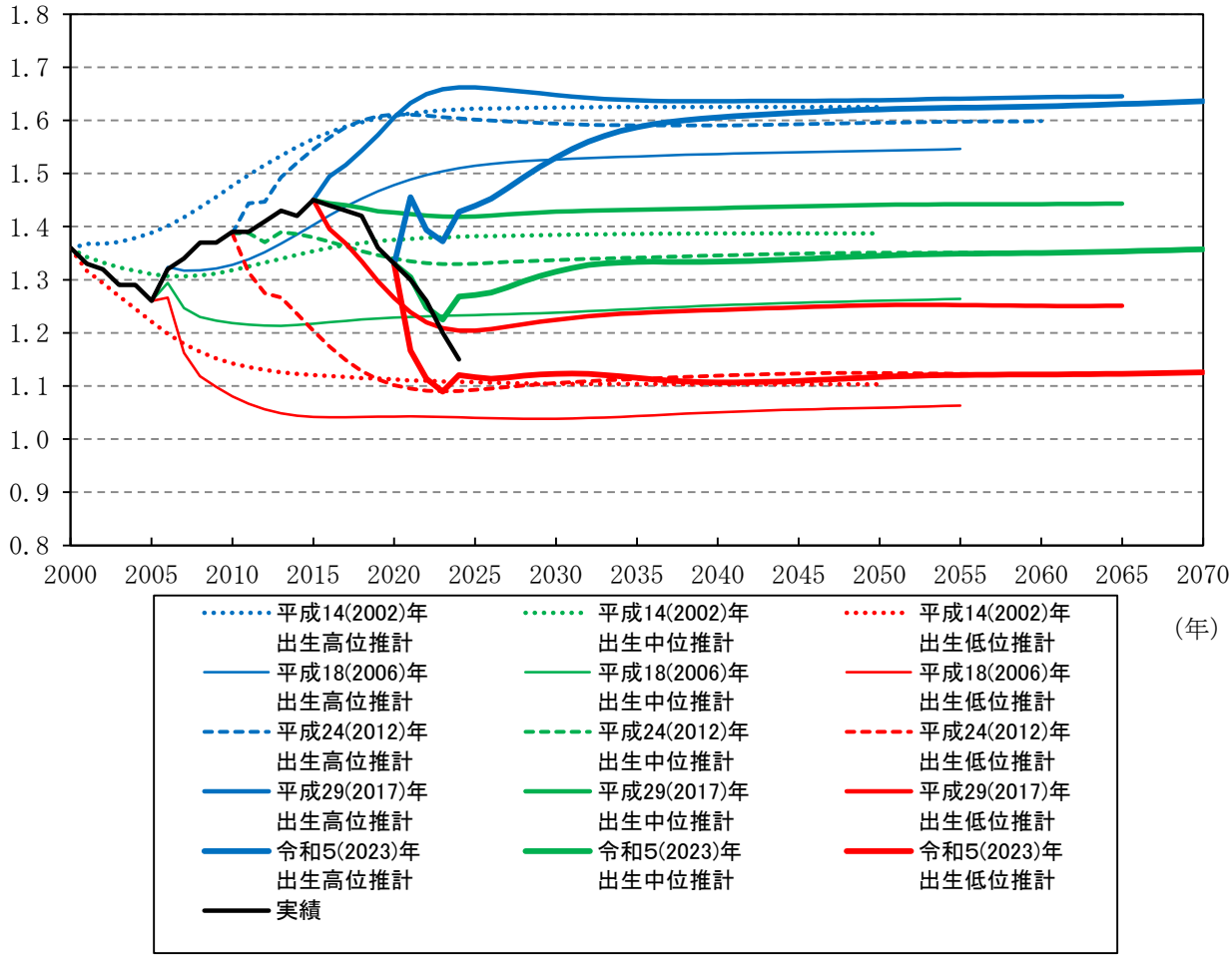

図表 1-3-3 では、死亡に関する前提として、平成 14(2002)年推計以降の将来推計人口における平均寿命の仮定値を比較している。平均寿命は、男女ともに新しい将来推計になるほど概ね上方シフトしており、直近の令和５(2023)年推計は、足下で下方シフトしているものの、将来に向かって下方シフトした分を上回って上方シフトしている。

図 1-3-3　人口の前提の比較【平均寿命】

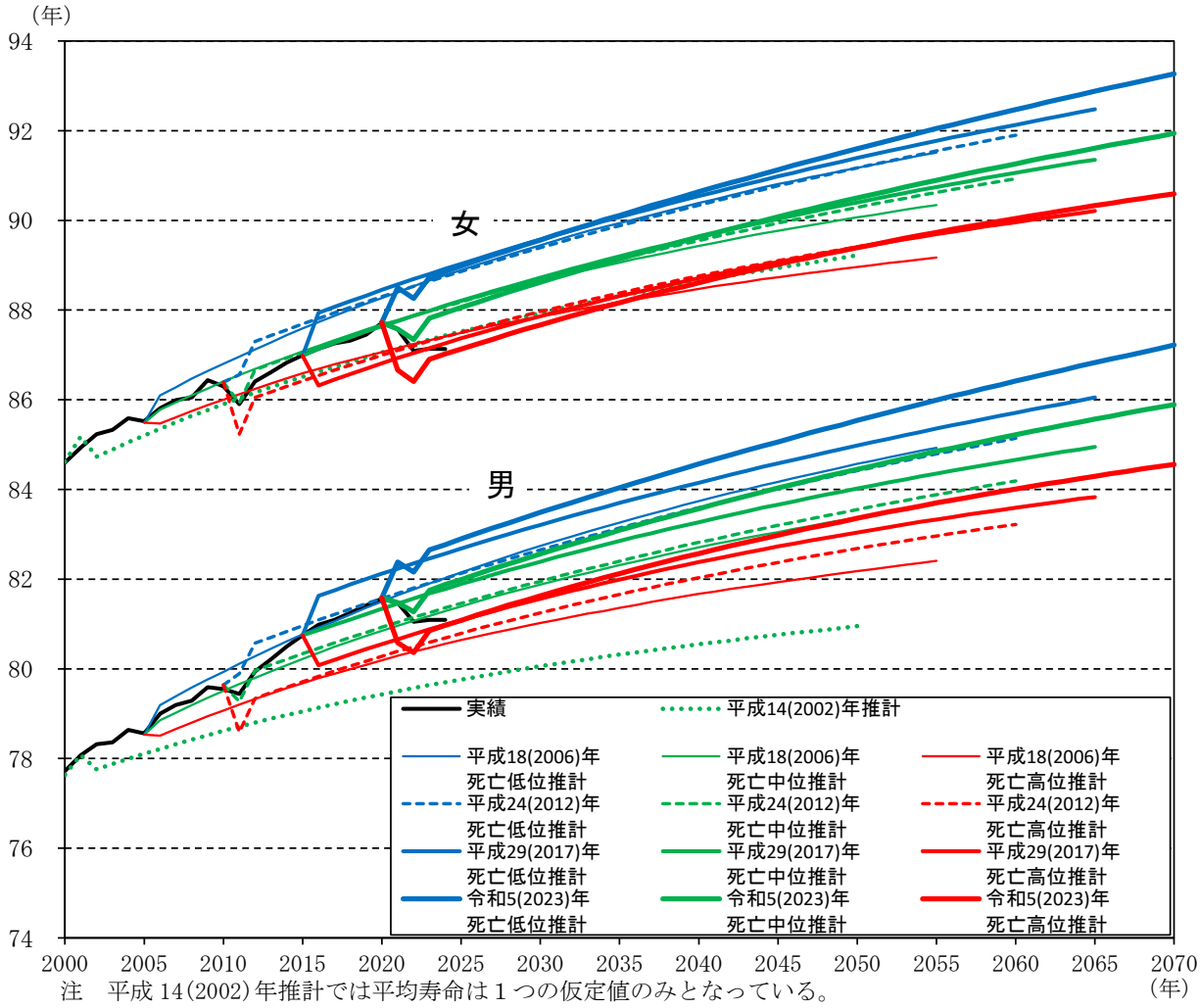

注　平成 14(2002)年推計では平均寿命は１つの仮定値のみとなっている。

図表 1-3-4 では、国際人口移動に関する前提として、平成 14(2002)年推計以降の外国人入国超過数[28]の仮定値を比較している。将来推計人口における外国人入国超過数は、基本推計では、高位・中位・低位の３仮定を設ける出生や死亡とは異なり、1 仮定のみである。令和６(2024)年財政検証では、基本推計の仮定値である 2040 年までの外国人入国超過数 16.4 万人[29]のほかに、条件付推計[30]で用いられている仮定値のうち、2040 年までの外国人入国超過数が 25 万人と 6.9 万人の場合についても将来見通しを作成しているため、ここでは、令和５(2023)年推計について、基本推計のほかに、

[28] 国内滞在期間 90 日以内の者を除いた外国人を対象として、前年 10 月から当該年 9 月までの期間における入国者数から出国者数を除いた値。

[29] 2041 年以降は、2040 年の男女年齢別入国超過率（日本人、外国人を合わせた総人口を分母とする）を一定として推計している。

[30] 将来推計人口において基本推計とは別に、出生率と外国人の国際人口移動の仮定値を機械的に変化させた場合の推計を条件付推計と呼んでいる。

外国人入国超過数が 25 万人と 6.9 万人の条件付推計の仮定値についても併せて示している。

外国人入国超過数は、平成 14(2002)年推計から平成 18(2006)年推計にかけて下方シフトした後は、平成 29(2017)年推計までほぼ同じ仮定値を設定していたが、平成 29(2017)年推計から令和５(2023)年推計にかけて大きく上方シフトしている。

図 1-3-4　人口の前提の比較【外国人入国超過数】

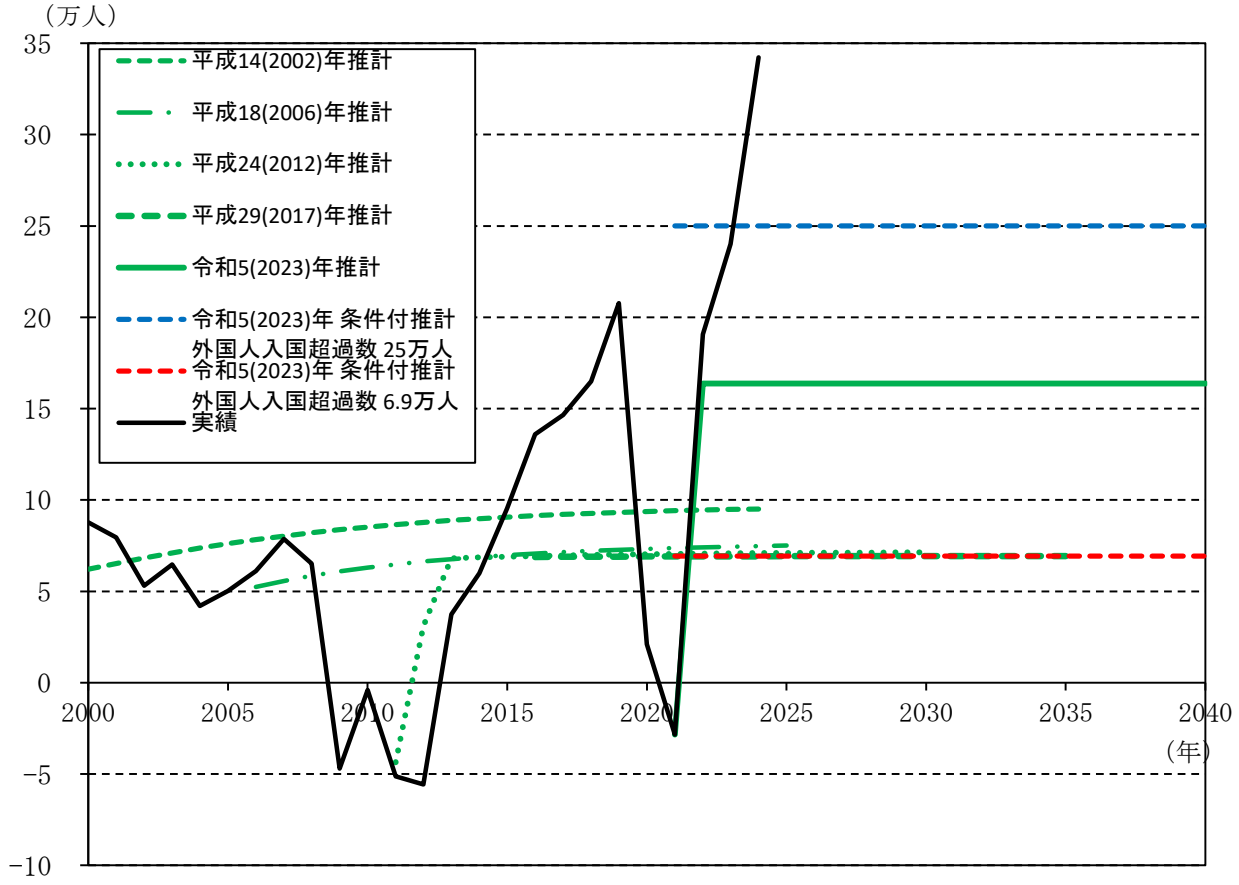

（２）労働参加に関する前提の比較

労働参加に関する前提として、年齢階級別の労働力率と就業率では同様の傾向となっていることから、労働力率の比較を行う。

図表 1-3-5 は 2030 年（平成 16(2004)年財政再計算のみ 2025 年）の労働力率について労働参加が進むケース（令和６(2024)年財政検証では労働参加進展シナリオ）で比較している。男性では、20 歳代前半と中高齢層では、平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけて上方シフトし、その後、平成 26(2014)年財政検証及び令和元(2019)年財政検証にかけて下方シフトしたが、令和６(2024)年財政検証では、再び上方シフトしている。女性では概ね財政検証を経るごとに上方シフトしているが、令和６(2024)年財政検証では、30 歳代後半から 50 歳代前半にかけて下方シフトしている。

図表 1-3-6 は令和６(2024)年財政検証について、2030 年と 2040 年の労働力率を比較している。男性では 20 歳代後半から 50 歳代では大幅な変動を見込んでいないが、労働参加進展シナリオの 20～25 歳及び 60 歳代、労働参加漸進シナリオの 60 歳代では１ポイントを上回る上昇を見込んでいる。女性では労働参加進展シナリオと労働参加漸進シナリオの全て年齢階級で労働力率の上昇を見込んでいる。

図表 1-3-5　労働参加に関する前提の比較【労働力率】

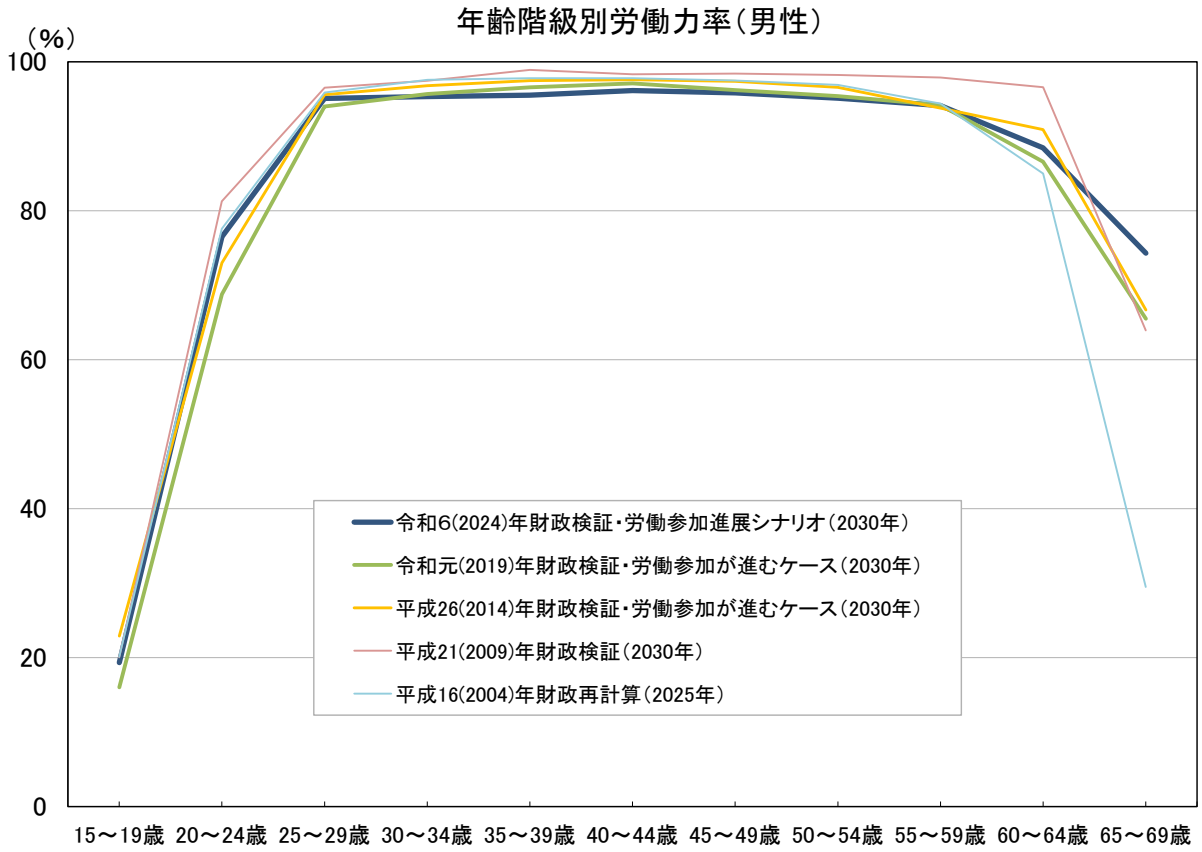

注　平成16(2004)年財政再計算の65～69歳区分については、65歳以上の労働力率である。

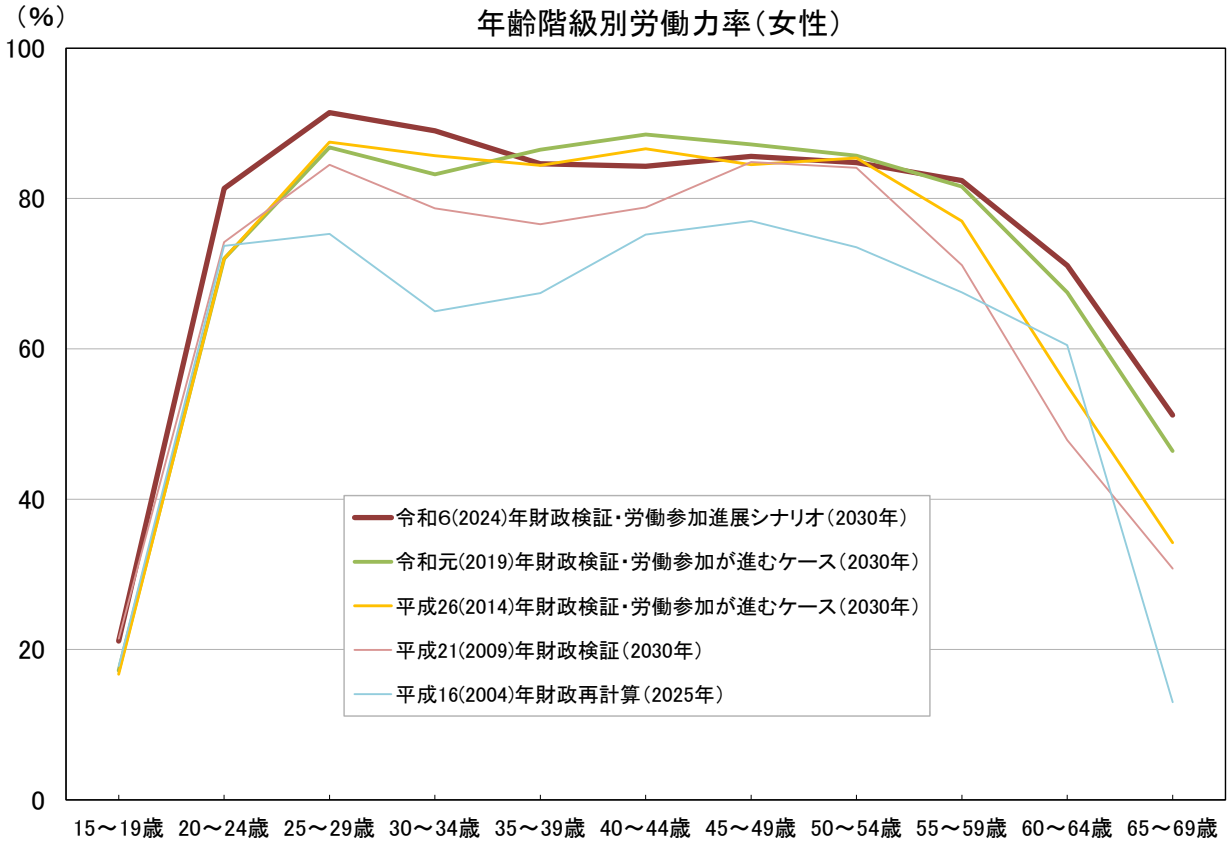

注　平成16(2004)年財政再計算の65～69歳区分については、65歳以上の労働力率である。

図表 1-3-6　労働参加に関する前提の比較【労働力率】
（令和６(2024)財政検証での 2030 年と 2040 年の比較）

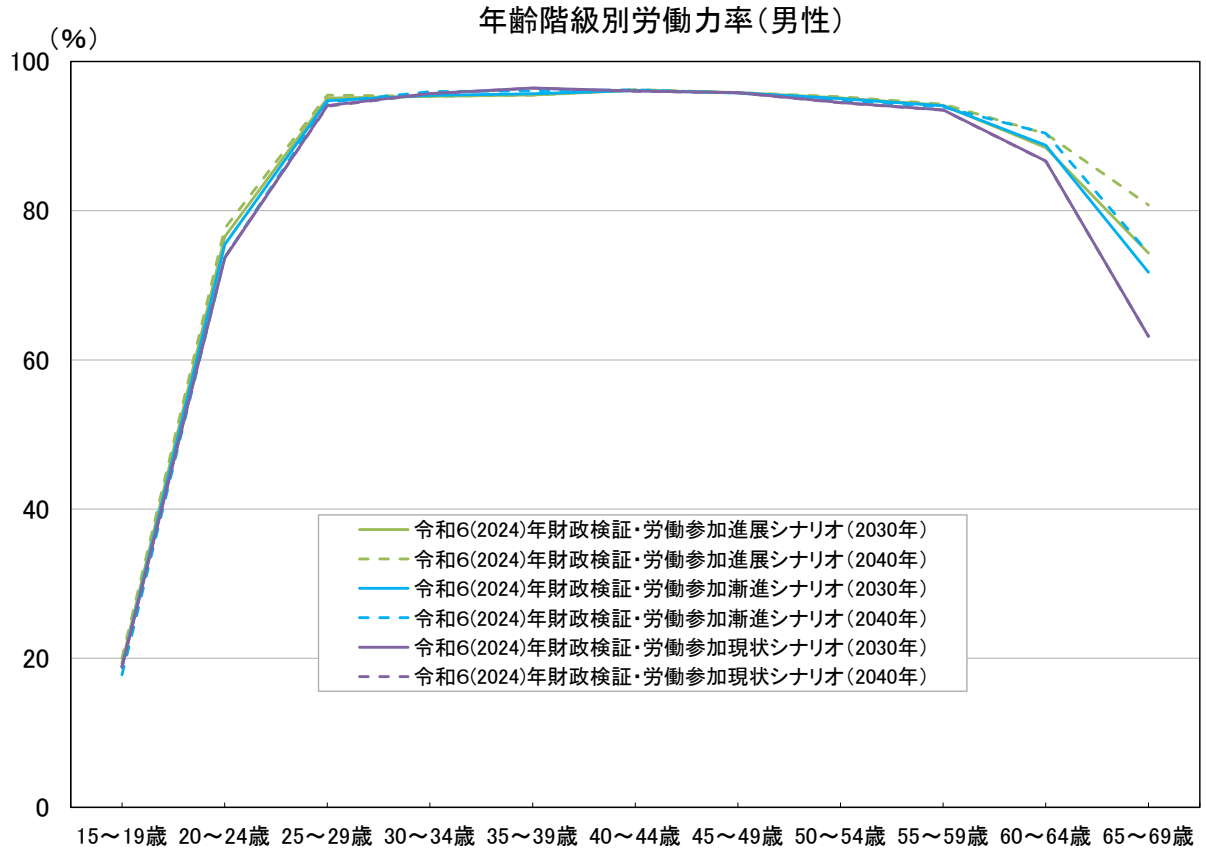

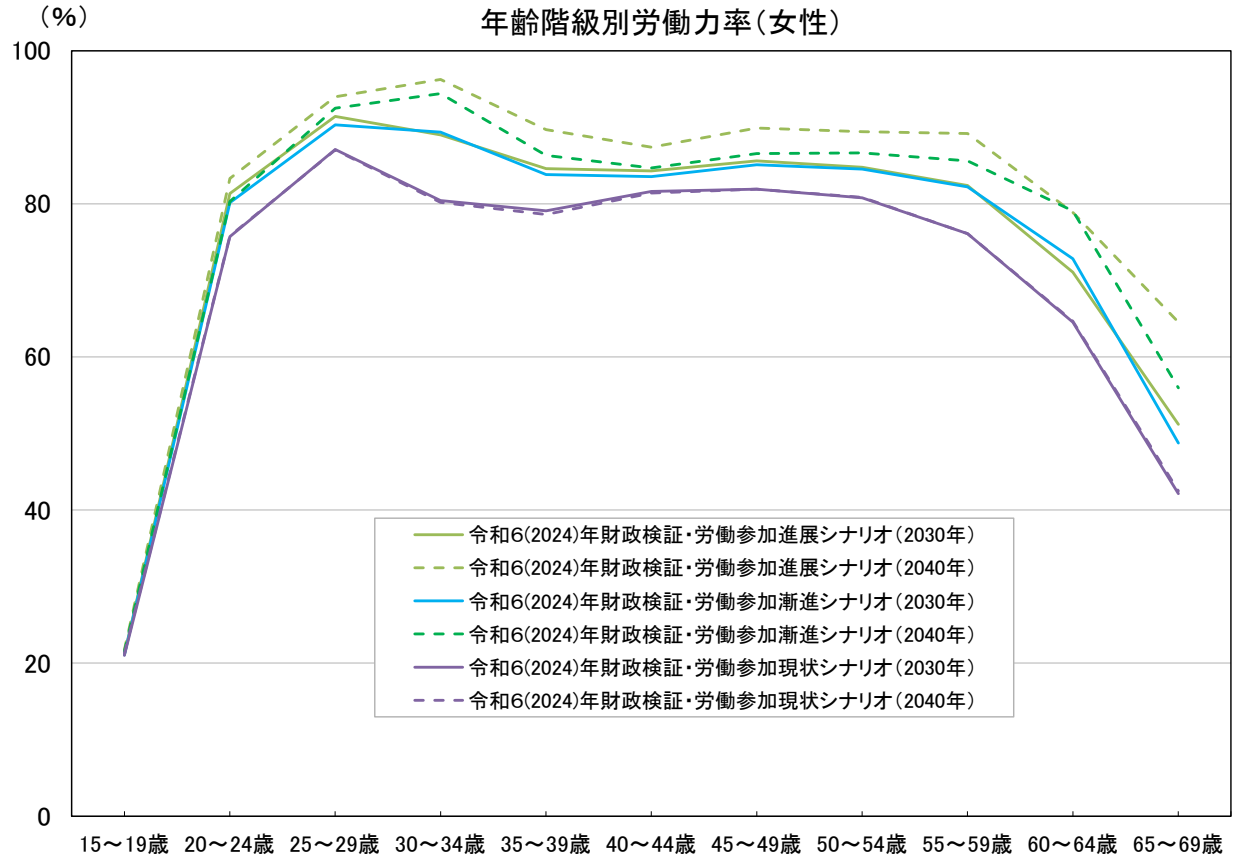

（３）経済前提の比較

経済前提について、**図表 1-3-7** から**図表 1-3-9** で物価上昇率、実質賃金上昇率及び実質的な運用利回りを比較している。

物価上昇率については、令和６(2024)年財政検証は令和元(2019)年財政検証と最終的には同水準の幅となる設定となっている。

実質賃金上昇率については、令和６(2024)年財政検証の設定は令和元(2019)年財政検証と比べ、幅の広い設定となっている。

実質的な運用利回りについては、令和６(2024)年財政検証を令和元(2019)年財政検証と比較すると、足下では大幅に上方シフトしているが、最終的には令和元(2019)年財政検証におけるケースⅠとケースⅢの間の水準となっている。

図表 1-3-7　経済前提の比較【物価上昇率】

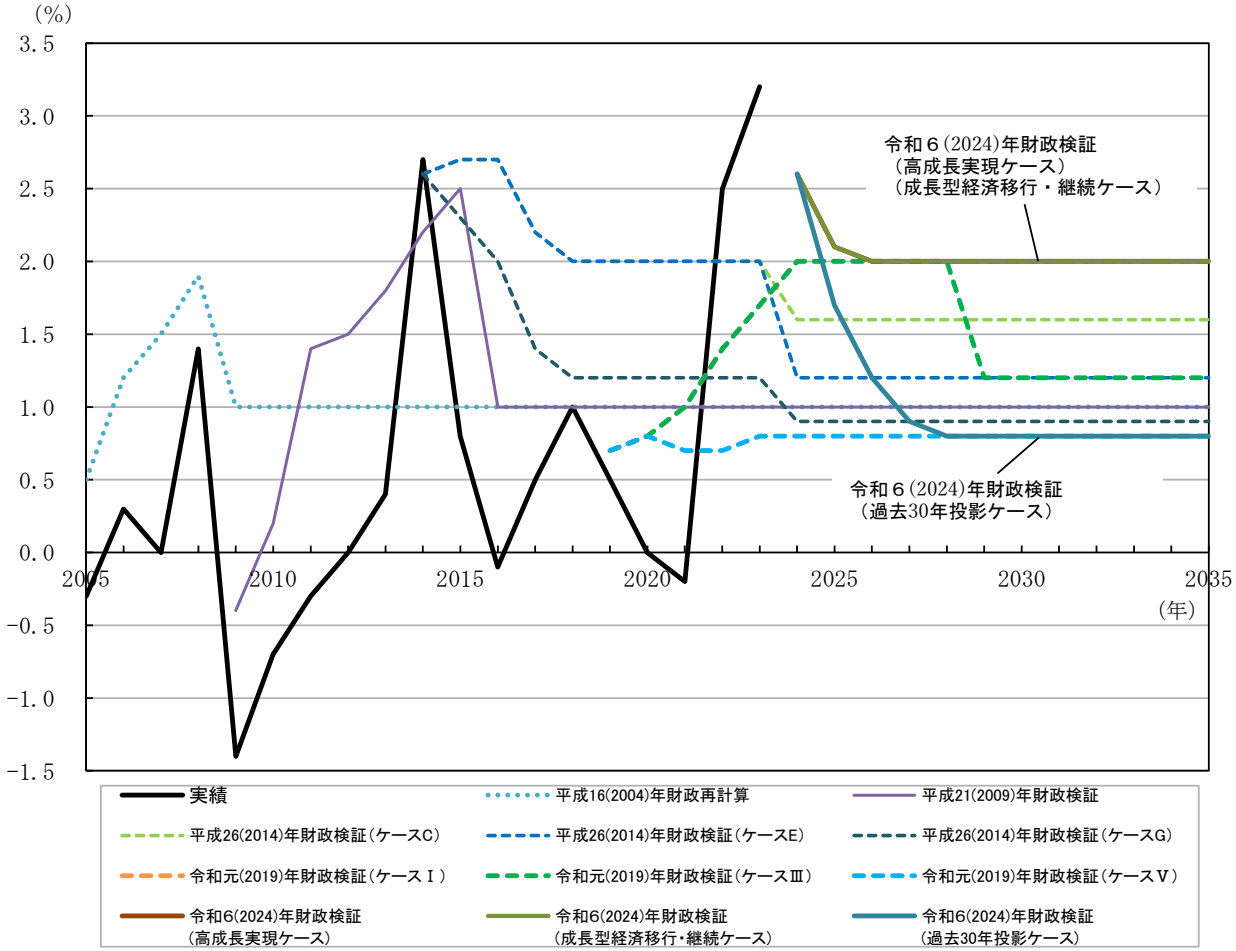

図表 1-3-8　経済前提の比較【実質賃金上昇率】

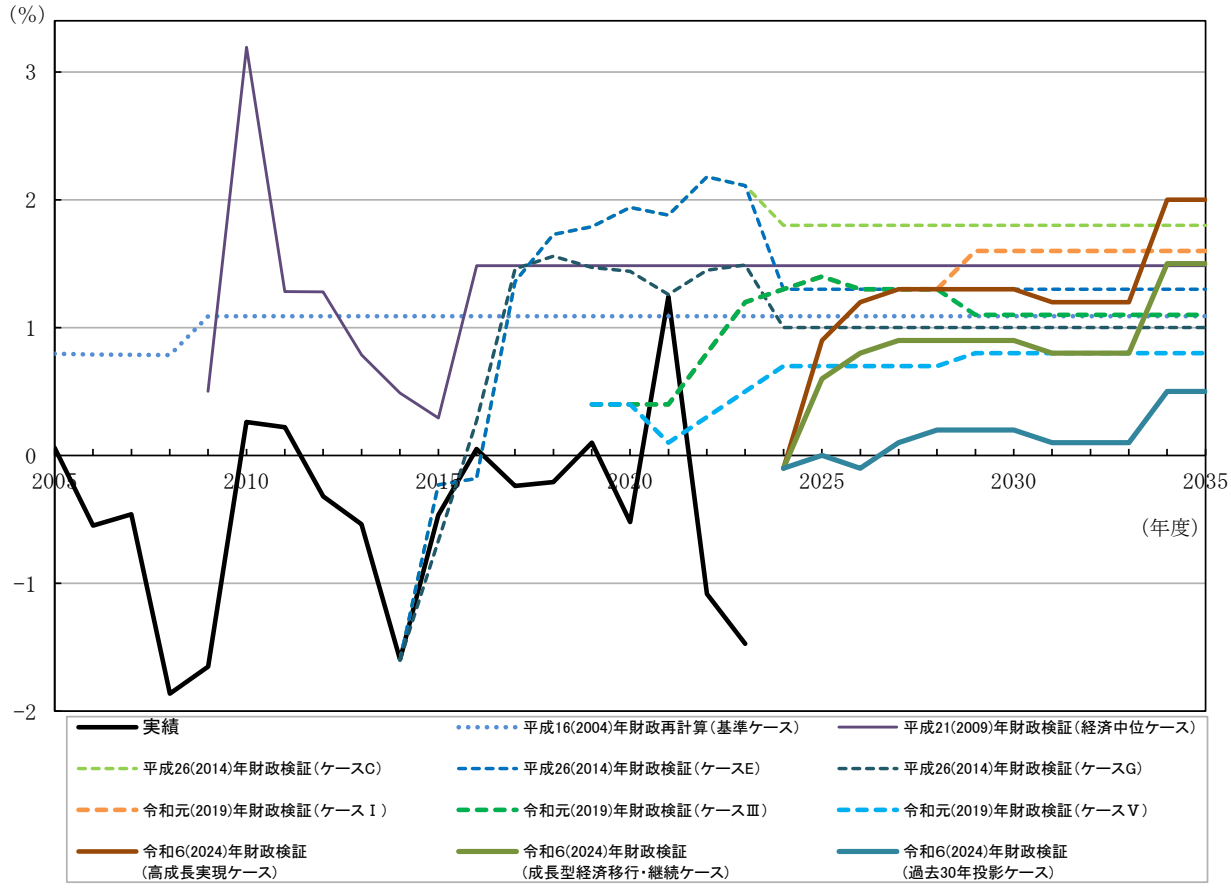

図表 1-3-9　経済前提の比較【実質的な運用利回り】

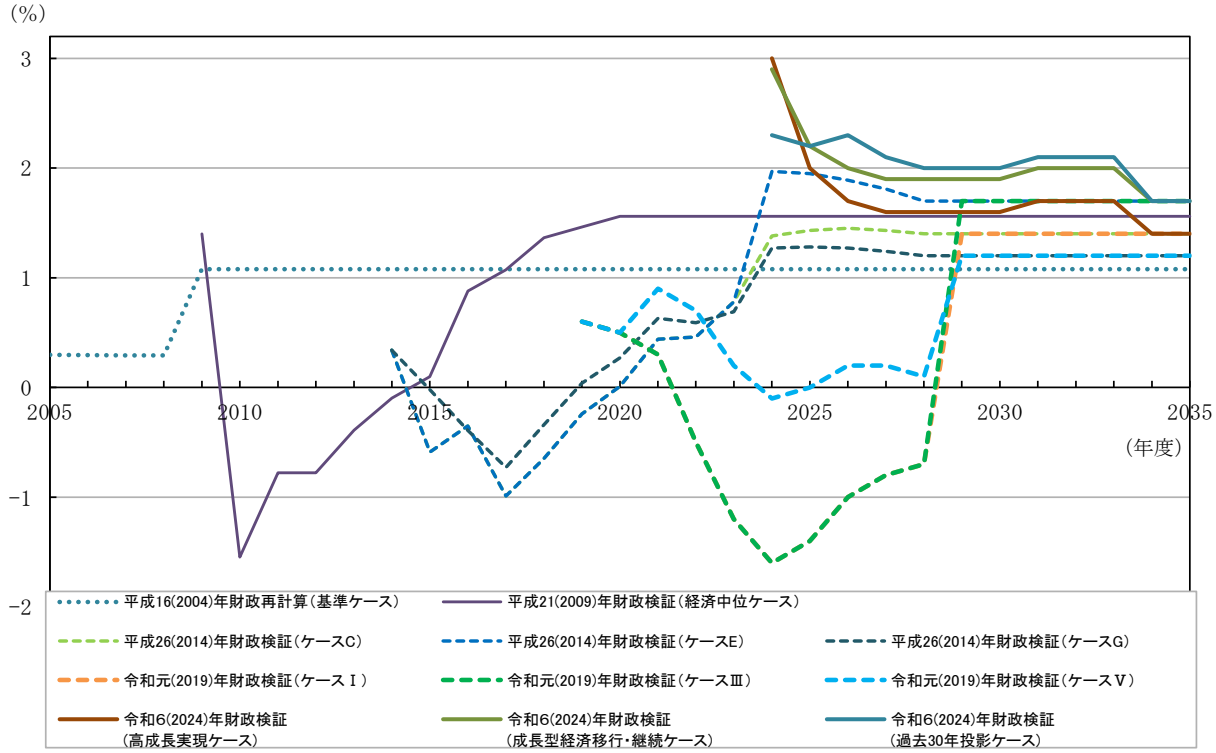

（参考）

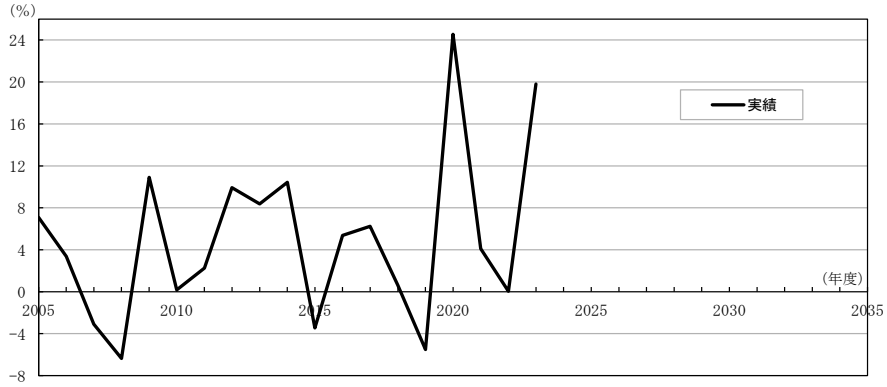

また、**図表 1-3-10** は、長期的な経済前提について、実質賃金上昇率と実質的な運用利回りとの関係をみたものである。

令和６(2024)年財政検証における実質賃金上昇率は、令和元年財政検証のケースⅥ（0.4%）よりもさらに低い前提（1 人当たりゼロ成長シナリオの 0.1%）を加え、令和元年財政検証よりも幅広く設定されている。これは、実質賃金上昇率の設定の元となる全要素生産性（ＴＦＰ）上昇率について、過去の実績分布等を踏まえて設定しているためであり、令和６(2024)財政検証の１人当たりゼロ成長シナリオにおける実質賃金上昇率は、平成 16 年財政再計算以降の経済成長が低いケースにおける設定と比べても低いものとなっている。

また、令和６(2024)年財政検証における実質的な運用利回りは、これまでの財政検証と概ね同水準となっている。

図表 1-3-10　長期的な経済前提の比較

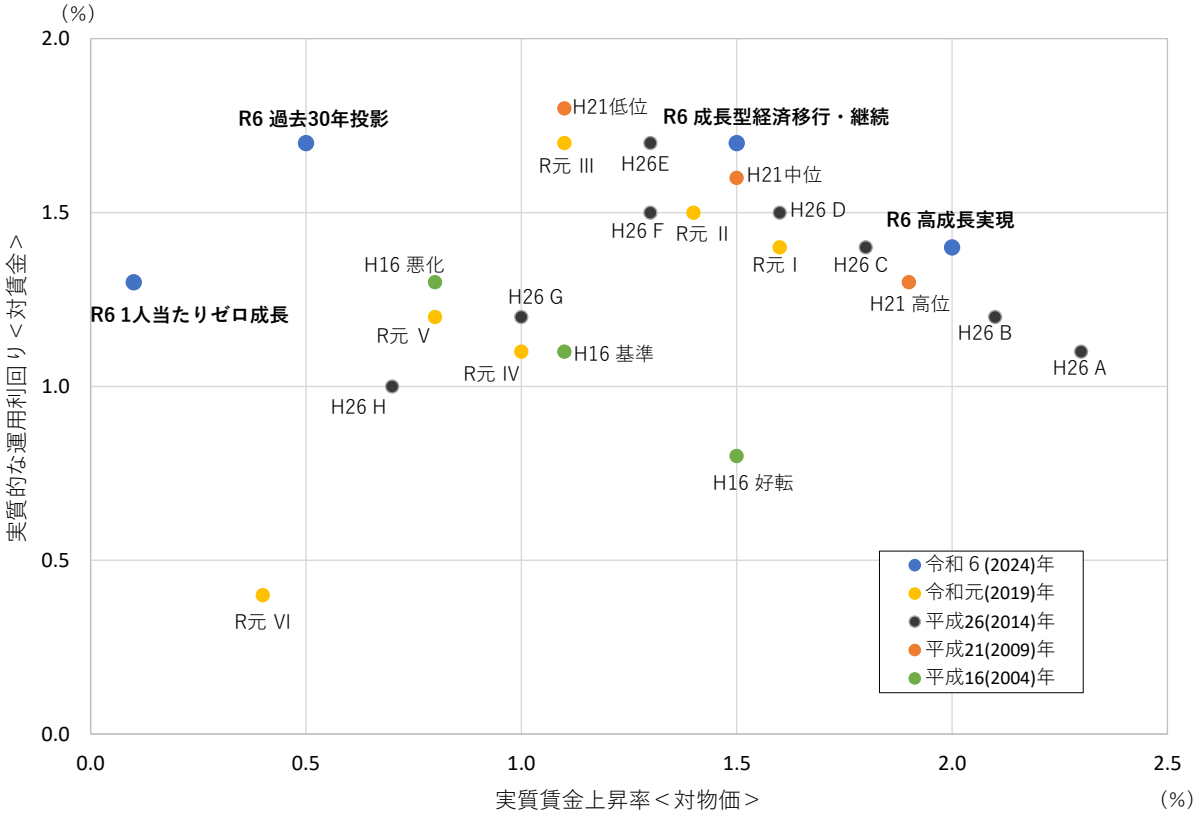

（４）被保険者数の比較

ここでは、労働参加が進むケース（令和６(2024)年財政検証では労働参加進展シナリオ）[31]について、令和６(2024)年財政検証結果とこれまでの財政検証結果の比較を行っている。

図表 1-3-11 は、公的年金被保険者数の将来見通しを比較したものである。平成16(2004)年財政再計算から平成21(2009)年財政検証にかけて、出生率の低下に伴い下方シフトし、その後は上方シフトが続いている。令和元(2019)年財政検証から令和６(2024)年財政検証にかけては、足下で上方シフトし、その程度は大きくなっていくが、2060年頃からは上方シフトの程度が縮小している。これは、足下からしばらく60歳以上の厚生年金被保険者が増加していることが前半の動きに影響しているが、出生率の仮定値が前回推計より低下していることが後半の縮小に影響していると考えられる。

図表 1-3-11　公的年金被保険者数の将来見通しの比較

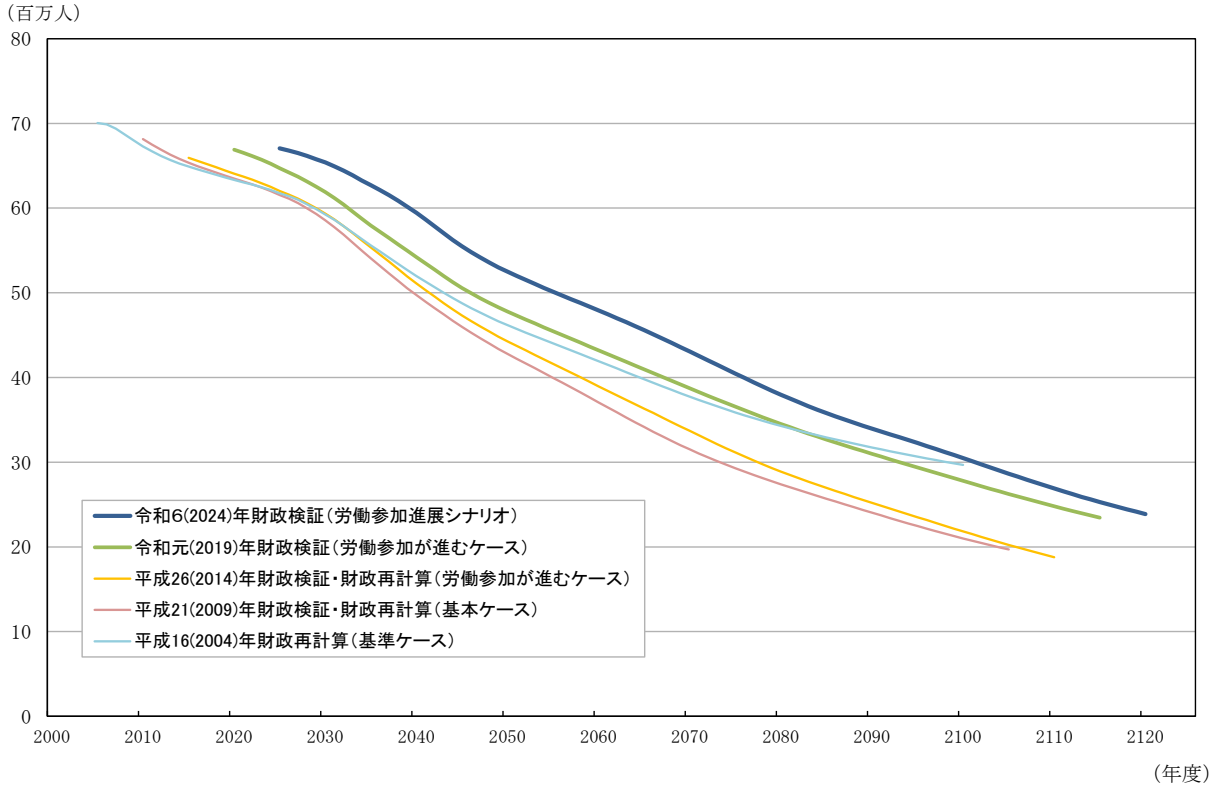

（被保険者数の構成割合）

また、公的年金被保険者のうち、厚生年金（被用者年金）被保険者、国民年金第１号被保険者、第３号被保険者の構成割合の将来見通しを比較すると、厚生年金被保険者の割合の上方シフト及び国民年金第１号被保険者、第３号被保険者の割合の下方シフトが続いている（**図表 1-3-12(a)～(c)**参照）。

[31] 以降、この章において特に言及しない場合、人口前提は中位推計について見ている。

図表 1-3-12　公的年金被保険者の構成割合の将来見通しの比較

（ａ）厚生年金（被用者年金）被保険者

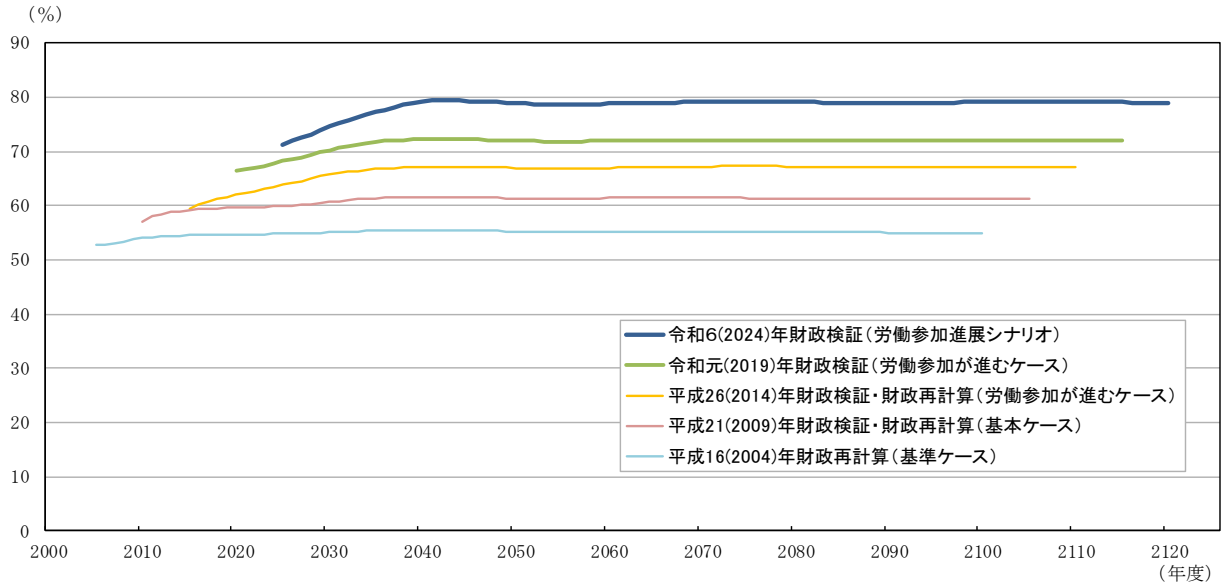

（ｂ）国民年金第１号被保険者

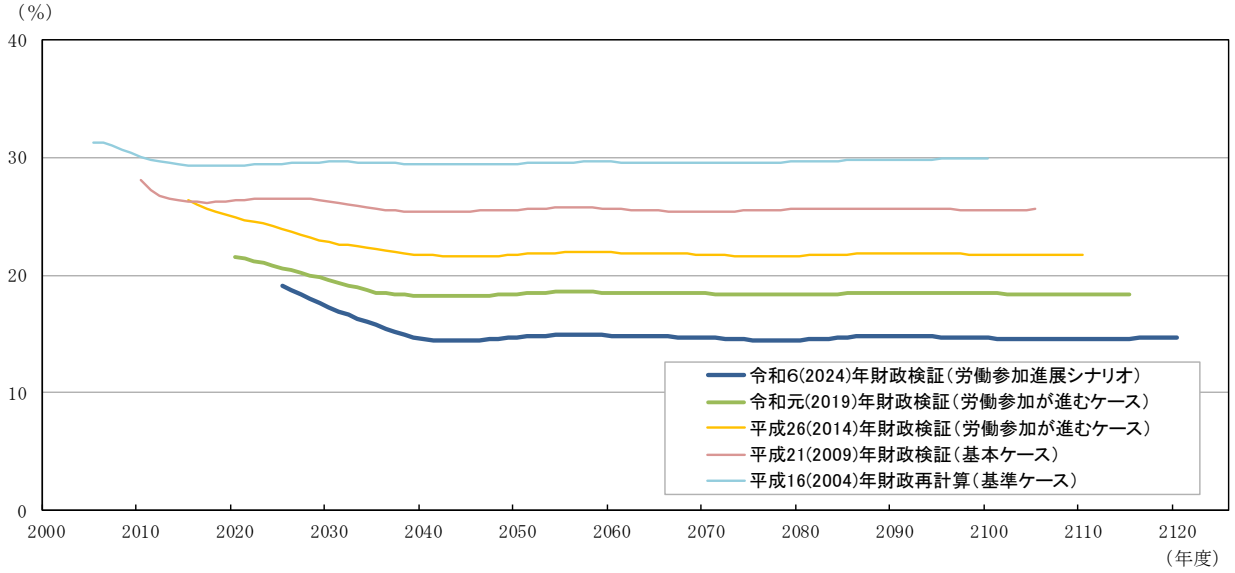

（ｃ）国民年金第３号被保険者

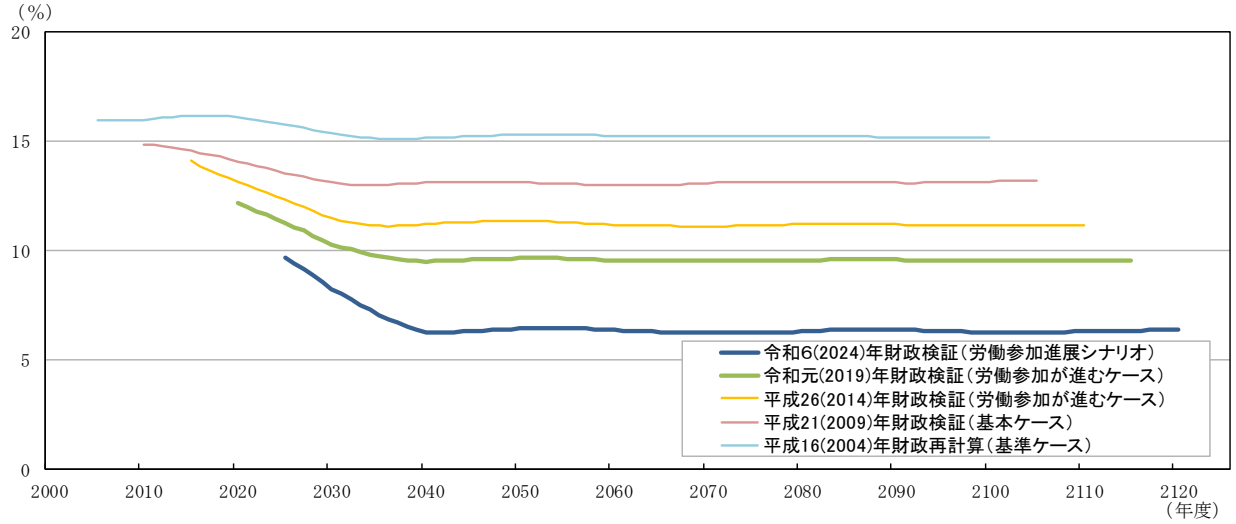

（男女別の内訳）

さらに参考として、**図表 1-3-13** は令和６(2024)年財政検証の人口中位推計（出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人。以下、「人口中位推計」という。）の労働参加進展シナリオについて、男女別の被保険者数の内訳をみたものである。男女ともに、2024 年頃までは厚生年金被保険者の割合が高まり男性は 84%台、女性は 73%台に到達し、その後は若干の変動はあるもののその水準で推移する見通しとなっている。

令和元(2019)年財政検証（出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース）と比較すると、特に女性について、国民年金第１号被保険者、第３号被保険者から厚生年金被保険者へのシフトが顕著である。

図表 1-3-13　男女別公的年金被保険者数の将来見通し【人口中位推計・労働参加進展シナリオ】

年度	男性				女性			
	公的年金被保険者数計	第1号被保険者	厚生年金被保険者	第3号被保険者	公的年金被保険者数計	第1号被保険者	厚生年金被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2025	35.0 (100%)	6.8 (19.3%)	28.1 (80.4%)	0.1 (0.4%)	32.0 (100%)	6.1 (19.0%)	19.6 (61.2%)	6.4 (19.8%)
2026	34.9 (100%)	6.6 (18.8%)	28.2 (80.8%)	0.1 (0.4%)	31.9 (100%)	5.9 (18.5%)	19.8 (62.1%)	6.2 (19.3%)
2027	34.7 (100%)	6.4 (18.5%)	28.2 (81.1%)	0.1 (0.4%)	31.8 (100%)	5.8 (18.1%)	20.0 (63.1%)	6.0 (18.8%)
2028	34.6 (100%)	6.3 (18.2%)	28.1 (81.4%)	0.1 (0.4%)	31.6 (100%)	5.6 (17.8%)	20.2 (64.1%)	5.7 (18.1%)
2029	34.4 (100%)	6.1 (17.9%)	28.1 (81.7%)	0.1 (0.4%)	31.4 (100%)	5.4 (17.3%)	20.5 (65.2%)	5.5 (17.5%)
2030	34.2 (100%)	6.0 (17.5%)	28.1 (82.1%)	0.1 (0.4%)	31.2 (100%)	5.3 (16.9%)	20.7 (66.2%)	5.3 (16.9%)
2035	32.9 (100%)	5.3 (16.2%)	27.4 (83.4%)	0.1 (0.4%)	29.8 (100%)	4.6 (15.3%)	21.0 (70.3%)	4.3 (14.4%)
2040	31.1 (100%)	4.7 (15.3%)	26.3 (84.3%)	0.1 (0.4%)	28.3 (100%)	3.9 (13.7%)	20.8 (73.6%)	3.6 (12.6%)
2045	29.1 (100%)	4.4 (15.2%)	24.5 (84.3%)	0.1 (0.4%)	26.4 (100%)	3.6 (13.6%)	19.5 (73.7%)	3.4 (12.8%)
2055	26.2 (100%)	4.2 (15.8%)	22.0 (83.7%)	0.1 (0.5%)	23.9 (100%)	3.3 (13.9%)	17.5 (73.1%)	3.1 (13.0%)
2065	23.9 (100%)	3.7 (15.7%)	20.0 (83.8%)	0.1 (0.5%)	21.7 (100%)	3.0 (13.8%)	16.0 (73.6%)	2.8 (12.7%)
2075	21.2 (100%)	3.3 (15.4%)	17.8 (84.1%)	0.1 (0.5%)	19.3 (100%)	2.6 (13.5%)	14.2 (73.9%)	2.4 (12.6%)
2085	18.7 (100%)	2.9 (15.7%)	15.7 (83.9%)	0.1 (0.5%)	17.1 (100%)	2.3 (13.7%)	12.5 (73.4%)	2.2 (12.9%)
2095	16.9 (100%)	2.6 (15.7%)	14.2 (83.9%)	0.1 (0.5%)	15.4 (100%)	2.1 (13.8%)	11.3 (73.5%)	2.0 (12.7%)
2105	15.0 (100%)	2.3 (15.5%)	12.6 (84.1%)	0.1 (0.5%)	13.6 (100%)	1.9 (13.6%)	10.1 (73.8%)	1.7 (12.6%)
2115	13.2 (100%)	2.1 (15.5%)	11.1 (84.0%)	0.1 (0.5%)	12.1 (100%)	1.6 (13.6%)	8.9 (73.6%)	1.5 (12.8%)
2120	12.5 (100%)	2.0 (15.6%)	10.5 (83.9%)	0.1 (0.5%)	11.4 (100%)	1.6 (13.7%)	8.4 (73.5%)	1.5 (12.8%)

注1　被保険者数は、年度間値である。
注2　括弧内の数値は、公的年金被保険者数計に占める割合のことである。

（参考）令和元(2019)年財政検証における男女別公的年金被保険者数の将来見通し

【出生中位・死亡中位・労働参加が進むケース】

年度	男性				女性			
	公的年金被保険者数計	第1号被保険者	厚生年金被保険者	第3号被保険者	公的年金被保険者数計	第1号被保険者	厚生年金被保険者	第3号被保険者
	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人	百万人
2019	35.1 (100%)	7.6 (21.6%)	27.4 (78.1%)	0.1 (0.3%)	32.2 (100%)	7.0 (21.8%)	17.0 (52.6%)	8.2 (25.6%)
2020	34.9 (100%)	7.5 (21.4%)	27.3 (78.2%)	0.1 (0.3%)	32.0 (100%)	6.9 (21.6%)	17.1 (53.4%)	8.0 (25.0%)
2021	34.7 (100%)	7.4 (21.3%)	27.2 (78.4%)	0.1 (0.3%)	31.9 (100%)	6.8 (21.4%)	17.2 (54.0%)	7.8 (24.6%)
2022	34.4 (100%)	7.3 (21.2%)	27.0 (78.5%)	0.1 (0.3%)	31.7 (100%)	6.7 (21.2%)	17.3 (54.5%)	7.7 (24.2%)
2023	34.2 (100%)	7.2 (21.1%)	26.9 (78.6%)	0.1 (0.3%)	31.5 (100%)	6.6 (21.0%)	17.3 (55.1%)	7.5 (23.9%)
2024	34.0 (100%)	7.1 (20.9%)	26.8 (78.8%)	0.1 (0.3%)	31.2 (100%)	6.5 (20.8%)	17.4 (55.7%)	7.3 (23.5%)
2025	33.7 (100%)	7.0 (20.7%)	26.6 (79.0%)	0.1 (0.3%)	31.0 (100%)	6.4 (20.6%)	17.4 (56.3%)	7.2 (23.1%)
2030	32.4 (100%)	6.4 (19.7%)	25.9 (79.9%)	0.1 (0.4%)	29.5 (100%)	5.7 (19.3%)	17.6 (59.5%)	6.2 (21.1%)
2035	30.5 (100%)	5.7 (18.7%)	24.7 (80.9%)	0.1 (0.3%)	27.4 (100%)	5.0 (18.3%)	16.9 (61.5%)	5.5 (20.2%)
2040	28.6 (100%)	5.3 (18.5%)	23.2 (81.1%)	0.1 (0.3%)	25.6 (100%)	4.6 (17.9%)	16.0 (62.4%)	5.0 (19.7%)
2050	25.2 (100%)	4.7 (18.8%)	20.3 (80.8%)	0.1 (0.3%)	22.6 (100%)	4.1 (17.9%)	14.1 (62.1%)	4.5 (20.0%)
2060	22.8 (100%)	4.3 (18.9%)	18.4 (80.8%)	0.1 (0.3%)	20.4 (100%)	3.7 (18.1%)	12.7 (62.1%)	4.0 (19.7%)
2070	20.4 (100%)	3.8 (18.8%)	16.5 (80.9%)	0.1 (0.3%)	18.3 (100%)	3.3 (18.0%)	11.4 (62.2%)	3.6 (19.7%)
2080	18.2 (100%)	3.4 (18.7%)	14.7 (80.9%)	0.1 (0.3%)	16.3 (100%)	2.9 (17.9%)	10.2 (62.3%)	3.2 (19.8%)
2090	16.3 (100%)	3.1 (18.9%)	13.2 (80.8%)	0.1 (0.3%)	14.7 (100%)	2.6 (18.1%)	9.1 (62.1%)	2.9 (19.8%)
2100	14.6 (100%)	2.8 (18.8%)	11.8 (80.9%)	0.1 (0.3%)	13.1 (100%)	2.4 (18.0%)	8.2 (62.2%)	2.6 (19.7%)
2110	13.1 (100%)	2.5 (18.8%)	10.6 (80.9%)	0.0 (0.3%)	11.7 (100%)	2.1 (18.0%)	7.3 (62.2%)	2.3 (19.8%)
2115	12.4 (100%)	2.3 (18.8%)	10.0 (80.9%)	0.0 (0.3%)	11.1 (100%)	2.0 (18.0%)	6.9 (62.2%)	2.2 (19.8%)

注1　被保険者数は、年度間値である。
注2　括弧内の数値は、公的年金被保険者数計に占める割合のことである。

（厚生年金被保険者数）

図表 1-3-14 は厚生年金被保険者数の見通しを比較したものである。平成 16(2004)年財政再計算及び平成 21(2009)年財政検証は、被用者計として一元化後の厚生年金と比較している。

厚生年金（被用者年金）被保険者数の見通しは、平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけて 2060 年代以降は下方シフトしたものの、以降の財政検証では、将来の全期間にわたり上方シフトしている。

図表 1-3-14　厚生年金被保険者数の将来見通しの比較【厚生年金（被用者計)】

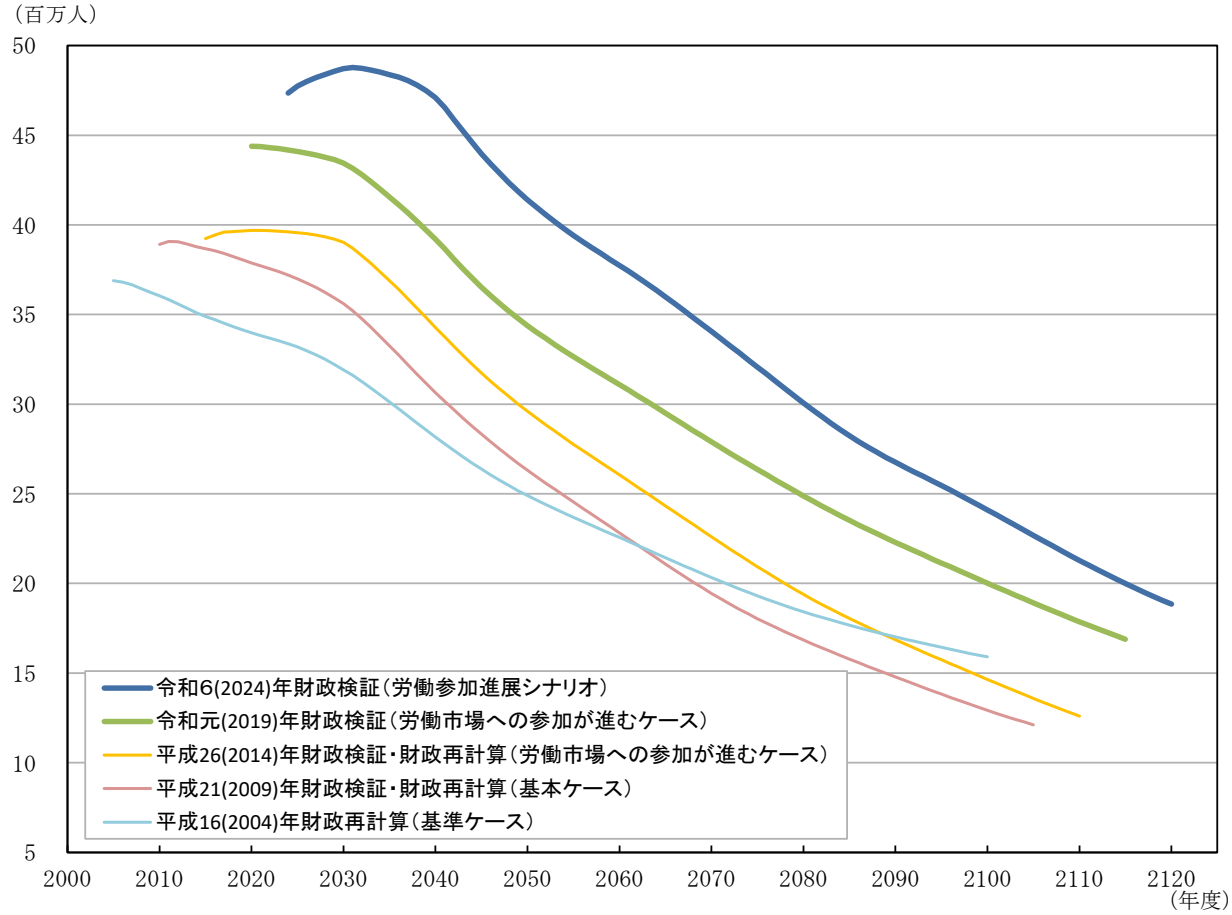

厚生年金被保険者数の令和元(2019)年財政検証からの変化の要因分析をした結果が**図表 1-3-15** である。ここでは、各財政検証で類似の位置づけとなる、令和６(2024)年財政検証の成長型経済移行・継続ケースにおける見通しと令和元(2019)年財政検証のケースⅢにおける見通し[32]について比較することとし、それらの差を、

「人口の前提の変更及び実績との相違」

「労働参加の前提の変更及び実績との相違」

「被保険者種別ごとの割合等の変更」[33]

「上記以外の基礎数・基礎率等の変更（制度改正の影響を含む)」

の要因に分解している。

これらは、将来見通しの作成において使用した各種の基礎数・基礎率等について、令和元(2019)年財政検証において使用したものから令和６(2024)年財政検証で使用したものに順次置き換えて将来見通しを作成し、置き換える前との差分を要因として取り出したものである。

---

[32] 「労働参加進展シナリオ」、「労働市場への参加が進むケース」の経済前提は、それぞれ「成長型経済移行・継続ケース」、「ケースⅢ」となるため、**図表 1-3-15**、**図表 1-3-17**、**図表 1-3-19** では経済前提のケースで示す。

[33] 雇用者に占める厚生年金被保険者数の割合、国民年金第２号被保険者数に対する国民年金第３号被保険者数の比率等を変更している。

ここで、「人口の前提の変更及び実績との相違」では、前提とした将来推計人口を変更するとともに、令和６(2024)年財政検証までに判明している人口の実績を反映させて将来見通しを作成している。

「労働参加の前提の変更及び実績との相違」では、人口の前提を置き換えた後の将来見通しに対して、前提とした労働力率の見通し、就業率の見通し、雇用者割合等（以下「労働参加の前提」という。）を変更するとともに、令和６(2024)年財政検証までに判明しているこれらの実績を反映させて将来見通しを作成している。

「被保険者種別ごとの割合等の変更」は、人口の前提及び労働参加の前提を置き換えた後の将来見通しに対して、前提と被保険者種別ごとの割合等を変更して将来見通しを作成している[34]。

厚生年金被保険者数の見通しは、将来にわたって令和元(2019)年財政検証の見通しから令和６(2024)年財政検証の見通しに上方シフトする結果となっているが、「人口の前提の変更及び実績との相違」、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」、「被保険者種別ごとの割合等の変更」ともに被保険者数が上回る要因となっている。そのうち、「被保険者種別ごとの割合等の変更」の影響が将来にわたって大きくなっている。

図表 1-3-15　厚生年金被保険者数の将来見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

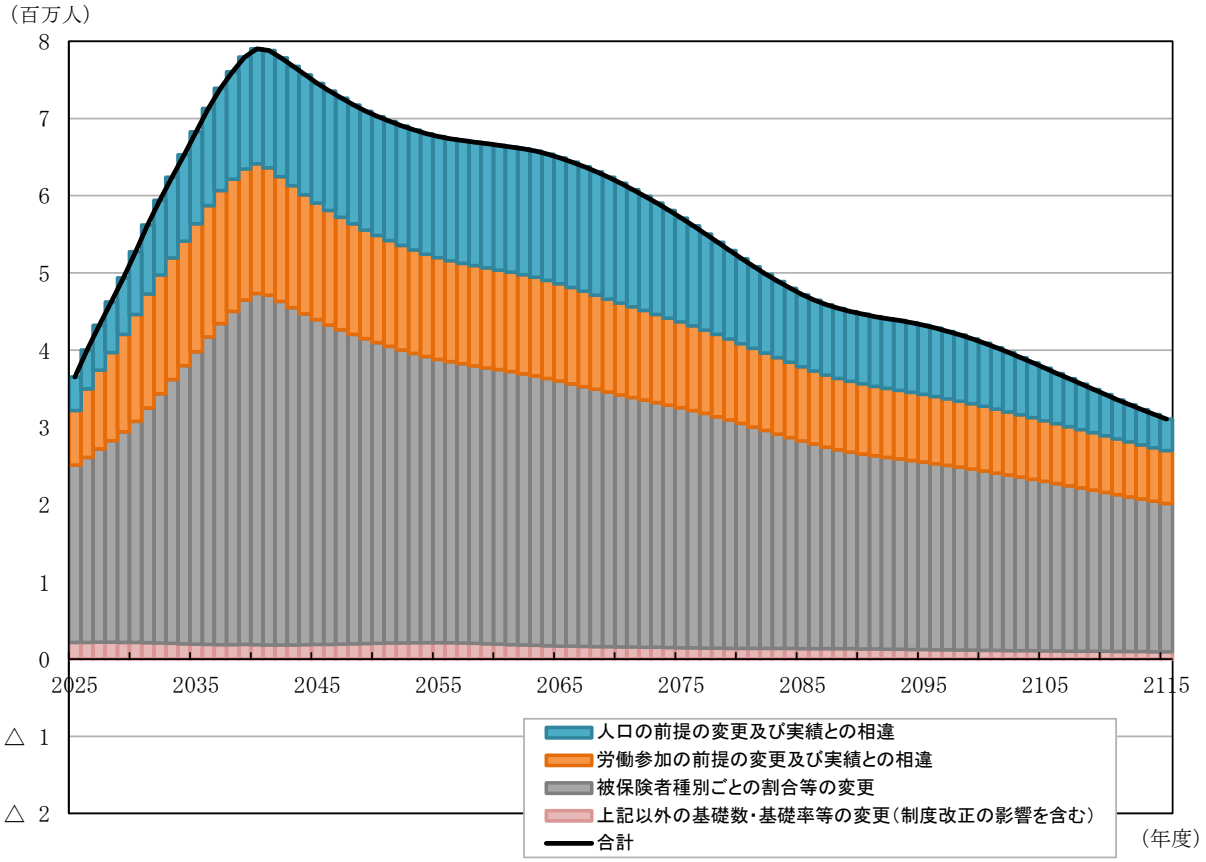

[34] 具体的な要因分析の方法については、巻末の技術的補遺（483～484 頁）を参照のこと。国民年金第１号被保険者数及び国民年金第３号被保険者数についても同様。

（国民年金第１号被保険者数）

国民年金第１号被保険者数の見通しは、平成 16(2004)年財政再計算から平成26(2014)年財政検証にかけて下方シフトしていたが、令和元(2019)年財政検証では前回財政検証よりも遠い将来で上方シフトした。

令和元(2019)年財政検証の見通しから令和６(2024)年財政検証の見通しは将来にわたって下方シフトする結果となっているが、「被保険者種別ごとの割合等の変更」が下回る大きな要因となっており、次いで「労働参加の前提の変更及び実績との相違」も下回る要因となっている。

図表 1-3-16　国民年金第１号被保険者数の将来見通しの比較

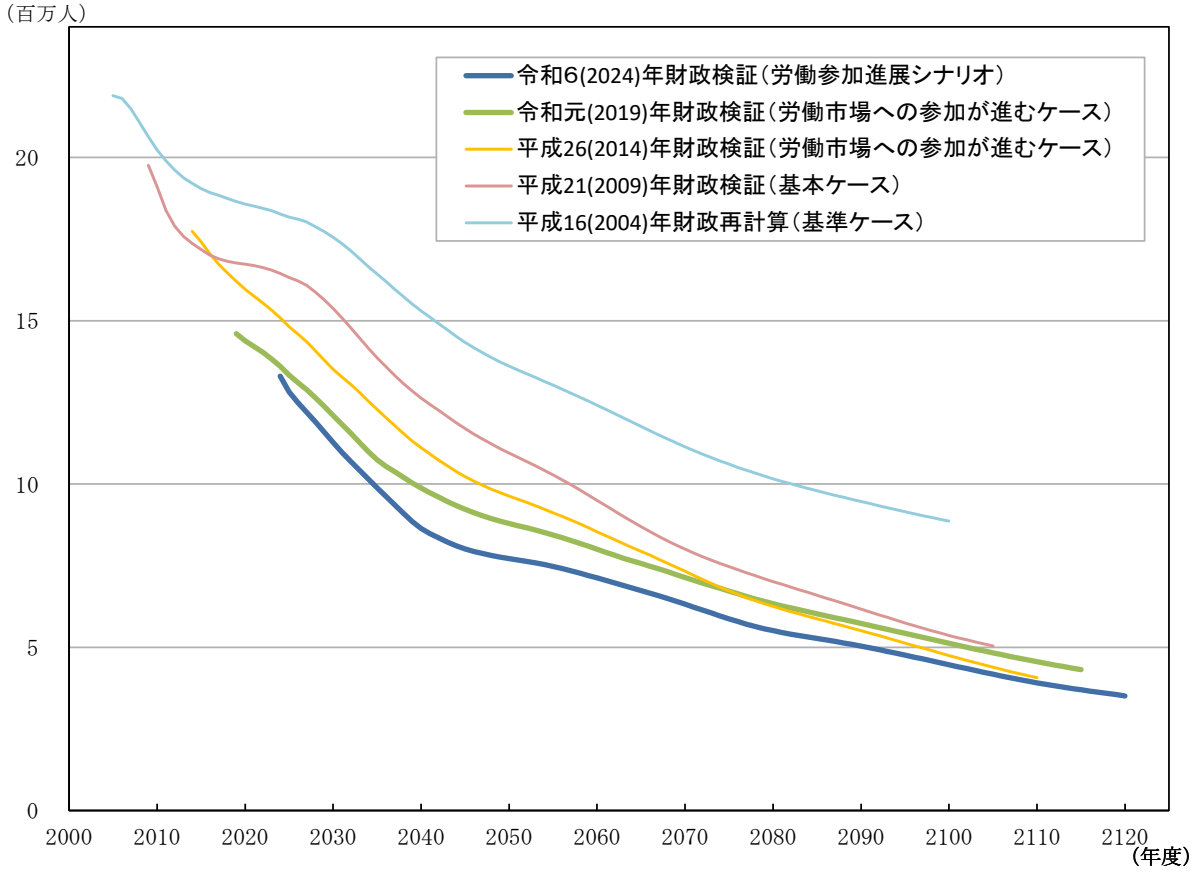

図表 1-3-17　国民年金第１号被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

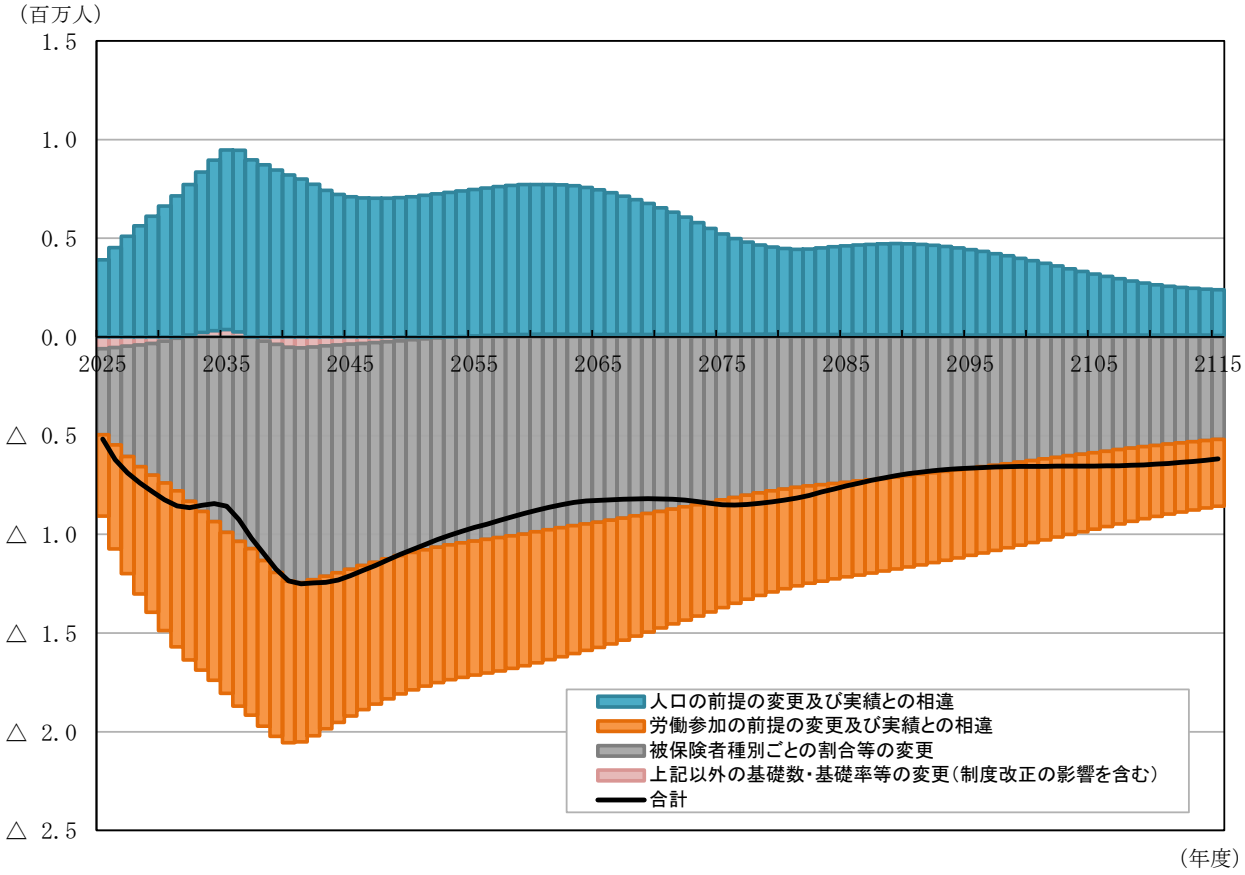

（国民年金第３号被保険者数）

国民年金第３号被保険者数の見通しは、平成 16(2004)年財政再計算から平成26(2014)年財政検証にかけて下方シフトしていたが、令和元(2019)年財政検証では前回財政検証よりも遠い将来で上方シフトした。

令和元(2019)年財政検証の見通しから令和６(2024)年財政検証の見通しは将来にわたって下方シフトする結果となっているが、「被保険者種別ごとの割合等の変更」が下回る大きな要因でかなりの部分を占めているが、次いで「労働参加の前提の変更及び実績との相違」も下回る要因となっている。

図表 1-3-18　国民年金第３号被保険者数の将来見通しの比較

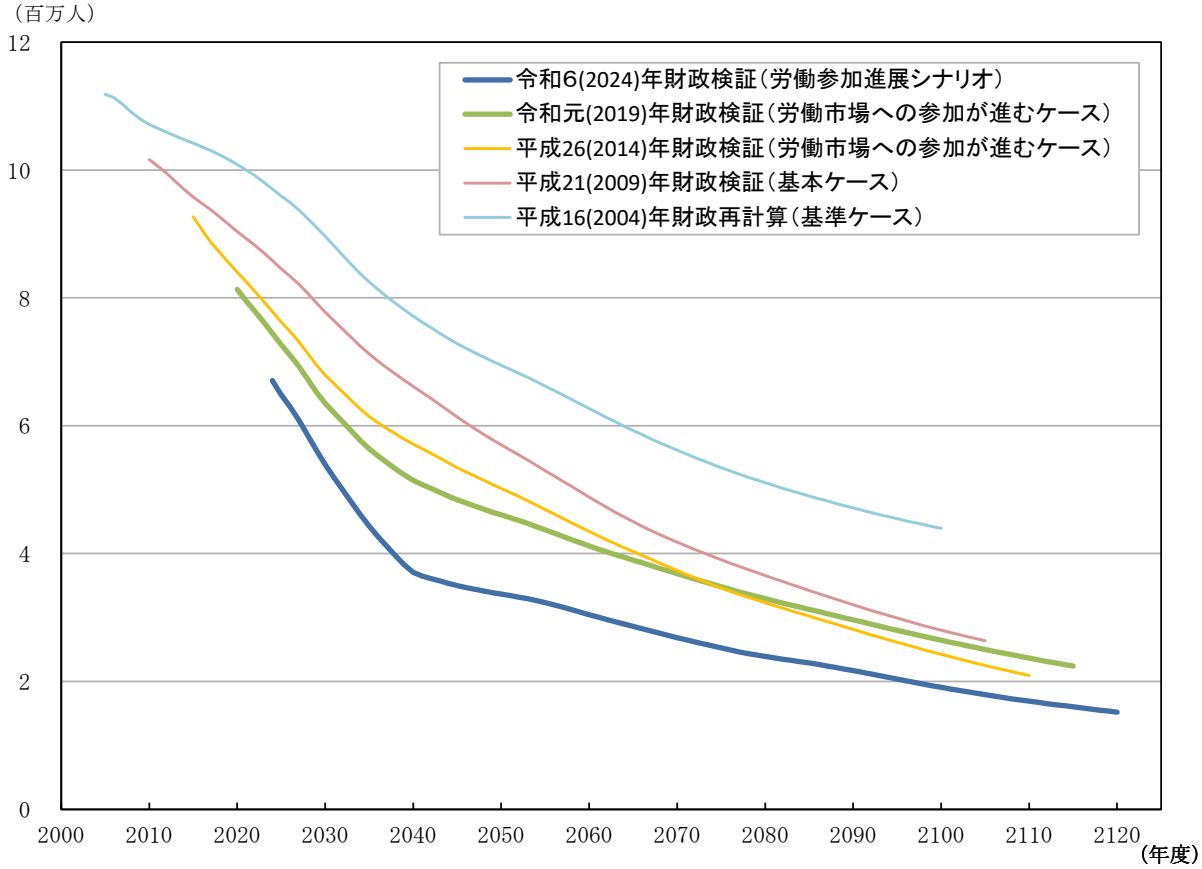

図表 1-3-19　国民年金第３号被保険者数の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析
（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

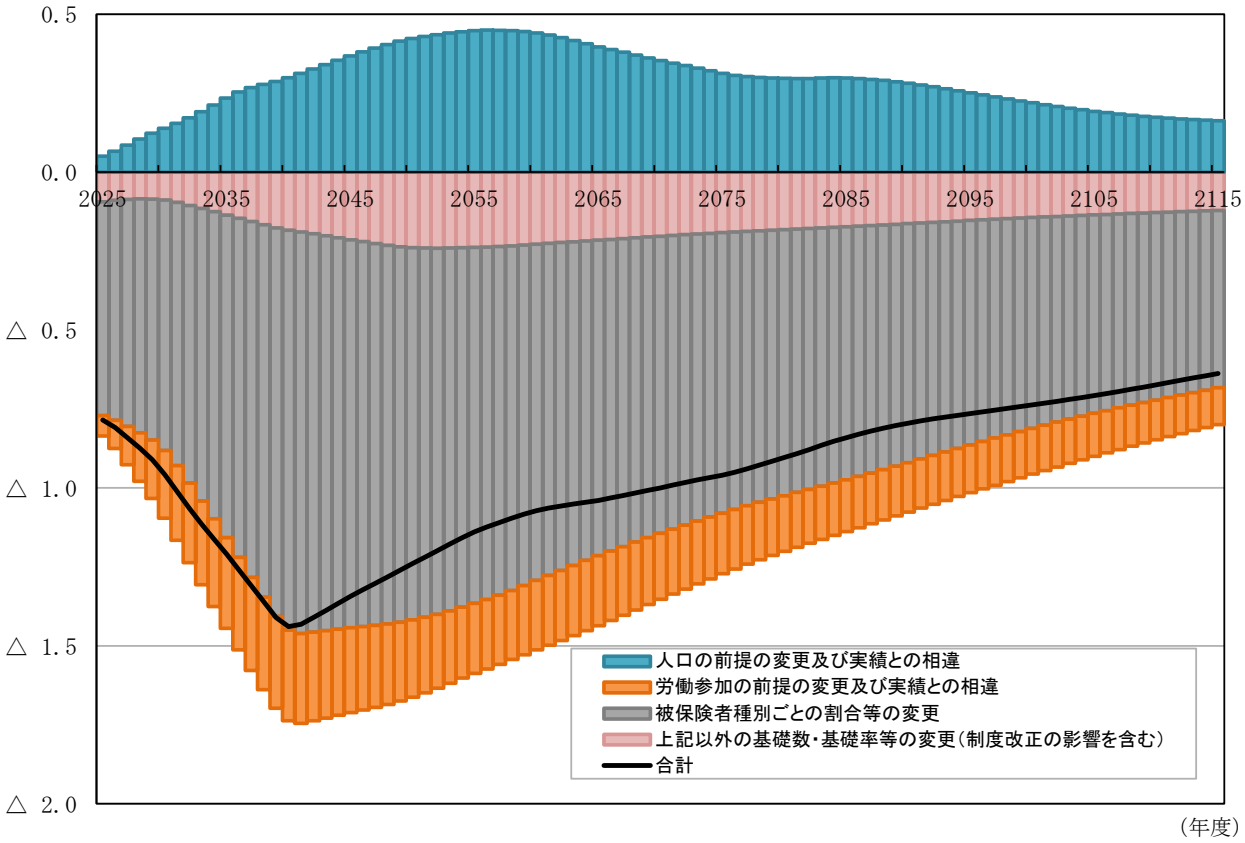

（厚生年金被保険者に対する国民年金第３号被保険者の比率）

図 1-3-20 は、厚生年金被保険者に対する国民年金第３号被保険者の比率の将来見通しを比較したものである。財政検証を経るほどに総じて下方シフトしており、平成16(2004)年財政再計算では最終的に約 28%になると見込まれていたところ、令和６(2024)年財政検証では最終的に約８％になると見込まれている。特に 2040 年にかけての当該比率の低下が著しい。これは、労働参加進展シナリオにおける労働力率の前提では、足下から 2040 年にかけて女性の労働力率が現状より上昇することが見込まれているためと考えられる。

図表 1-3-20　厚生年金被保険者に対する国民年金第３号被保険者の比率の将来見通しの比較

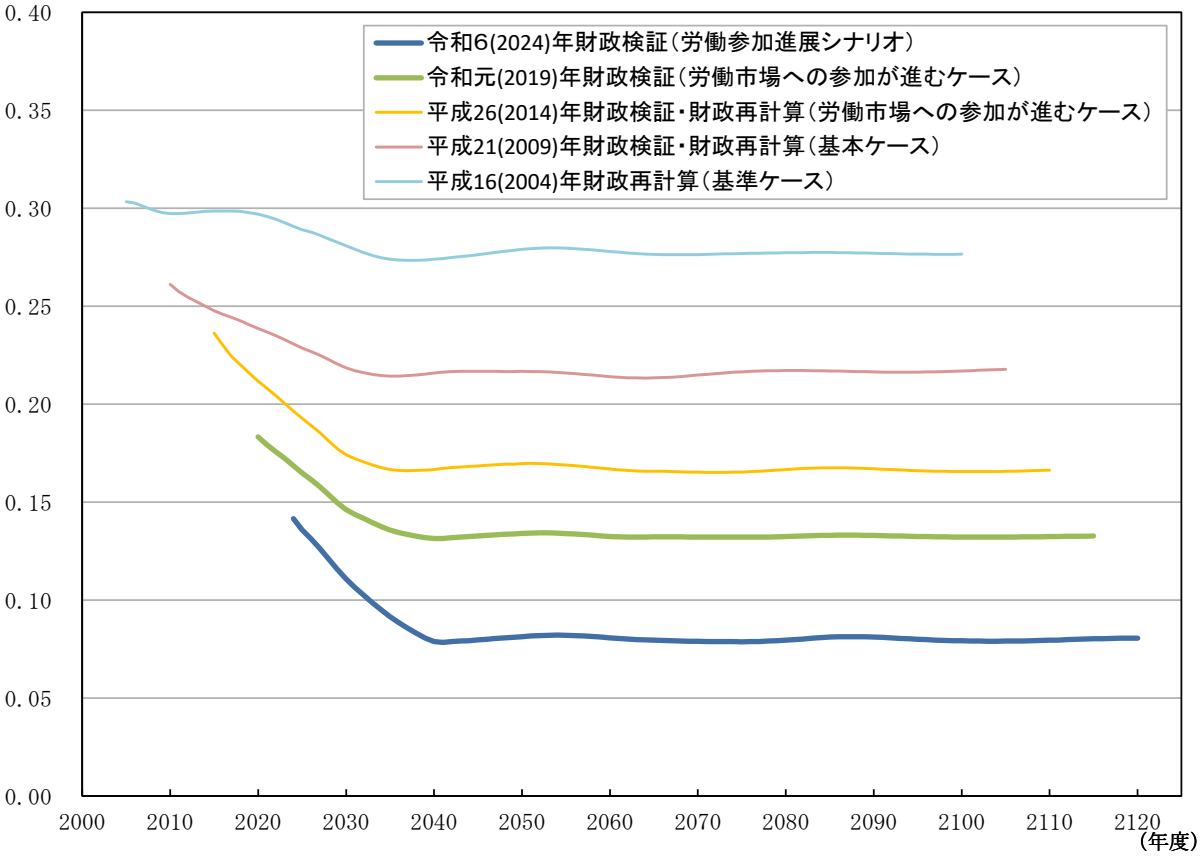

図表 1-3-21 から**図表 1-3-24** は、令和６(2024)年財政検証の年齢階級別・男女別に被保険者種別の被保険者数の将来見通しを令和元(2019)年財政検証と比較したものであるが、令和６(2024)年財政検証では、人口中位推計・労働参加進展シナリオ、人口中位推計・労働参加が進むケースともに、令和元(2019)年財政検証より女性において厚生年金（有配偶）の被保険者が全年齢階級で増加している。

図表 1-3-21　被保険者数の将来見通しの比較【男性・2030 年度末】

（a）令和６(2024)年財政検証（人口中位推計・労働参加進展シナリオ）

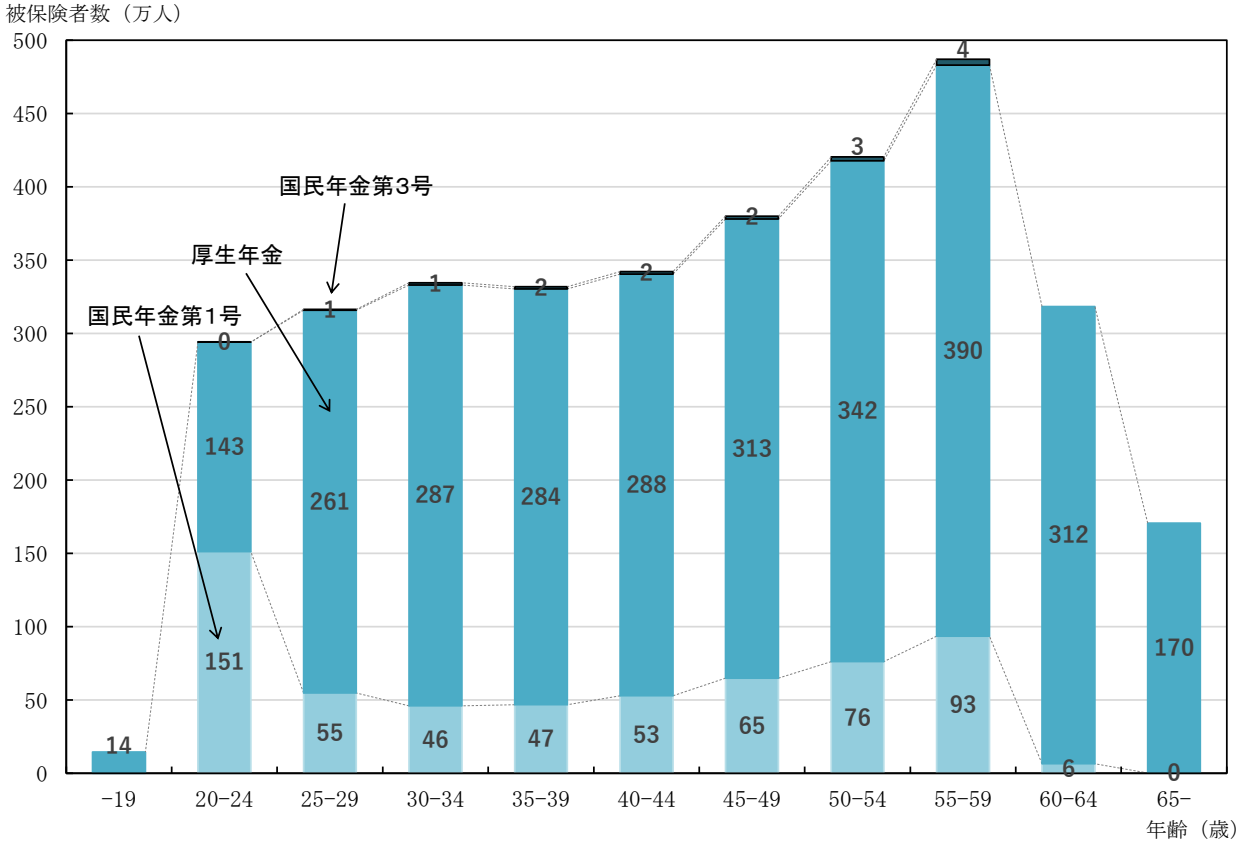

（b）令和元(2019)年財政検証（人口中位推計・労働参加が進むケース）

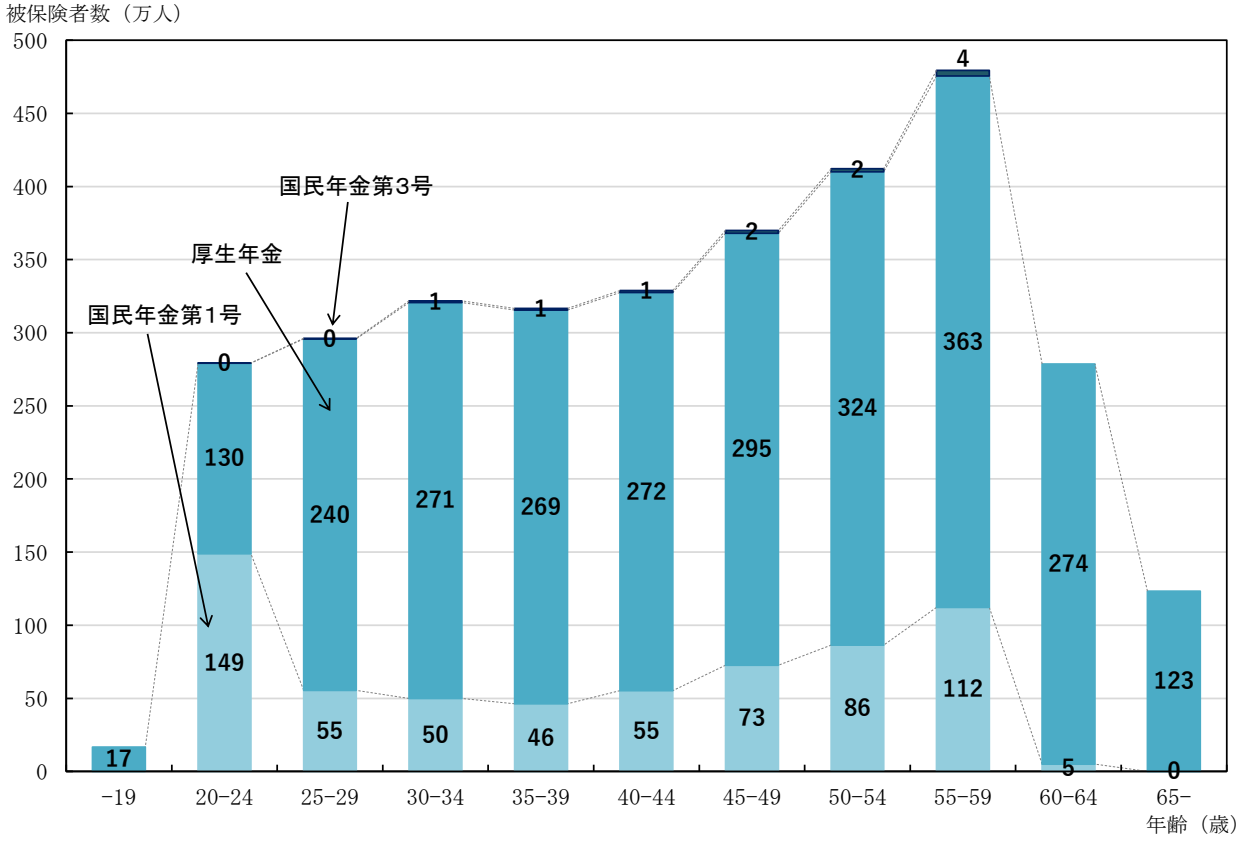

図表 1-3-22　被保険者数の将来見通しの比較【男性・2040 年度末】

（a）令和６(2024)年財政検証（人口中位推計・労働参加進展シナリオ）

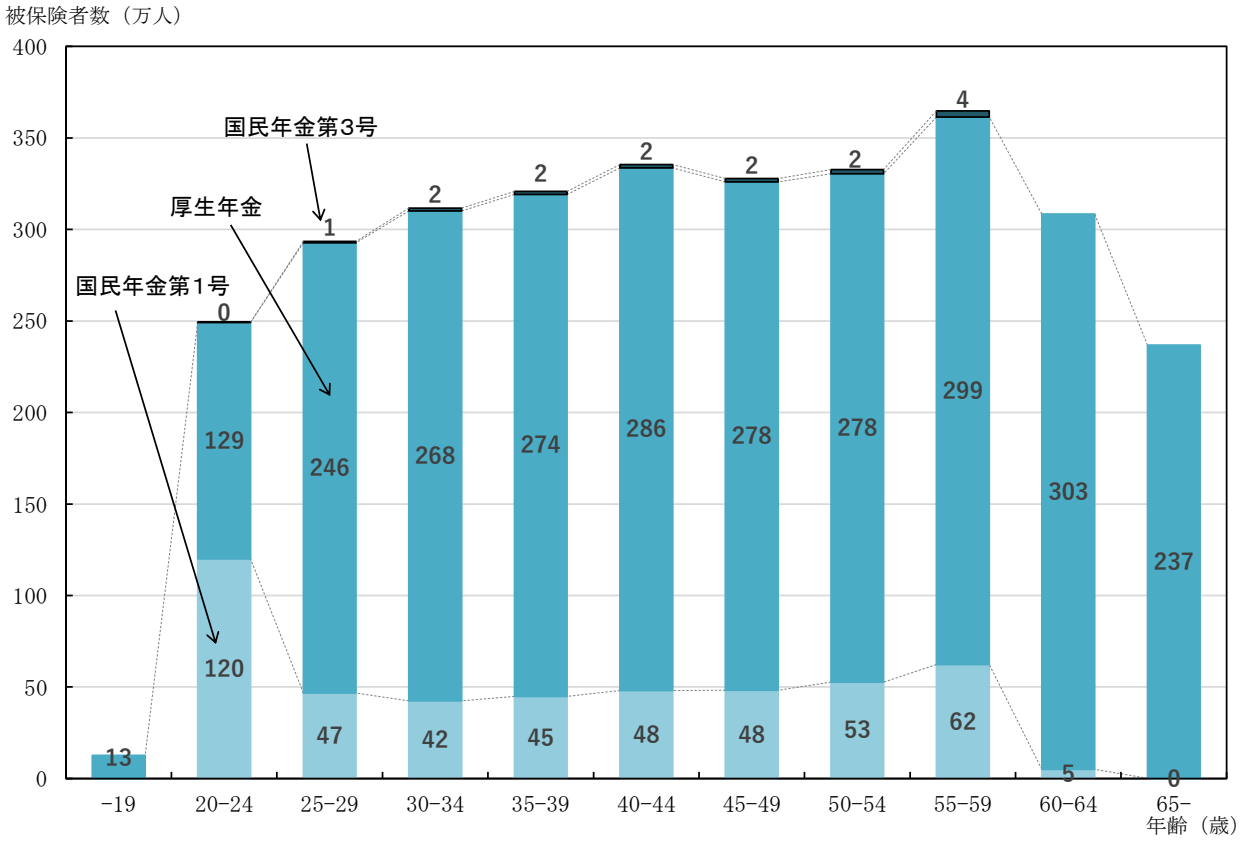

（b）令和元(2019)年財政検証（人口中位推計・労働参加が進むケース）

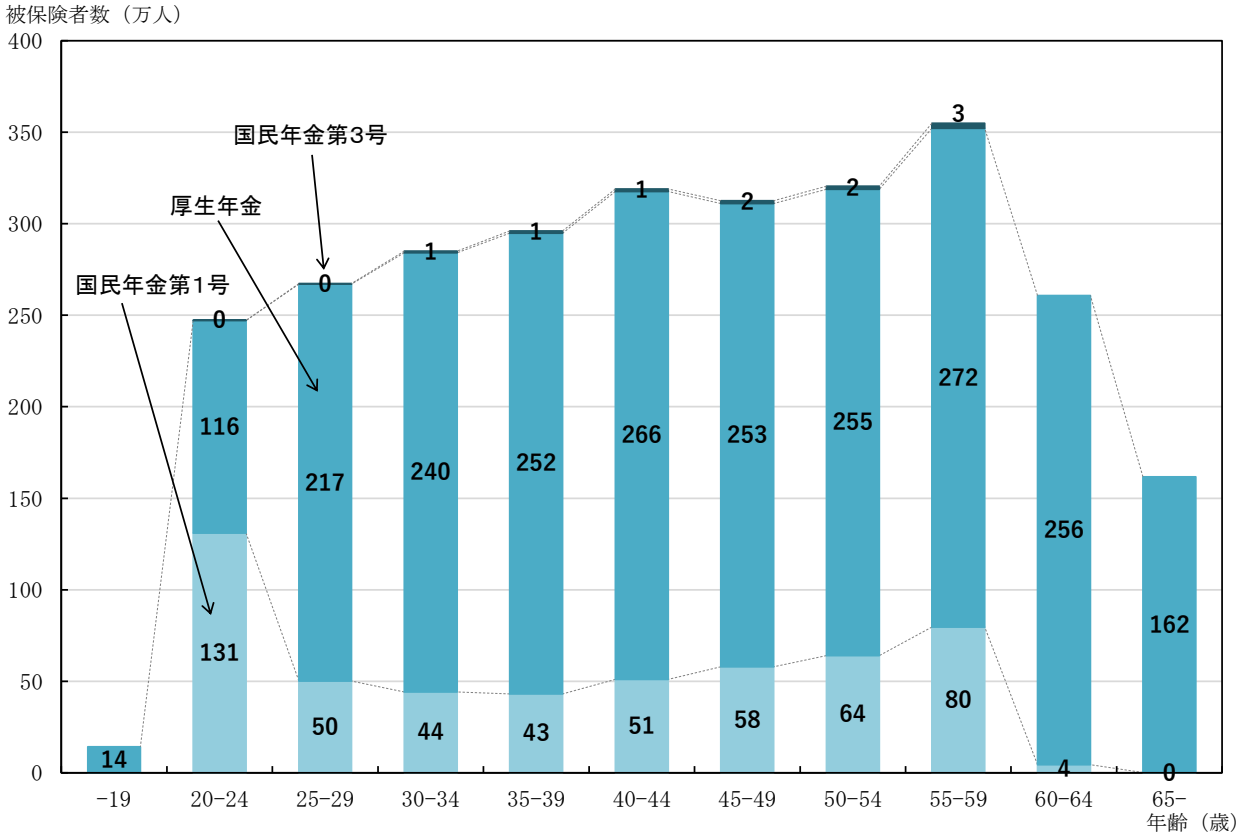

図表 1-3-23　被保険者数の将来見通しの比較【女性・2030 年度末】

（a）令和６(2024)年財政検証（人口中位推計・労働参加進展シナリオ）

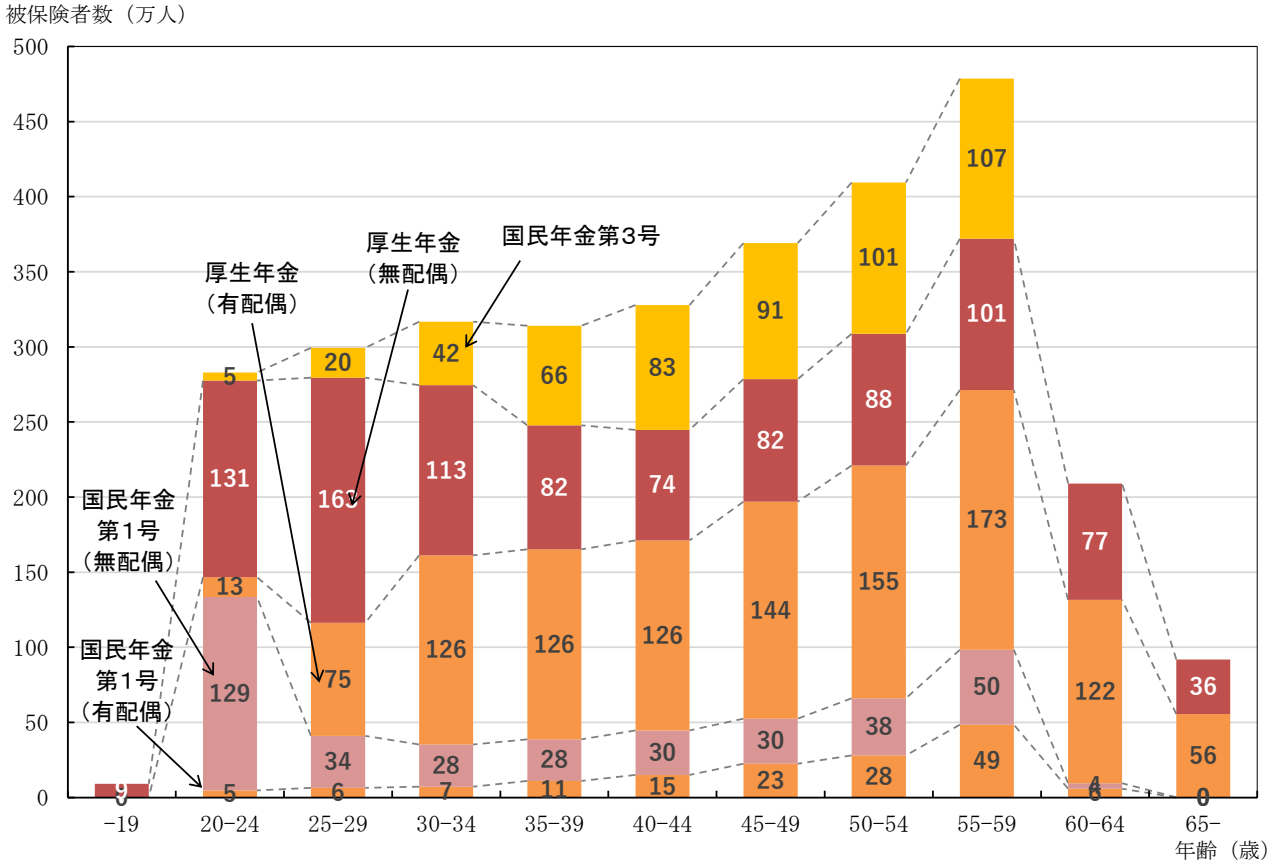

（b）令和元(2019)年財政検証（人口中位推計・労働参加が進むケース）

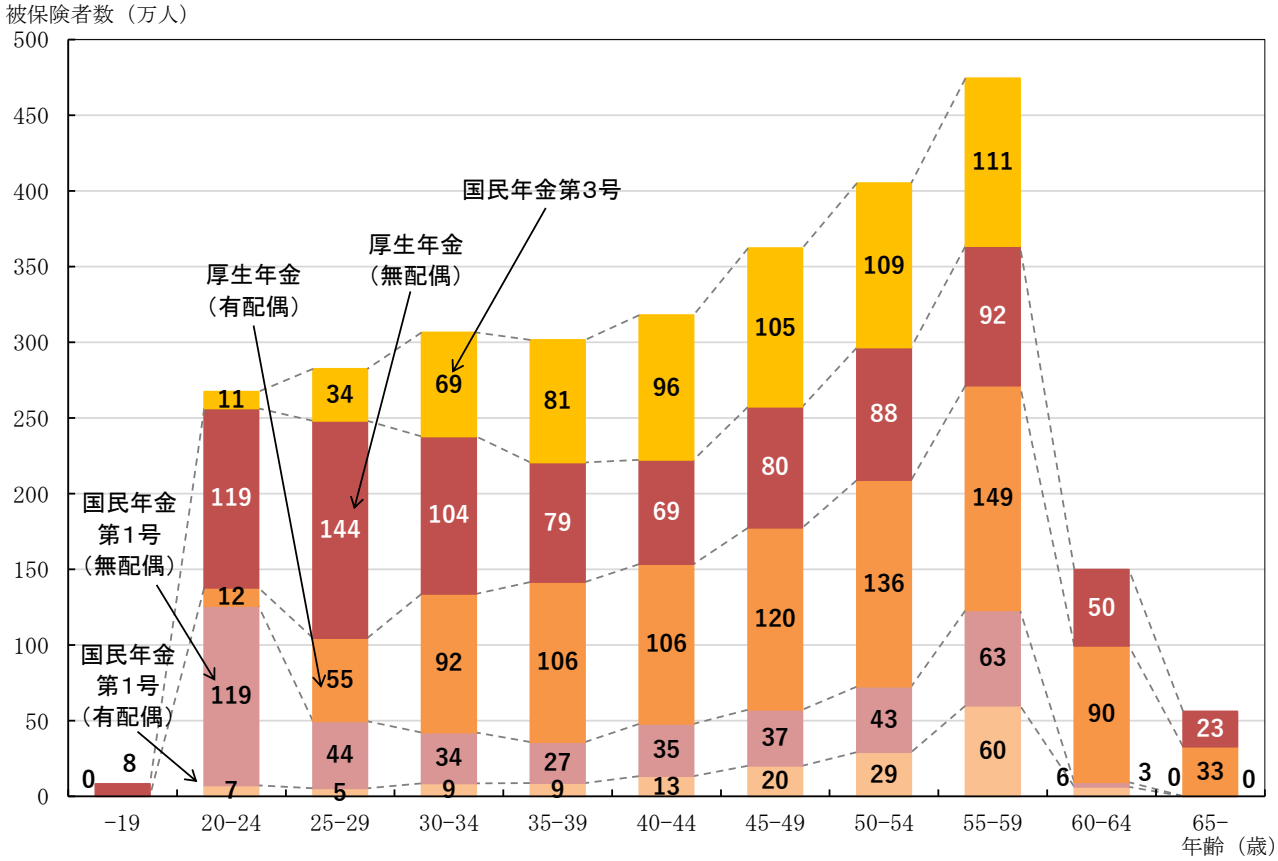

図表 1-3-24　被保険者数の将来見通しの比較【女性・2040 年度末】

（a）令和６(2024)年財政検証（人口中位推計・労働参加進展シナリオ）

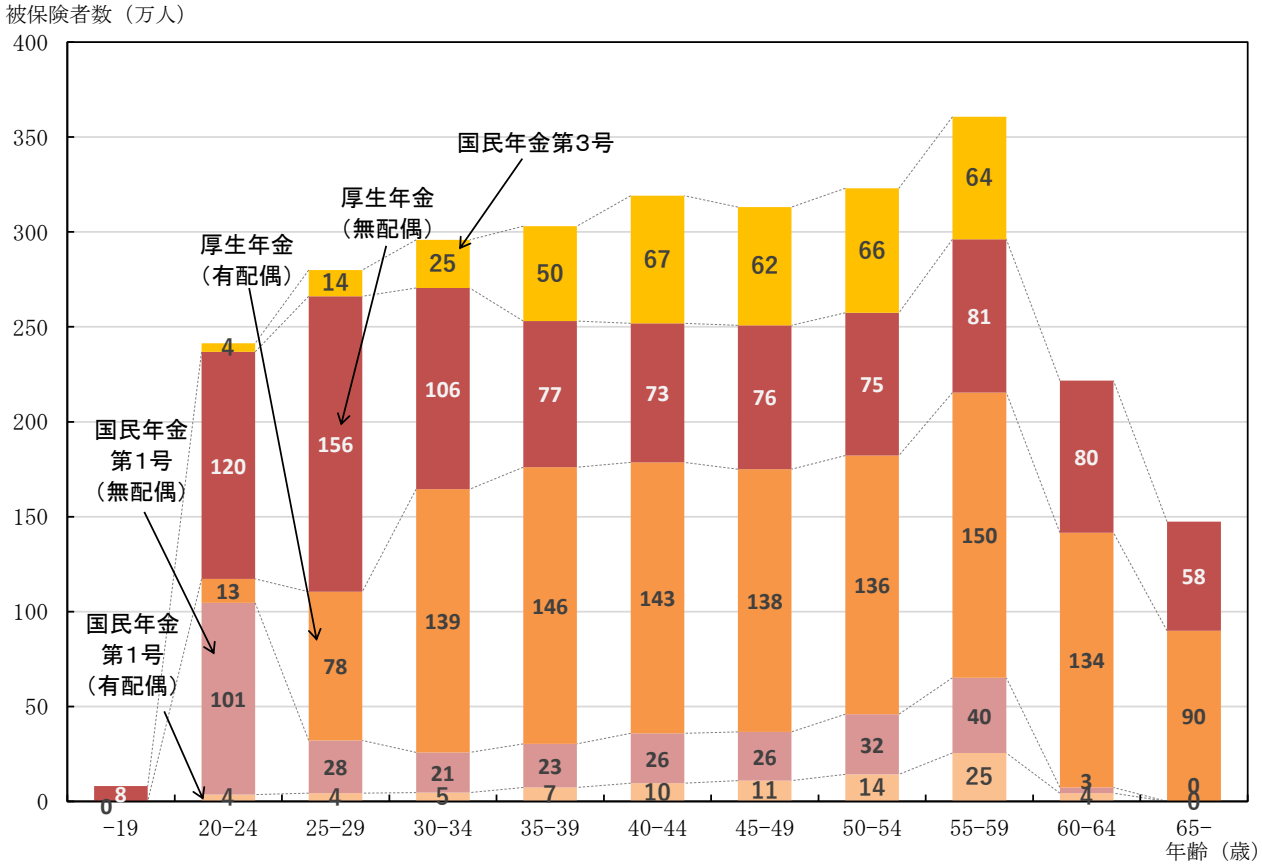

（b）令和元(2019)年財政検証（人口中位推計・労働参加が進むケース）

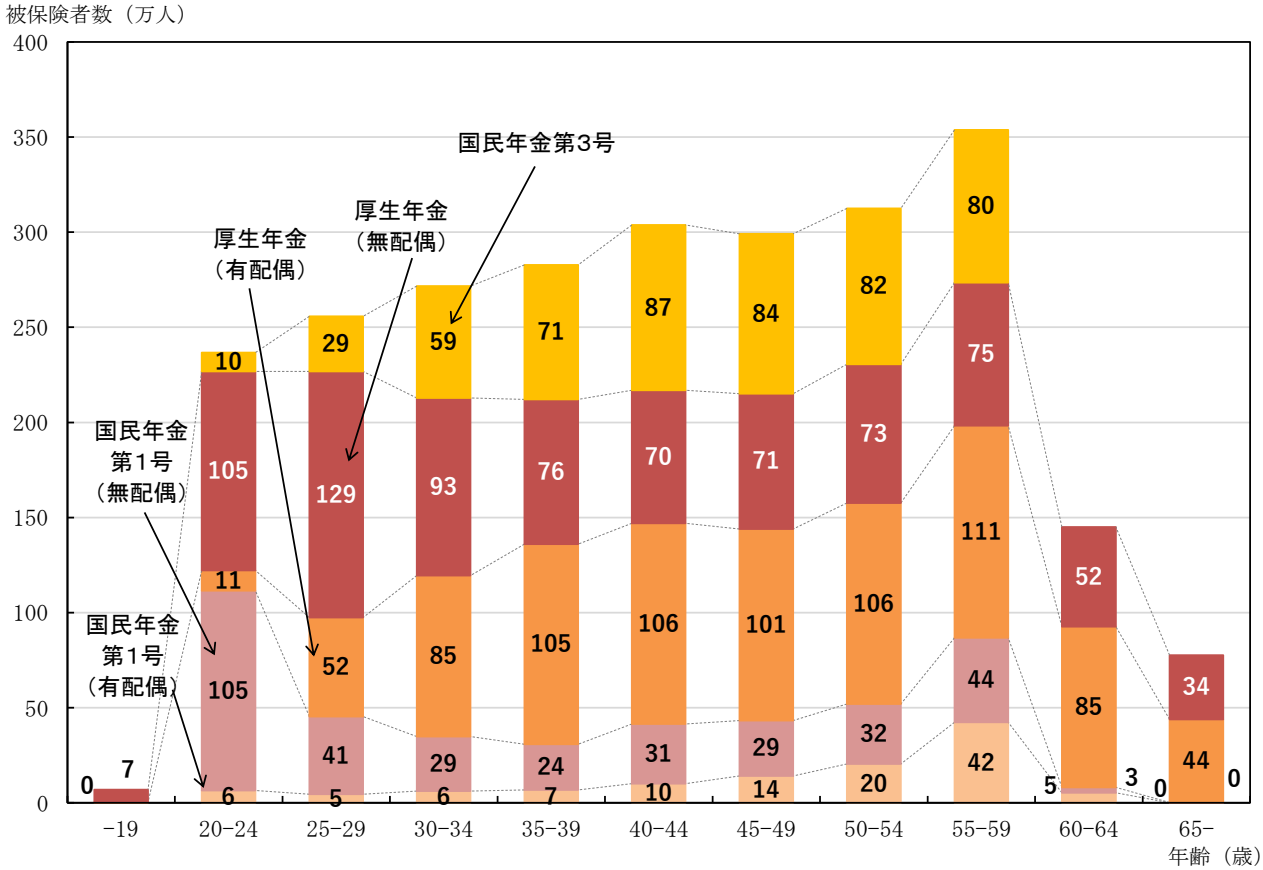

（５）保険料収入の比較

図表 1-3-25 は、平成 16(2004)年財政再計算以降の厚生年金の保険料収入の将来見通しを賃金で割り戻した 2004 年度価格[35]で比較したものである。令和９(2027)年４月以降の保険料率が 18.3%で固定されていることもあり、**図表 1-3-14** の厚生年金被保険者数の将来見通しと連動する結果となっており、総じて財政検証を経るごとに上方シフトしている。令和６(2024)年財政検証の見通しを、成長型経済移行・継続ケースと過去 30 年投影ケースについてみると、いずれのケースも将来にわたって、令和元(2019)年財政検証のケースⅢの見通しより上方シフトしている。

図表 1-3-25　厚生年金の保険料収入の将来見通しの比較【2004 年度価格】

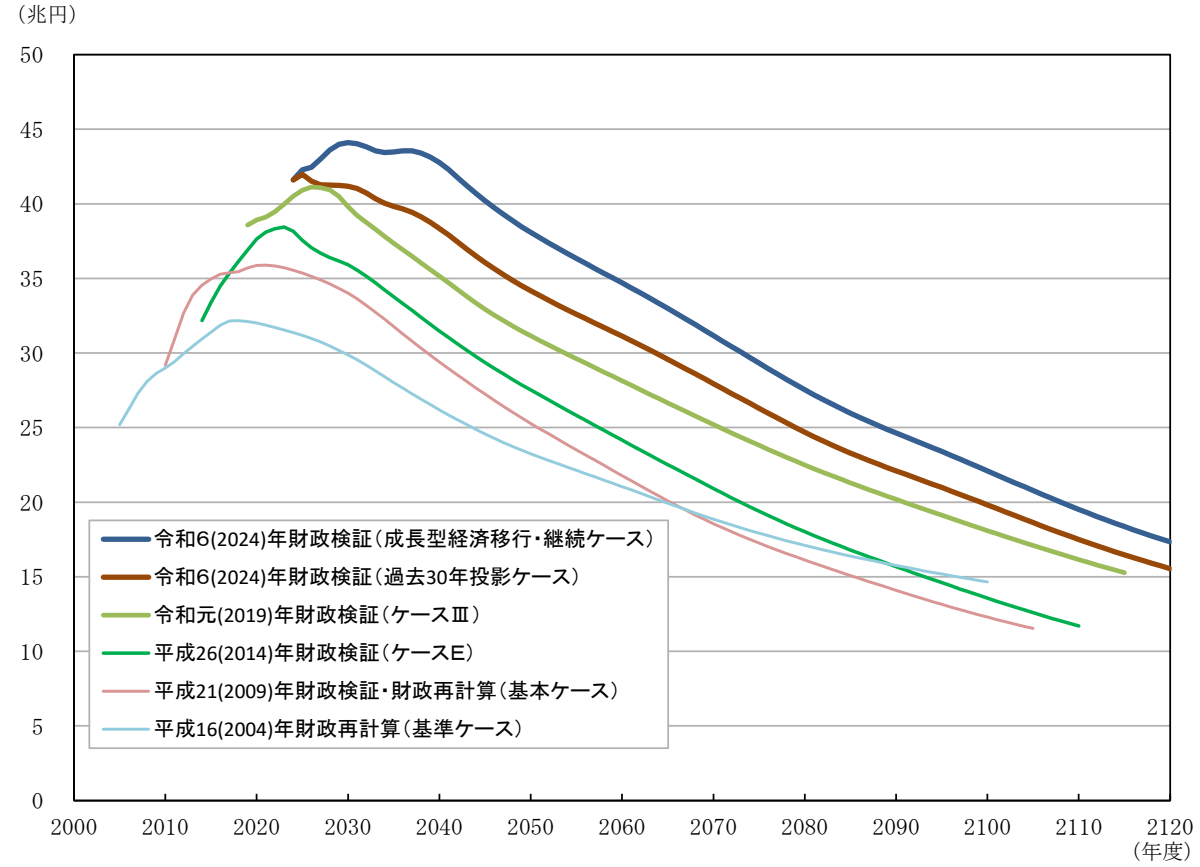

[35] 賃金で割り戻した 2004 年度価格は以下のとおり算出している（国民年金の保険料改定率の算出方法に準拠している）。

Ｋ年度の保険料収入(2004 年度価格)

＝　Ｋ年度の保険料収入

／｛(1＋2004 年の物価上昇率)×…×(1＋(Ｋ－２)年の物価上昇率)
×(1＋2004 年度の実質賃金上昇率（平滑化後））
×…×(1＋(Ｋ－４)年度の実質賃金上昇率（平滑化後））｝

ただし、

Ｌ年度の実質賃金上昇率（平滑化後）

＝｛(1＋（Ｌ－１）年度の実質賃金上昇率)
×（1＋Ｌ年度の実質賃金上昇率)
×（1＋（Ｌ＋１）年度の実質賃金上昇率)｝の３乗根　－１

図表 1-3-26 は、平成 16(2004)年財政再計算以降の国民年金の保険料収入の将来見通しを賃金で割り戻した 2004 年度価格で比較したものである。平成 16(2004)年財政再計算から令和６(2024)年財政検証にかけて、国民年金の保険料収入の見通しは、被保険者数に連動して概ね財政検証を経るごとに下方シフトしている。令和６(2024)年財政検証の見通しを、成長型経済移行・継続ケースと過去 30 年投影ケースについてみると、成長型経済移行・継続ケースでは、2040 年頃以降は令和元(2019)年財政検証のケースⅢの見通しから下方シフトしており、過去 30 年投影ケースでは将来にわたり令和元(2019)年財政検証のケースⅢの見通しから上方シフトしている。

図表 1-3-26　国民年金の保険料収入の将来見通しの比較【2004 年度価格】

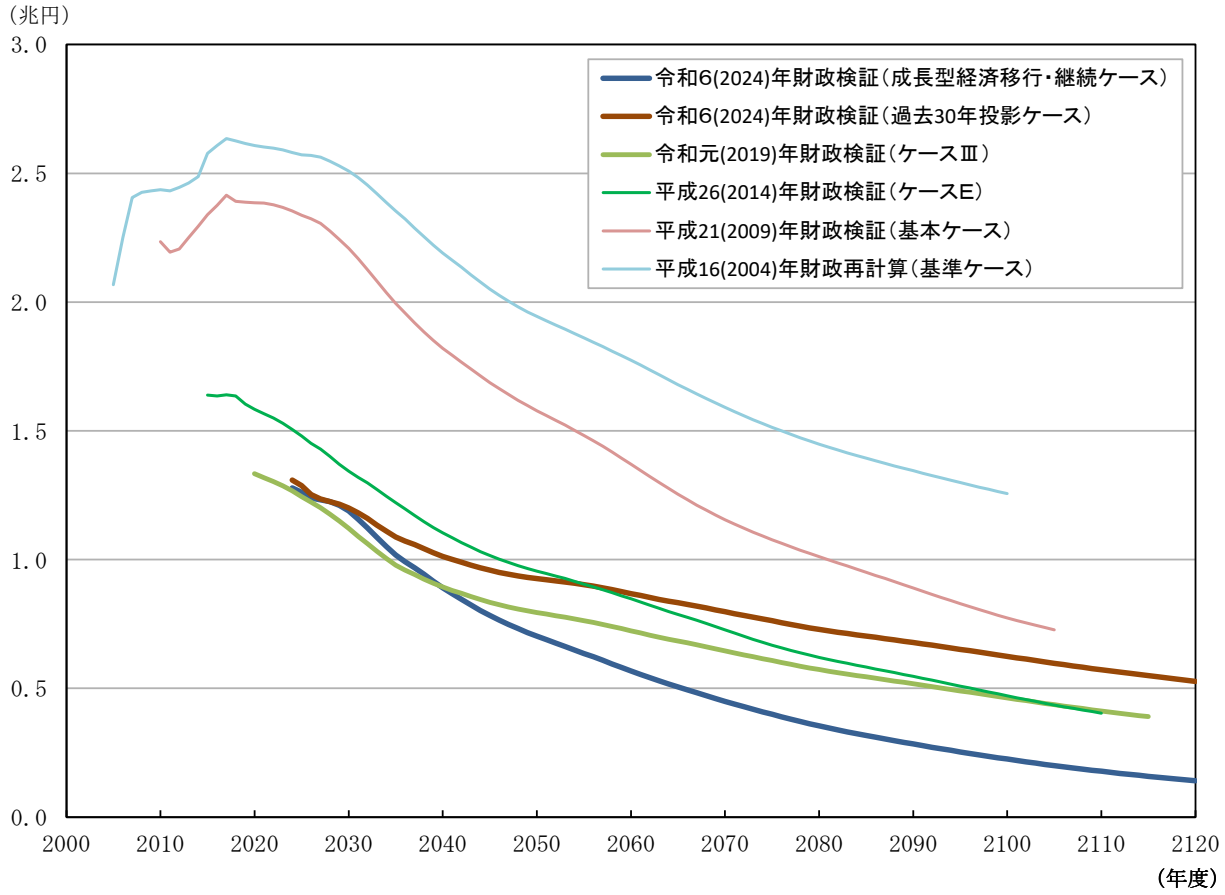

（６）受給者数の比較

老齢基礎年金[36]、老齢厚生年金（老齢相当）及び遺族厚生年金の受給者数の将来見通しについて比較したものが**図表 1-3-27** から**図表 1-3-29** までである。

老齢基礎年金の受給者数の将来見通しは、65 歳以上人口にほぼ連動するため、人口の前提に依存するが、令和元(2019)年財政検証から令和６(2024)年財政検証にかけて、遠い将来ほど大きく上方シフトしているのは、長寿化の影響と考えられる（**図表 1-3-27** 参照）。

老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の将来見通しについて、令和元(2019)年財政検証から令和６(2024)年財政検証にかけて、2080 年頃まで大きく上方シフトしているのは、老齢基礎年金と同様の人口動態的な理由のほか、足下の被保険者数が増加し受給者となっている影響もあると考えられる（**図表 1-3-28** 参照）。

遺族厚生年金の受給者数の将来見通しについて比較すると、令和元(2019)年財政検証から令和６(2024)年財政検証にかけて、全期間で下方シフトしている。遺族厚生年金の受給者数は、人口動態の影響も受けるが、未婚化の進行や女性の労働参加にも影響されると考えられる（**図表 1-3-29** 参照）。

図表 1-3-27　老齢基礎年金の受給者数の将来見通しの比較

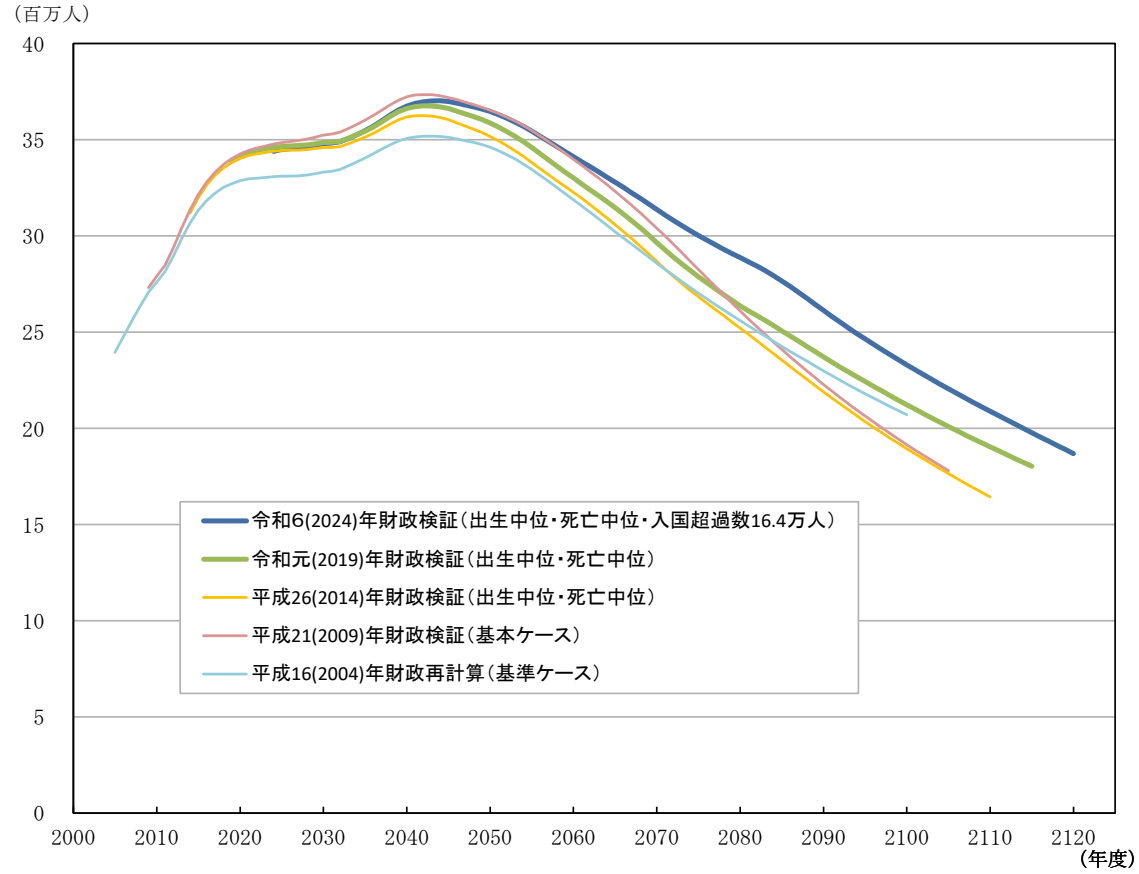

[36] 老齢基礎年金の受給者の判定について、10 年の受給資格要件の判定は行わず、年齢が支給開始年齢に達しているかのみ判定していることに留意が必要である。

図表 1-3-28　老齢厚生年金（老齢相当）の受給者数の将来見通しの比較

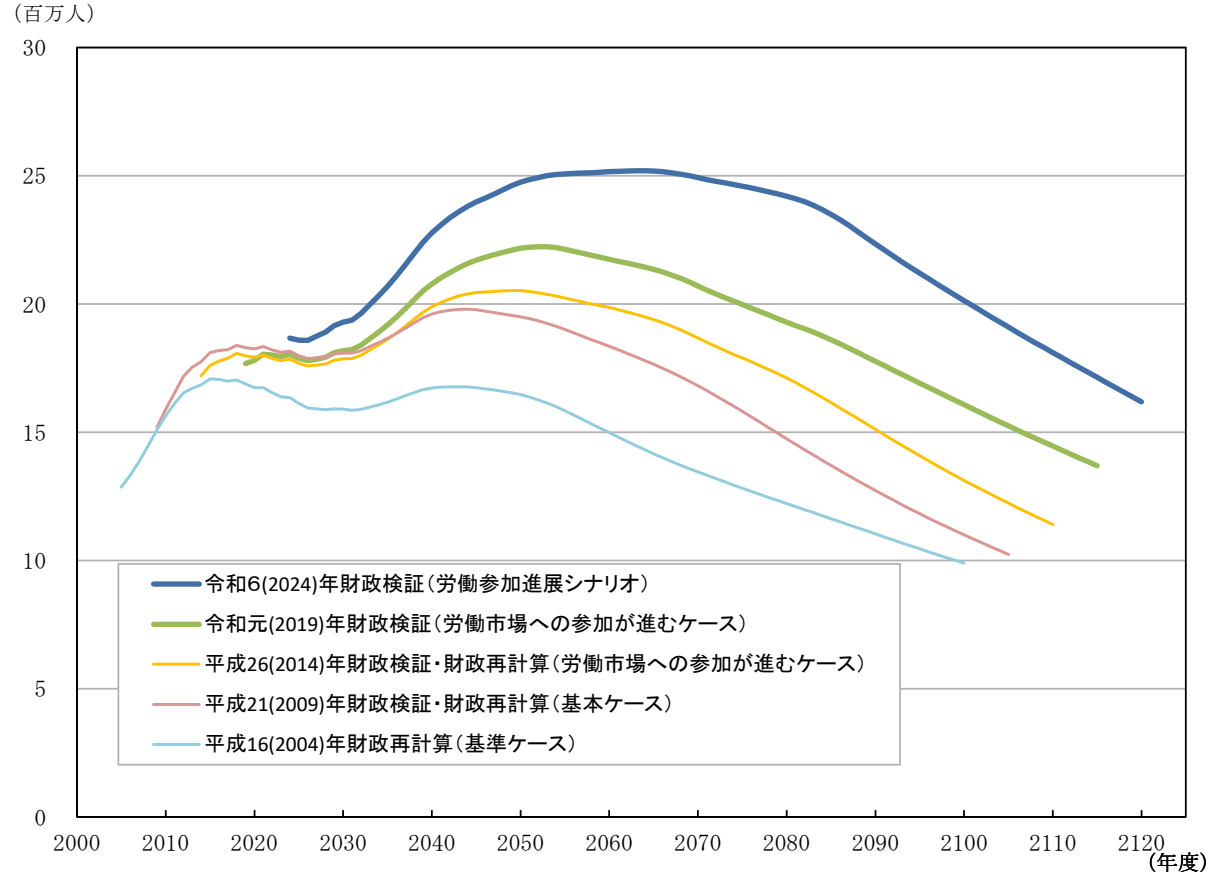

図表 1-3-29　遺族厚生年金の受給者数の将来見通しの比較

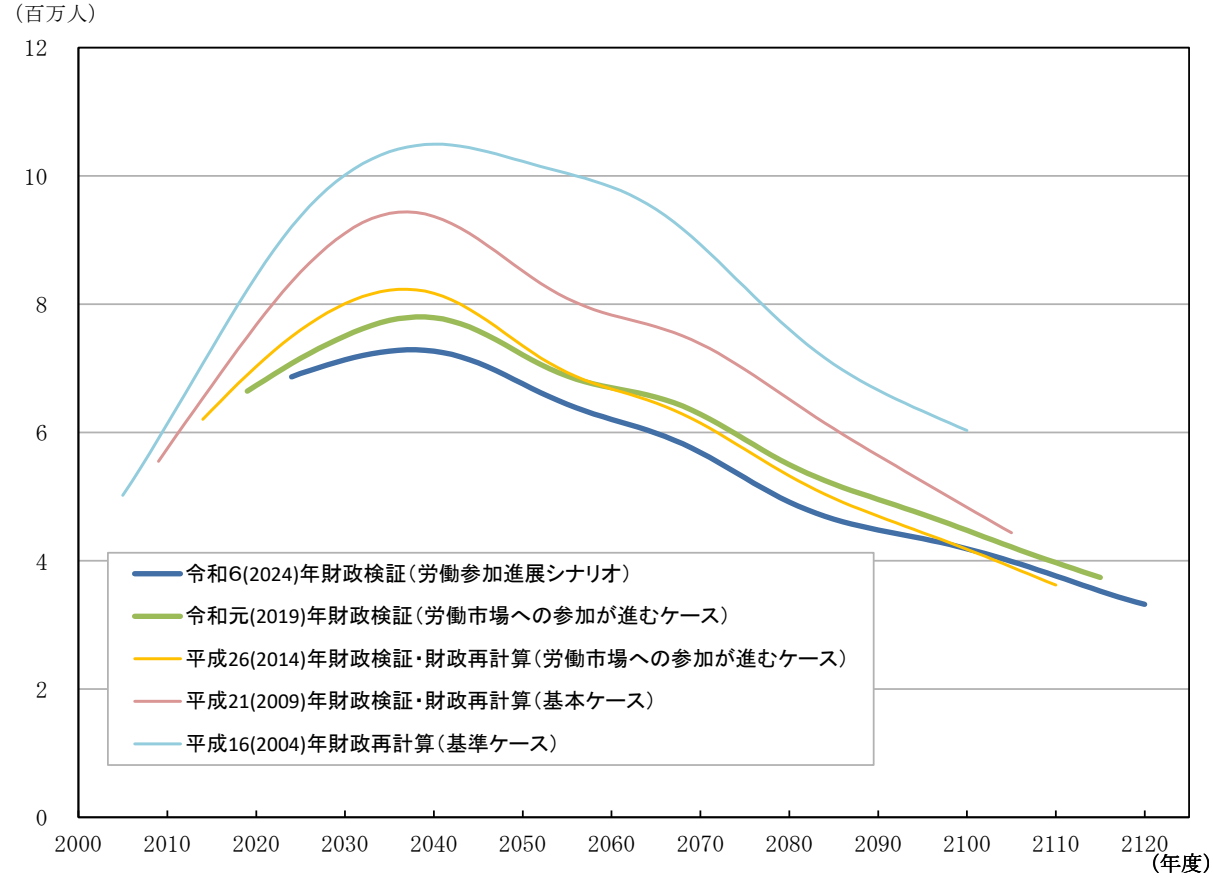

（７）給付費の比較

（厚生年金給付費）

厚生年金の給付費（基礎年金拠出金を含まない）の将来見通しについて賃金で割り戻した 2004 年度価格でみたものが**図表 1-3-30** であるが、財政検証を経るごとに上方シフトしている。令和６(2024)年財政検証の見通しでは、成長型経済移行・継続ケースと過去 30 年投影ケースのいずれについても、ケースⅢにおける令和元(2019)年財政検証の見通しから上方シフトしている。

図表 1-3-30　厚生年金の給付費の将来見通しの比較【2004 年度価格】

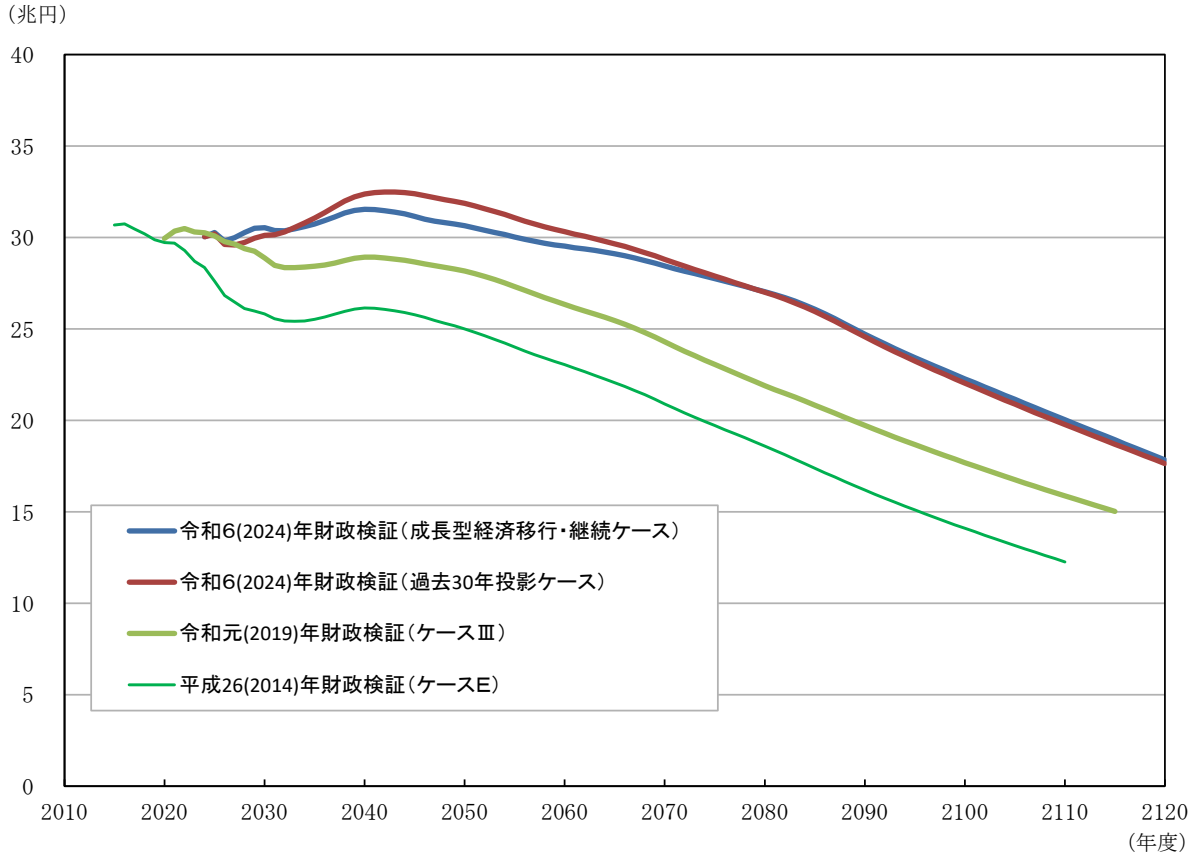

厚生年金給付費の令和元(2019)年財政検証からのシフトの要因分析をした結果が**図表 1-3-31** である。

ここでは、令和６(2024)年財政検証の成長型経済移行・継続ケースにおける見通しと令和元(2019)年財政検証のケースⅢにおける見通しとの差を、

「人口の前提の変更及び実績との相違」
「労働参加の前提の変更及び実績との相違」
「被保険者種別ごとの割合等の変更」
「積立金の初期値の変更」
「経済前提の変更及び実績との相違」
「上記以外の基礎数・基礎率等の変更(制度改正の影響を含む)」

「財政均衡期間の終了年度の変更」
の要因に分解している。

被保険者数のシフトの要因分析と同様に分析しているが、「積立金の初期値の変更」では、積立金の初期値を令和４(2022)年度末の実績に基づく平滑化後積立金に変更して将来見通しを作成しており、「財政均衡期間の終了年度の変更」では、財政均衡期間の終了年度を 2115 年度から 2120 年度に変更して将来見通しを作成している[37]。

厚生年金の給付費の見通しは、将来にわたって令和６(2024)年財政検証の見通しが令和元(2019)年財政検証の見通しから上方シフトする結果となっているが、「上記以外の基礎数・基礎率等の変更(制度改正の影響を含む)」、「財政均衡期間の終了年度の変更」を除く全ての要因が上方シフトに寄与している。

そのうち、「人口の前提の変更及び乖離との相違」、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」、「被保険者種別ごとの割合等の変更」はいずれも被保険者数の上方シフトに寄与する要因であり、これに伴って給付費も被保険者数に遅れて上方シフトしている。

また、「経済前提の変更及び実績との相違」は 2030 年代後半まで上方シフトへの寄与が大きくなり、その後は小さくなる傾向にある。当初上方シフトへの寄与が大きくなるのは、既裁定者の年金額改定率と 2004 年度価格に割り戻す賃金上昇率の相違によるところが大きいと考えられる。既裁定者の年金額改定率は基本的に物価変動率であり、この率が一時期を除いて令和６(2024)年財政検証の前提の方が大きいこと、2030 年頃までは賃金上昇率が令和６(2024)年財政検証の前提の方が小さいことから、賃金で割り戻した 2004 年度価格で見た既裁定者の給付額は上方シフトの幅が大きくなっている。その後、上方シフトへの寄与が小さくなるのは、賃金上昇率が令和６(2024)年財政検証の前提の方が大きくなることによる。

＜参考＞令和元(2019)年財政検証・ケースⅢと令和６(2024)年財政検証・成長型経済移行・継続ケースにおける経済前提の比較

年度		2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034～
物価上昇率	令和元(2019)年財政検証（ケースⅢ）	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %	1.2 %
	令和6(2024)年財政検証（成長型経済移行・継続ケース）	2.6 %	2.1 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %	2.0 %
賃金上昇率	令和元(2019)年財政検証（ケースⅢ）	3.3 %	3.4 %	3.3 %	3.3 %	3.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %
	令和6(2024)年財政検証（成長型経済移行・継続ケース）	2.5 %	2.7 %	2.8 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.9 %	2.8 %	2.8 %	2.8 %	3.5 %

[37] 具体的な要因分析の方法については、技術的補遺（484～485 頁）を参照のこと。基礎年金給付費についても同様。

なお、「財政均衡期間の終了年度の変更」は、財政均衡の終了年度が 2115 年度から 2120 年度に変更され、2116 年度から 2120 年度までの給付に充当する積立金財源を確保するためにマクロ経済スライドによる調整が進んだことによる寄与であるが、寄与の程度は限定的である。

図表 1-3-31　厚生年金の給付費の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析【2004 年度価格】

（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

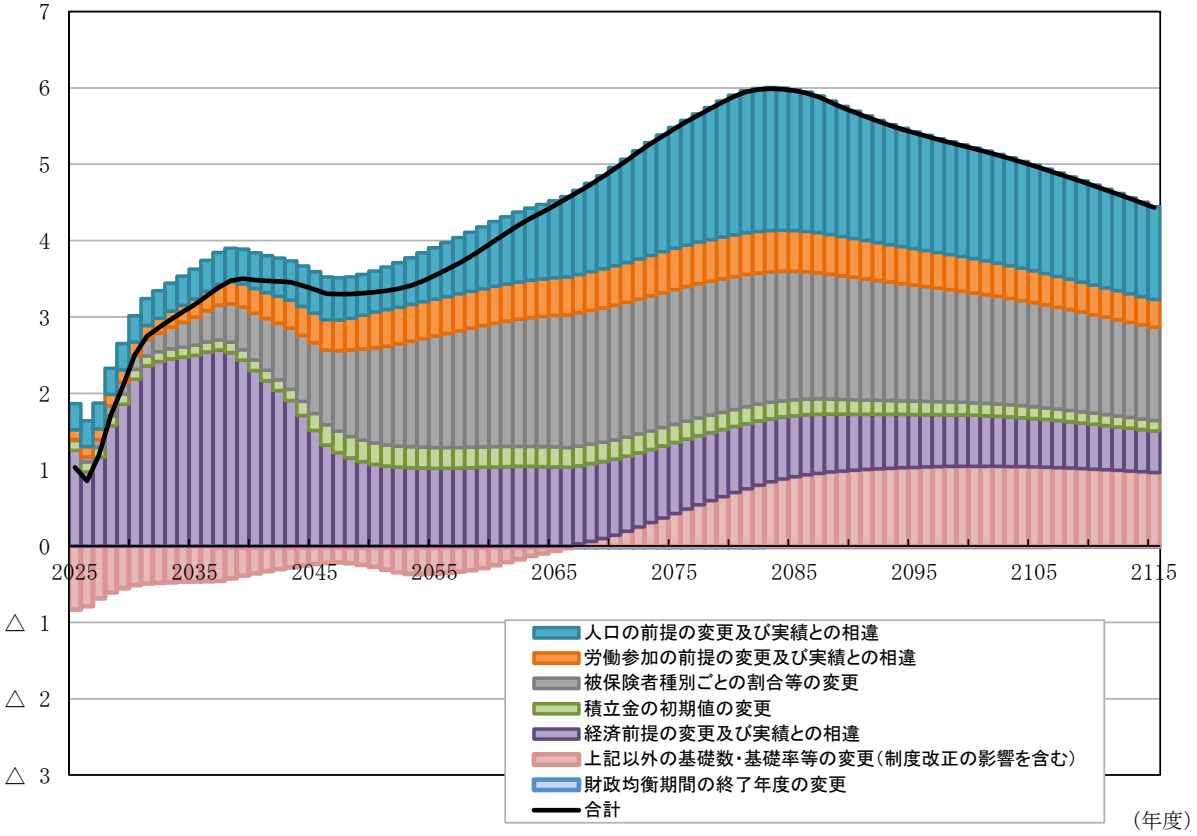

（基礎年金給付費）

基礎年金の給付費の見通しについて賃金で割り戻した 2004 年度価格でみたものが**図表 1-3-32** である。

平成 26(2014)年財政検証までは、財政検証を経るごとに足下の額が上方シフトするものの、将来の給付費は下方シフトしていた。これは、足下で上方シフトするとマクロ経済スライドによる給付水準調整の長期化によって将来の給付費が抑制される構造にあるためである。平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけては全期間にわたり上方シフトしており、令和６(2024)年財政検証では、成長型経済移行・継続ケースと過去 30 年投影ケースのいずれについても、ケースⅢにおける令和元(2019)年財政検証の見通しから上方シフトしているが、成長型経済移行・継続ケースでは上方シフトの幅が拡大しており、過去 30 年投影ケースでは、足下から 2045 年頃まで上方シフトの幅が拡大するものの、その後縮小し、2055 年頃以降は一定となっている。

図表 1-3-32　基礎年金の給付費の将来見通しの比較【2004 年度価格】

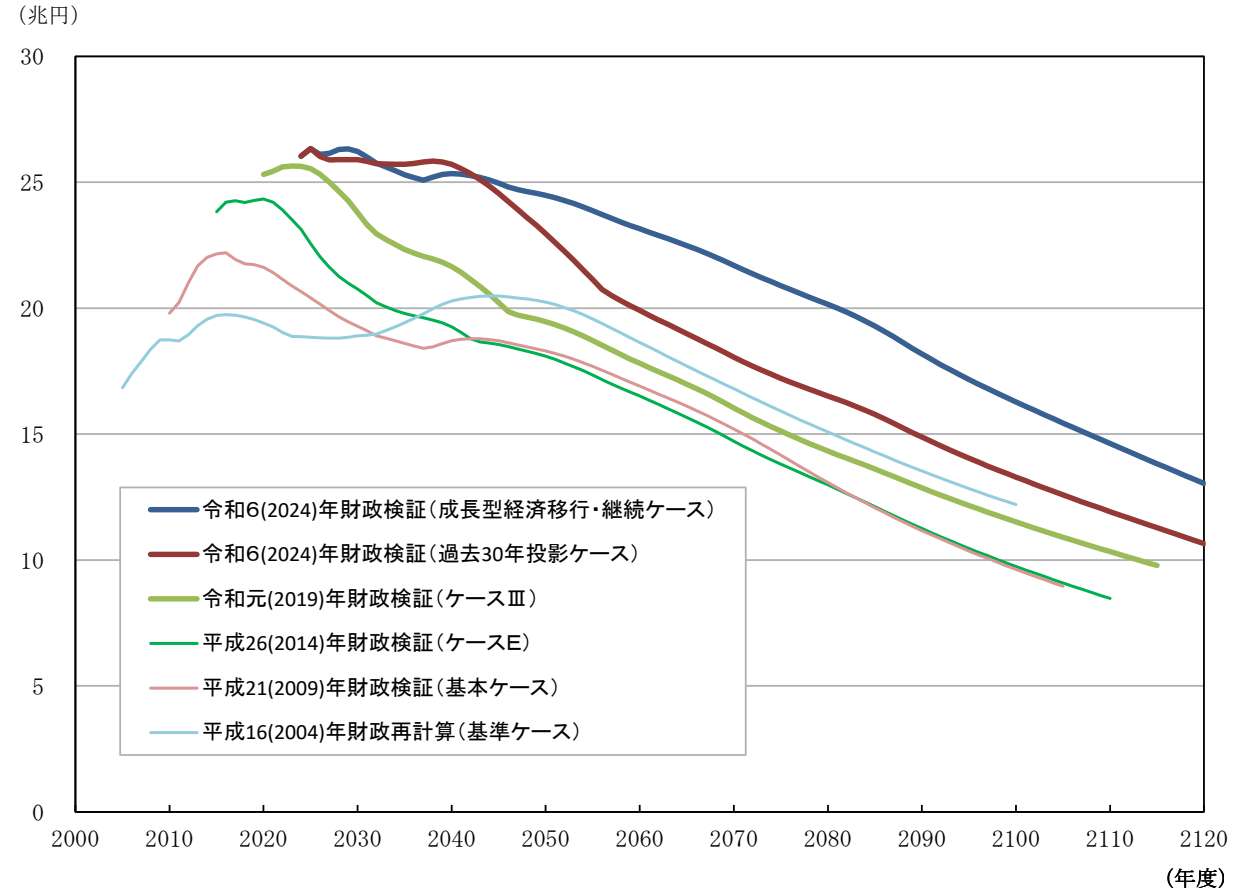

この要因についても厚生年金給付費と同様に、令和元(2019)年財政検証のケースⅢから令和６(2024)年財政検証の成長型経済移行・継続ケースにかけてのシフトの要因分析をした結果が**図表 1-3-33** である。

基礎年金の給付費の見通しも、将来にわたって令和６(2024)年財政検証の見通しが令和元(2019)年財政検証の見通しから上方シフトする結果となっているが、「人口の前提の変更及び実績との相違」（一部期間）、「上記以外の基礎数・基礎率等の変更(制度改正の影響を含む)」、「財政均衡期間の終了年度の変更」を除く全ての要因が上方シフトに寄与している。

「人口の前提の変更及び実績との相違」については、一部期間を除き上方シフトに寄与しているが、これは公的年金被保険者数の増加が将来的な基礎年金給付費の増加に寄与している一方、一部期間で下方シフトしたのは、人口の置き換えにより基礎年金部分のマクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度が３年延長されたことから、少し遅れて下方シフトに寄与したと考えられる。

「労働参加の前提の変更及び実績の相違」、「被保険者種別ごとの割合等の変更」については、国民年金第１号被保険者が減少し厚生年金被保険者が増加することにより、国民年金の財政が改善しマクロ経済スライドによる給付の抑制を緩やかにする効果が現れていると考えられる。

「積立金の初期値の変更」については、2040 年代後半以降、上方シフトに寄与する要因となっているが、積立金の実績が令和元(2019)年財政検証の見通しを上回ったことによって、給付の財源が増加してマクロ経済スライドによる調整を緩やかにする効果が現れたことによる寄与である。

「経済前提の変更及び実績との相違」は、2040 年代前半頃まで上方シフトの寄与が大きくなり、その後は小さくなる傾向にある。当初上方シフトの寄与が大きくなる理由は厚生年金給付費と同様、既裁定者の年金額の改定率と 2004 年度価格に割り戻す賃金上昇率の相違によるところが大きいと考えられる。

なお、「財政均衡期間の終了年度の変更」については、寄与の程度は限定的である。

図表 1-3-33　基礎年金の給付費の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析【2004 年度価格】

（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

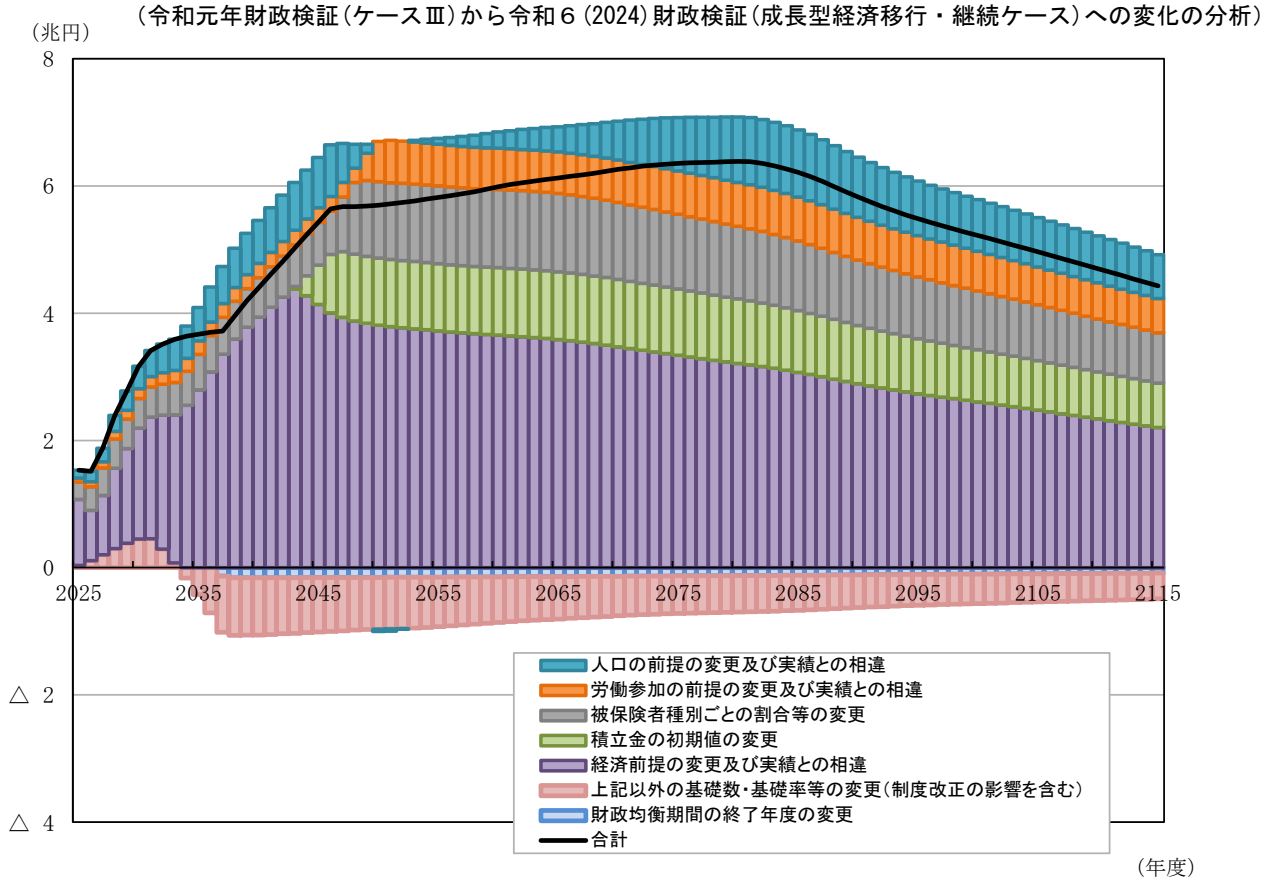

（平成 16(2004)年財政再計算から令和６(2024)年財政検証にかけての給付水準の変化の分析）

厚生年金給付費と基礎年金給付費の見通しのシフトの要因分析では、「経済前提の変更及び実績との相違」[38]が 2040 年頃までは上方シフトへの寄与が大きくなっているが、このように当初上方シフトが大きくなる理由としては、財政検証の見通し上の給付水準が賃金水準との対比で高まっていることが考えられる。

給付水準が従前の見通しよりも当初高まる理由は次の３つと考えられる。一つ目はマクロ経済スライドによる給付水準の調整が従前の見通しどおりでないこと、二つ目は、賃金上昇率より低い率(物価上昇率)で改定されると見通されていた既裁定者の年金額が、賃金上昇率が物価上昇率を下回る場合には賃金上昇率かそれより高い率で改定されてきたこと[39]、三つ目は、賃金上昇率により改定されると見通されていた新規裁定者の年金額が、賃金上昇率がマイナスで物価上昇率を下回ると賃金上昇率よりも高い率で改定されてきたことである[40]。

ここでは、これらの要因を可能な限り定量的に明らかにするため、年金額の水準の見通しについて、平成 16(2004)年財政再計算[41]から令和６(2024)年財政検証（当該財政検証までに判明している実績を含む）にかけての変化を例にとって分析を行った[42]。

分析した要因は、「①マクロ経済スライドの効果の変化」(マクロ経済スライドによる給付調整の程度の変化を計上)、「②既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」(新規裁定者と既裁定者の改定率の差の変化を計上)、「③新規裁定のマクロ経済スライド適用前の年金額の水準の変化」の３つである。

分析結果は、**図表 1-3-34** から**図表 1-3-37** のとおりである。

平成 16(2004)年財政再計算（基準ケース）から令和６(2024)年財政検証（成長型経済移行・継続ケース、過去 30 年投影ケース）にかけての賃金との対比でみた相対的な年金額の水準の見通しは、基礎年金、厚生年金ともに、また新規裁定、既裁定ともに当初高まる方向に変化しており、2004 年度から 2025 年度前後にかけてそれが拡大している。その要因としては、３つの分析要因いずれからも一定の寄与が認められるが、

---

[38] この要因は、厳密には「従前の財政検証での経済前提と実績の相違」と「従前の財政検証からの経済前提の変更」の両方を包含している。

[39] 平成 28(2016)年改正で、賃金変動率による年金改定が徹底されたことから、令和３(2021)年度以降においてはこのようなことは生じない。

[40] 年金改定の基本的仕組みについては第１節１（４）を参照。

[41] 平成 16(2004)年改正により、基礎年金（１階部分)、厚生年金の報酬比例部分等（２階部分）ともに、年金額は物価や賃金の変動に応じて毎年度改定されることとなったため、平成 16(2004)年財政再計算からの変化を分析することとした。

[42] 具体的な分析手法については、巻末の技術的補遺（486～497 頁）を参照のこと。

新規裁定では「マクロ経済スライドの効果の変化」[43]によるところが比較的大きく、既裁定では「既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」が比較的大きい。なお、「既裁定者の年金額を物価上昇率で改定する効果の変化」は 2045 年度頃にほぼ解消しているのは、令和６(2024)年財政検証において既裁定者の年金額の物価上昇率での改定が次第に進んでいるからである。

足下において年金額の水準が高まることで給付費が増加すれば、保険料や積立金の財源と均衡するように将来の給付費を調整する必要が生じるが、それは年金額の水準の乖離だけでなく、その他の様々な要因を一体としてマクロ経済スライドにより将来に向かって調整されることになる。

厚生年金では、基礎年金より早期に、マクロ経済スライドの効果が一定のプラスで固定されるが、これは、年金額の水準以外の要素も作用した結果、マクロ経済スライドによる給付水準調整が緩和（成長型経済移行・継続ケースでは給付水準調整はなし）していることを意味している。

[43] 平成 16(2004)年財政再計算ではマクロ経済スライドによる給付水準調整は 2023 年度に終了する見通しとなっていた。

図表 1-3-34　平成 16 年財政再計算から令和６(2024)財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【基礎年金・新規裁定・成長型経済移行・継続ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)の変化

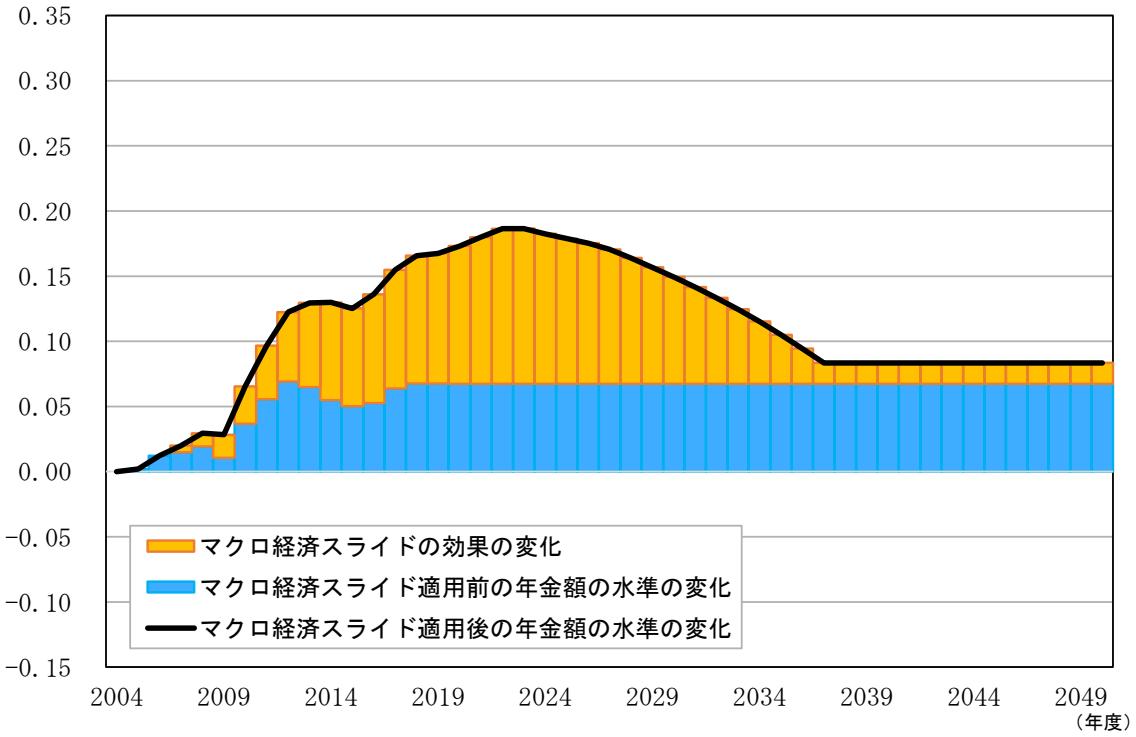

【基礎年金・既裁定（2004 年度に既に受給権を得ていた者）・成長型経済移行・継続ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)の変化

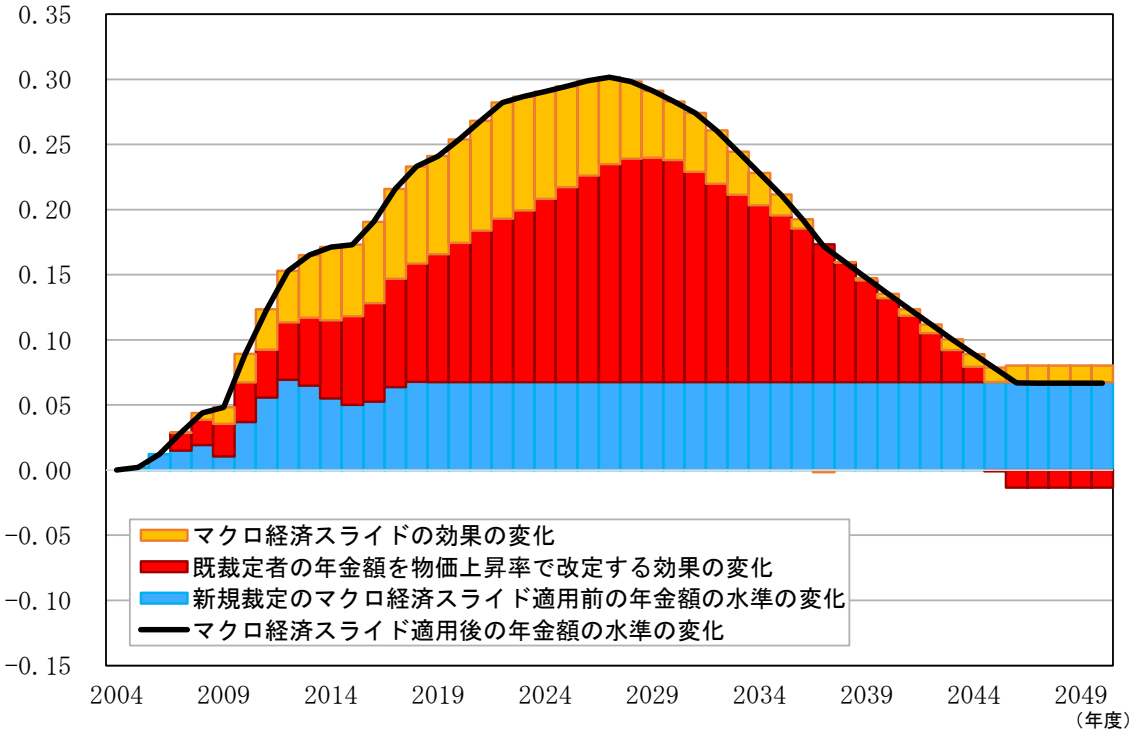

図表 1-3-35　平成 16 年財政再計算から令和６(2024)財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【厚生年金・新規裁定・成長型経済移行・継続ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)で表示

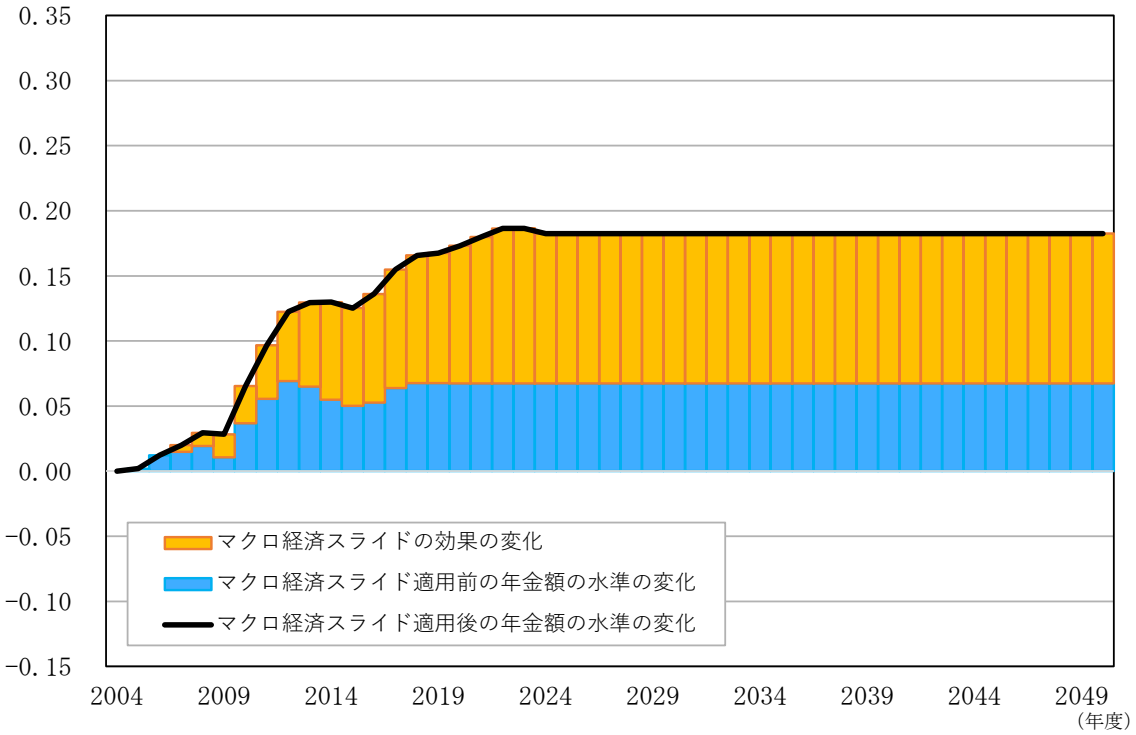

【厚生年金・既裁定（2004 年度に既に受給権を得ていた者）・成長型経済移行・継続ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)で表示

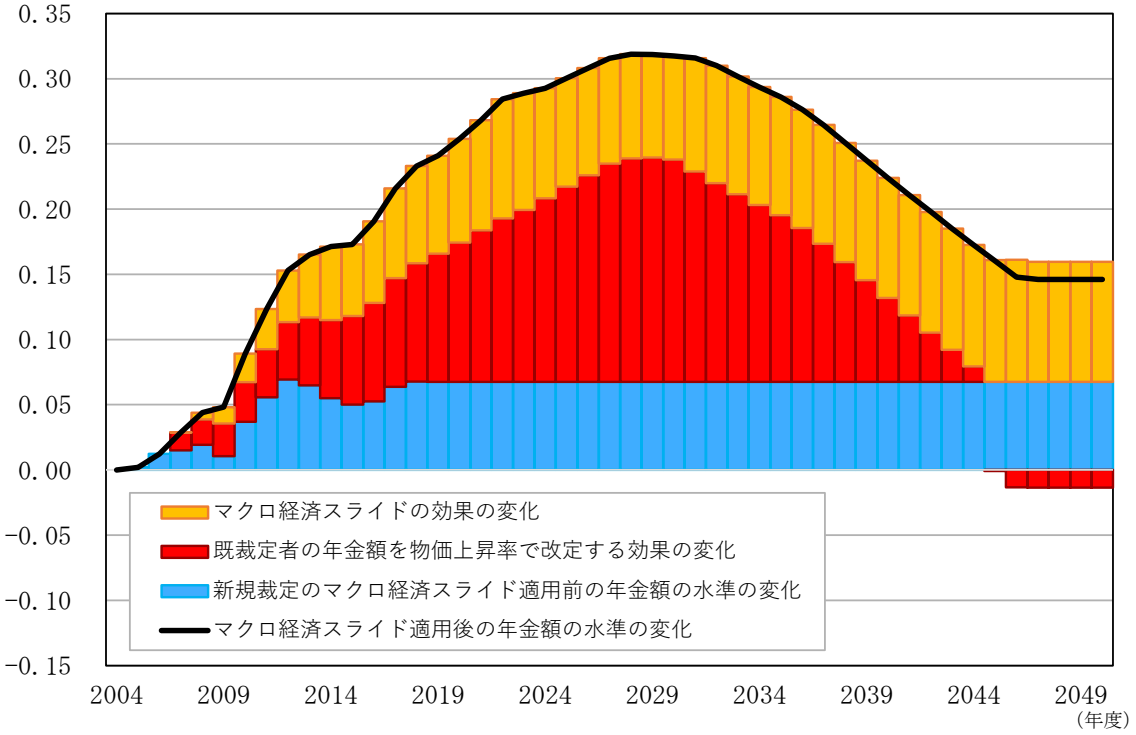

図表 1-3-36　平成 16 年財政再計算から令和６(2024)財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【基礎年金・新規裁定・過去 30 年投影ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)の変化

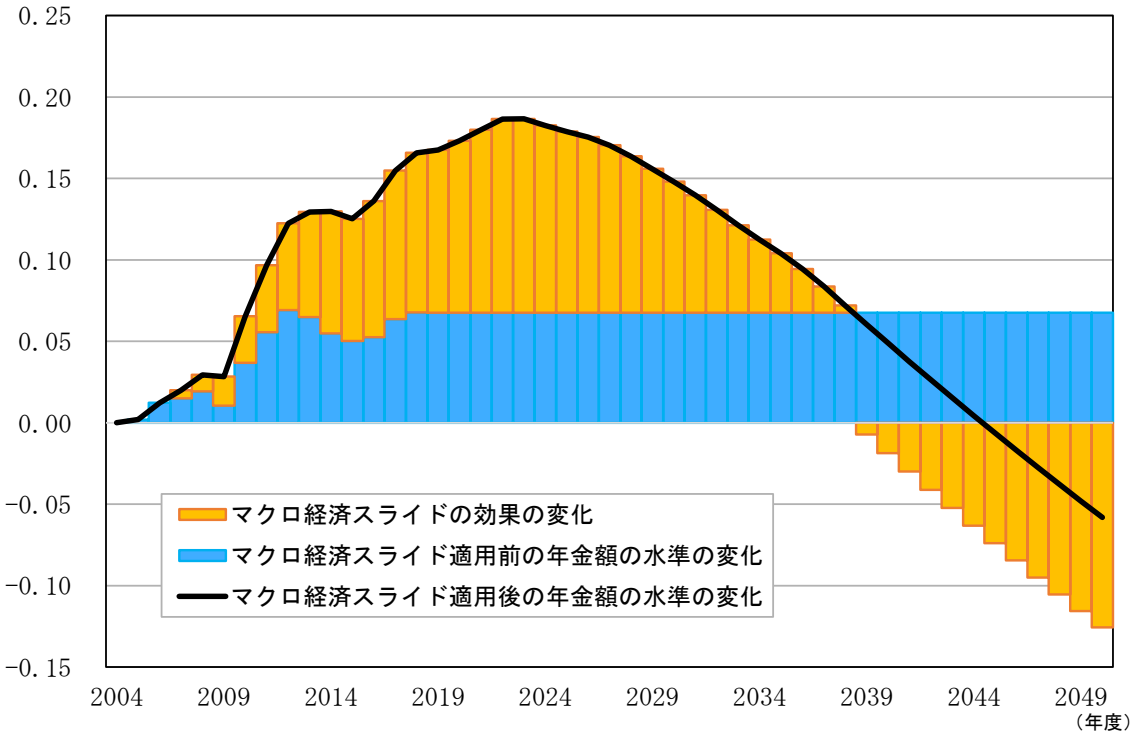

【基礎年金・既裁定（2004 年度に既に受給権を得ていた者）・過去 30 年投影ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)の変化

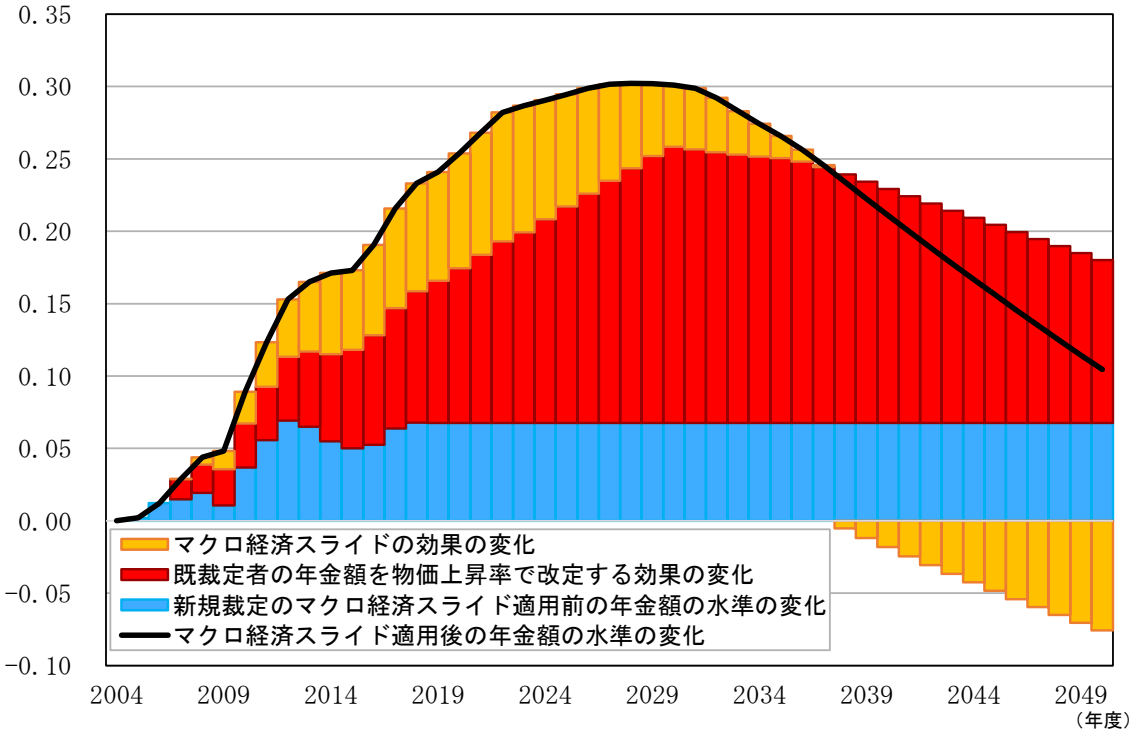

図表 1-3-37　平成 16 年財政再計算から令和６(2024)財政検証にかけての年金額の水準の見通しの変化とその要因

【厚生年金・新規裁定・過去 30 年投影ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)で表示

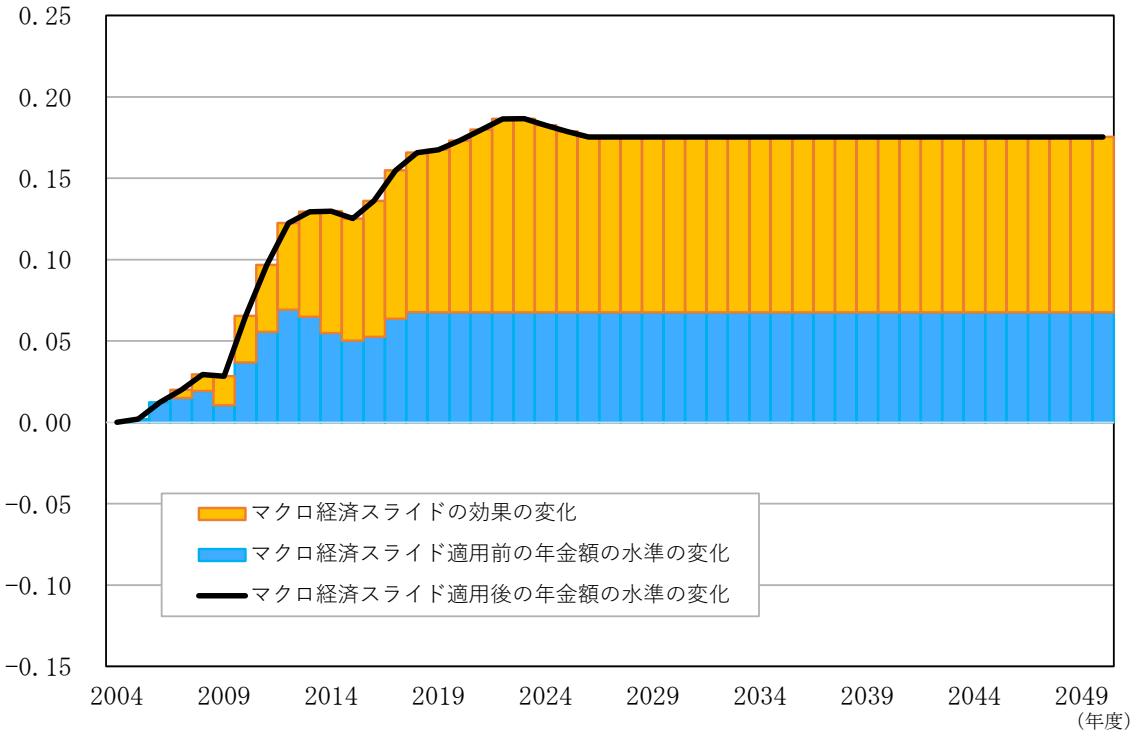

【厚生年金・既裁定（2004 年度に既に受給権を得ていた者）・過去 30 年投影ケース】

※賃金との対比でみた相対的な年金額の水準(2004年度本来額＝1とした指数)で表示

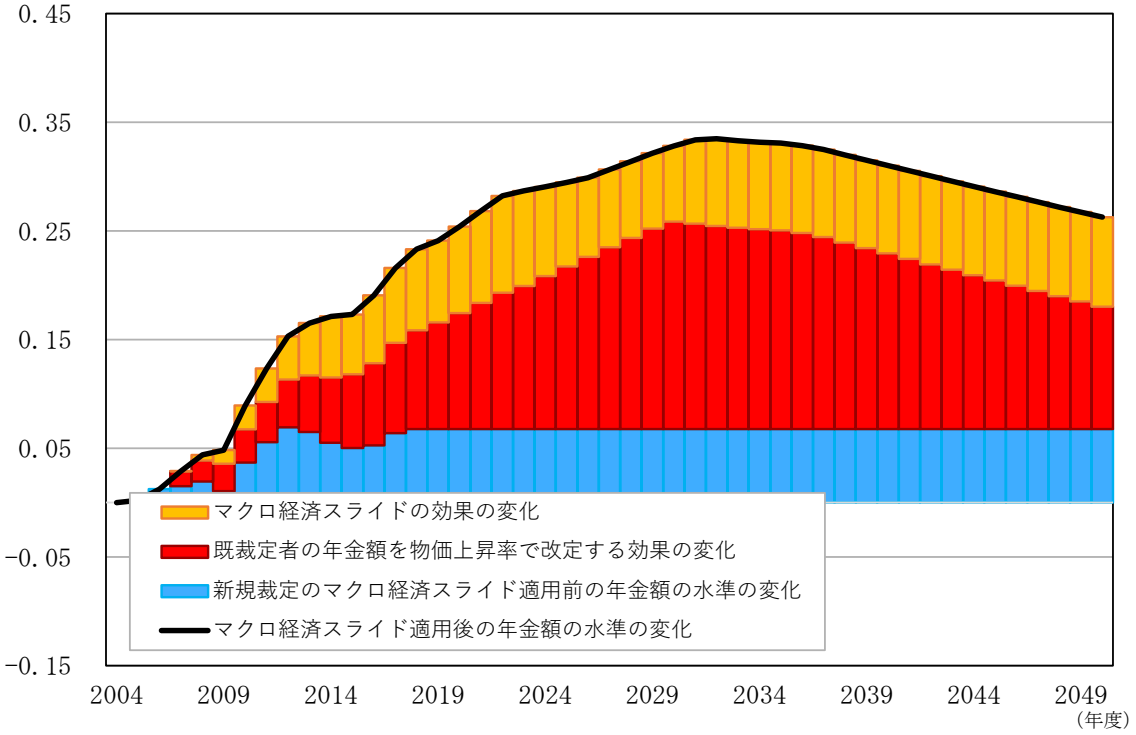

（基礎年金拠出金算定対象者数）

基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しについて比較したものが**図表 1-3-38** である。平成 16(2004)年財政再計算から平成 21(2009)年財政検証にかけては出生率が低下したため、遠い将来ほど大幅に下方シフトしており、平成 21(2009)年財政検証から平成 26(2014)年財政検証にかけては国民年金の保険料納付率の前提を実績にあわせて低下させたことに伴い足下で下方シフトしているものの、出生率が上昇しているため遠い将来ではほぼ同水準となっている。平成 26(2014)年財政検証から令和元(2019)年財政検証にかけては、国民年金の保険料納付率の前提の上昇、厚生年金被保険者数が上方シフトする一方で国民年金第１号被保険者[44]が下方シフトしていること、出生率の上昇により全期間にわたり上方シフトしており、令和元(2019)年財政検証から令和６(2024)年財政検証にかけては、他の上方シフト要因は同様であるが出生率が低下したため、全期間で上方シフトしているものの、遠い将来の上方シフトの幅が小さくなっている。

図表 1-3-38　基礎年金拠出金算定対象者数の将来見通しの比較

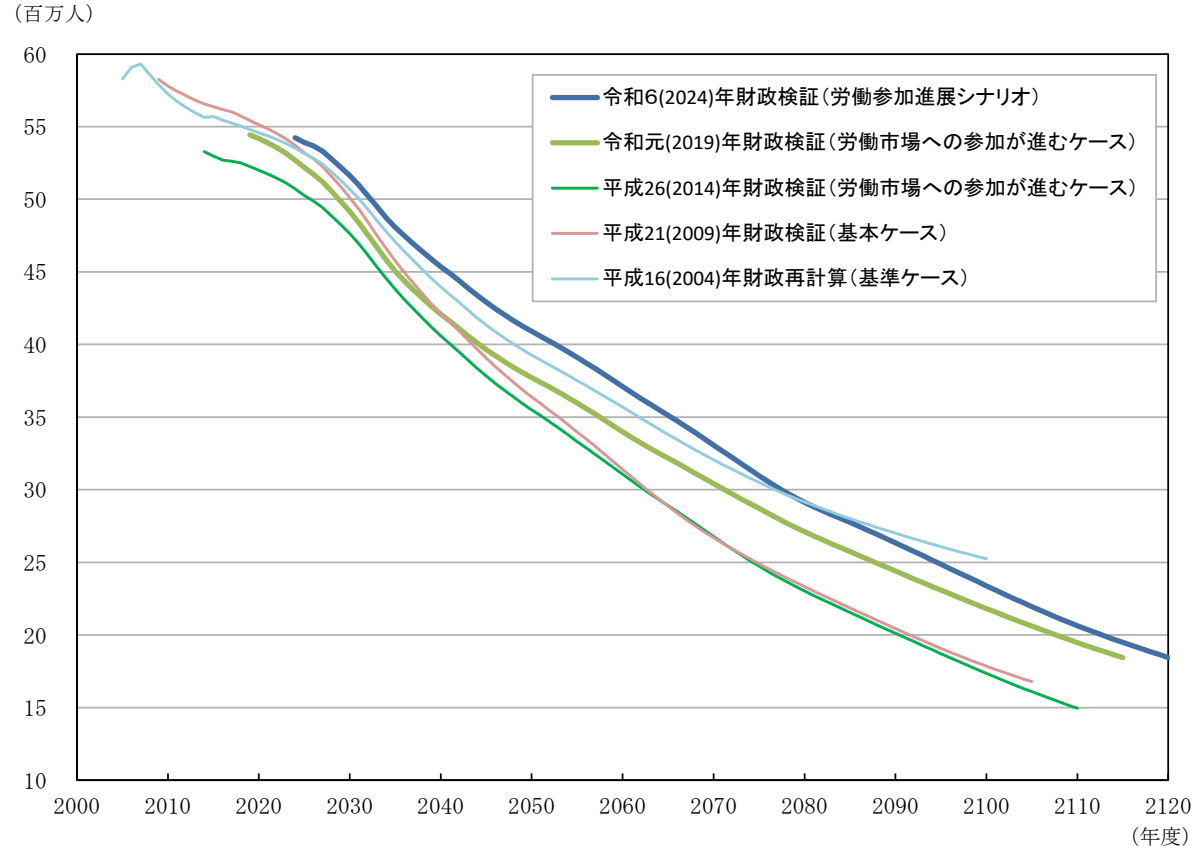

[44] 基礎年金拠出金算定対象者数のうち国民年金第１号被保険者については、保険料納付済月数を 12 で割ることで人数換算している（このため、全額免除者、保険料未納者は計上されない。また、４分の１免除、半額免除、４分の３免除の場合はそれぞれ保険料納付済月数を 3/4 月、1/2 月、1/4 月として計上される。）

（基礎年金拠出金単価）

基礎年金拠出金単価の将来見通しについて賃金で割り戻した 2004 年度価格で比較したものが**図表 1-3-39** である。財政検証を経るごとに足下の額が上方シフトしており、令和６(2024)年財政検証をみると、成長型経済移行・継続ケースでは、遠い将来になるほど令和元(2019)年財政検証からの上方シフトの幅が大きくなっており、過去 30 年投影ケースでは、足下から 2045 年頃までは上方シフトの幅が拡大していき、その後 2050 年代後半までは縮小し、その後再び拡大している。

基礎年金拠出金単価のうち現在半分が国庫・公経済負担され、その残りが国民年金保険料で賄うべき額となるが、いずれのケースにおいても、その額は 17,000 円を超えるようになっている。

図表 1-3-39　基礎年金拠出金単価（2004 年度価格）の将来見通しの比較

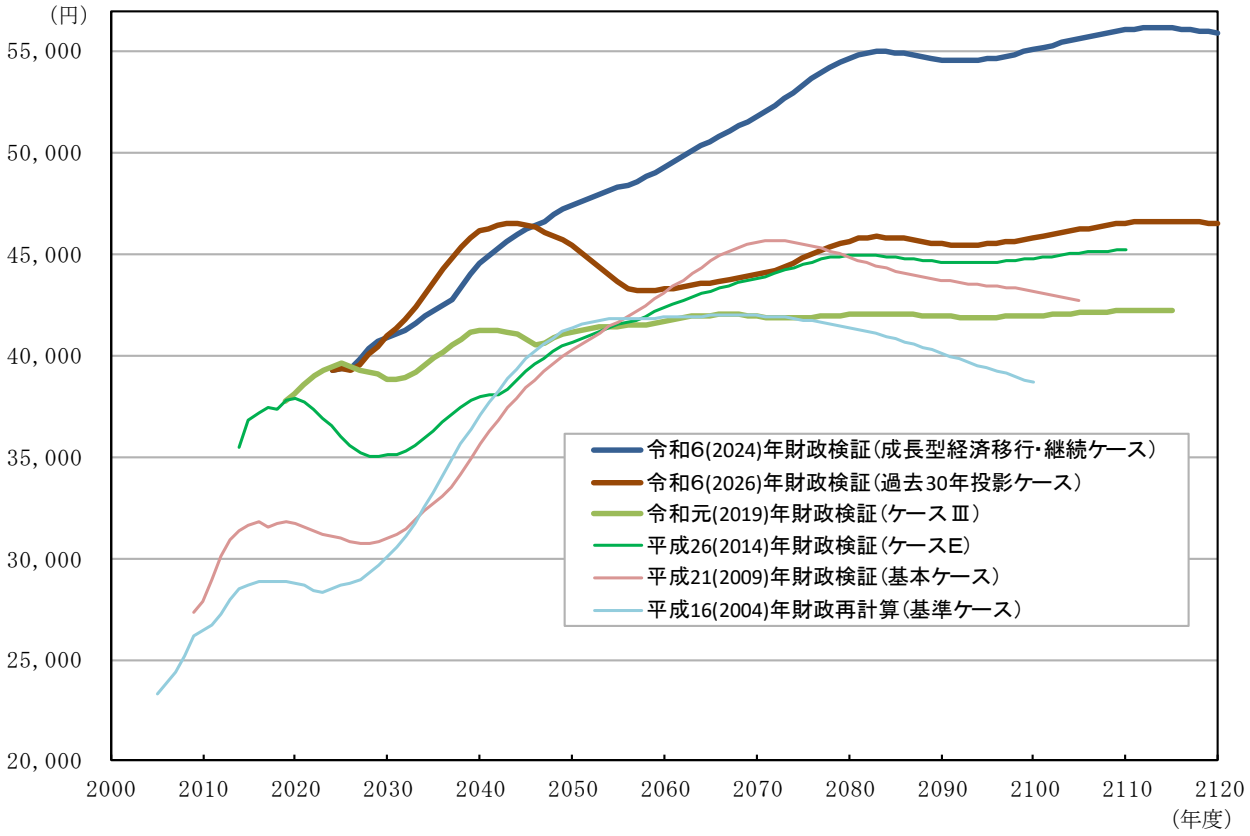

（８）スライド調整率の比較

（スライド調整率）

スライド調整率とは、マクロ経済スライド調整率が発動されるときに、年金額改定率が抑制される基準のことで、公的年金被保険者数の減少率に平均余命の伸び率を勘案して設定した一定率 0.3%を加えた率として計算される。

これまでの財政検証におけるスライド調整率の見通しと比較すると、令和６(2024)年財政検証では、足下のスライド調整率は令和元(2019)年財政検証より上昇しているが、しばらくは足下の差を維持したまま推移し、2045 年度頃以降は令和元(2019)年財政検証と概ね類似の動きを示している（**図表 1-3-40** 参照)。

なお、足下の数年間において低下しているのは、労働参加の実績や雇用者に占める厚生年金被保険者数等の割合の実績が、これまでの財政検証の前提を上回ったことの影響があると考えられる（「第３節（２）被保険者数の比較」参照)。

図表 1-3-40　スライド調整率の将来見通しの比較

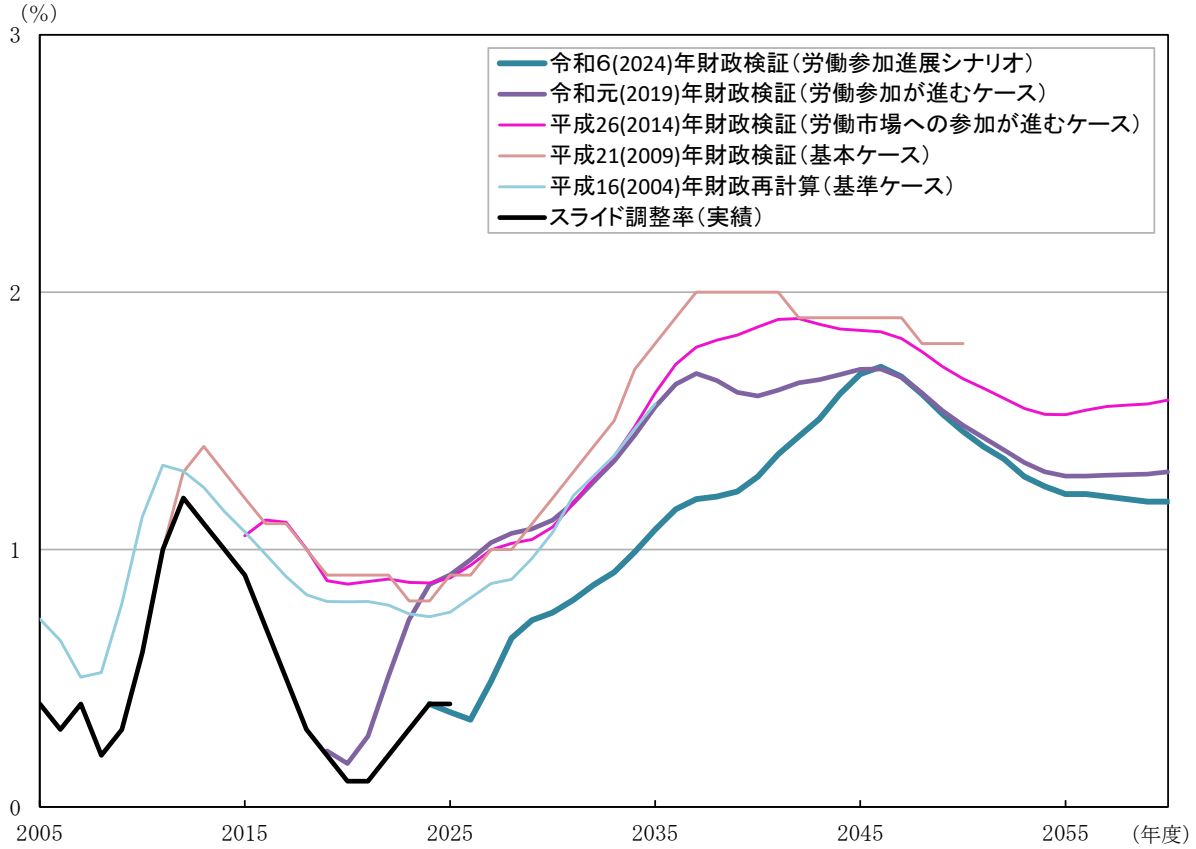

（実効スライド調整率）

マクロ経済スライドは年金の名目額を引き下げない範囲で実施されるので、賃金上昇率や物価上昇率が低い場合、年金額改定率の実際の抑制幅はスライド調整率を下回ることとなる。ここでは、実際の抑制幅となる調整率を実効スライド調整率という。

基礎年金の実効スライド調整率は、令和６(2024)年財政検証の高成長実現ケースの場合や成長型経済移行・継続ケースの場合には、調整の終了直前まではスライド調整率と一致しているが、過去 30 年投影ケースの場合には、年金の名目額を引き下げない範囲で実施されることからスライド調整率よりも小さくなることもある(**図表 1-3-41～図表 1-3-42** 参照)。

なお、過去 30 年投影ケースの基礎年金の新規裁定者では、2030 年代前半から 2050 年代前半にスライド調整できなかった分がその後に繰り越される、いわゆるキャリーオーバーが行われている。

図表 1-3-41　実効スライド調整率の将来見通し

【基礎年金・成長型経済移行・継続ケース】

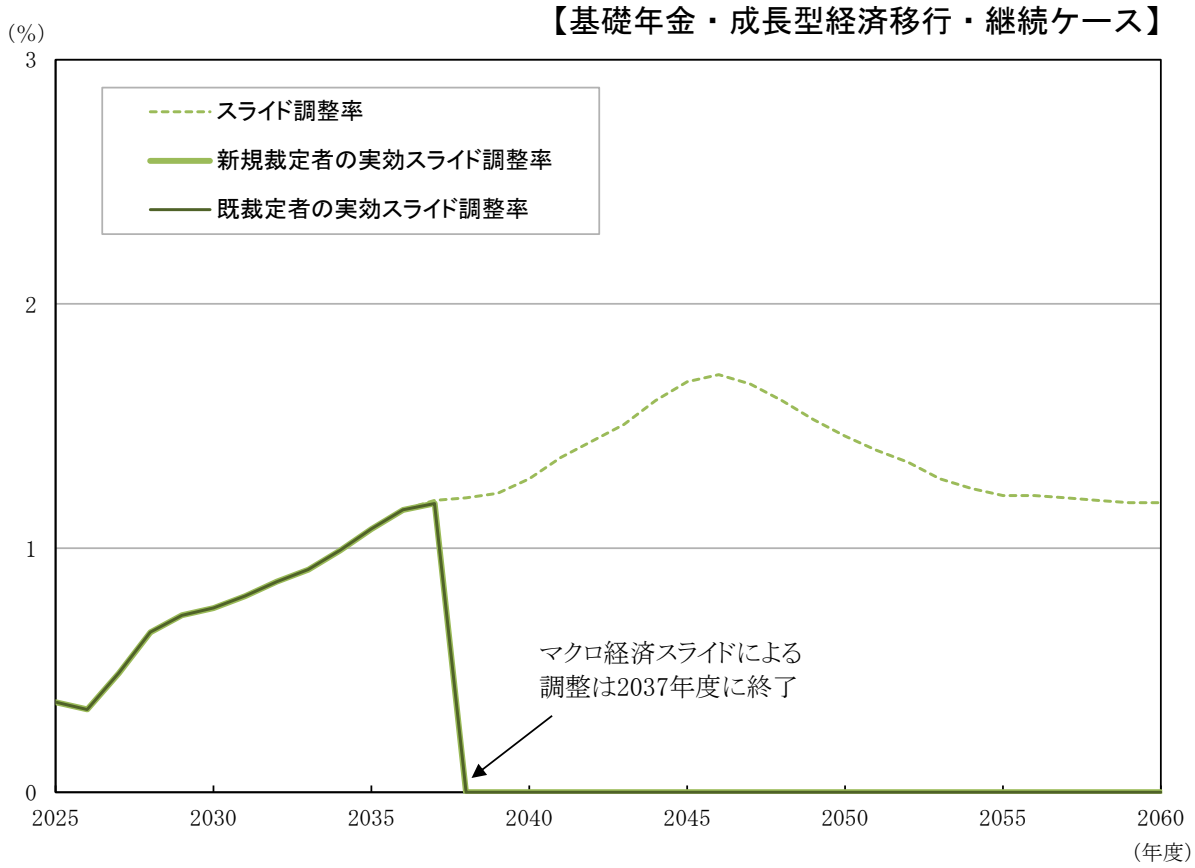

図表 1-3-42　実効スライド調整率の将来見通し【基礎年金・過去 30 年投影ケース】

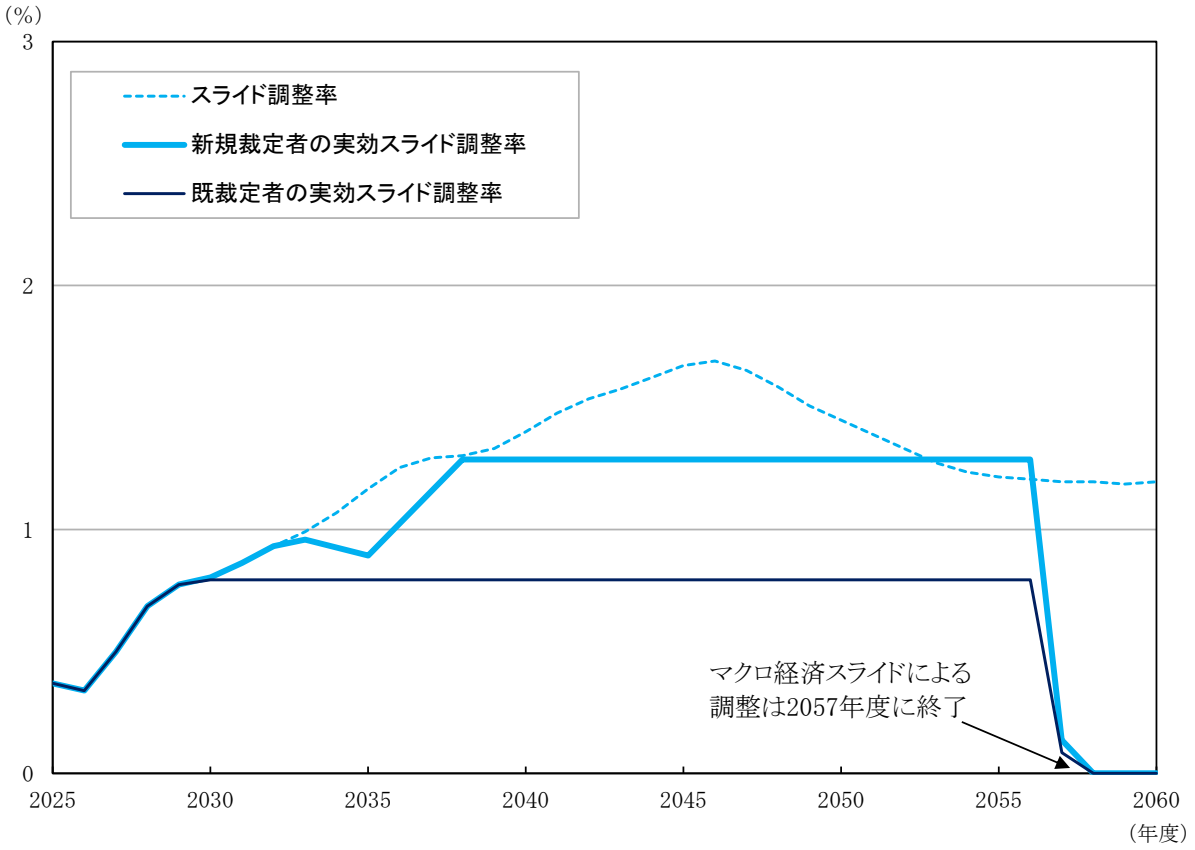

（９）所得代替率の比較

（所得代替率の見通しの比較）

モデル年金の所得代替率について比較したものが**図表 1-3-43** から**図表 1-3-45** である。令和元(2019)年財政検証までは、給付水準調整が見通しどおりに進まず、財政検証を経るごとに調整期間は遅れる傾向にあり、令和６(2024)年財政検証についても、過去 30 年投影ケースでは同様の傾向となっているが、成長型経済移行・継続ケースでは、令和元(2019)年財政検証と比べると給付水準調整期間の終了が 10 年程度早まり、最終的な所得代替率も７％程度上昇している（**図表 1-3-43** 参照)。

図表 1-3-43　所得代替率の将来見通しの比較【計】

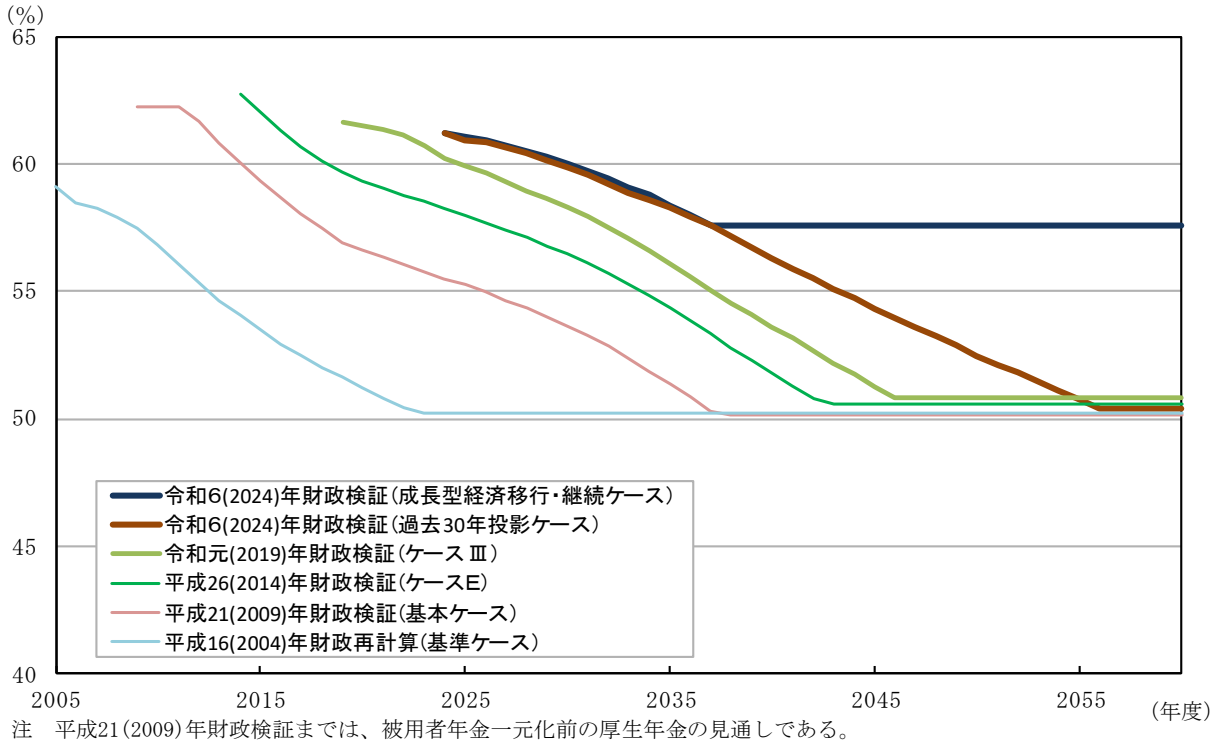

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

図表 1-3-44　所得代替率の将来見通しの比較【基礎年金部分】

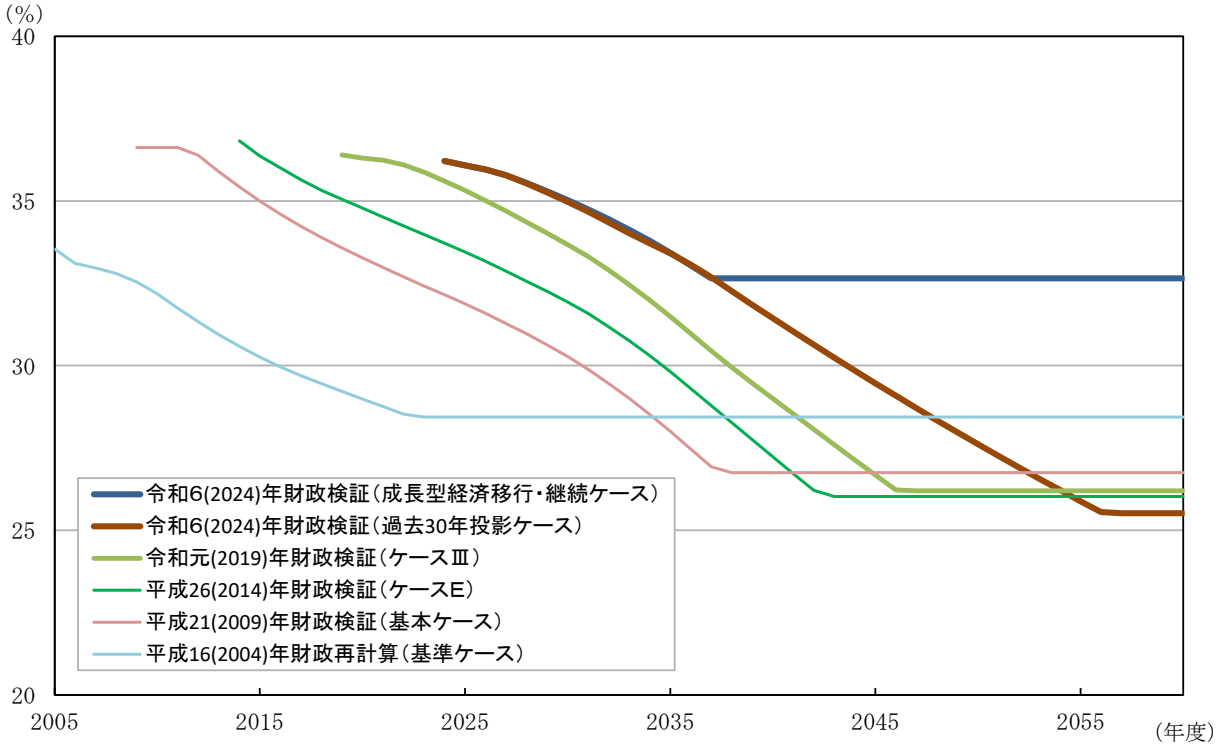

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

図表 1-3-45　所得代替率の将来見通しの比較【報酬比例部分】

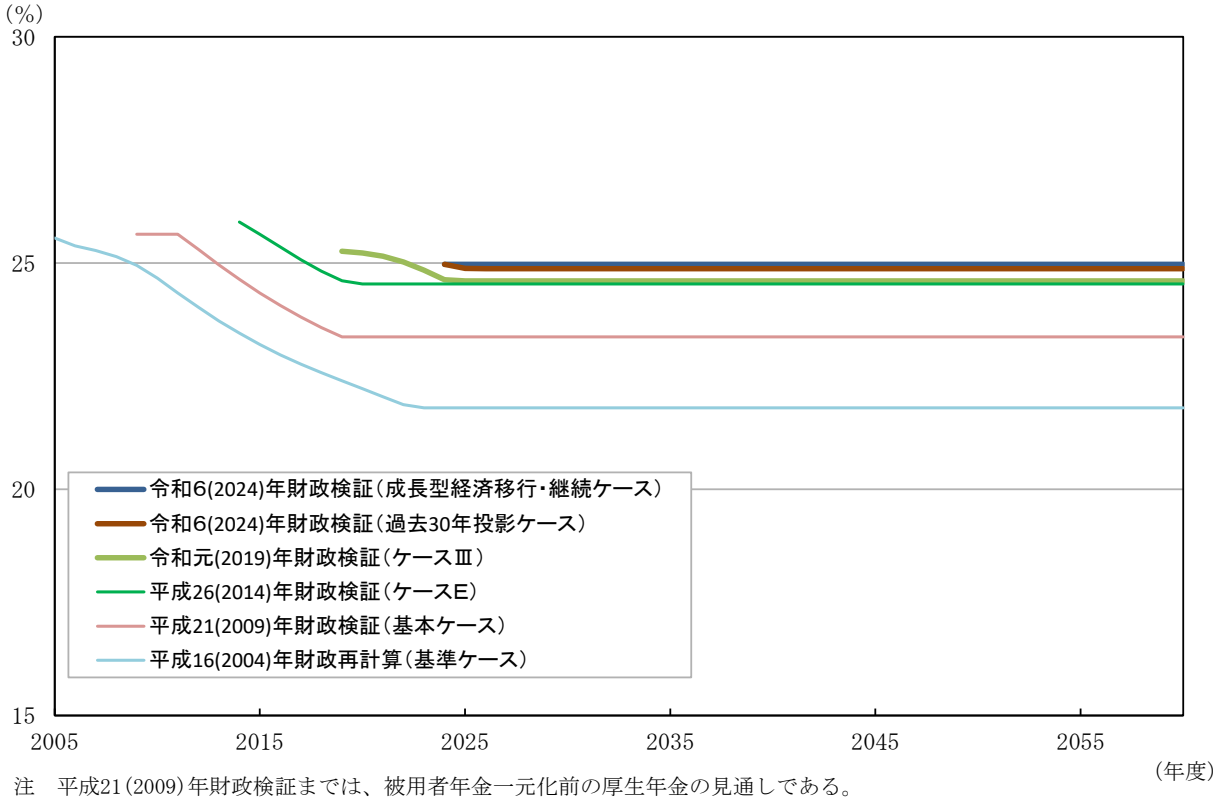

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

（所得代替率の見通しの変化の要因分析）

モデル年金の所得代替率の見通しについて、令和元(2019)年財政検証のケースⅢから令和６(2024)年財政検証の成長型経済移行・継続ケースへのシフトの要因分析をした結果が**図表 1-3-46** である。これまで、給付水準調整が見通しどおりに進まず、財政検証を経るごとに調整期間は遅れる傾向にあったが、今回要因分析を行った２ケース間のシフトでは、主に「経済前提の変更及び実績との相違」、「積立金の初期値の変更」が主な要因となり、調整期間は短縮している。

モデル年金の所得代替率のシフトの要因については、「経済前提の変更及び実績との相違」、「積立金の初期値の変更」、「被保険者種別ごとの割合等の変更」が上方シフトに寄与する主な要因となっている。

図表 1-3-46　所得代替率の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

	令和元年財政検証（ケースⅢ）	変更する事項							令和６年財政検証（成長型経済移行・継続ケース）
		人口の前提の変更及び実績との相違	労働参加の前提の変更及び実績との相違	被保険者種別ごとの割合等の変更	積立金の初期値の変更	経済前提の変更及び実績との相違	左記以外の基礎数・基礎率等の変更（制度改正の影響を含む）	財政均衡期間の終了年度の変更	
	%	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%
所得代替率	50.8	＋0.2	＋1.1	＋1.7	＋1.8	＋4.6	－2.4	－0.2	57.6
報酬比例部分	24.6	＋0.4	＋0.2	※ ＋0.0	※ ＋0.0	※ ＋0.0	－0.3	＋0.0	25.0
基礎年金部分	26.2	－0.2	＋0.9	＋1.7	＋1.7	＋4.6	－2.1	－0.2	32.6
	年度								年度
給付水準調整終了年度	2047	3 年延長	1 年短縮	2 年短縮	4 年短縮	12 年短縮	6 年延長	変動なし	2037
報酬比例部分	2025	2 年短縮	3 年短縮	※ 変動なし	※ 変動なし	※ 変動なし	4 年延長	変動なし	調整なし（2024）
基礎年金部分	2047	3 年延長	1 年短縮	2 年短縮	4 年短縮	12 年短縮	6 年延長	変動なし	2037

※ 令和元(2019)年財政検証のケースⅢから令和６(2024)年財政検証の成長型経済移行・継続ケースへのシフトの要因分析は、図表1-3-30と同様に、図表にある事項を左側から順番に行っている（「財政均衡期間の終了年度の変更」だけは右側から実施）。そのため、「労働参加の前提の変更及び実績との相違」まで行った時点で、厚生年金の2010年度の積立度合が１を超える見通しとなるため、その後の変更による所得代替率への影響は小さく現れていると考えられる。

（１０）積立金の給付への充当時期の比較

（分析手法）

以下で、完全な賦課方式の場合の所得代替率とは、保険料収入は現行法どおりとし、仮にある年度の給付費や基礎年金拠出金をその年度の保険料と国庫・公経済負担のみで賄うとした場合に支給できる年金額の水準に基づいて算出した所得代替率としている。

公的年金制度では世代間扶養の仕組みである賦課方式を基本としているものの、実際には積立金を保有し、積立金の元本又は運用収益を給付に充当していることから、現行法に基づく所得代替率は、完全な賦課方式で運営した場合の所得代替率より高くなることが多い。

財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率を比較すると、例えば令和６(2024)年財政検証の人口中位推計、成長型経済移行・継続ケースであれば、財政検証における所得代替率は、完全な賦課方式の場合の所得代替率よりも高い水準になっている（**図表 1-3-47** 参照)。これらの差を考察することによって、将来のどの時期の給付にどの程度の積立金（運用収入又は元本）が充当されているかが分かる。

図表 1-3-47　財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率
【人口中位推計、成長型経済移行・継続ケース】の例

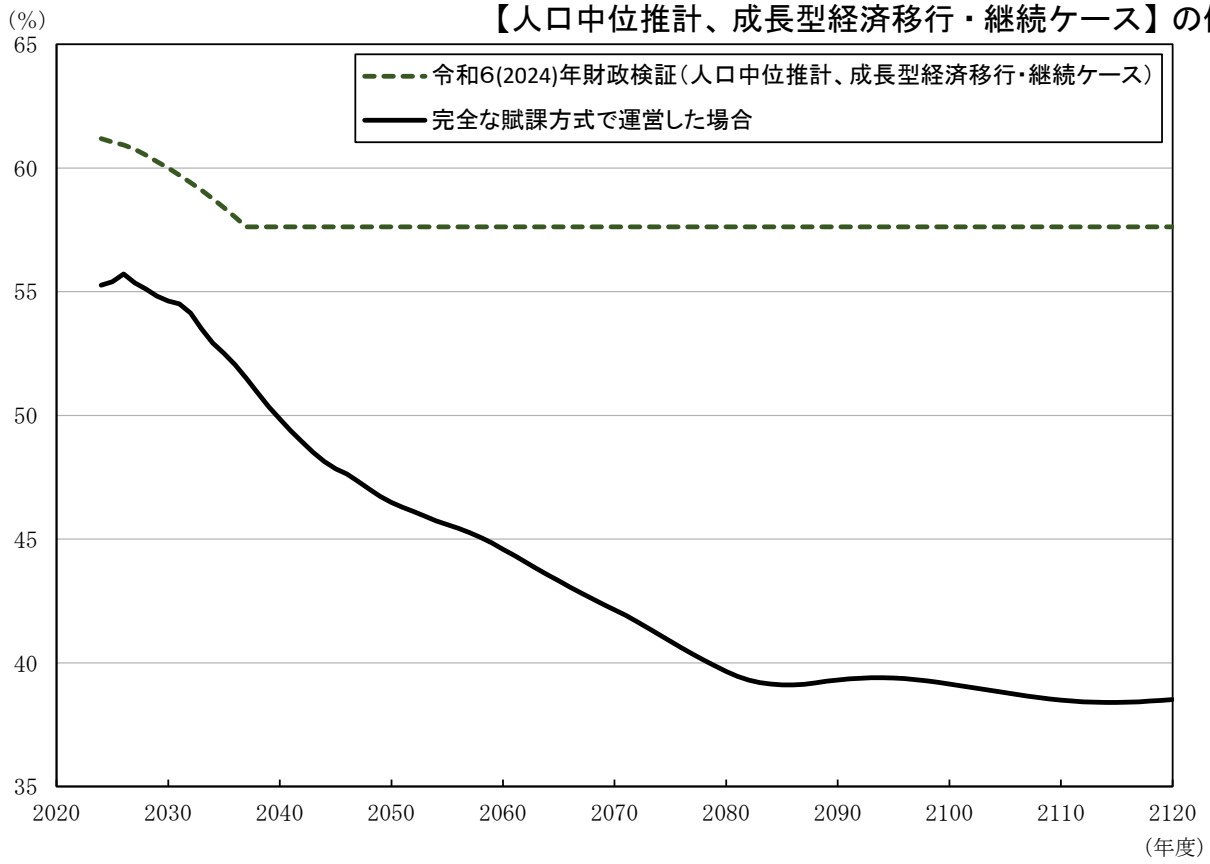

（経済前提の相違による比較）

財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差については、令和６(2024)年財政検証の人口中位推計の場合、高成長実現ケース、成長型経済移行・継続ケースは遠い将来になるほど高いが、過去 30 年投影ケースは 2045 年頃をピークに一旦下降し、その後 2050 年代後半から上昇していく。また、高成長実現ケースより成長型経済移行・継続ケースの方がより多くの積立金が充当されている（**図表 1-3-48** 参照）。

図表 1-3-48　財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差

【令和６(2024)年財政検証・人口中位推計】

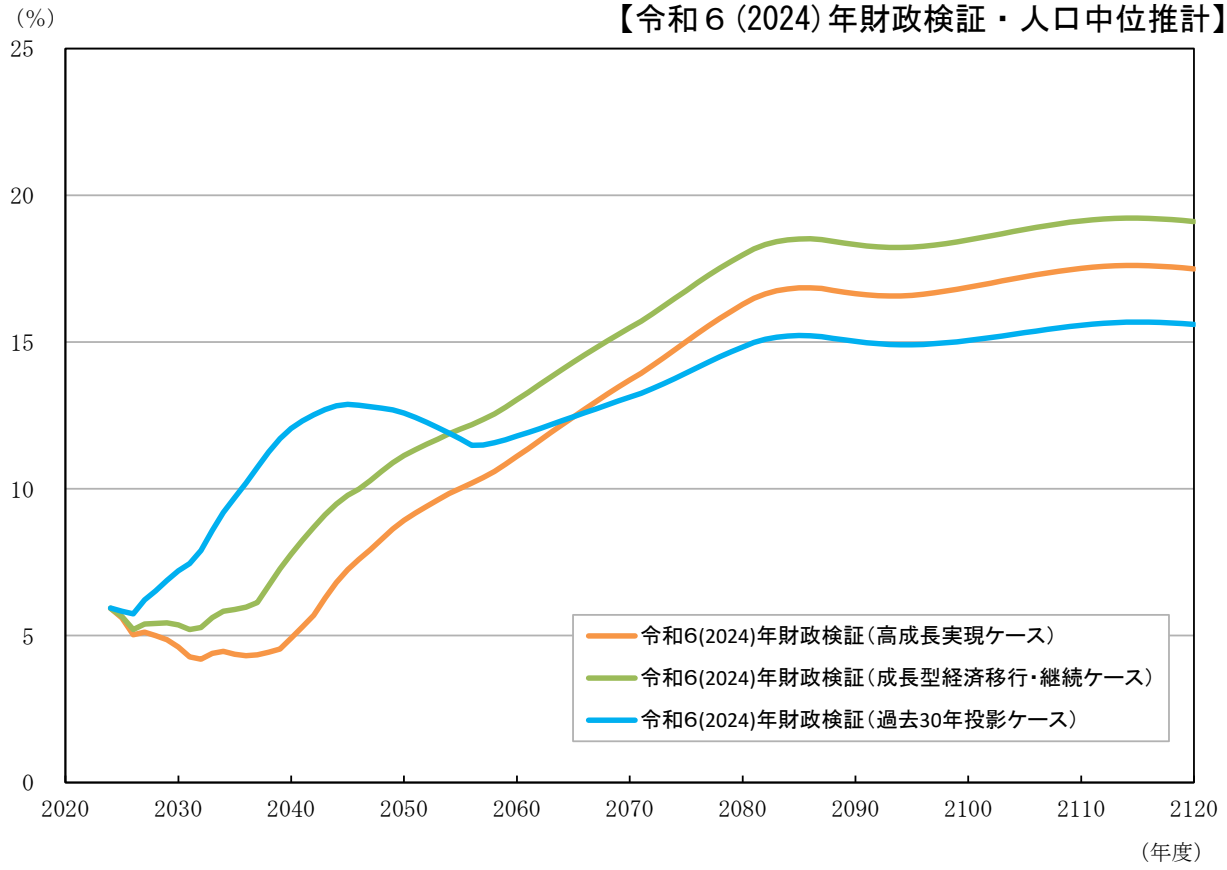

（これまでの財政検証・財政再計算との比較）

令和元(2019)年までの財政検証・財政再計算からは中間的なケース、令和６(2024)年財政検証では、成長型経済移行・継続ケースと過去 30 年投影ケースについて、財政検証における所得代替率と、完全な賦課方式の場合の所得代替率の差を比較すると、平成 26(2014)年財政検証以降は、いずれのケースについても、概ね遠い将来になるほど高くなっている。つまり遠い将来ほど給付に積立金が多く充当されている。（**図表 1-3-49** 参照）。

図表 1-3-49　財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【人口中位推計、基礎年金部分と報酬比例部分の計】

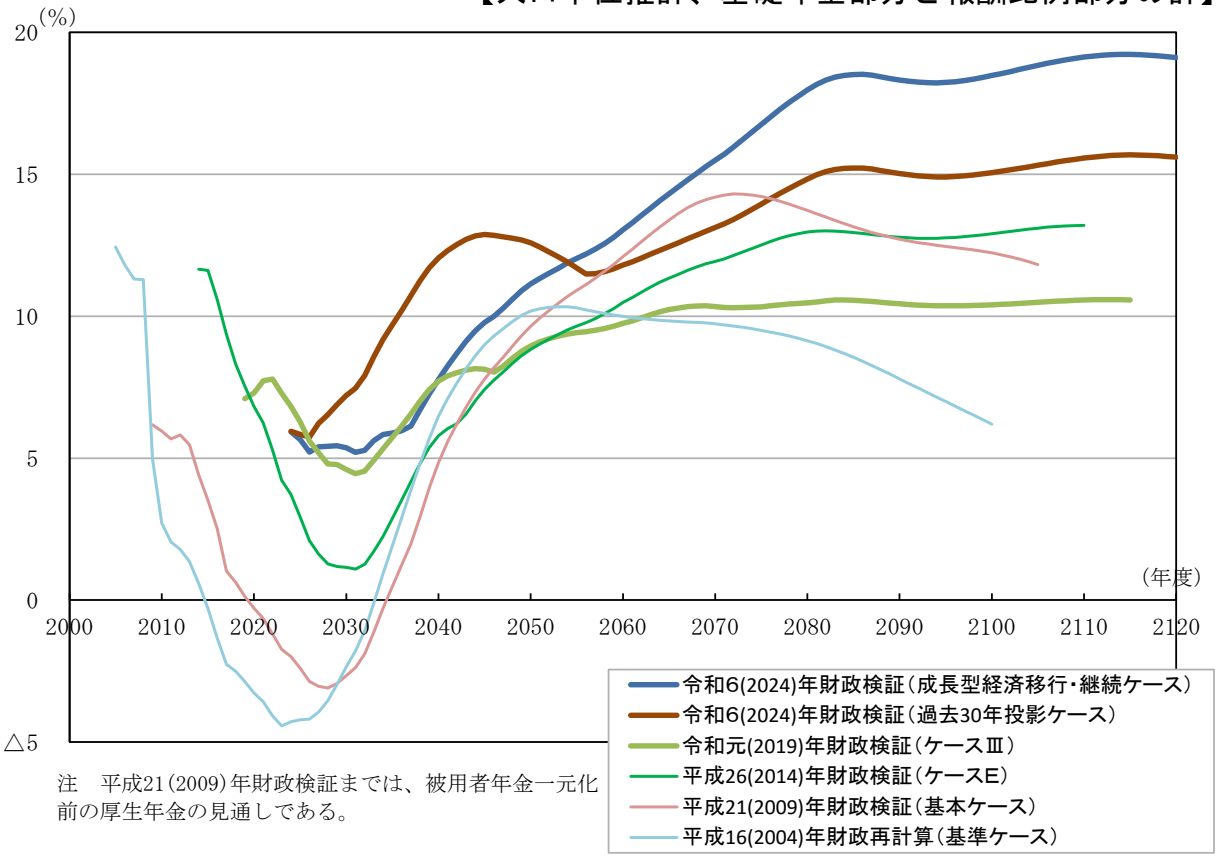

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

これを基礎年金部分と報酬比例部分に分けて観察すると、基礎年金部分では、令和６(2024)年財政検証において、成長型経済移行・継続ケースでは全期間にわたりこれまでの財政検証より多くの積立金が充当され遠い将来ほど多くなっているが、過去 30 年投影ケースも、全期間にわたりこれまでの財政検証より多くの積立金が充当されるものの、2045 年頃まで多くなった後は 2050 年代後半まで少なくなり、その後は若干多くなる傾向となっている（**図表 1-3-50** 参照）。

また、報酬比例部分では、成長型経済移行・継続ケースでは、これまでの財政検証よりも積立金を積み増し、遠い将来では令和元(2019)年財政検証と同じ水準の積立金が充当されることになっている一方、過去 30 年投影ケースでは、当初は令和元(2019)年財政検証と同じ水準だったものが、遠い将来になるにつれ令和元(2019)年財政検証よりも多くの積立金が充当されることとなる（**図表 1-3-51** 参照）。

図表 1-3-50　財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【人口中位推計、基礎年金部分】

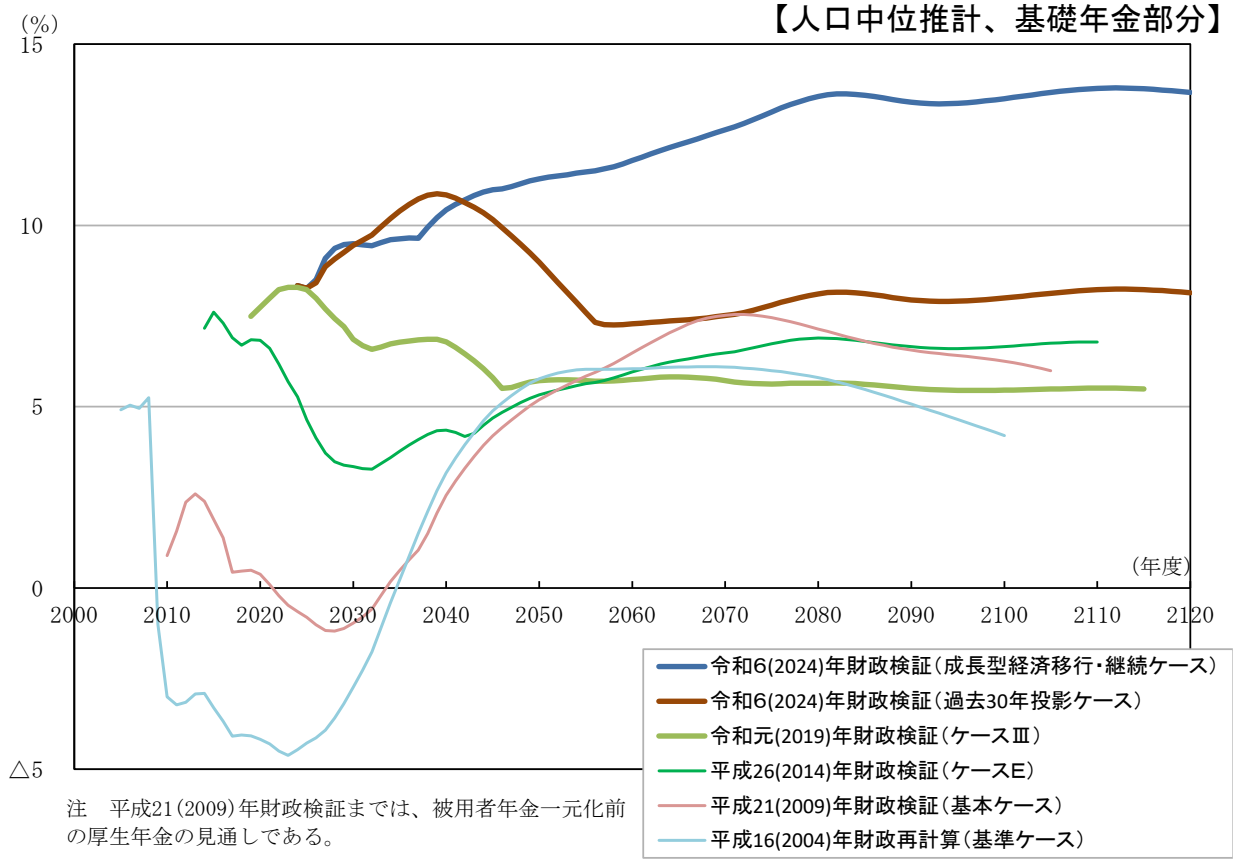

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

図表 1-3-51　財政検証における所得代替率と完全な賦課方式の場合の所得代替率の差
【人口中位推計、報酬比例部分】

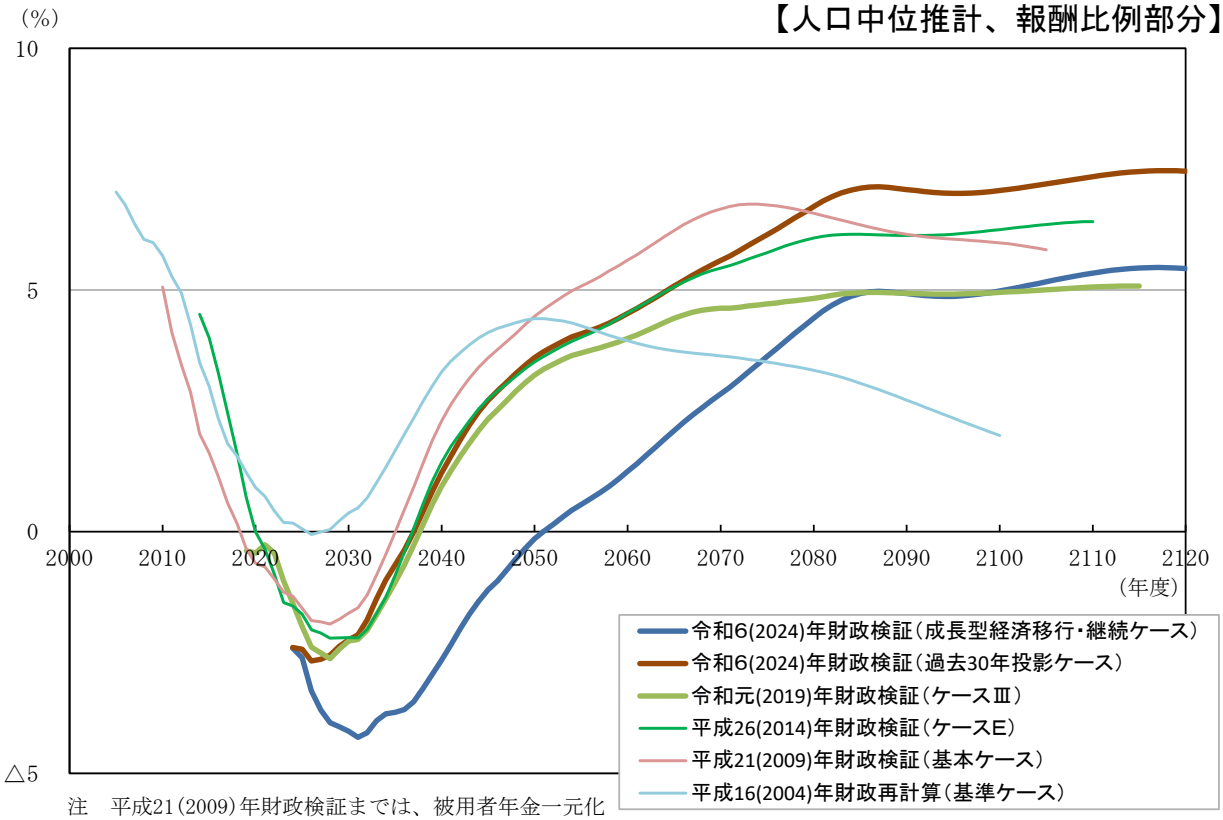

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

（１１）年金扶養比率の比較

１人の老齢年金受給者を何人の被保険者で支えているかを示す指標である年金扶養比率を比較したものが**図表 1-3-52** と**図表 1-3-53** である。年金扶養比率は、賦課方式で運営する年金制度にとってその運営環境を反映する指標である。

年金扶養比率は、平成 21(2009)年から令和元(2019)年にかけて、基礎年金、厚生年金ともに概ね上方シフトしてきた。令和６(2024)年財政検証では、足下で上方シフトしているものの基礎年金は 2080 年以降令和元年とほぼ同水準となっており、厚生年金は 2070 年以降に下方シフトしている。

図表 1-3-52　年金扶養比率の将来見通しの比較【基礎年金】

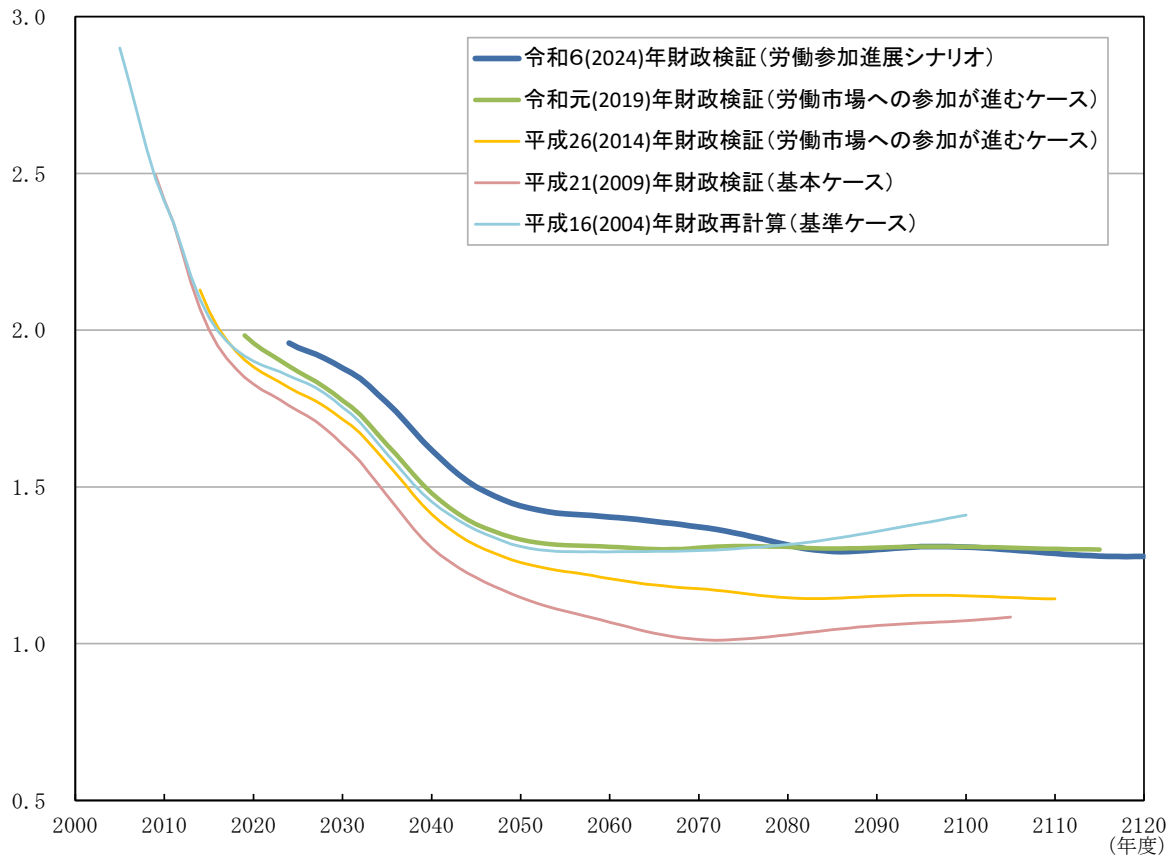

図表 1-3-53　年金扶養比率の将来見通しの比較【厚生年金】

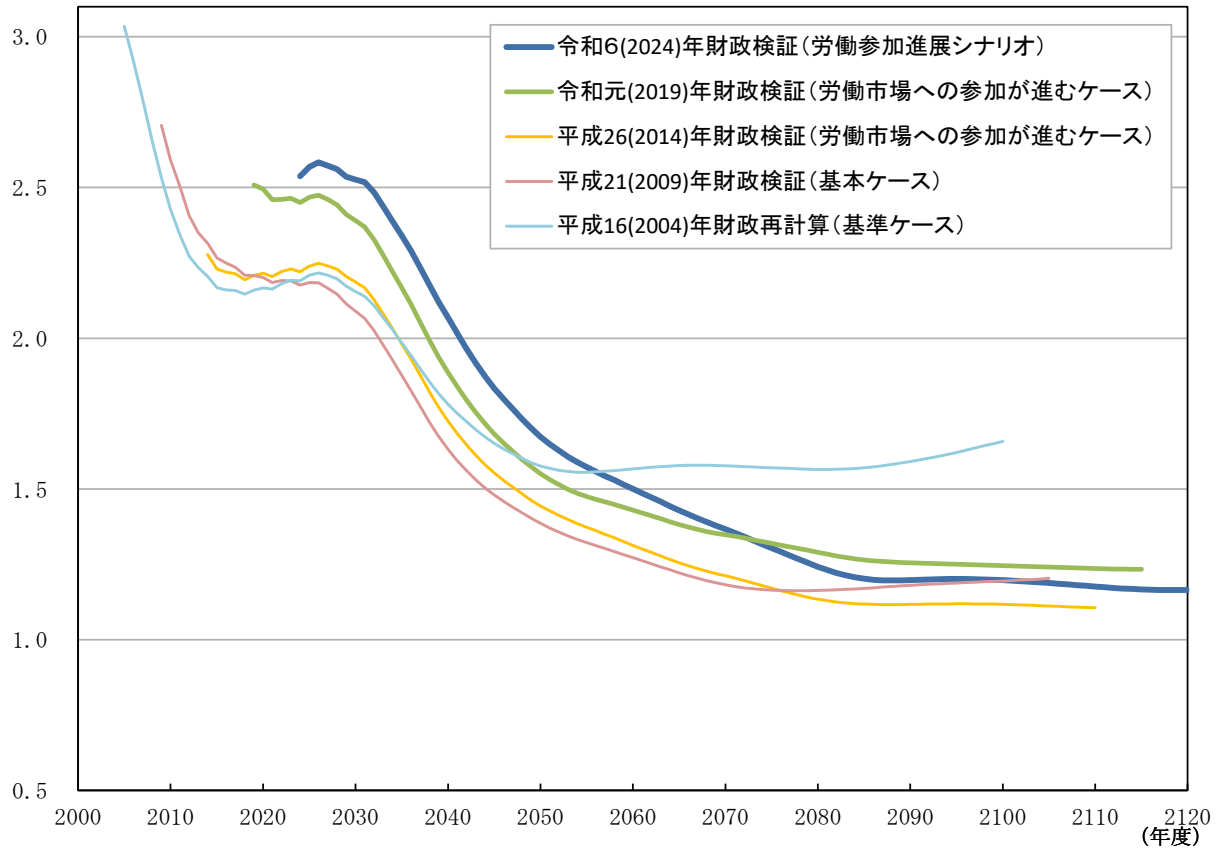

（１２）総合費用（率）の比較

（厚生年金の総合費用率）

厚生年金の総合費用率[45]とは、総合費用（報酬比例部分等の給付費と基礎年金拠出金の合計から国庫負担等を除いたもの）の標準報酬総額に対する比率であり、これを比較したものが**図表 1-3-54** である。総合費用率とは、完全な賦課方式で運営した場合の保険料率に相当するものであり、これが法律上の保険料率 18.3%を超えていれば、その差は積立金（運用収入又は元本）から充当されることになる。

令和６(2024)年財政検証では、令和元(2019)年財政検証から、成長型経済移行・継続ケースでは 2070 年頃までは下方シフトしており、その後上方シフトしている一方、過去 30 年投影ケースでは全期間で上方シフトしている。

図表 1-3-54　厚生年金の総合費用率の将来見通しの比較

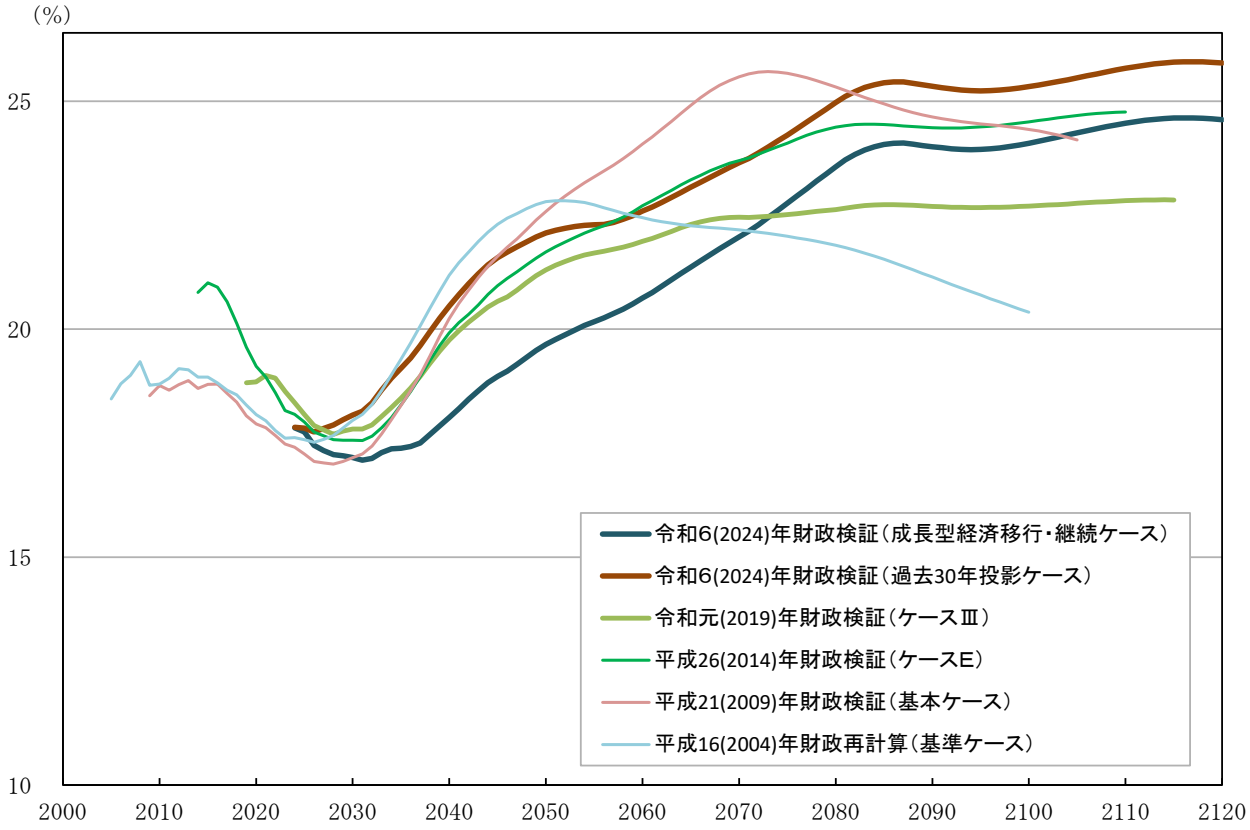

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

[45] 総合費用率＝総合費用／標準報酬総額×100
＝（実質的な支出－国庫・公経済負担）／標準報酬総額×100
ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

（国民年金の総合費用の保険料換算）

国民年金の総合費用の保険料換算とは、総合費用（基礎年金拠出金とその他の国民年金の給付費の合計から国庫負担等を除いたもの）を被保険者１人あたり１月あたりの保険料に換算したものであり、総合費用を保険料収入で除したものに保険料月額（2004 年度価格）を乗じて算出される。これは完全な賦課方式で運営した場合における保険料月額（2004 年度価格）に相当するものであり、これが法律上の保険料 17,000 円を超えていれば、その差は積立金（運用収入又は元本）から充当されることとなる。

国民年金の総合費用の保険料換算（2004 年度価格）[46]を比較したものが**図表 1-3-55** である。令和６(2024)年財政検証をみると、成長型経済移行・継続ケースでは、遠い将来になるほど令和元(2019)年財政検証からの上方シフトの幅が大きくなっており、過去 30 年投影ケースでは、足下から 2045 年頃までは上方シフトの幅が拡大していき、その後 2050 年代後半までは縮小し、それ以降は再び拡大している。この傾向は、基礎年金拠出金単価の動向と連動している（**図表 1-3-38** 参照）。

図表 1-3-55　国民年金の総合費用の保険料換算（2004 年度価格）の将来見通しの比較

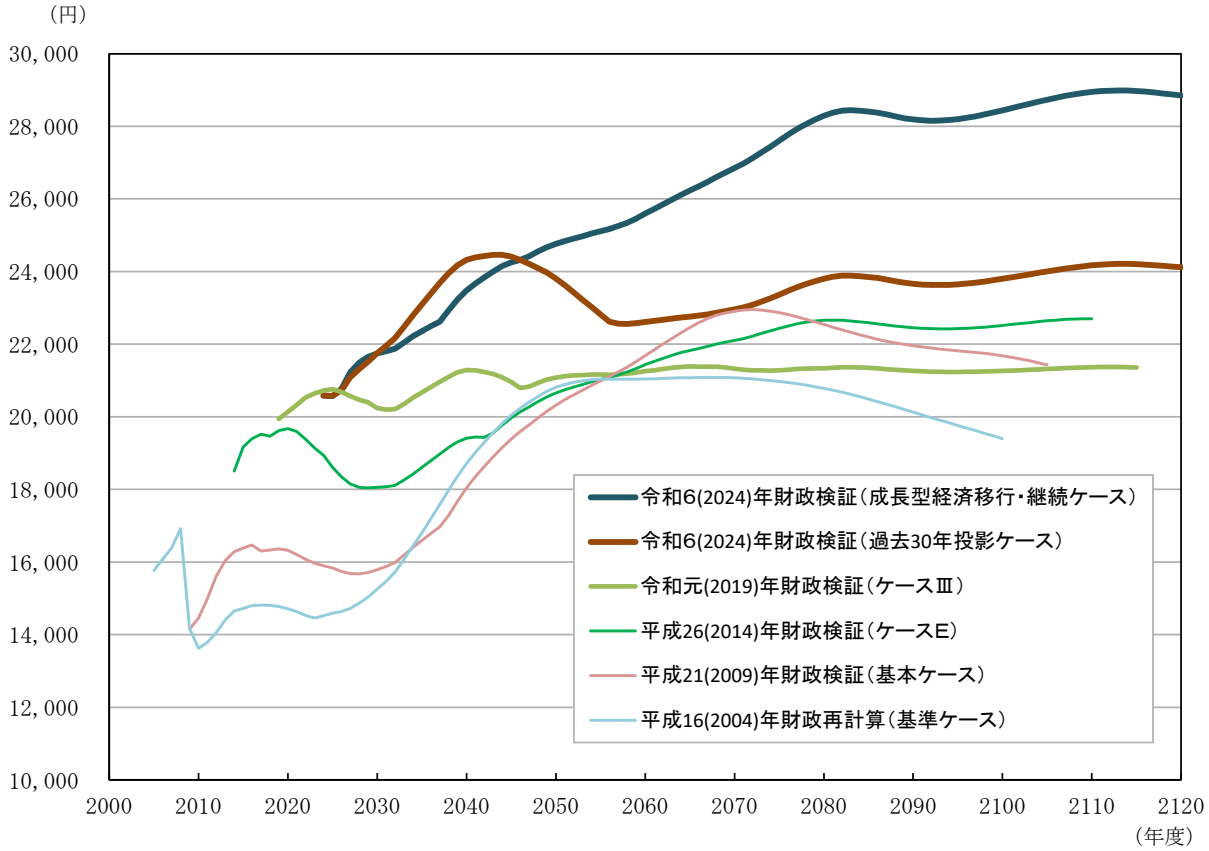

[46] 総合費用の保険料換算（2004 年度価格）＝総合費用／保険料収入×保険料月額（2004 年度価格）
＝（実質的な支出－国庫・公経済負担）／保険料収入×保険料月額（2004 年度価格）
ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

（厚生年金の総合費用率の見通しの変化の要因分析）

厚生年金の総合費用率の見通しの令和元(2019)年財政検証からのシフトの要因分析をした結果が**図表 1-3-56** である。令和６(2024)年財政検証における厚生年金の総合費用率の見通しは、令和元(2019)年財政検証から、2040 年度頃まで下方シフトの幅が拡大し、その後 2050 年代前半から幅が縮小していき、2075 年頃に上方シフトに転じている。厚生年金の総合費用率は、標準報酬総額に対する保険料財源で賄う支出の比率であることから、この変化の要因は、厚生年金給付費、基礎年金給付費、被保険者数の変化の要因に関連している。

「経済前提の変更及び実績との相違」、「積立金の初期値の変更」が上方シフトに寄与している理由は、厚生年金給付費、基礎年金給付費と同様と考えられる。

「人口の前提の変更及び実績との相違」は、2070 年代以降に下方シフト要因から上方シフトの要因に転じている。これは、厚生年金給付費、基礎年金給付費の上方シフト要因である一方で、被保険者数の上方シフト要因（総合費用率に対しては下方シフト要因）であることを総合した結果である。

「被保険者種別ごとの割合等の変更」と「労働参加の前提の変更及び実績との相違」については、被保険者の増加により当初は下方シフトへの寄与が拡大していくが、最終的には厚生年金給付費や基礎年金拠出金が増加することから下方シフトへの寄与が小さくなる。

図表 1-3-56　厚生年金の総合費用率の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析

（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

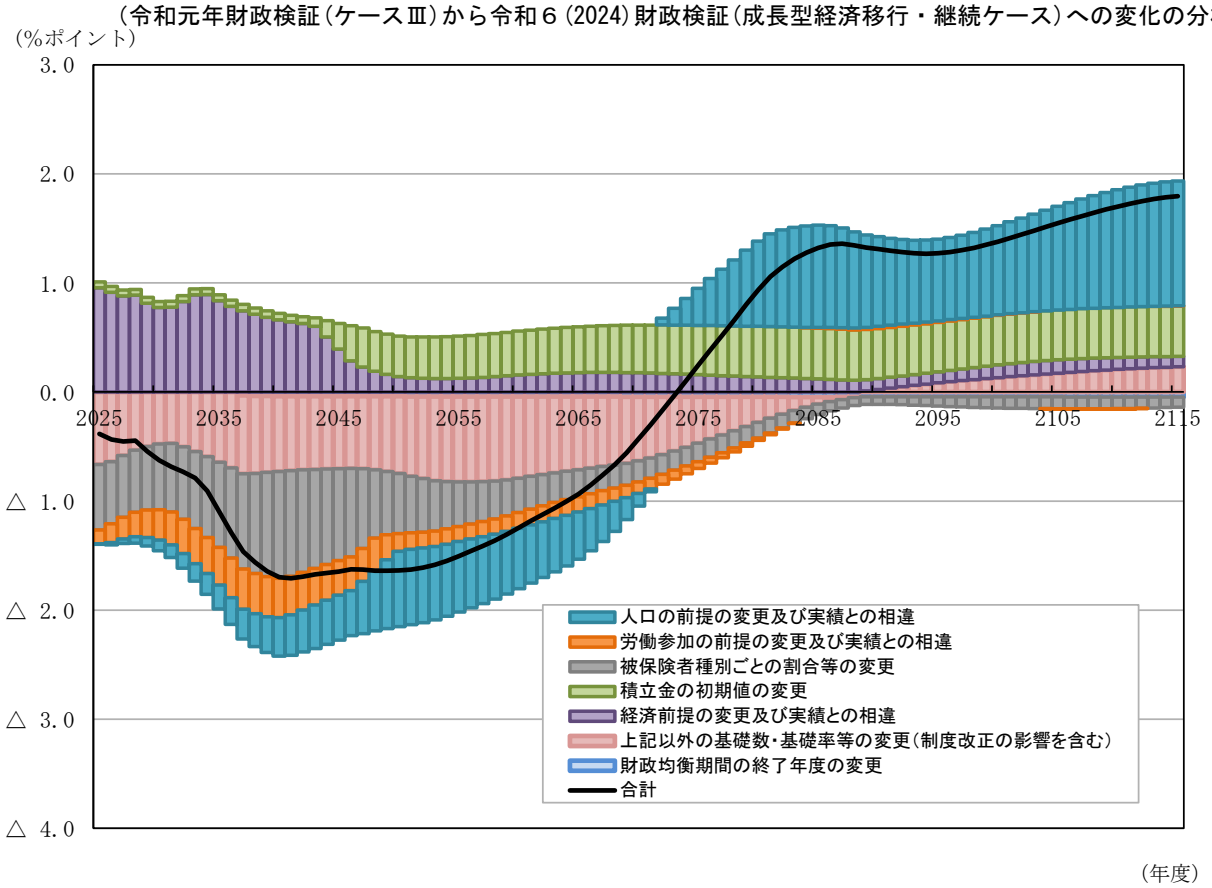

（国民年金の総合費用の保険料換算の見通しの変化の要因分析）

国民年金の総合費用の保険料換算の見通しの令和元(2019)年財政検証からのシフトの要因分析をした結果が**図表 1-3-57** である。令和６(2024)年財政検証における国民年金の総合費用の保険料換算の見通しは、令和元(2019)年財政検証から全期間にわたって上方シフトしている。国民年金の総合費用の保険料換算は、保険料財源で賄う支出を保険料収入で除して、保険料月額（2004 年度価格）を乗じたものであることから、基礎年金給付費と被保険者数の変化の要因とも関連している。

「経済前提の変更及び実績との相違」、「積立金の初期値の変更」が上方シフトに寄与している理由は、基礎年金給付費と同様と考えられる。

「人口の前提の変更及び実績との相違」は、2070 年代以降に下方シフト要因から上方シフトの要因に転じている。これは、基礎年金給付費の上方シフト要因である一方で、被保険者数の上方シフト要因であることを総合した結果である。

「被保険者種別ごとの割合等の変更」と「労働参加の前提の変更及び実績との相違」については、2040 年代後半から上方シフトに大きく寄与しているが、これは基礎年金給付費と同様の理由と考えられる。

図表 1-3-57　国民年金の総合費用の保険料換算(2004 年度価格)の見通しの前回財政検証からの変化の要因分析
（令和元年財政検証（ケースⅢ）から令和６(2024)財政検証（成長型経済移行・継続ケース）への変化の分析）

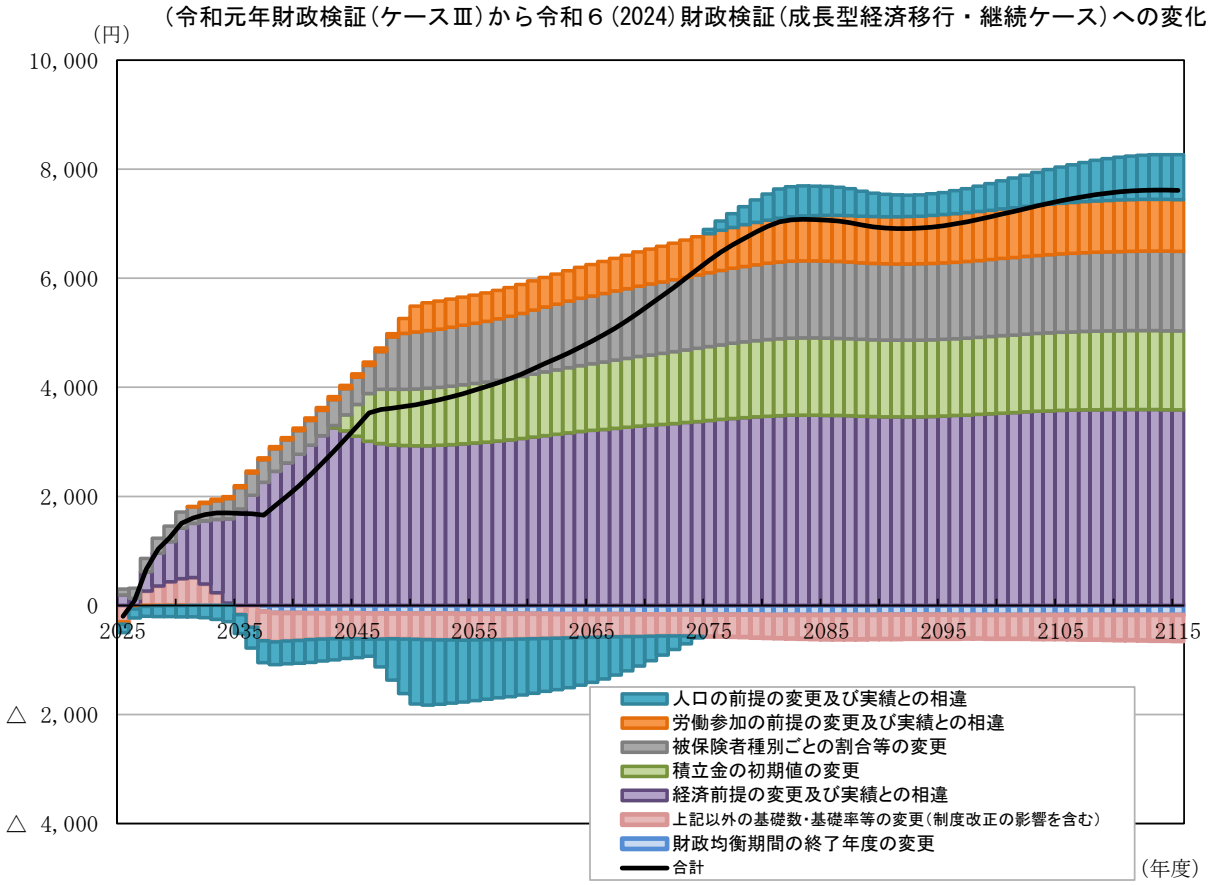

（１３）収支比率の比較

収支比率[47]の将来見通しについて比較したものが**図表 1-3-58** 及び**図表 1-3-59** である。収支比率は単年度の収入に対する支出の比率であり、この比率が 100%を超えると積立金の元本を取り崩していることになる。

厚生年金の収支比率については、令和元(2019)年財政検証までは、財政検証の度に財政均衡期間の終了年度が延びていることに伴い、最終的に 100%を超える時期は遅延する傾向にあった。令和６(2024)年財政検証をみると、過去 30 年投影ケースでは収支比率が 100%を超える時期が早まる一方、成長型経済移行・継続ケースでは収支比率が全期間で低下傾向となっており、100%を超えない結果となった。これは、令和元(2019)年財政検証ケースⅢと比べると、過去 30 年投影ケースでは、給付費と基礎年金拠出金の合計の上方シフトが保険料収入の上方シフトを上回った影響が出ており、成長型経済移行・継続ケースでは給付費と基礎年金拠出金の合計の上方シフトが保険料収入の上方シフトを大幅に下回った影響が出ているためと考えられる（**図表 1-3-58** 参照）。

国民年金の収支比率についても、厚生年金と同様に、令和元(2019)年財政検証までは、財政検証の度に財政均衡期間の終了年度が延びていることに伴い、最終的に 100%を超える時期は遅延する傾向にあった。令和６(2024)年財政検証をみると、過去 30 年投影ケースでは収支比率が 100%を超える時期が早まる一方、成長型経済移行・継続ケースでは遅れる結果となった。これは、令和元(2019)年財政検証ケースⅢと比べると、過去 30 年投影ケースでは、給付費と基礎年金拠出金の合計の上方シフトが保険料収入の上方シフトを上回った影響が出ており、成長型経済移行・継続ケースでは給付費と基礎年金拠出金の合計の上方シフトが保険料収入の上方シフトを下回った影響が出ているためと考えられる（**図表 1-3-59** 参照）。

[47] 収支比率＝総合費用／（保険料収入＋運用損益）×100
＝（実質的な支出－国庫・公経済負担）／（保険料収入＋運用損益）×100
ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

図表 1-3-58　収支比率の将来見通しの比較【厚生年金】

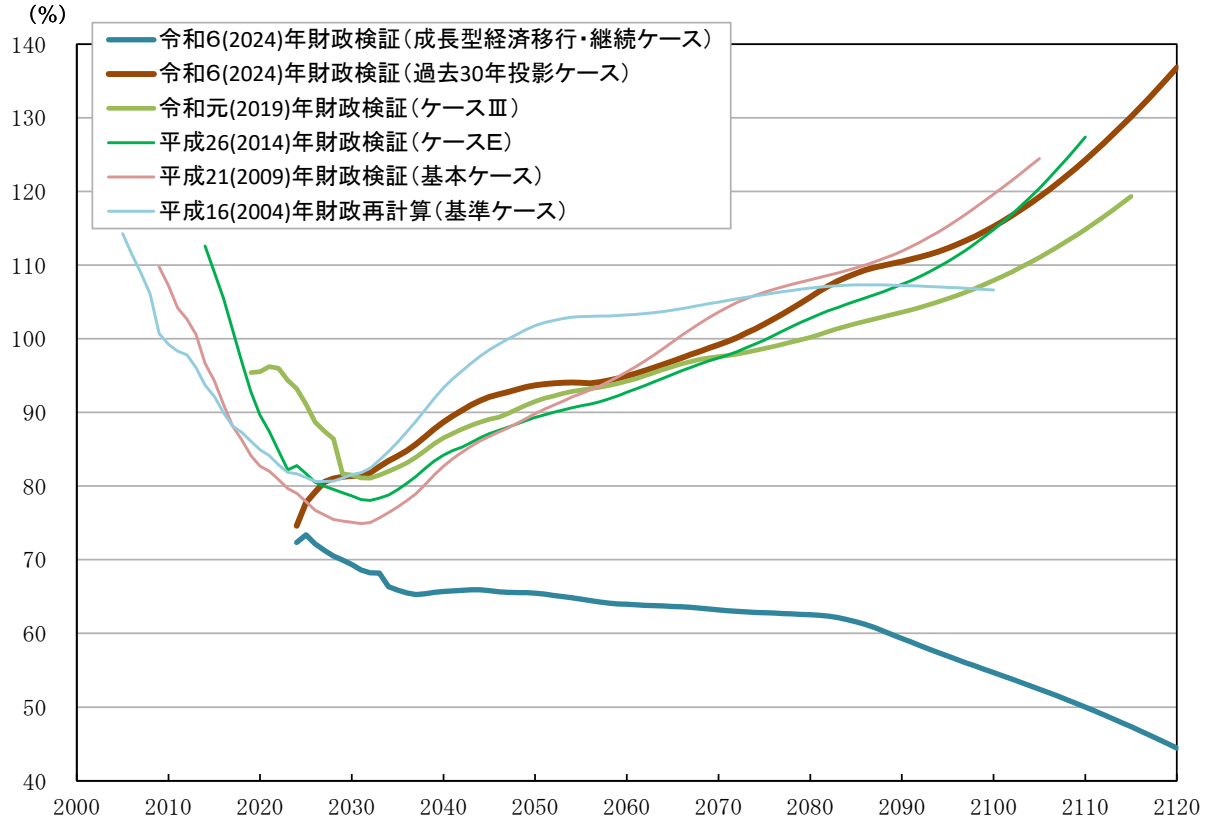

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

図表 1-3-59　収支比率の将来見通しの比較【国民年金】

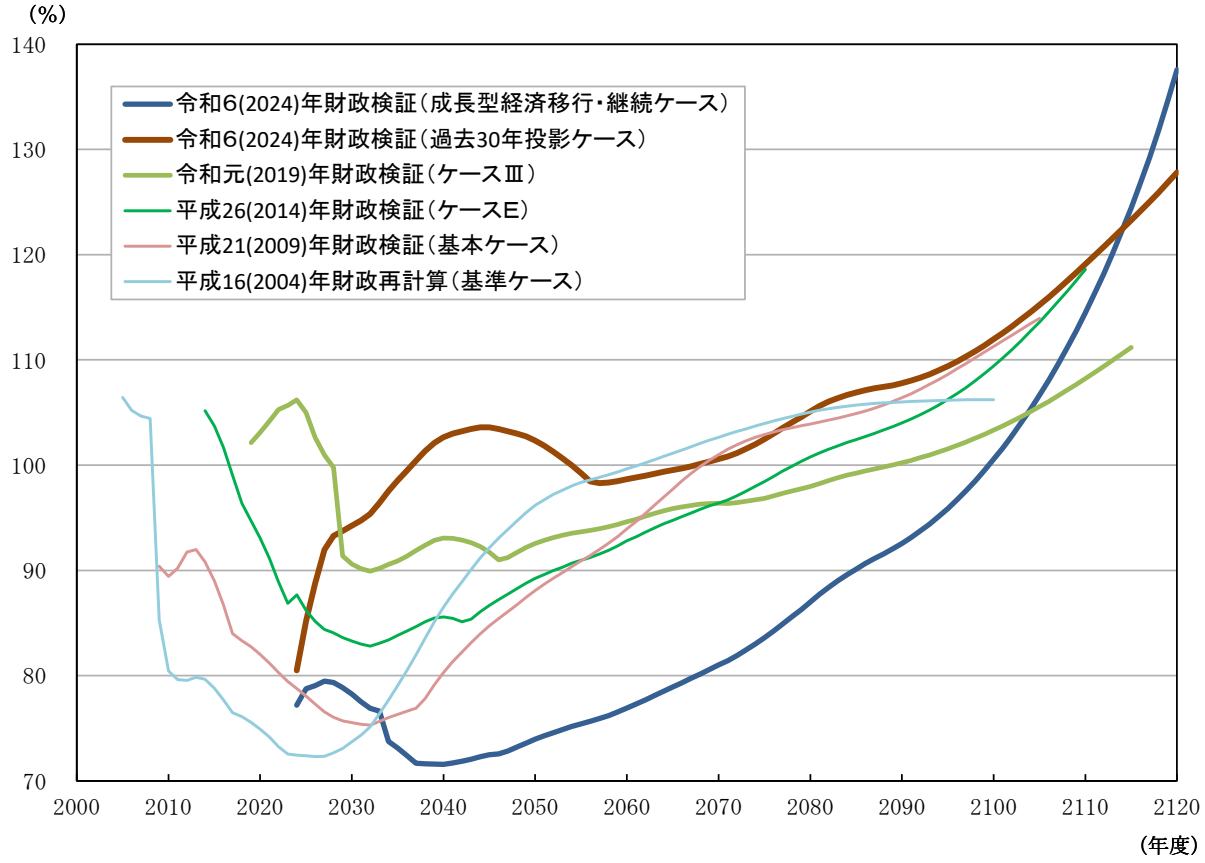

（１４）積立比率の比較

積立比率[48]の将来見通しについて比較したものが**図表 1-3-60** 及び**図表 1-3-61** である。積立比率は、積立度合と同様に積立金が支出の何年分に相当するかを示す指標であるが、積立度合と異なり、国庫・公経済負担で賄われるものは支出に含めていない。年金数理部会では、これまで主に積立比率を使用して分析を行ってきた。

厚生年金の場合は、令和６(2024)年財政検証は、過去 30 年投影ケースでは、令和元(2019)年財政検証のケースⅢより上方シフトしているものの、遠い将来で積立比率が下降していくのはこれまでの財政検証と同様であるが、成長型経済移行・継続ケースでは、積立金の増加に伴い、将来に向かって一貫して上昇傾向にある（**図表 1-3-60** 参照)。

一方で国民年金の場合は、令和６(2024)年財政検証は、過去 30 年投影ケースと成長型経済移行・継続ケースともに令和元(2019)年財政検証より上方シフトしており、遠い将来には同じ水準に近づく。特に、成長型経済移行・継続ケースにおいて、2040 年頃までの上方シフトの幅が大きくなっている。(**図表 1-3-61** 参照)。

図表 1-3-60　積立比率の将来見通しの比較【厚生年金】

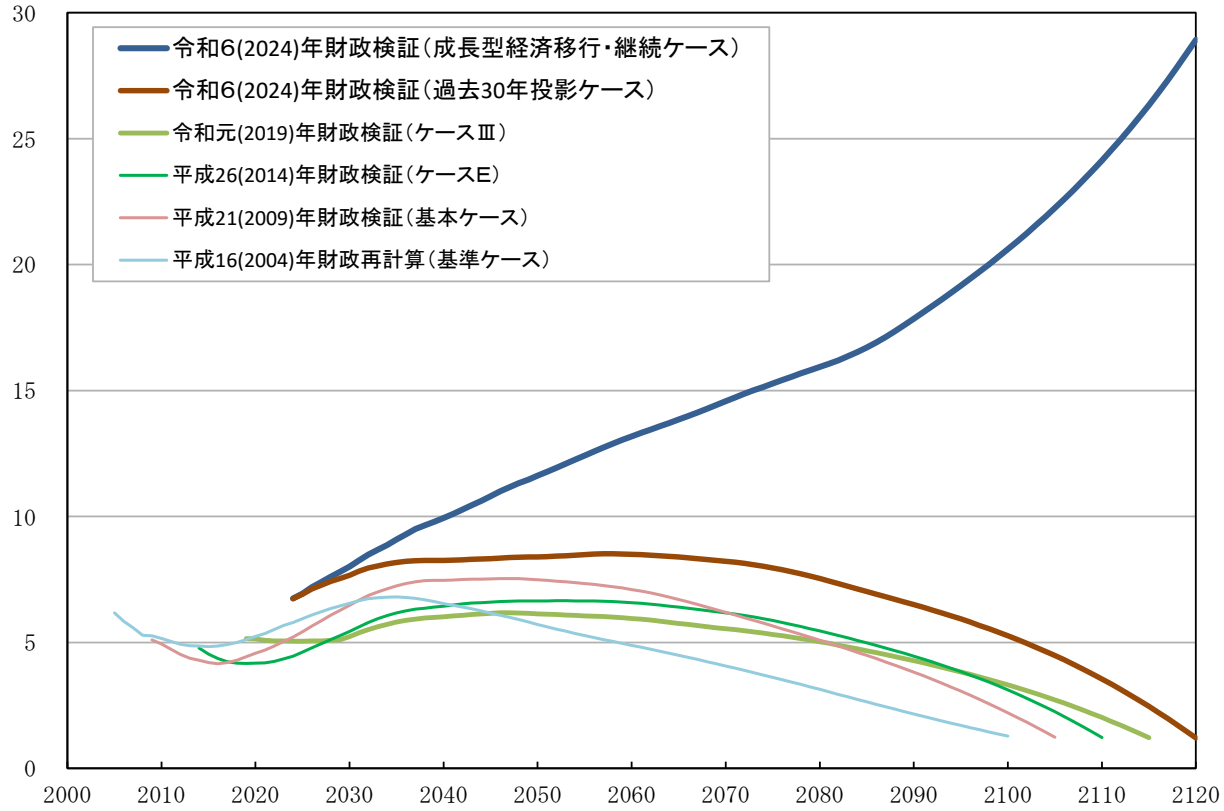

注　平成21(2009)年財政検証までは、被用者年金一元化前の厚生年金の見通しである。

[48] 積立比率＝前年度末積立金／総合費用＝前年度末積立金／（実質的な支出－国庫・公経済負担）
ここで、実質的な支出＝給付費＋基礎年金拠出金

図表 1-3-61　積立比率の将来見通しの比較【国民年金】

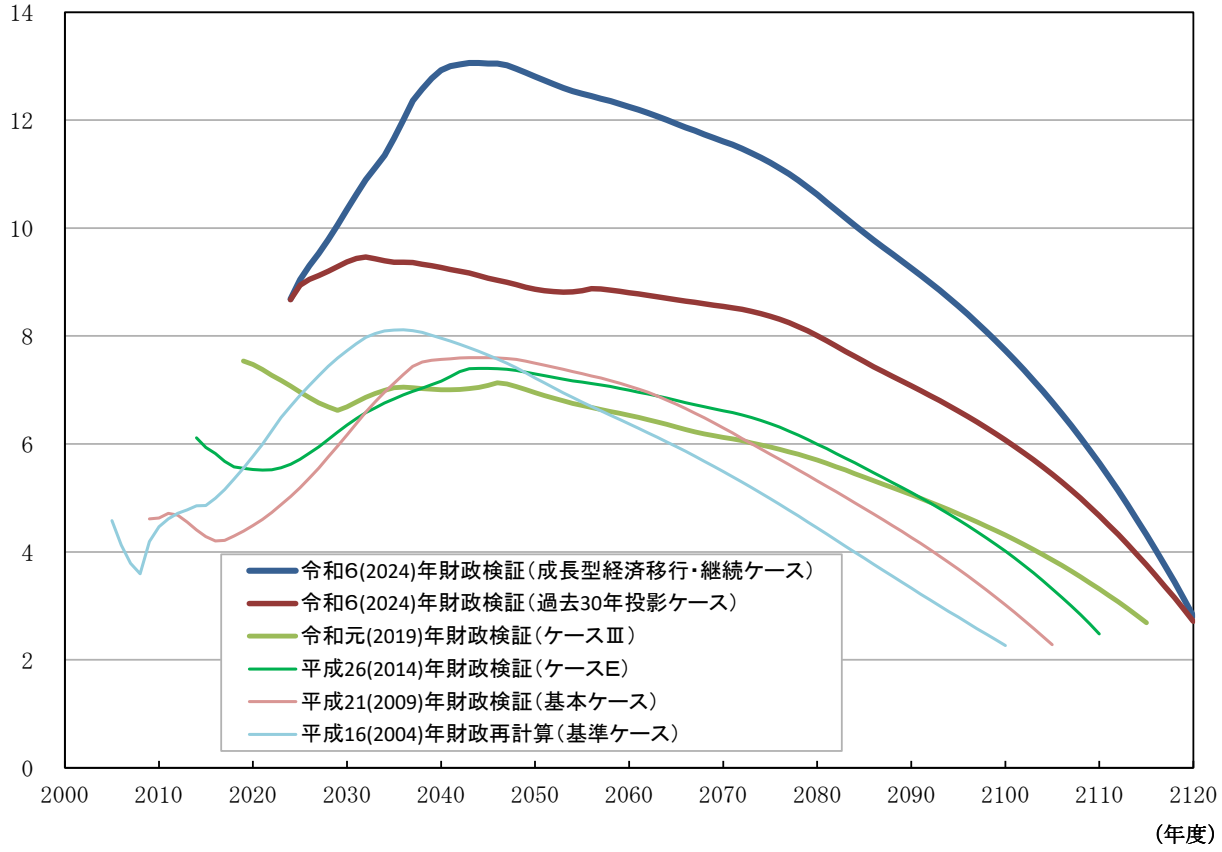

（１５）これまでの財政検証（財政再計算）結果との比較のまとめ

平成 16(2004)年財政再計算以降の主要な見通しについて、比較を行ってきたところであるが、例えば、令和６(2024)年財政検証の出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人・成長型経済移行・継続ケースと、令和元(2019)年財政検証の出生中位・死亡中位・ケースⅢを比較[49]して総括すれば、

・前提については、出生率は下方シフトしている一方で、入国超過数は上方シフトし、労働参加が高まっている。実質賃金上昇率は 2030 年代前半まで下方シフトしており、その後上方シフトしている。実質的な運用利回りは 2030 年代半ばまでは上方シフトしているが、その後は同水準となる。

・その結果として、公的年金被保険者数は上方シフトしている。ただし厚生年金被保険者の割合は上方シフトしているものの、国民年金第１号被保険者と第３号被保険者の割合は下方シフトしている。保険料収入も被保険者数に連動して変化している。他方で給付費については、将来的に被保険者数の変化に伴って上方シフトしているほか、足下の 20 年程度の間においても賃金と比較した相対的な給付水準の上昇に伴って上方シフトが見られる。収支を総合的に見れば、厚生年金・国民年金ともに財政は改善している。

・このようなことから、マクロ経済スライドによる給付水準調整期間は前倒しになり、最終的な所得代替率も上方シフトしている。

との特徴がみられる。

なお、今回の比較に関しては、過去５回分の財政検証・財政再計算の結果をみているところであるが、この間に行われた制度改正[50]や推計モデルの設定変更による影響も含まれることから、全く同じ条件下で算出された結果の比較ではないことに留意する必要がある。

---

[49] 年金数理部会として、これらのケースがそれぞれの財政検証における基本ケースとして位置づけたことを意味するものではないことに留意が必要である。

[50] 平成 16(2004)年以降の主な制度改正としては、基礎年金の国庫負担引き上げ（１/３→１/２）、年金額の特例水準の解消、年金の受給資格期間の短縮（25 年→10 年）、遺族厚生年金の父子家庭への拡大、短時間労働者への厚生年金適用拡大、国民年金第１号被保険者の産前産後期間の保険料免除、マクロ経済スライドの見直し（未調整部分の繰越し）等がある。

第４節　財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析

本節では、令和６(2024)年財政検証の結果について、人口及び経済の前提の違いが結果に与える影響を確認するとともに、経済前提、足下の積立金及び被保険者数を変動させた場合の所得代替率への感応度分析を行う。

（１）出生の前提を変更した場合の考察

令和６(2024)年財政検証における出生の前提は、2070 年時点の合計特殊出生率で比較すると、出生中位の 1.36 に対し、出生高位 1.64、出生低位 1.13 となっている（**図表 1-4-1** 参照)。こうした出生の前提の違いによる影響を給付水準調整後の所得代替率でみると、経済前提によって異なるが、出生中位から出生高位になるとプラス 1.4～2.6%ポイント、出生中位から出生低位になるとマイナス 1.2～3.6%ポイントであり、この多くは基礎年金部分から生じている（**図表 1-4-2～図表 1-4-4** 参照)。

（２）以降も含め、前提の相違による影響の多くが基礎年金部分から生じている理由は、基礎年金部分の給付水準調整が先に決まり、その後に報酬比例部分の給付水準調整が決まる仕組みであること、また、基礎年金部分の給付水準調整がより遠い将来まで続く見通しとなっていることが考えられる（詳細は「第４節（７）財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析の留意点」参照)。

図表 1-4-1　出生の前提を変更した場合の合計特殊出生率

合計特殊出生率		
2020年 （実績）	・・・	2070年
1.33	→	出生高位　1.64 出生中位　1.36 出生低位　1.13

図表 1-4-2　出生の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【計】

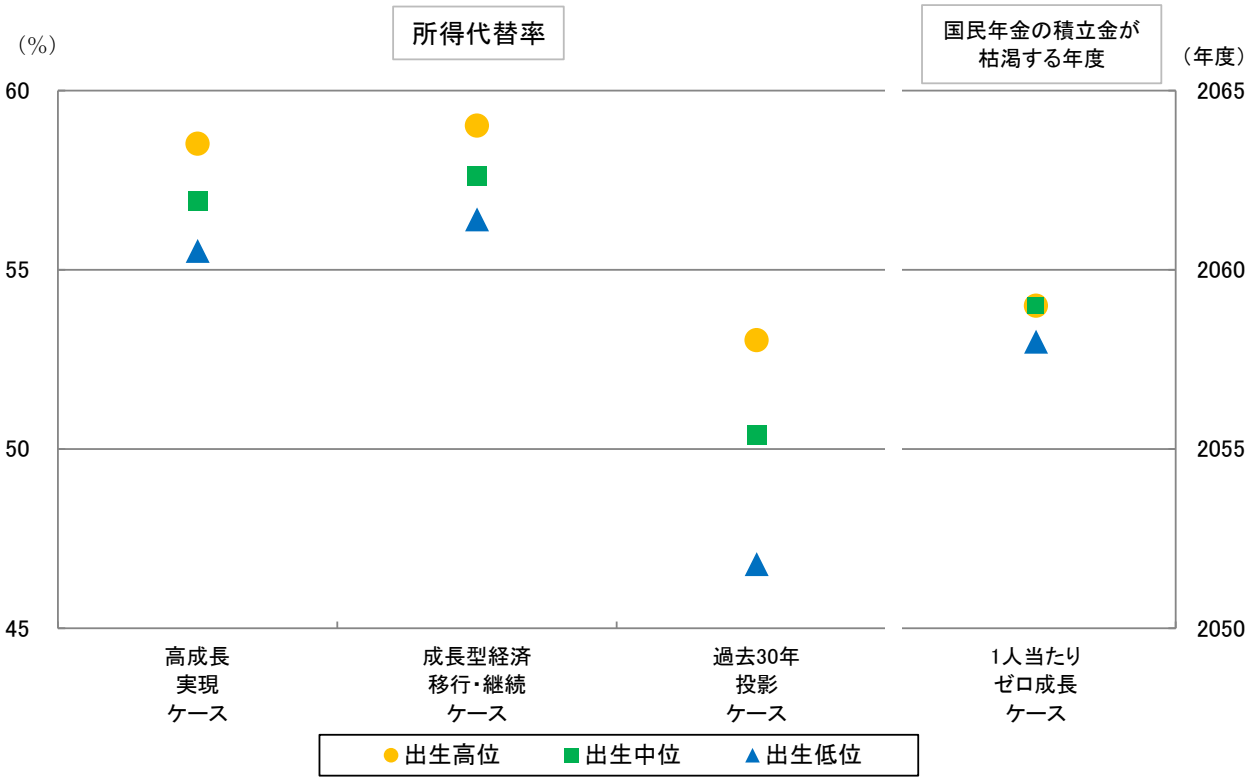

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度(右軸)を示している。

図表 1-4-3　出生の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【基礎年金部分】

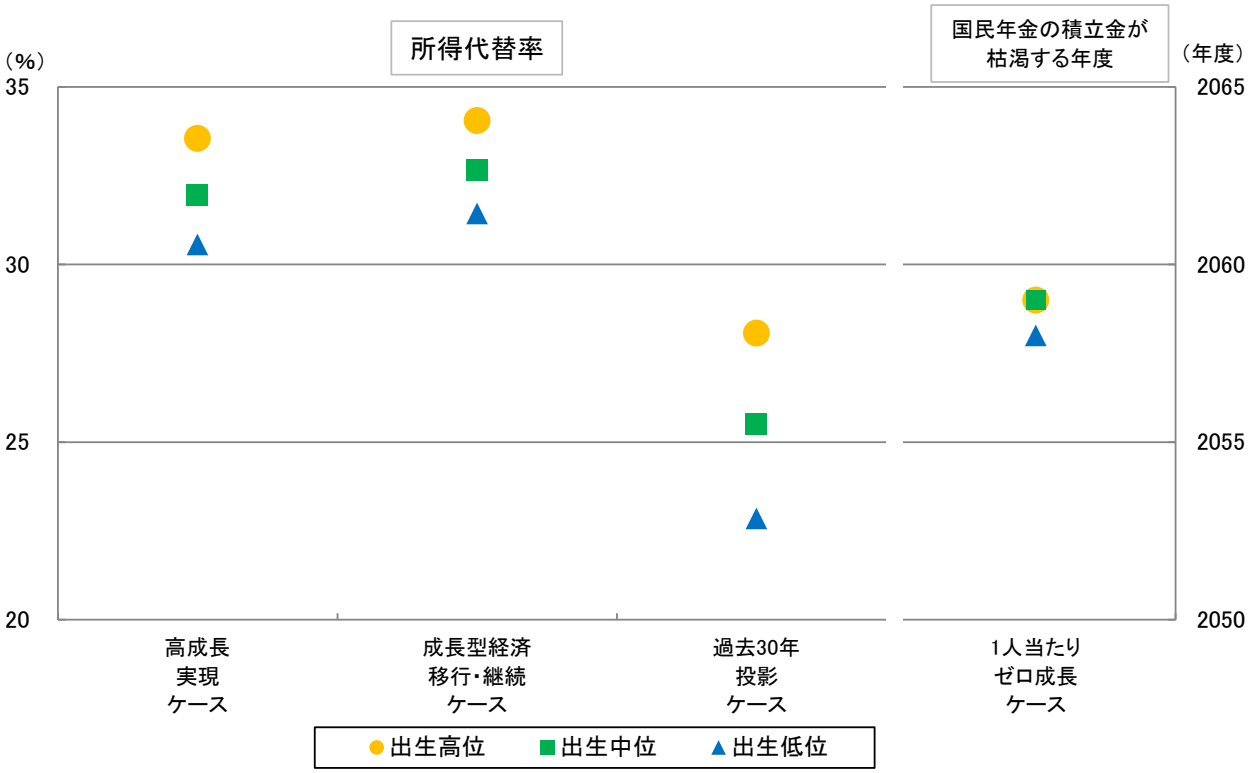

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度(右軸)を示している。

図表 1-4-4　出生の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【報酬比例部分】

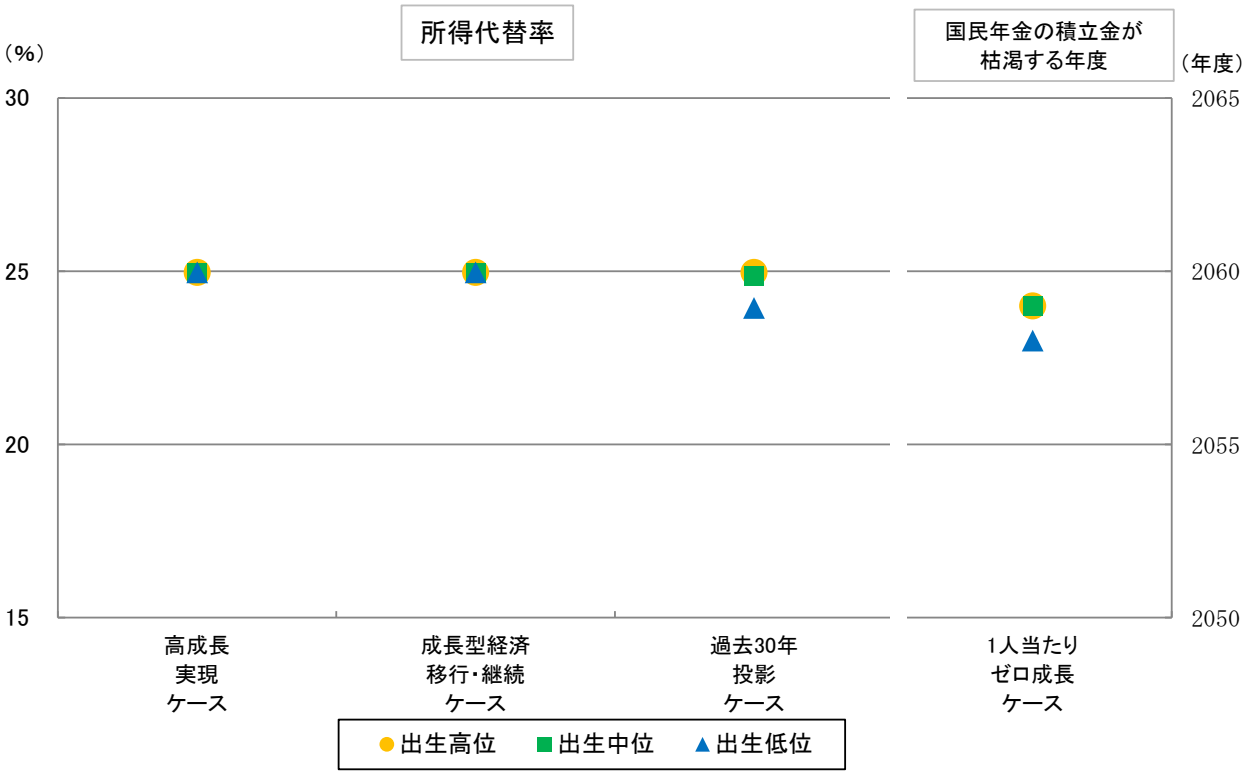

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度（右軸）を示している。

（２）死亡の前提を変更した場合の考察

令和６(2024)年財政検証における死亡の前提は、2070 年時点の平均寿命で比較すると、死亡中位の男性 85.89 年、女性 91.94 年に対し、死亡高位は男性 84.56 年、女性 90.59 年、死亡低位は男性 87.22 年、女性 93.27 年となっている（**図表 1-4-5** 参照）。こうした死亡の前提の違いによる所得代替率への影響は、経済前提によって異なるが、死亡中位から死亡高位になるとプラス 1.6～2.6%ポイント、死亡中位から死亡低位になるとマイナス 1.7～3.8%ポイントであり、この多くは基礎年金部分から生じている（**図表 1-4-6**～**図表 1-4-8** 参照）。

図表 1-4-5　死亡の前提を変更した場合の平均寿命

平均寿命		
2020年（実績）	・・・	2070年
年 男性 81.58 女性 87.72	→	年 死亡高位 男性 84.56 女性 90.59 死亡中位 男性 85.89 女性 91.94 死亡低位 男性 87.22 女性 93.27

図表 1-4-6　死亡の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【計】

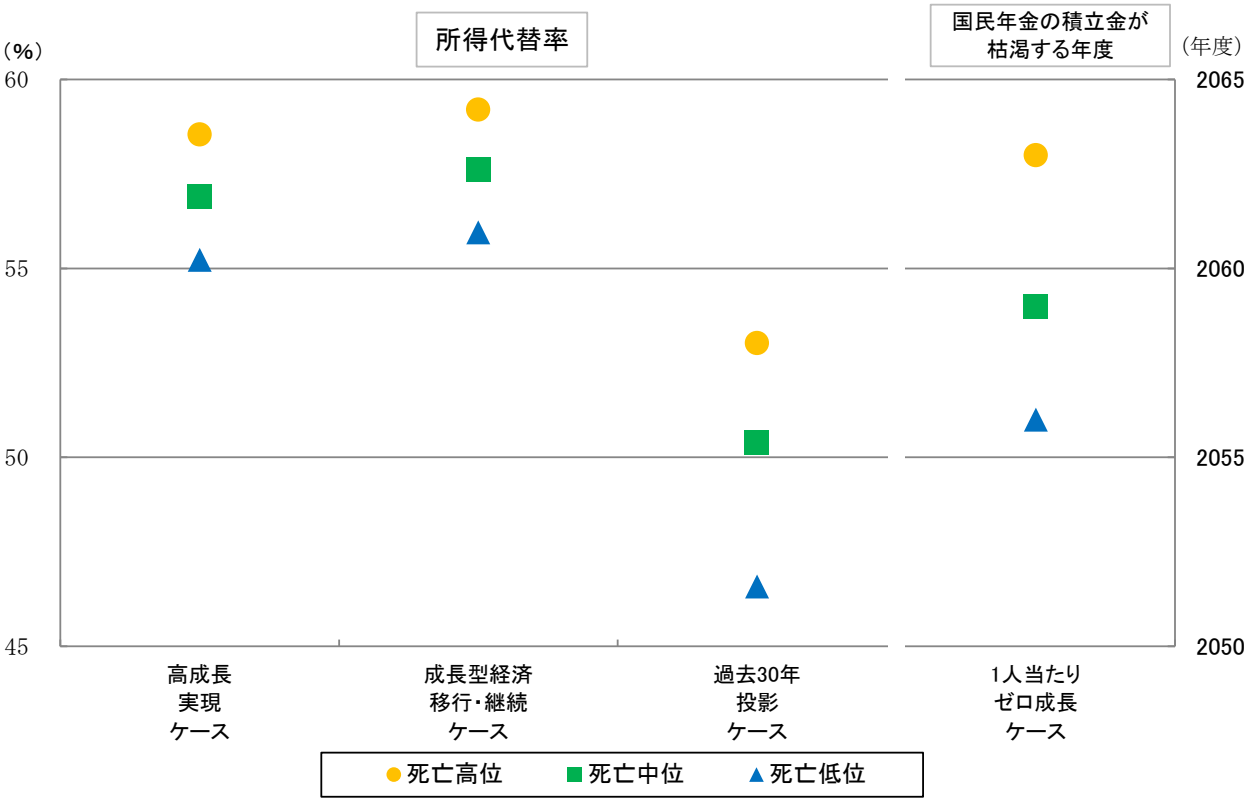

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度（右軸）を示している。

図表 1-4-7　死亡の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【基礎年金部分】

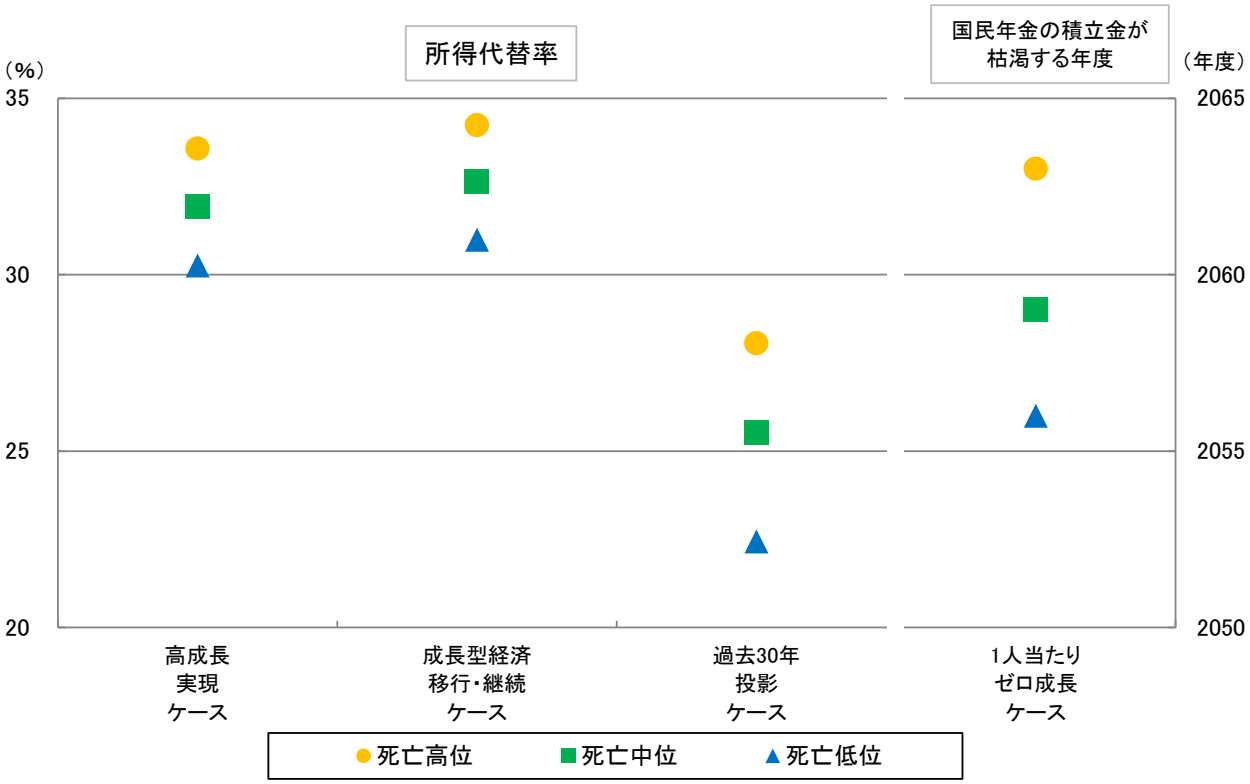

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度(右軸)を示している。

図表 1-4-8　死亡の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【報酬比例部分】

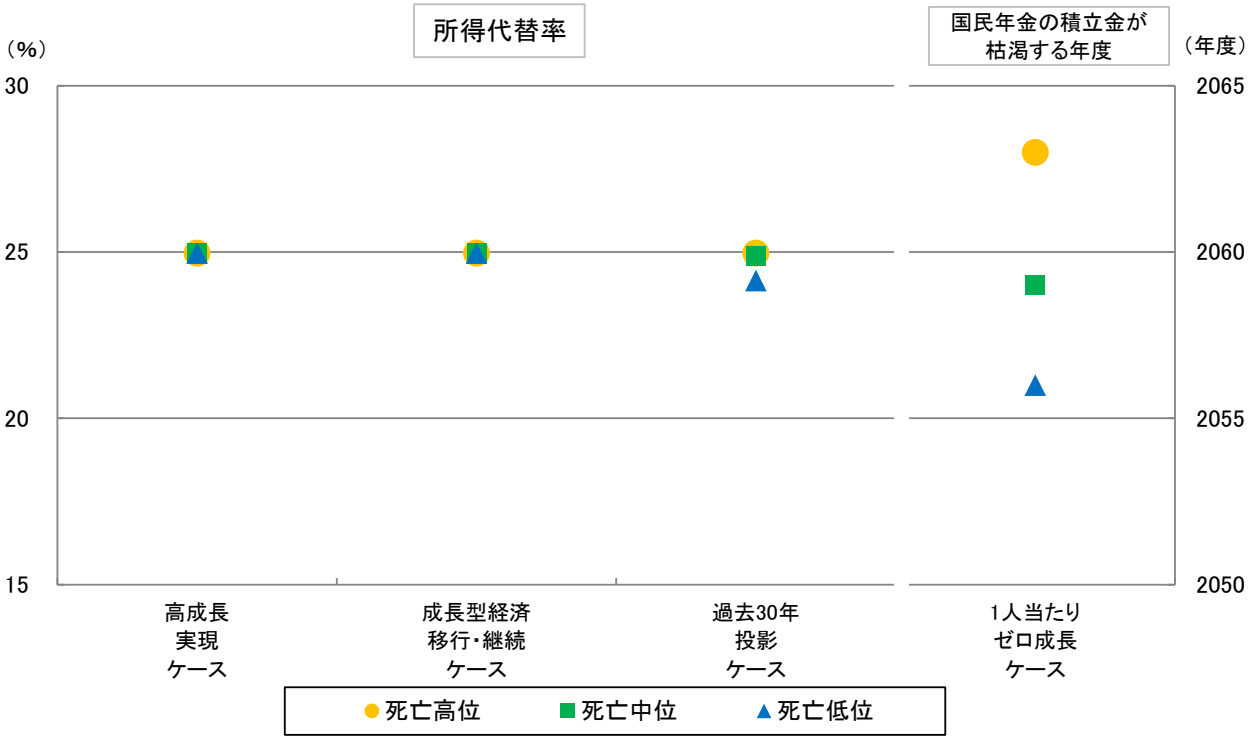

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度(右軸)を示している。

（３）外国人入国超過数の前提を変更した場合の考察

令和６(2024)年財政検証における外国人の入国超過数の前提は、2040 年時点の入国超過数で比較すると、中位の 16.4 万人に対し、25 万人、6.9 万人としている（**図表 1-4-9** 参照)。こうした入国超過数の前提の違いによる所得代替率への影響は、経済前提によって異なるが、入国超過数を 16.4 万人から 25 万人にするとプラス 0.9～1.6%ポイント、16.4 万人から 6.9 万人にするとマイナス 1.0～2.7%ポイントとなり、この多くは基礎年金部分から生じている（**図表 1-4-10～図表 1-4-12** 参照)。

図表 1-4-9　外国人入国超過数の前提

外国人の入国超過数		
2016～2019年 （実績の平均）		2040年
16.4万人	→	25万人 16.4万人 6.9万人

※令和５(2023)年将来推計人口では、2040 年まで外国人の入国超過数を一定とし、2041 年以降は、2040 年の総人口に対する比率を固定している。

図表 1-4-10　入国超過数の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【計】

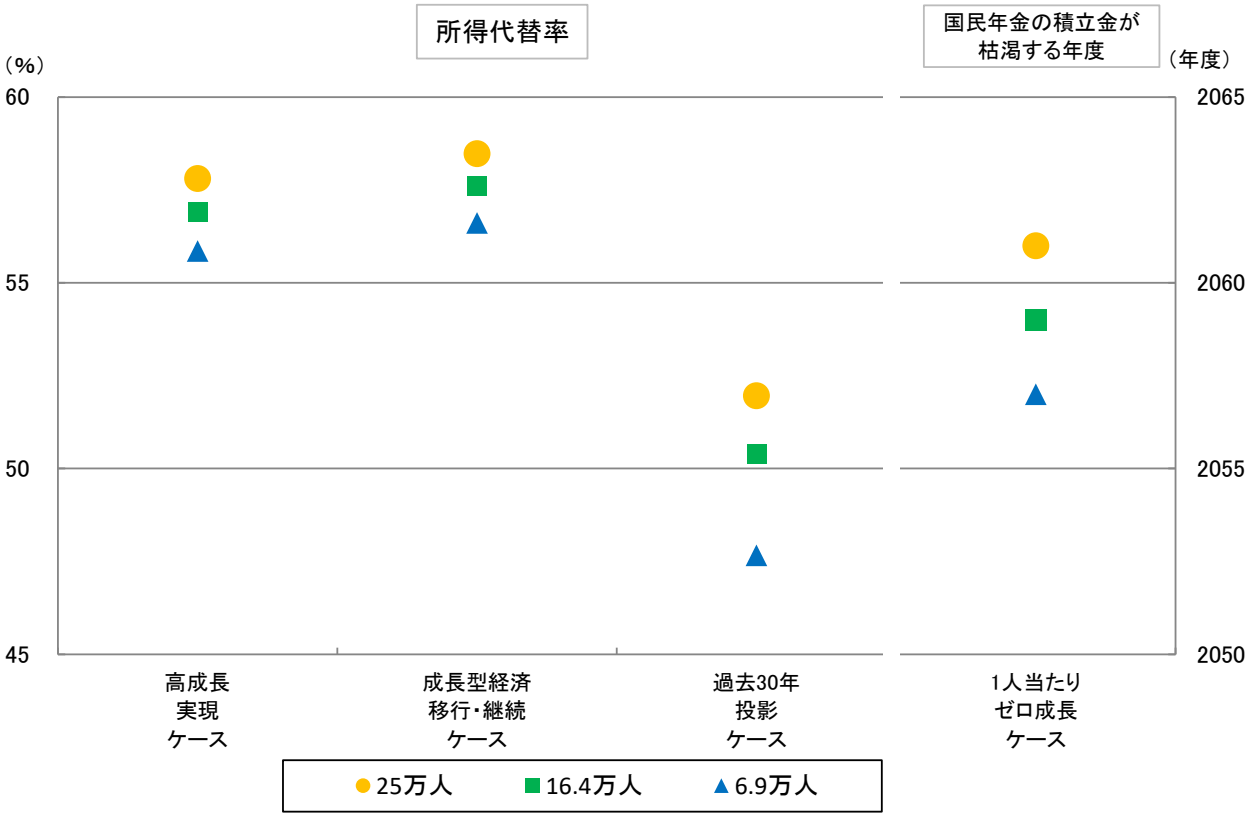

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度（右軸）を示している。

図表 1-4-11　入国超過数の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【基礎年金部分】

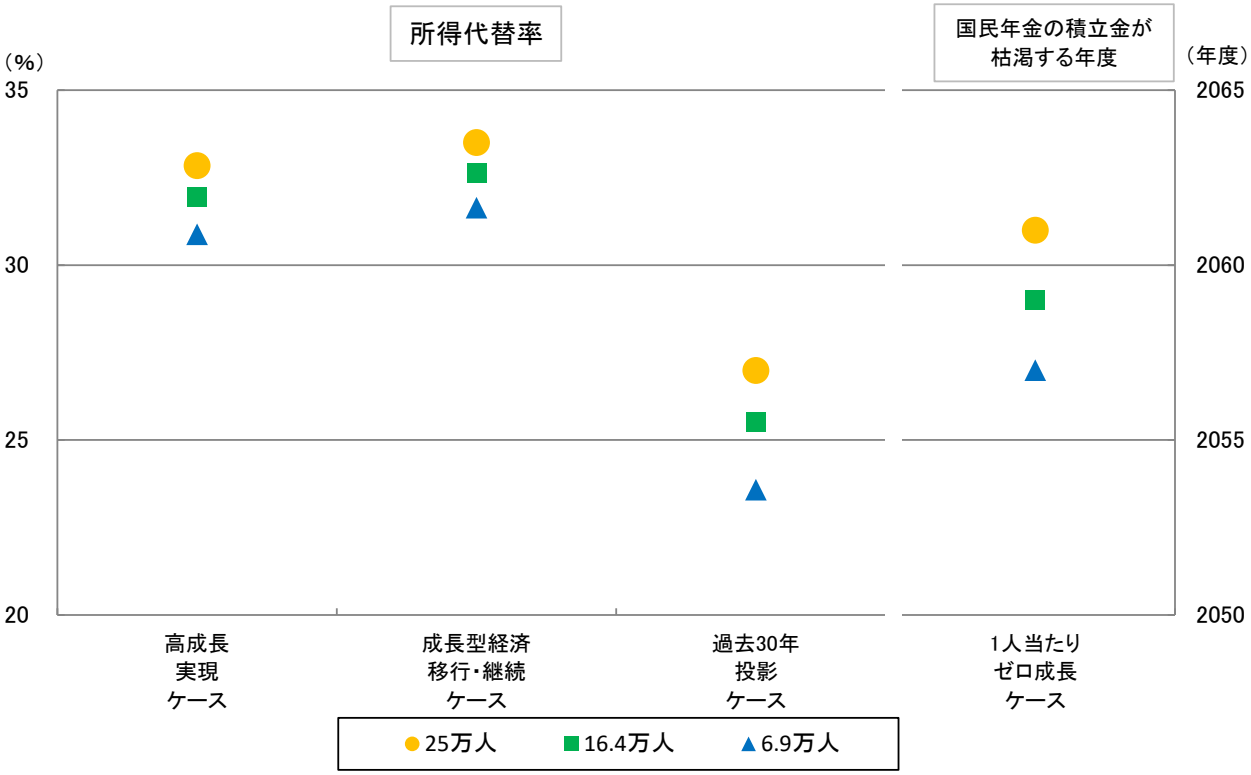

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度(右軸)を示している。

図表 1-4-12　入国超過数の前提を変更した場合の所得代替率の見通し【報酬比例部分】

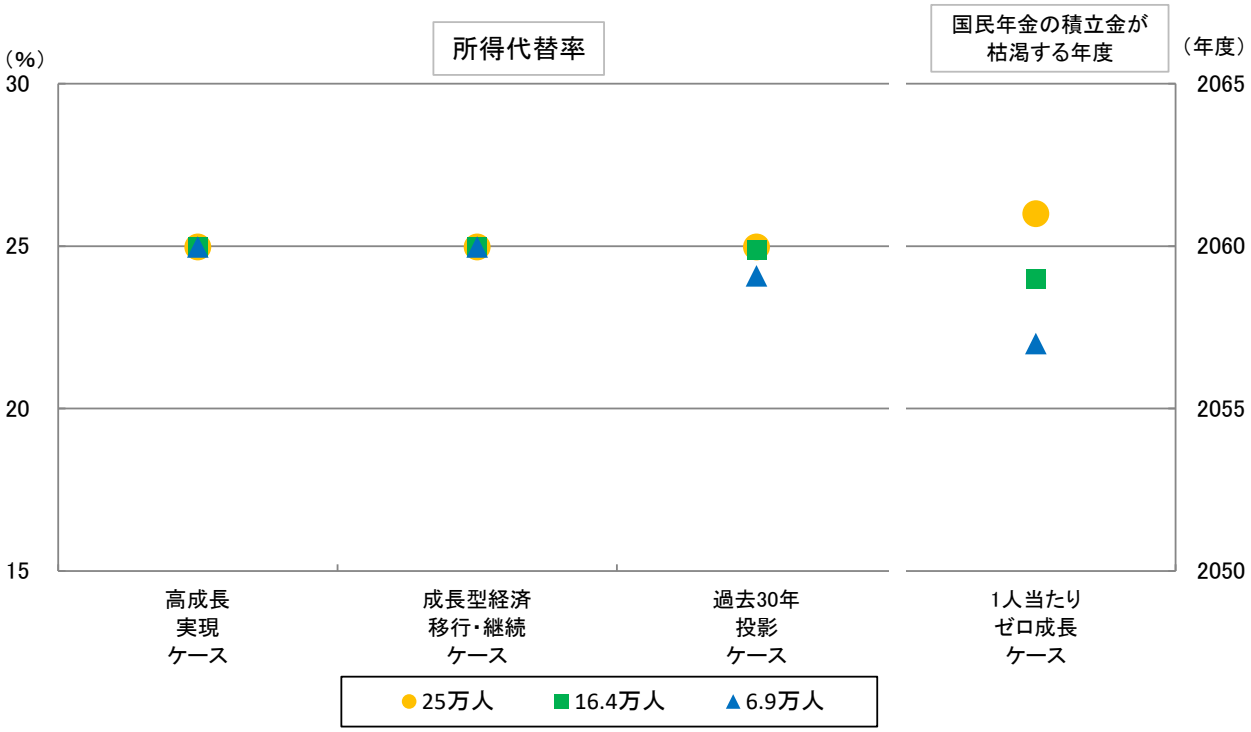

注 「1人当たりゼロ成長ケース」では、国民年金の積立金が枯渇する年度(右軸)を示している。

（４）経済の前提を変更した場合の考察

令和６(2024)年財政検証では経済について４通りの前提[51]を設定している（**図表 1-4-13** 参照)。経済の前提の違いによる所得代替率への影響は、人口の前提によって異なるが、高成長実現ケースから成長型経済移行・継続ケースになるとプラス 0.5～0.9%ポイント、成長型経済移行・継続ケースから過去３０年投影ケースになるとマイナス 6.0～9.6%ポイントであり、この多くは基礎年金部分から生じている（**図表 1-4-14～図表 1-4-16** 参照)。

図表 1-4-13　長期の経済前提（物価上昇率、賃金上昇率、運用利回り）

		将来の経済状況の仮定		＜長期の経済前提＞				参考（推計結果）	
		労働力率	全要素生産性(TFP)上昇率	物価上昇率	賃金上昇率（実質<対物価>）	運用利回り 実質<対物価>	運用利回り スプレッド<対賃金>	実質経済成長率	人口1人当たり実質経済成長率
高成長実現ケース	中長期試算成長実現ケースに接続	成長実現・労働参加進展シナリオ	1.4 %	2.0 %	2.0 %	3.4 %	1.4 %	1.6 %	2.3 %
成長型経済移行・継続ケース	中長期試算参考ケースに接続		1.1 %	2.0 %	1.5 %	3.2 %	1.7 %	1.1 %	1.8 %
過去30年投影ケース	中長期試算ベースラインケースに接続	成長率ベースライン・労働参加漸進シナリオ	0.5 %	0.8 %	0.5 %	2.2 %	1.7 %	▲0.1%	0.7 %
1人当たりゼロ成長ケース		一人当たりゼロ成長・労働参加現状シナリオ	0.2 %	0.4 %	0.1 %	1.4 %	1.3 %	▲0.7%	0.1 %

図表 1-4-14　経済前提を変更した場合の所得代替率の見通し【計】

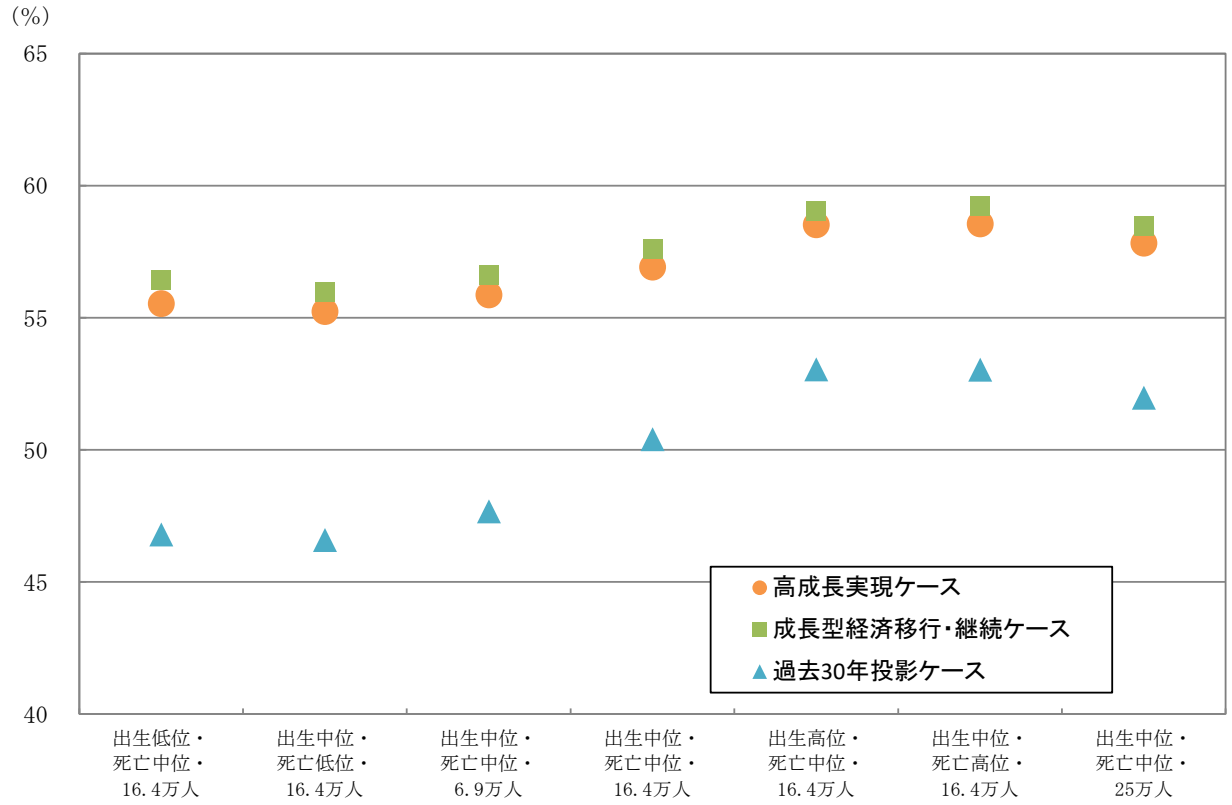

[51] １人当たりゼロ成長ケースは、人口の前提にかかわらず、機械的に給付水準調整を続けると、国民年金の積立金が 2056～2063 年度になくなり、完全な賦課方式に移行するため、グラフに表示していない。

図表 1-4-15　経済前提を変更した場合の所得代替率の見通し【基礎年金部分】

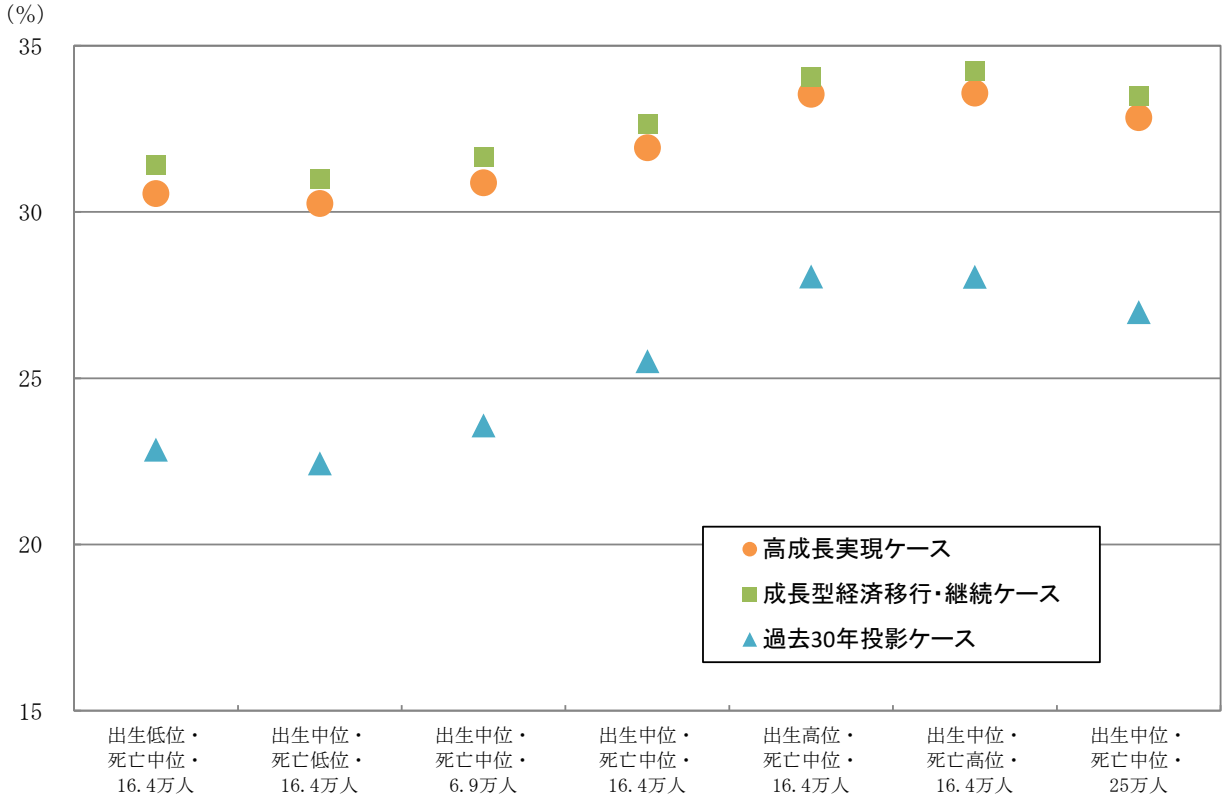

図表 1-4-16　経済前提を変更した場合の所得代替率の見通し【報酬比例部分】

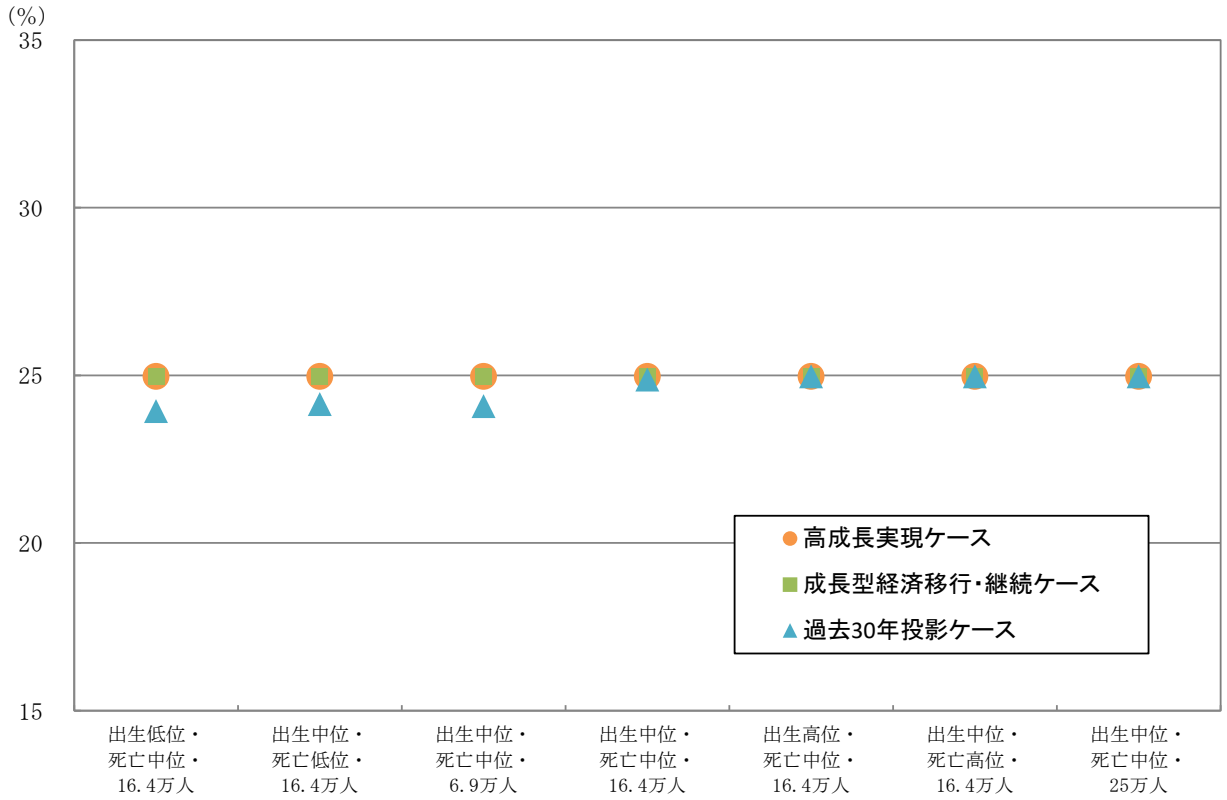

（経済前提を変動させた場合の感応度分析）

平成 16(2004)年以降の財政検証・財政再計算での経済前提は、足下の年度における設定については内閣府の試算に準拠し、その後の長期にわたる設定についてはマクロ経済との整合性の観点からコブ・ダグラス型の生産関数に基づいている。この間の長期の経済前提については、対物価での実質賃金上昇率と、対賃金での実質的な運用利回りは、全要素生産性（ＴＦＰ）上昇率を軸としつつ、労働力率や資本分配率・資本減耗率などを適宜組み合わせてマクロ経済に関する試算を行って設定されている。このため、賃金上昇率のみ、あるいは運用利回りのみが変化した場合の財政影響（いわゆる感応度）は、財政検証からは観察できない。そこで、こうした影響を把握するため、令和６(2024)年財政検証の成長型経済移行・継続ケースの長期の前提について、機械的に①対物価での実質賃金上昇率を上昇又は低下させた場合、②対賃金での実質的な運用利回り（スプレッド）を上昇又は低下させた場合の試算を行った。

その結果、成長型経済移行・継続ケースでは、実質賃金上昇率を 0.5%ポイント上昇させた場合は、所得代替率は 0.6%ポイント上昇し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は１年早まる結果となった。一方、実質賃金上昇率を 0.5%ポイント低下させた場合は、所得代替率は 1.0%ポイント低下し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は３年延長される結果となった。

実質的な運用利回り（スプレッド）を 0.5%ポイント上昇させた場合は、所得代替率は 1.9%ポイント上昇し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は５年早まる結果となった。一方、実質的な運用利回り（スプレッド）を 0.5%ポイント低下させた場合は、所得代替率は 2.1%ポイント低下し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は５年延長される結果となった（**図表 1-4-17**）。

過去 30 年投影ケースでは、実質賃金上昇率や実質的な運用利回り（スプレッド）を変動させた場合の影響が成長型経済移行・継続ケースよりも大きくなっており、実質賃金上昇率を 0.5%ポイント低下させた場合、機械的に給付水準調整を進めると、2104 年に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行する。（**図表 1-4-18**）。

図表 1-4-17　物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの感応度分析

【成長型経済移行・継続ケース】

	分析の基準：成長型経済移行・継続ケース	物価上昇率が変動した場合				賃金上昇率（実質）が変動した場合				運用利回り（スプレッド）が変動した場合			
		%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント
物価上昇率	2.0%	＋0.5	＋0.1	－0.1	－0.5								
賃金上昇率（実質）	1.5%					＋0.5	＋0.1	－0.1	－0.5				
運用利回り（スプレッド）	1.7%									＋0.5	＋0.1	－0.1	－0.5
	%	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント
所得代替率	57.6	－0.0	－0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.6	＋0.1	－0.2	－1.0	＋1.9	＋0.4	－0.4	－2.1
報酬比例部分	25.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0
基礎年金部分	32.6	－0.0	－0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.6	＋0.1	－0.2	－1.0	＋1.9	＋0.4	－0.4	－2.1
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2037	＋1	＋1	±0	±0	－1	±0	＋1	＋3	－5	－1	＋2	＋5
報酬比例部分	調整せず	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0	±0
基礎年金部分	2037	＋1	＋1	±0	±0	－1	±0	＋1	＋3	－5	－1	＋2	＋5

図表 1-4-18　物価上昇率、賃金上昇率、運用利回りの感応度分析

【過去 30 年投影ケース】

	分析の基準：過去30年投影ケース	物価上昇率が変動した場合				賃金上昇率（実質）が変動した場合				運用利回り（スプレッド）が変動した場合			
		%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント
物価上昇率	0.8%	＋0.5	＋0.1	－0.1	－0.5 ※1								
賃金上昇率（実質）	0.5%					＋0.5	＋0.1	－0.1	－0.5 ※2				
運用利回り（スプレッド）	1.7%									＋0.5	＋0.1	－0.1	－0.5
	%	%ポイント	%ポイント	%ポイント		%ポイント	%ポイント	%ポイント		%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント
所得代替率	50.4	＋1.1	＋0.3	－0.4	※1	＋2.4	＋0.7	－1.0	※2	＋2.6	＋0.6	－0.7	－3.3
報酬比例部分	24.9	＋0.1	＋0.0	－0.0	※1	＋0.1	＋0.1	－0.3	※2	＋0.1	＋0.1	－0.2	－0.8
基礎年金部分	25.5	＋1.0	＋0.3	－0.4	※1	＋2.3	＋0.6	－0.7	※2	＋2.5	＋0.5	－0.5	－2.5
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2057	－6	－3	＋3	※1	－10	－3	＋4	※2	－8	－2	＋1	＋7
報酬比例部分	2026	－2	－1	±0	※1	－2	－2	＋2	※2	－2	－2	＋1	＋5
基礎年金部分	2057	－6	－3	＋3	※1	－10	－3	＋4	※2	－8	－2	＋1	＋7

※1　物価上昇率を0.5%ポイント低下させた場合、機械的に給付水準調整を進めると、2098年に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。
※2　賃金上昇率（対物価）を0.5%ポイント低下させた場合、機械的に給付水準調整を進めると、2104年に国民年金の積立金がなくなり完全な賦課方式に移行。

（５）足下の積立金を変動させた場合等の考察

足下の積立金は、基本的には市場価格で評価した2022年度末実績に基づいている。この評価額は、金融市場の短期的な変動の影響を受けやすい性質がある。こうした影響を評価するためには、足下の積立金額による感応度を把握することも有用であることから、積立金が仮に10%増減した場合の試算を行った。

その結果、成長型経済移行・継続ケースでは、積立金が10%増加した場合は、所得代替率は1.5%ポイント上昇し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は４年短縮される結果となった。一方、積立金が10%減少した場合は、所得代替率は1.7%ポイント低下し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は５年延長される結果となった（**図表1-4-19**参照）。

また、過去30年投影ケースでは、成長型経済移行・継続ケースよりも積立金を変動した場合の影響が大きくなっている（**図表1-4-20**参照）。

図表1-4-19　足下の積立金の感応度分析【成長型経済移行・継続ケース】

	感応度分析の基準（成長型経済移行・継続ケース）	足下積立金（2022年度末）が変動した場合	
国民年金	足下積立金（2022年度末） 124,290 億円	足下積立金×1.1	足下積立金×0.9
厚生年金	2,454,778	足下積立金×1.1	足下積立金×0.9

所得代替率	57.6 %	＋1.5 %ポイント	－1.7 %ポイント
報酬比例部分	25.0	＋0.0	＋0.0
基礎年金部分	32.6	＋1.5	－1.7

給付水準調整終了年度	2037 年度	－4 年度	＋5 年度
報酬比例部分	調整せず	±0	±0
基礎年金部分	2037	－4	＋5

図表 1-4-20　足下の積立金の感応度分析【過去 30 年投影ケース】

	感応度分析の基準（過去30年投影ケース）	足下積立金（2022年度末）が変動した場合	
国民年金	足下積立金（2022年度末） 億円 124,290	足下積立金×1.1	足下積立金×0.9
厚生年金	2,454,778	足下積立金×1.1	足下積立金×0.9

所得代替率	% 50.4	%ポイント ＋2.2	%ポイント －2.9
報酬比例部分	24.9	＋0.1	－0.3
基礎年金部分	25.5	＋2.1	－2.6

給付水準調整終了年度	年度 2057	年度 －7	年度 ＋8
報酬比例部分	2026	－2	＋2
基礎年金部分	2057	－7	＋8

また、令和元(2019)年財政検証までは、足下の積立金については時価に基づく一時点の実績を参照していたが、財政検証の将来見通しの積立金や経済前提として設定する運用利回りについては、将来の短期的な時価の変動を織り込むことは困難である上、長期の平均的な姿を描くという財政検証の性質を踏まえ、令和６(2024)年財政検証では、過去実績の平均などとの乖離の状況にはよらず、足下の積立金について数理的評価（収益差平滑化方式）により平滑化したものを使うこととされた。

このことから、平滑化による影響を評価するため、積立金を時価評価した場合の試算との比較を行った。

その結果は**図表 1-4-21** のとおりであり、成長型経済移行・継続ケースでは、所得代替率は時価評価の方が 1.3%ポイント高く、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は３年短くなり、過去 30 年投影ケースでは、所得代替率は時価評価の方が 2.0%ポイント高く、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は６年短くなることが確認された。

図表 1-4-21　積立金を時価評価した場合との比較

	分析の基準（成長型経済移行・継続ケース）	積立金を時価評価した場合	分析の基準（過去30年投影ケース）	積立金を時価評価した場合
足下積立金（2022年度末）	億円	億円	億円	億円
国民年金	124,290	125,772	124,290	125,772
厚生年金	2,454,778	2,483,350	2,454,778	2,483,350
	%	%ポイント	%	%ポイント
所得代替率	57.6	＋1.3	50.4	＋2.0
報酬比例部分	25.0	＋0.0	24.9	＋0.1
基礎年金部分	32.6	＋1.3	25.5	＋1.9
	年度	年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2037	－3	2057	－6
報酬比例部分	調整せず	±0	2026	－2
基礎年金部分	2037	－3	2057	－6

（６）前提を変更した場合の各種指標の考察

（厚生年金の総合費用率の比較）

前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率をみたものが**図表 1-4-22** から **1-4-24** である。**図表 1-4-22** は、人口中位推計のときの経済前提の変更による影響をみたものである。また、**図表 1-4-23** 及び**図表 1-4-24** は、経済前提が成長型経済移行・継続ケースまたは過去 30 年投影ケースとしたときの人口前提の変更による影響をみたものである。

人口中位推計では、2040 年から 2060 年頃までは、経済が低迷するケースほど高い水準で推移するが、１人当たりゼロ成長ケースでは、積立金がなくなるため、2059 年度以降は保険料率に近い水準で一定となる。

人口の前提を変更した場合、いずれのケースにおいても出生の前提の変更による影響が最も大きく、その次に入国超過数の前提の変更による影響が大きくなっている一方で、死亡の前提の変更による影響がほとんどみられない。これは、例えば個々人の長寿化により、受給者数が増加することになったとしても、マクロ経済スライドによる給付水準の調整により給付水準が抑えられることから、厚生年金全体での総合費用には影響がほとんど生じていないためと考えられる。

以上のことから、厚生年金の総合費用率は被保険者数の見通しに大きく影響されることが分かる。

図表 1-4-22　経済の前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率の将来見通し【人口中位推計】

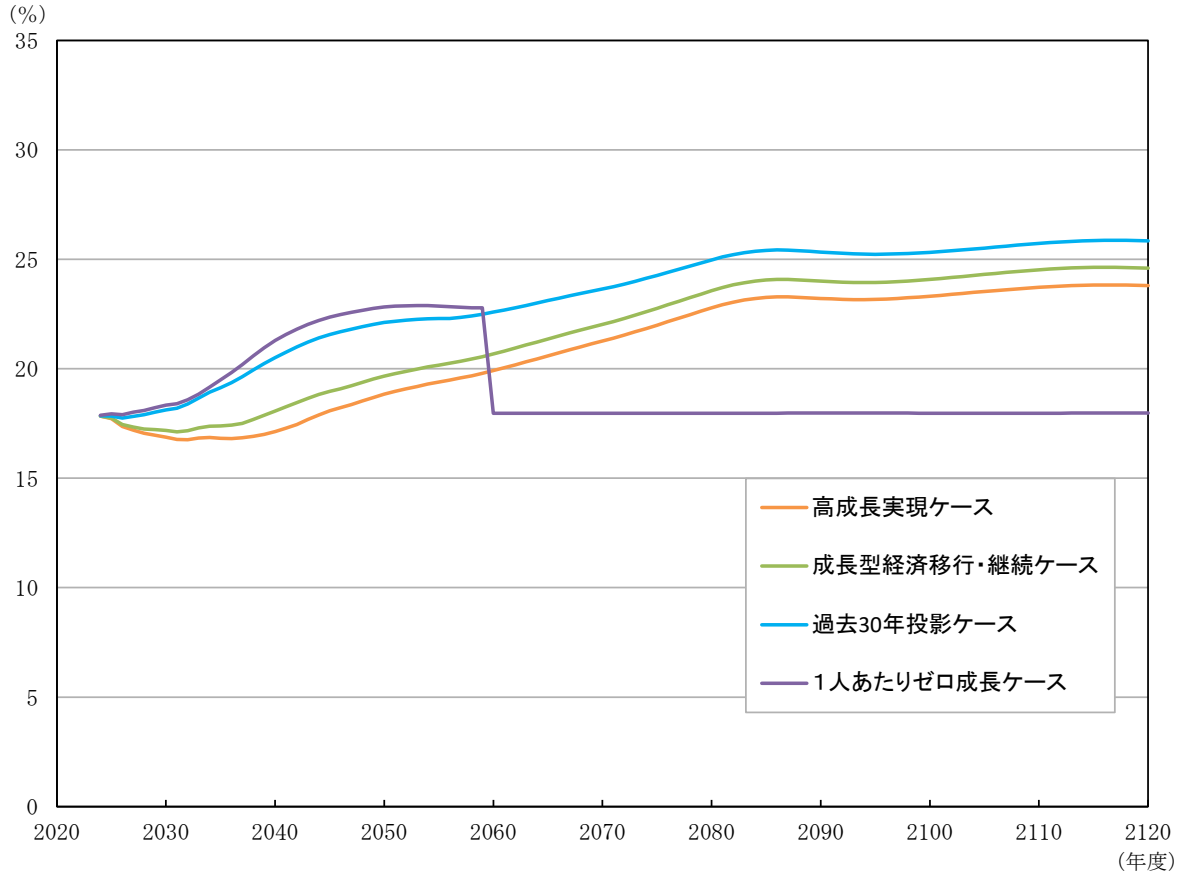

図表 1-4-23　人口の前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率の将来見通し

【成長型経済移行・継続ケース】

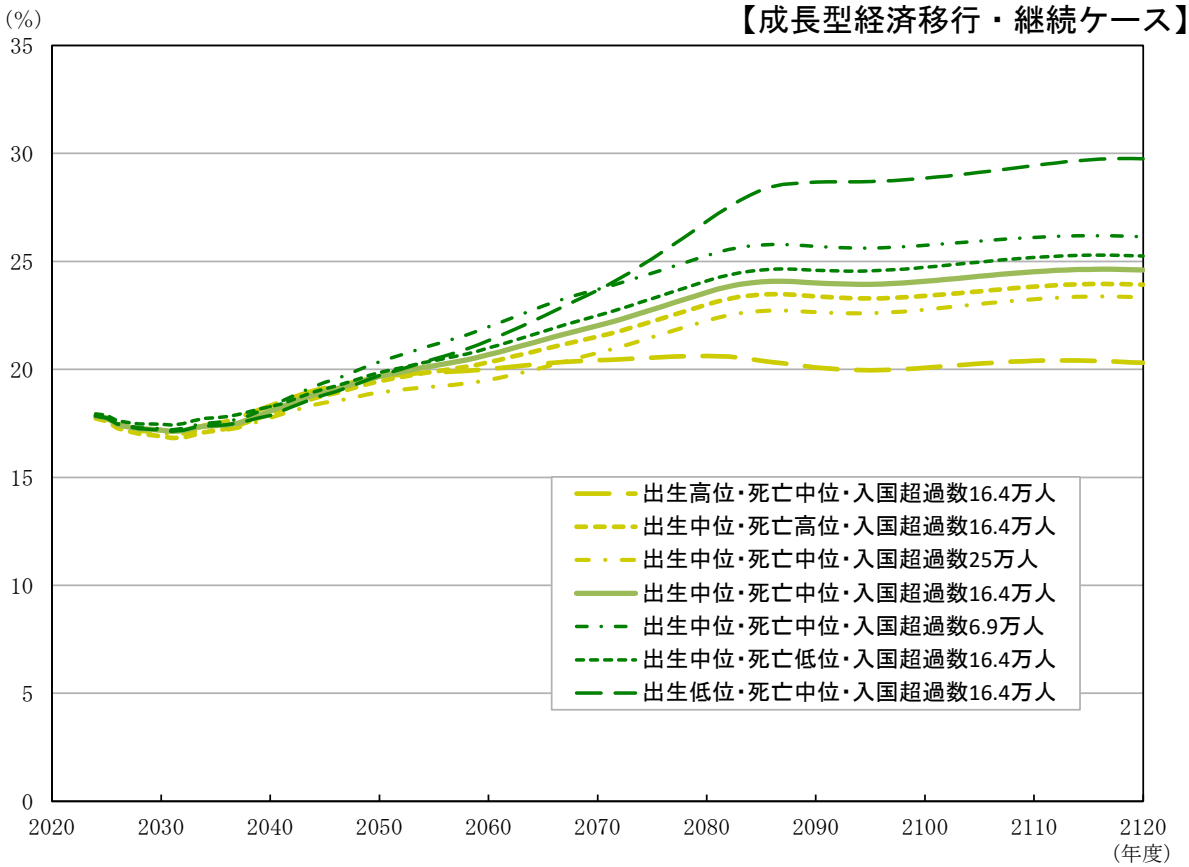

図表 1-4-24　人口の前提を変更した場合の厚生年金の総合費用率の将来見通し

【過去 30 年投影ケース】

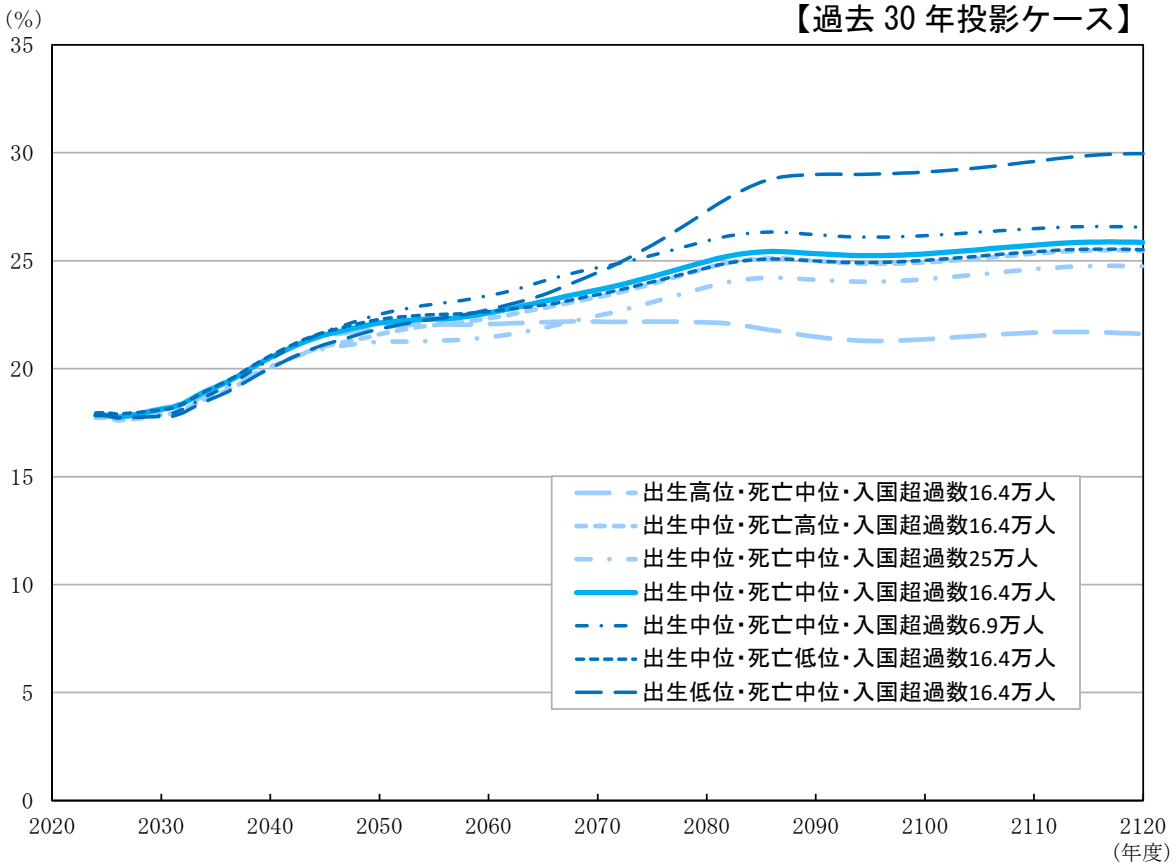

（国民年金の総合費用の保険料換算の比較）

前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算（2004 年価格）をみたものが**図表 1-4-25** から **1-4-27** である。

人口中位前提であれば、2040 年頃までは、経済が低迷するケースほど高い水準で推移するが、その後は、過去 30 年投影ケースでは、マクロ経済スライドによる給付水準調整が終了する 2057 年度までは総合費用の保険料換算が抑制されていき、1 人当たりゼロ成長ケースでは、マクロ経済スライドによる給付水準調整で総合費用の保険料換算が抑制され、積立金がなくなる 2059 年度以降は保険料に近い水準で一定となる。

人口の前提を変更した場合、成長型経済移行・継続ケースでは、2070 年頃までは出生が低迷するほど総合費用の保険料換算は低水準で推移するほかは、厚生年金の総合費用率の同様の傾向となっている。また、過去 30 年投影ケースでは、当初 2060 年頃までの間は死亡の前提が低水準である（つまり平均寿命がより長い）ほど、総合費用の保険料換算は高い水準で推移するが、その後は、マクロ経済スライドによる給付水準調整により、死亡の前提が低水準であるほど総合費用の保険料換算は低い水準となる。2070 年代以降は出生の前提による影響が大きく現れていき、出生が低迷するほど総合費用の保険料換算は高水準で推移する一方で、入国超過数の前提の変更の影響は遠い将来は小さくなる。

図表 1-4-25　経済の前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算（2024 年価格）の将来見通し【人口中位推計】

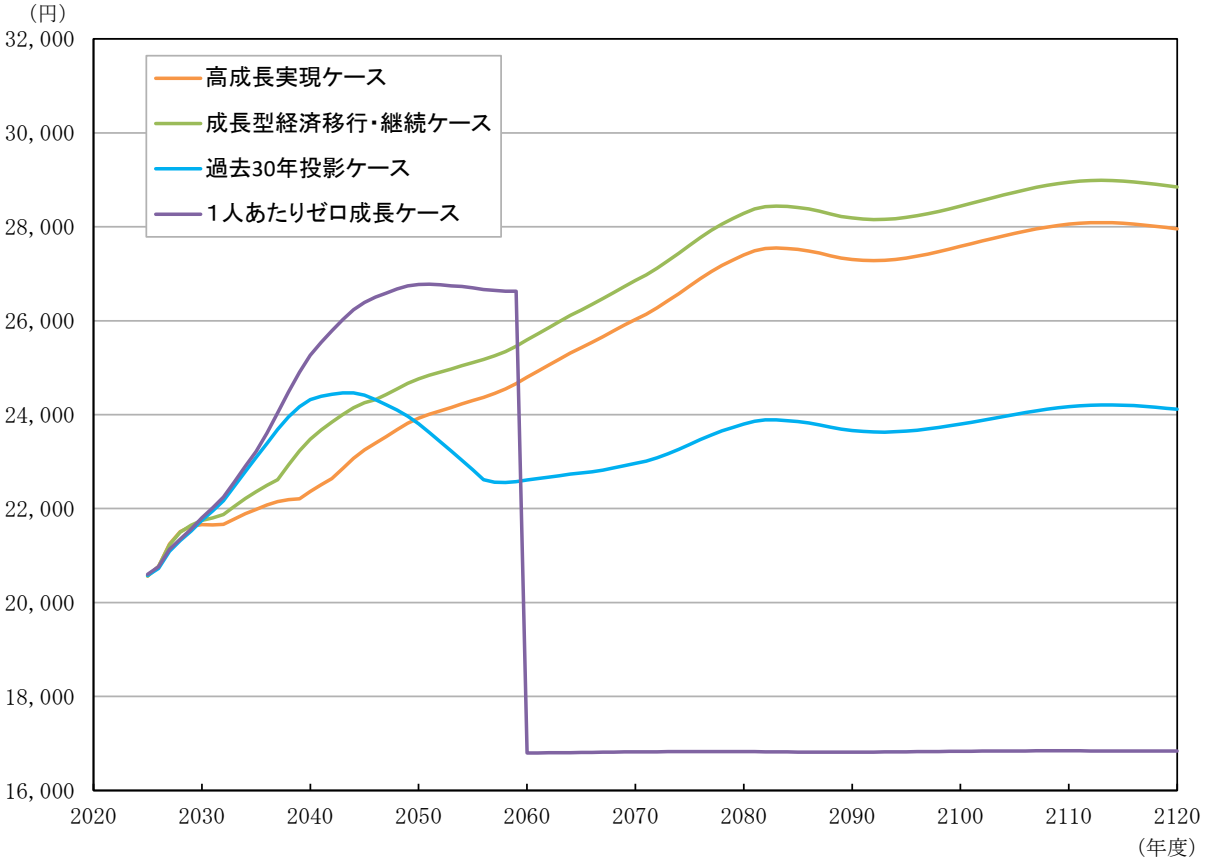

図表 1-4-26　人口の前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算（2024 年度）価格の将来見通し
【成長型経済移行・継続ケース】

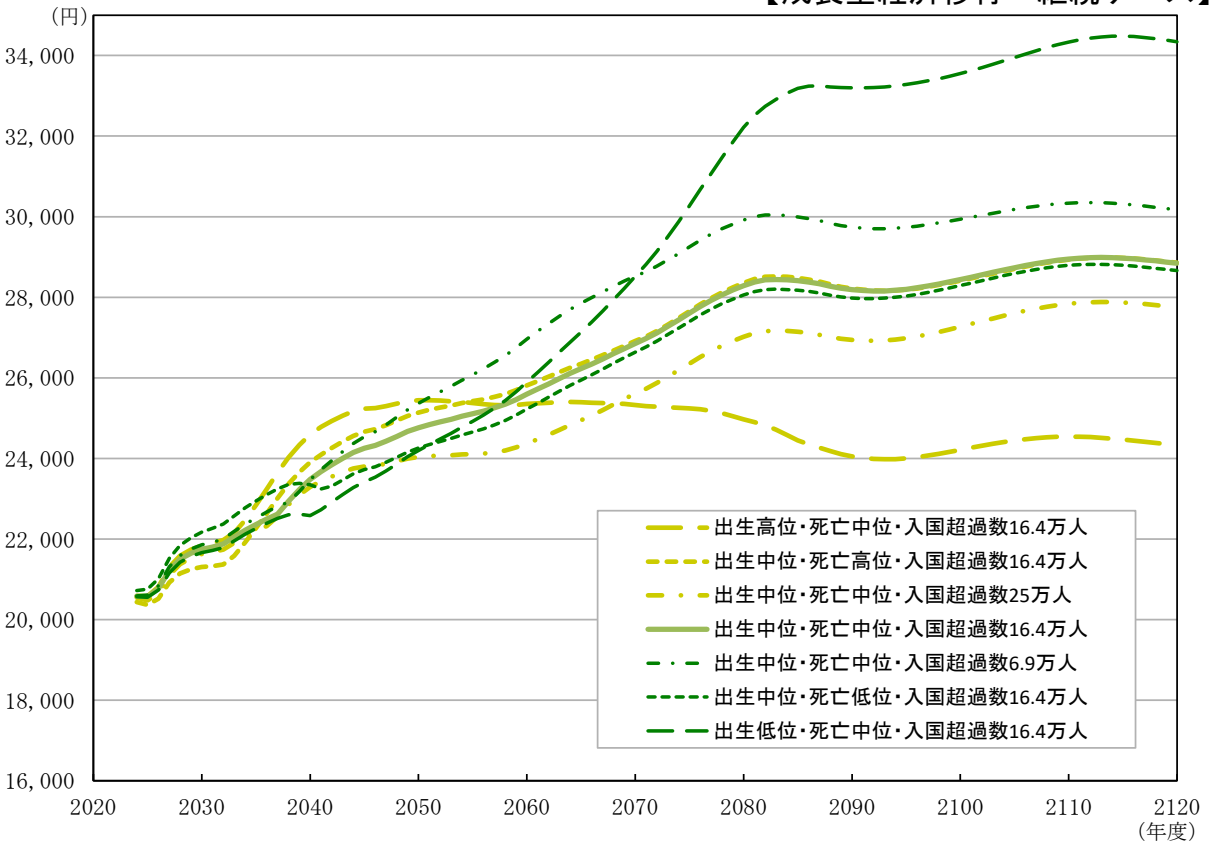

図表 1-4-27　人口の前提を変更した場合の国民年金の総合費用の保険料換算（2024 年度）価格の将来見通し
【過去 30 年投影ケース】

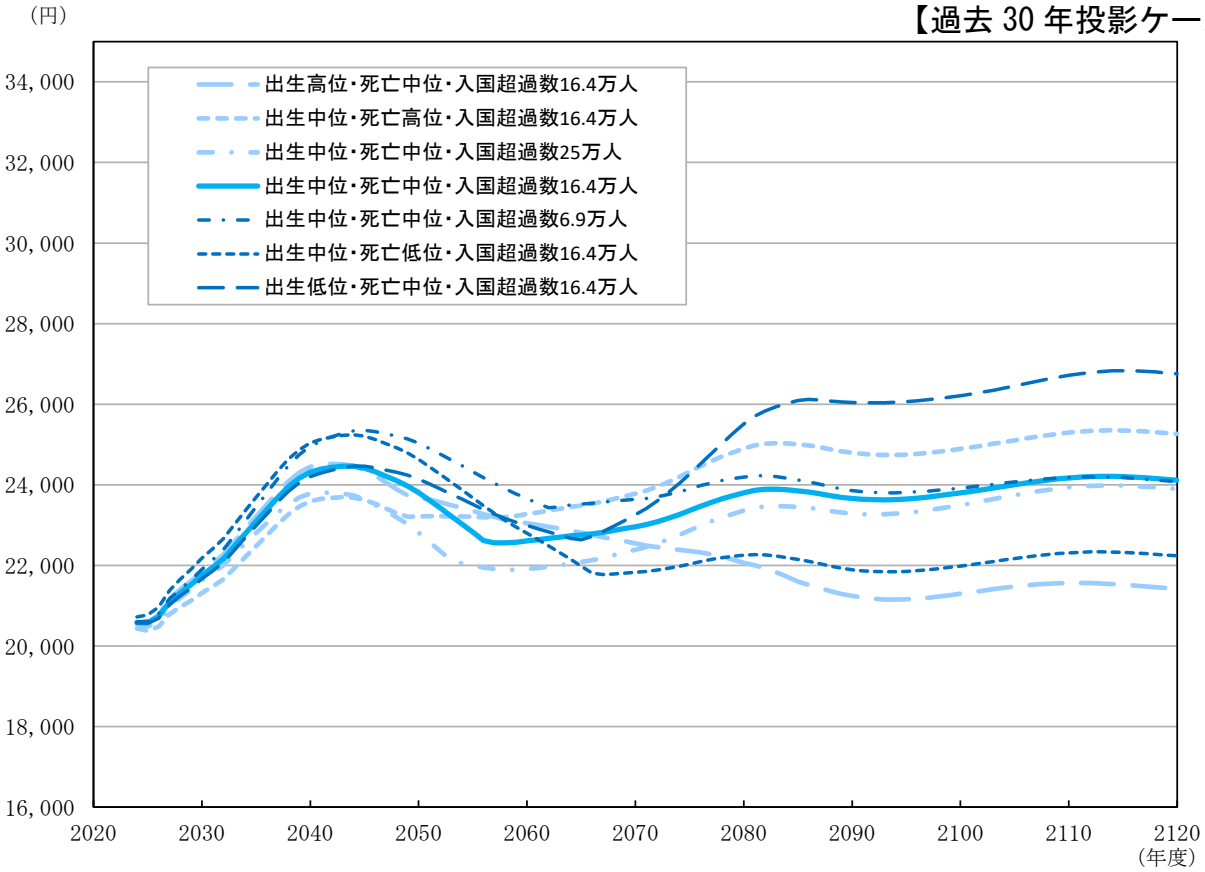

（被保険者数の感応度分析）

厚生年金の総合費用率の考察からわかるとおり、年金財政は被保険者数の動向にも大きく影響される。この点について、さらに深く分析するため、厚生年金被保険者数が仮に１％増加又は減少し、同人数の国民年金第１号被保険者が減少又は増加する場合の試算も行った。

その結果、成長型経済移行・継続ケースでは、厚生年金被保険者数（20～59 歳の第１号厚生年金被保険者数）を１％増加（国民年金第１号被保険者数を同人数減少）させた場合は、所得代替率は 0.9%ポイント上昇し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は２年短縮される結果となった。一方、厚生年金被保険者数（20～59 歳の第１号厚生年金被保険者数）を１％減少（国民年金第１号被保険者数を同人数増加）させた場合は、所得代替率は 0.８％ポイント低下し、マクロ経済スライドによる給付水準調整の終了年度は１年延長される結果となった（**図表 1-4-28** 参照）。

また、過去 30 年投影ケースでは、成長型経済移行・継続ケースよりも被保険者数を変動した場合の影響が大きくなっている（**図表 1-4-29** 参照）。

なお、この分析では、20～59 歳の被保険者を変化させた場合と、20 歳以上の被保険者を変化させた場合の２通りを考察したが、両者の差はほとんどなかった。

図表 1-4-28　被保険者数の感応度分析【成長型経済移行・継続ケース】

	感応度分析の基準（成長型経済移行・継続ケース）	厚生年金被保険者数が増加した場合		厚生年金被保険者数が減少した場合	
厚生年金	出生中位 死亡中位 外国人16万人流入 労働参加進展シナリオ	被保険者数×1.01（第１号厚生年金 20～59歳）	被保険者数×1.01（第１号厚生年金 20歳～）	被保険者数×0.99（第１号厚生年金 20～59歳）	被保険者数×0.99（第１号厚生年金 20歳～）
国民年金		国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ減少	20～59歳について国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ減少	国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ増加	20～59歳について国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ増加
	%	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント
所得代替率	57.6	＋0.9	＋0.8	－0.8	－0.8
報酬比例部分	25.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0	＋0.0
基礎年金部分	32.6	＋0.9	＋0.8	－0.8	－0.8
	年度	年度	年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2037	－2	－2	＋3	＋2
報酬比例部分	調整せず	±0	±0	±0	±0
基礎年金部分	2037	－2	－2	＋3	＋2

図表 1-4-29　被保険者数の感応度分析【過去 30 年投影ケース】

	感応度分析の基準（過去30年投影ケース）	厚生年金被保険者数が増加した場合		厚生年金被保険者数が減少した場合	
厚生年金	出生中位 死亡中位 外国人16万人流入 労働参加漸進シナリオ	被保険者数×1.01（第１号厚生年金 20～59歳）	被保険者数×1.01（第１号厚生年金 20歳～）	被保険者数×0.99（第１号厚生年金 20～59歳）	被保険者数×0.99（第１号厚生年金 20歳～）
国民年金		国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ減少	20～59歳について国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ減少	国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ増加	20～59歳について国民年金第１号を厚生年金被保険者の増加分だけ増加
	%	%ポイント	%ポイント	%ポイント	%ポイント
所得代替率	50.4	＋1.0	＋1.0	－1.0	－1.0
報酬比例部分	24.9	－0.0	－0.0	＋0.0	＋0.0
基礎年金部分	25.5	＋1.0	＋1.0	－1.0	－1.0
	年度	年度	年度	年度	年度
給付水準調整終了年度	2057	－3	－3	＋3	＋3
報酬比例部分	2026	±0	±0	－1	－1
基礎年金部分	2057	－3	－3	＋3	＋3

（収支比率の比較）

前提を変更した場合の収支比率をみたものが**図表 1-4-30** から**図表 1-4-35** までである。

厚生年金、国民年金ともに、財政状況が極めて厳しいケース（１人当たりゼロ成長ケース）では、2060 年までの間でも収支比率が 100%を超過している。このことは、2060 年までの間に収支比率が継続的に 100%を超える状況となれば、年金財政が相当厳しい状況にあることを示唆している可能性がある。

過去 30 年投影ケースでは厚生年金は 2070 年頃、国民年金は 2060 年頃に収支比率が 100%を超える。また、高成長実現ケース、成長型移行・継続ケースでは、厚生年金の収支比率は全期間にわたって下降していく一方、国民年金は 2040 年頃から上昇していき、2100 年頃には 100%を超える。

人口の前提を変更した場合の収支比率をみると、厚生年金では過去 30 年投影ケースで遠い将来の差が大きくなっているが、国民年金では、成長型経済移行・継続ケースで若干遠い将来の差が大きくなっている。

なお、過去 30 年投影ケースで死亡の前提が低水準であるほど収支比率が低水準となるのは、マクロ経済スライドによる給付水準調整により給付水準が抑えられる影響が大きいためと考えられる。

図表 1-4-30　経済前提を変更した場合の厚生年金の収支比率の将来見通し【人口中位推計】

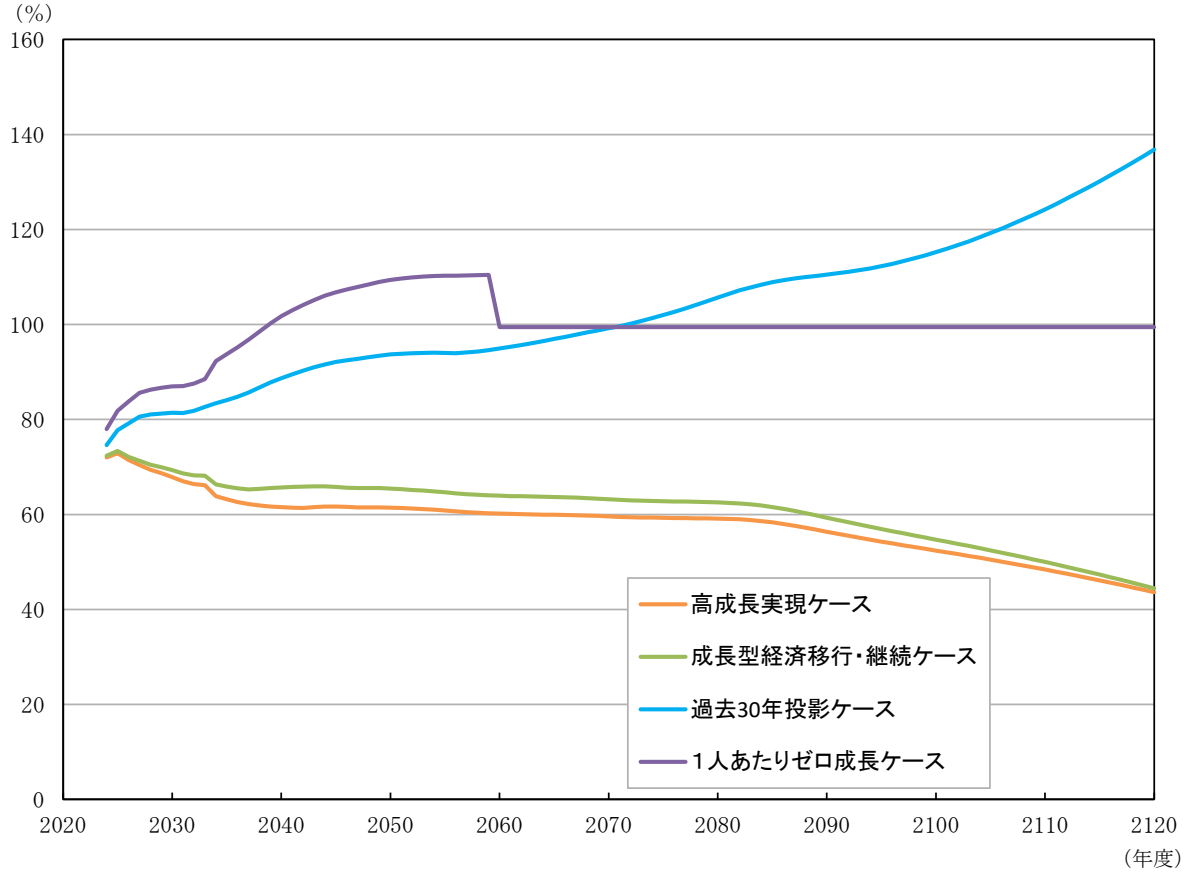

図表 1-4-31　人口の前提を変更した場合の厚生年金の収支比率の将来見通し

【成長型経済移行・継続ケース】

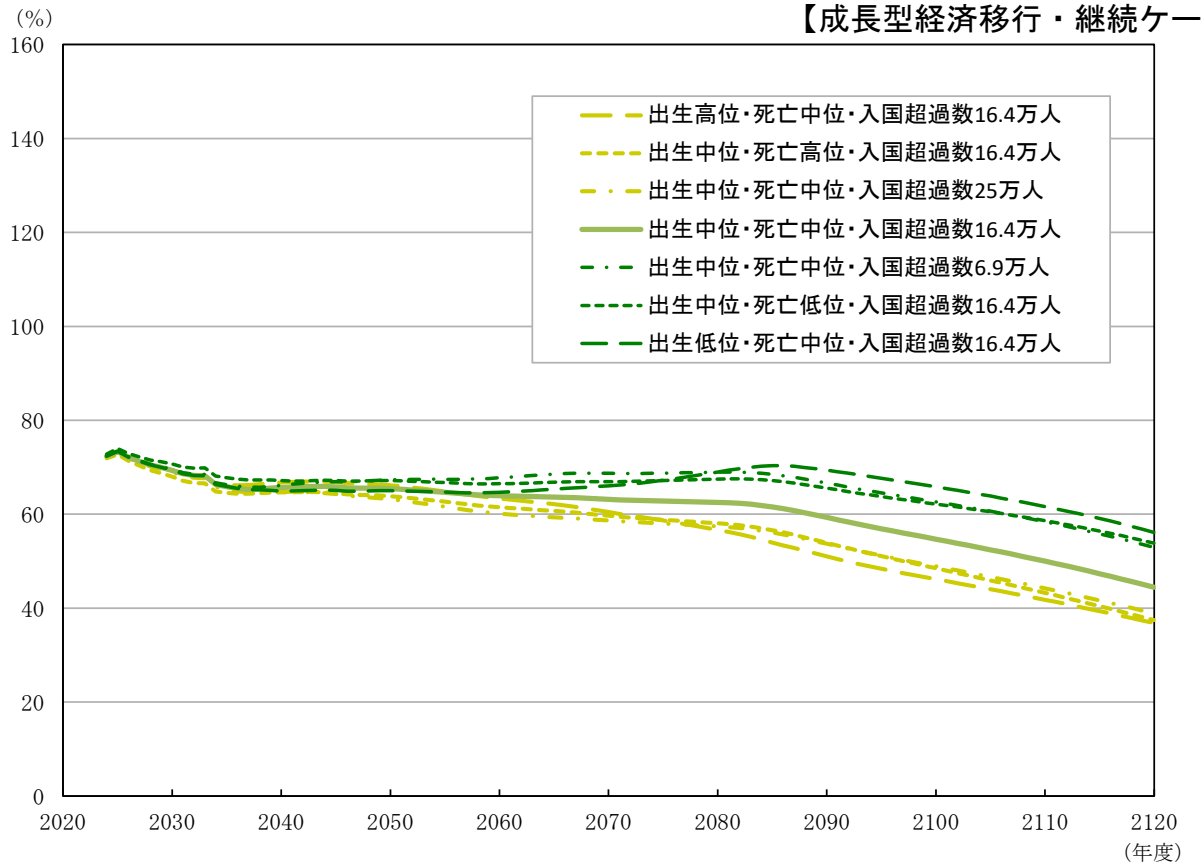

図表 1-4-32　人口の前提を変更した場合の厚生年金の収支比率の将来見通し

【過去 30 年投影ケース】

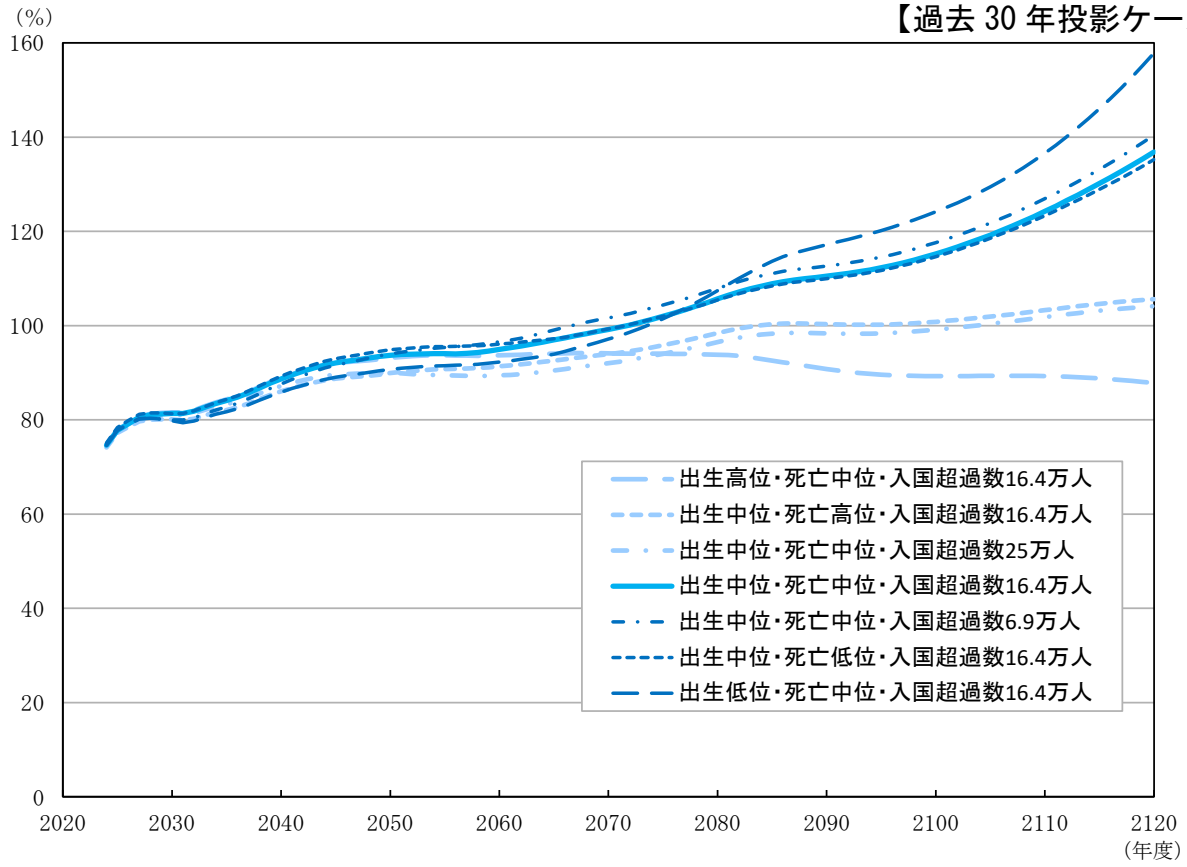

図表 1-4-33　経済前提を変更した場合の国民年金の収支比率の将来見通し【人口中位推計】

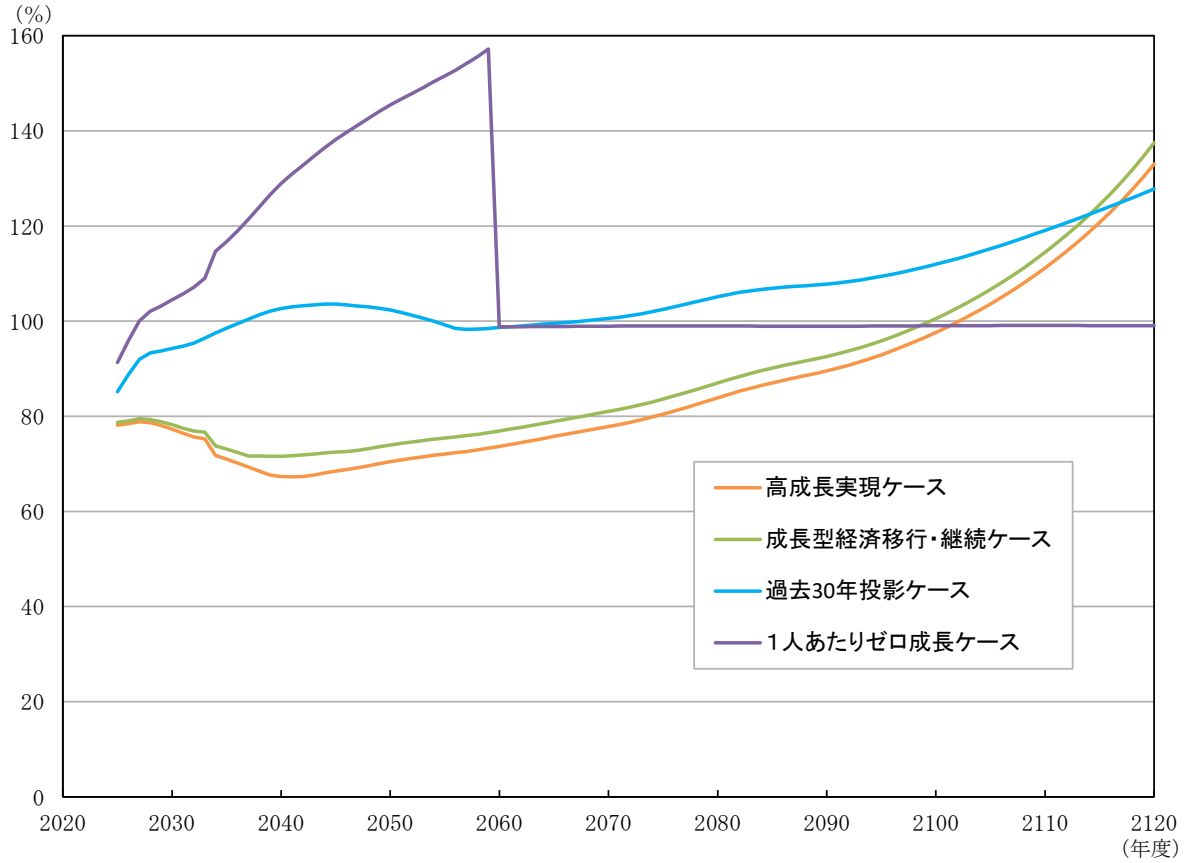

図表 1-4-34　人口の前提を変更した場合の国民年金の収支比率の将来見通し

【成長型経済移行・継続ケース】

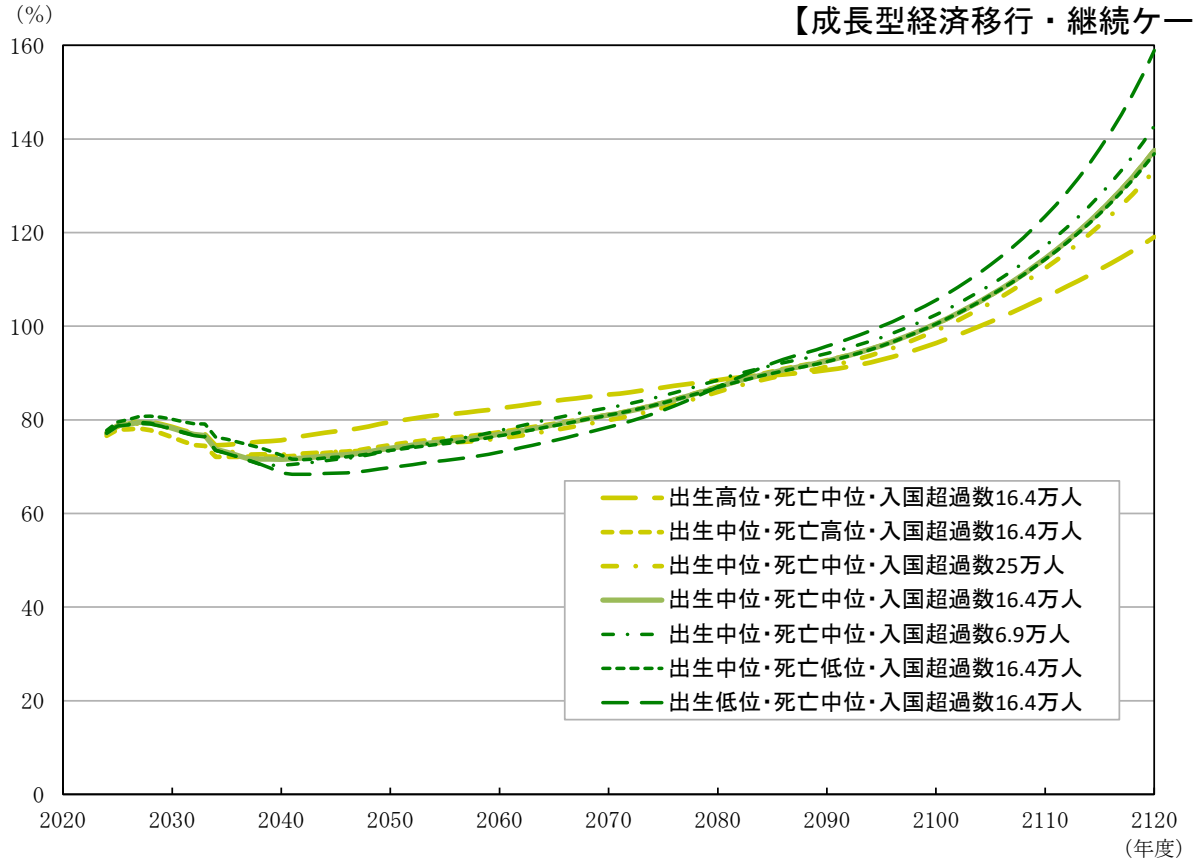

図表 1-4-35　人口の前提を変更した場合の国民―年金の収支比率の将来見通し

【過去 30 年投影ケース】

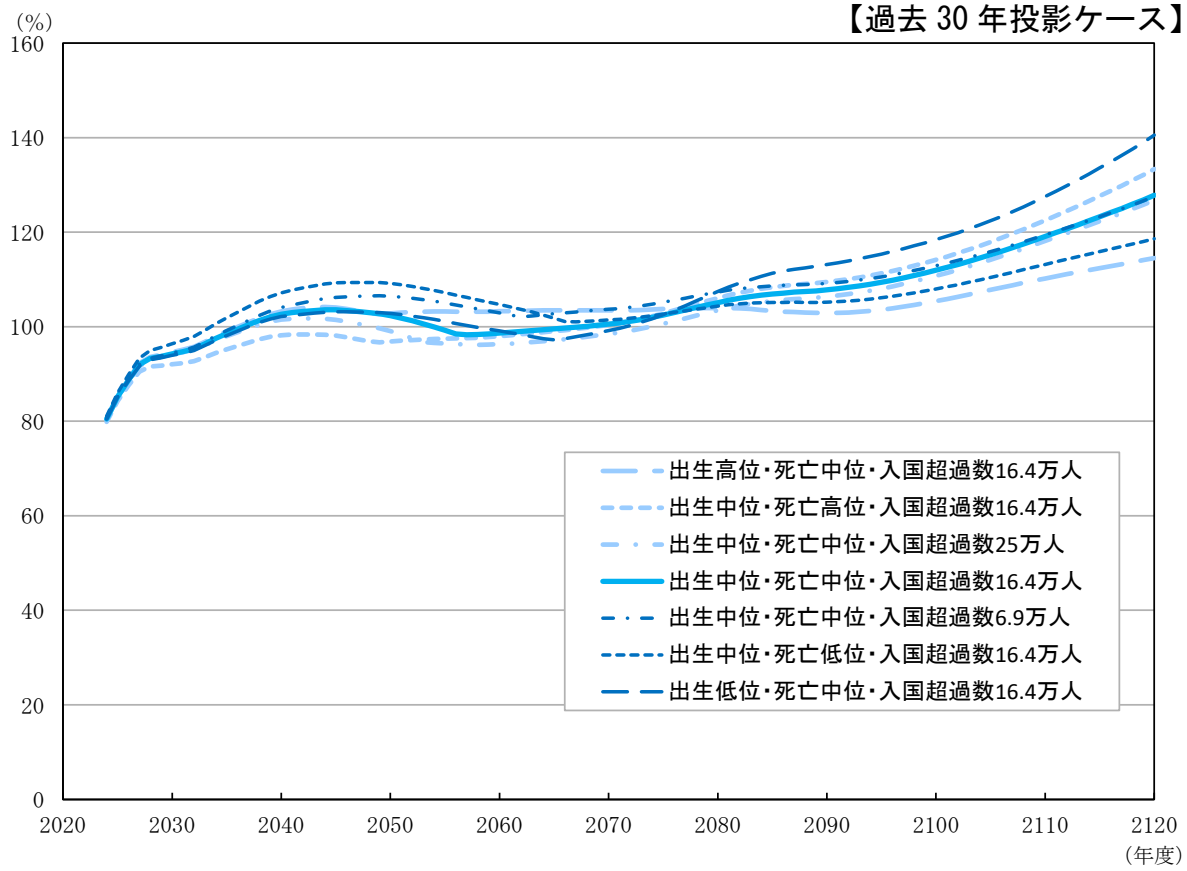

（７）財政検証結果に含まれる不確実性と感応度分析の留意点

令和６(2024)年財政検証の前提を変更した場合について考察してきたところであるが、前提の相違による影響と感応度分析の結果を給付水準調整後の所得代替率でみると、その影響の多くは以下の理由により基礎年金部分から生じていることに留意が必要である。

前提の相違による影響と感応度分析の結果を給付水準調整後の所得代替率でみると、その影響の多くは基礎年金部分から生じている理由として考えられるのは、一つは、基礎年金部分の給付水準調整が先に決まり、その後に報酬比例部分の給付水準調整が決まる仕組みであること、そしてもう一つは、基礎年金部分の給付水準調整がより遠い将来まで続く見通しとなっていることである。

前者については、基礎年金部分、報酬比例部分ともに給付水準調整が必要な場合であっても、厚生年金では基礎年金部分と報酬比例部分の財政が一体となっていることから、基礎年金部分の給付水準調整で得られた財政効果が報酬比例部分に充てられ、結果として報酬比例部分の給付水準調整が緩やかになる（出生中位・死亡中位・入国超過数 16.4 万人・成長型経済移行・継続ケースでは給付水準調整は不要）ためである。

後者については、給付水準調整がより遠い将来になると、給付の規模[52]が小さくなることから同じ財政効果を得るためには給付水準調整の程度をより大きくする必要があるとともに、給付水準調整が遅れる分、給付水準が調整されるまでの間により多くの積立金が取り崩され、その運用の機会を失うことになることから、財政を均衡させるためにはその分の給付水準調整を行わなければならないためと考えられる。

[52] ここでは、賃金で割り戻した 2004 年度価格でみた給付の規模を指している。